東みよし町地域防災計画

第６版

令和８年３月

東みよし町防災会議

目　次

【共通対策編】

章		節		頁
第１章	総則	第１節	計画の目的	1
		第２節	地勢，地質及び気象	1
		第３節	用語	3
		第４節	計画の構成	4
		第５節	計画の基本方針	4
		第６節	計画の修正	5
		第７節	計画の周知徹底	5
		第８節	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第２章	災害予防	第１節	防災知識の普及・啓発	16
		第２節	防災訓練計画	21
		第３節	緊急輸送体制の整備	25
		第４節	自主防災組織の育成	28
		第５節	ボランティア受入体制の整備	35
		第６節	企業防災の促進	39
		第７節	要配慮者支援体制の充実	40
		第８節	避難行動要支援者対策	44
		第９節	帰宅困難者等対策	48
		第１０節	広域応援・受援体制の整備	49
		第１１節	情報通信機器・施設の運用・管理	50
		第１２節	防災拠点施設等の整備	54
		第１３節	物資等の備蓄体制の整備	56
		第１４節	孤立集落対策	60
		第１５節	ライフライン途絶への備え	61
		第１６節	災害廃棄物の処理体制の整備	63
		第１７節	事前復興の取組	64
		第１８節	被災者支援体制の整備	66
第３章	災害応急対策	第１節	災害応急対策の流れ	68
		第２節	活動体制	71
		第３節	情報通信	81
		第４節	災害情報の収集・伝達	91
		第５節	災害広報	96
		第６節	自衛隊災害派遣要請	99

第３章	災害応急対策	第７節	防災関係機関応援要請	103
		第８節	災害救助法の適用	107
		第９節	避難対策の実施	111
		第１０節	避難所外避難者の支援対策	123
		第１１節	交通確保対策	125
		第１２節	緊急輸送対策	130
		第１３節	消防防災ヘリコプター等の活用	132
		第１４節	消火活動等の実施	134
		第１５節	救出・救助対策	143
		第１６節	医療救護活動	145
		第１７節	飲料水・食料及び物資等の供給	149
		第１８節	保健衛生，防疫，遺体の火葬等の実施	156
		第１９節	要配慮者支援対策の実施	165
		第２０節	動物救済対策	168
		第２１節	災害廃棄物の処理	169
		第２２節	住宅の確保	178
		第２３節	障害物の除去	182
		第２４節	ボランティア活動の支援	184
		第２５節	義援金品・義援物資の受入・配分	186
		第２６節	公共土木施設等の応急対策	188
		第２７節	教育対策	194
		第２８節	労務供給	199
第４章	災害復旧・復興	第１節	復旧・復興の基本方針	201
		第２節	公共施設災害復旧事業計画	201
		第３節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	202
		第４節	被災者の生活再建等の支援	203
		第５節	被害家屋調査・り災証明発行計画	210
		第６節	計画的復興	212

【南海トラフ地震対策編】

章		節		頁
第１章	総則	第１節	計画の性格	216
		第２節	被害想定	216
		第３節	地震対策行動計画の推進	224

第２章	災害予防	第１節	建築物等の耐震化	225
		第２節	土砂災害等予防対策	230
		第３節	水道施設の整備	236
		第４節	危険物等災害予防対策	238
		第５節	避難対策の充実	240
		第６節	火災予防対策	243
		第７節	自治体業務継続計画（ＢＣＰ）	247
		第８節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	248
		第９節	地震災害に関する調査研究	250
第３章	災害応急対策	第１節	応急対策活動	251
		第２節	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	251

【活断層周辺の地震対策編】

章		節		頁
第１章	総則	第１節	計画の性格	259
		第２節	被害想定	259
第２章	災害予防	第１節	活断層の変位による災害の予防	264
		第２節	建築物等の耐震化	265
		第３節	土砂災害等予防対策	265
		第４節	水道施設の整備	265
		第５節	危険物等災害予防対策	265
		第６節	火災予防対策	265
		第７節	避難対策の充実	265
		第８節	自治体業務継続計画（ＢＣＰ）	265
		第９節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	265
		第１０節	地震災害に関する調査研究	265

【風水害対策編】

章		節		頁
第１章	災害予防	第１節	水害予防対策	266
		第２節	風害予防対策	269
		第３節	土砂災害等予防対策	269
		第４節	宅地防災対策	273
		第５節	農業用ため池対策	274

第１章	災害予防	第６節	建築物災害予防対策	274
		第７節	雪害予防対策	275
		第８節	気象業務の整備	275
第２章	災害応急対策	第１節	水防活動の実施	297
		第２節	土地改良区等における災害応急対策	299

【大規模事故等災害対策編】

章		節		頁
第１章	鉄道災害対策	第１節	災害予防	300
		第２節	災害応急対策	301
第２章	道路災害対策	第１節	災害予防	304
		第２節	災害応急対策	306
第３章	危険物等災害対策計画	第１節	災害予防	309
		第２節	災害応急対策	312
第４章	大規模な火事災害対策計画	第１節	災害予防	315
		第２節	災害応急対策	317
第５章	林野火災対策	第１節	災害予防	319
		第２節	災害応急対策	321
第６章	原子力災害対策	第１節	総則	324
		第２節	事前対策	325
		第３節	緊急事態応急対策	327
		第４節	中長期対策	329

共通対策編

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき，東みよし町（以下「町」という。）の地域に係る災害対策に関し，次の事項について定め，もって防災の万全を期するものとする。

1　町及び町の区域を管轄する指定地方行政機関，徳島県（以下「県」という。），指定公共機関，指定地方公共機関，自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の対処すべき事務又は業務の大綱

2　防災施設の新設又は改良，防災のための調査研究，教育及びその他の災害予防の計画

3　災害に関する注意報又は警報の伝達，情報の収集及び伝達，避難，消火，水防，救難，救助，衛生その他の災害応急対策計画

4　災害復旧に関する計画

5　その他必要な計画

第２節　地勢，地質及び気象

第１　地勢

東みよし町は徳島県の北西部で四国のほぼ中央部に位置し，北は香川県，東はつるぎ町，西・南は三好市と接している。本町は，西から東へと流れる吉野川を挟み三三大橋でつながり，北に阿讃山脈，南に四国山地と急峻な山々に囲まれている。これらの山々を水源とする黒川原谷川・小川谷川等が南流し，加茂谷川・山口谷川が北流し，吉野川に合流して豊かな水と緑に恵まれた地域となっている。

また，吉野川に沿って広がる肥沃な平野部の中心を，旧三加茂町側に国道 192 号，JR 徳島線，旧三好町側に徳島自動車道，県道鳴門池田線がほぼ平行に走り，その周辺部を中心に街並みが形成されている。

第２　地質

本県は，東西に伸びる帯状の地体構造を呈し，北方から中央構造線～御荷鉾構造線～仏像構造線の大断層によって，和泉層群・三波川帯・秩父帯・四万十層群の地層に区分される。

本町は，吉野川北岸を河川に沿って中央構造線があり，それを挟んで旧三好町が和泉層群，旧三加茂町が三波川帯に属している。

和泉層群は阿讃山脈に沿って東西に延びており，この南縁には南西日本南帯と外帯を境する中央構造線が走っており，吉野川北岸に沿ってその露頭がみられる。和泉層群は厚い砂岩，砂岩泥岩，泥岩層よりなっている。

三波川帯は四国山地北斜面に当たり，古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩で，主に緑色片岩・石英片岩・黒色片岩・砂質片岩・礫質片岩よりなる。また，三波川帯には地すべり地が多く，特に無点紋結晶片岩を構成する地帯や御荷鉾構造線に沿う地帯には，地すべり地が密集している。

北岸の阿讃山脈南端の急崖の麓には，隆起した洪積扇状地，河岸段丘が発達している。また，南岸では，中央構造線に平行またはそれと収敏する数多くの断層が比較的少なく段丘や扇状地の変位は北岸に比べて著しく少ない。

図１．本県の地体構造区分

第３　活断層

県西部地域で内陸型地震が発生した場合，本町に大きな影響を与えると思われる断層は，吉野川沿岸の中央構造線活断層系沿いのものである。それらの活断層のうち多くは吉野川北岸を東西に横切っているが，南岸にはほとんど存在していない。

中央構造線は，我が国を 900 ㎞にわたり縦走する第一級の大断層で，四国では徳島市から吉野川に沿って三好市に至り，更に川之江・西条・砥部を経て，九州に伸びている。地質的には，和泉層群と三波川結晶片岩類とを画するもので，規模の大きい破砕帯が形成され，特に和泉層群の破砕化が著しく進んでいる。

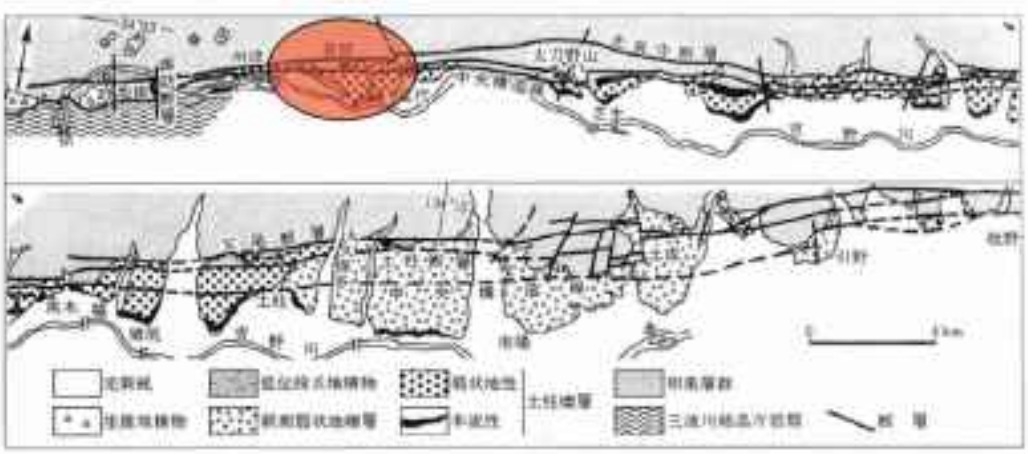

図２．吉野川北岸の地質図(須鎗・阿子島、1990)

第４　気象

徳島県は大きく２つの気候区に大別され，北部（特に西部）は瀬戸内気候に属し，南部は太平洋気候に属している。本町は，県の北西部に位置することから瀬戸内気候に属している。

徳島県内の年平均降水量の分布で，最も降水量が多いのは，南部地方で約 3000～3500mm，福原旭（ふくはらあさひ）観測所および木頭（きとう）観測所で約 3000mm，宍喰（ししくい）観測所で約 3200mm となっている。一方，最も少ないのは剣山（つるぎさん）の北側の穴吹（あなぶき）観測所で約 1300mm，池田（いけだ）観測所で約 1400mm となっている。剣山系を境として，県北部の降水量は県南部の降水量の２分の１以下となり，雨の多い年には剣山系南側では，4000～5000mm に達することもあり，また，干ばつの年には剣山系北側では，800～900mm のこともある。

徳島県内各地の年平均気温は，県東部の海岸地方では約 16℃で，県西部の山沿い地方に向かうに従い，次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷地にあたる剣山周辺（剣山山頂は除く）の山麓地方の年平均気温は約 12℃で，海岸地方と比べ 4℃の差がある。月平均気温の差は，夏は小さく，冬は大きくなり，ときには 7℃にも達することもある。

第３節　用語

この計画において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

１　法とは，災害対策基本法をいう。

２　県本部（長）とは，徳島県災害対策本部（長）をいう。

３　県支部（長）とは，徳島県災害対策本部の支部（長）をいう。

４　県現地災害対策本部(長)とは,徳島県災害対策本部の現地災害対策本部(長)をいう。
５　町本部（長）とは，町災害対策本部（長）をいう。
６　町現地本部（長）とは，町現地災害対策本部の現地本部（長）をいう。
７　本計画とは，東みよし町地域防災計画をいう。
８　県計画とは，徳島県地域防災計画をいう。

第４節　計画の構成

本計画は，町の気象，地勢その他地域の特性によっておこりうる災害の危険を想定し，これらを基礎とするとともに，町内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成するものである。

なお，本計画の構成は，次のとおりである。

１　共通対策編
　各編に共通する総則，災害予防，災害応急対策，災害復旧・復興
２　南海トラフ地震対策編
　南海トラフ地震による災害対策
３　活断層周辺の地震対策編
　活断層周辺の地震による災害対策
４　風水害対策編
　風水害による災害対策
５　大規模事故等災害対策編
　鉄道対策，道路事故，危険物等事故，大規模な火事，林野火災，原子力事故対策
６　資料編
　各編に付属する各種資料

第５節　計画の基本方針

本計画は，これまでの風水害や地震災害等の経験を踏まえ，災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり，災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし，たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し，防災機関がとるべき災害予防，災害応急対策，災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり，各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め，その具体的推進に努めるものとする。

第６節　計画の修正

本計画は，毎年 4 月 1 日現在をもって検討を加え，必要な修正をするとともに，随時必要があると認めたときはすみやかに修正するものとする。

第７節　計画の周知徹底

町防災会議の会長は，本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため，町の区域を管轄する指定地方行政機関の長，県及びその他の執行機関，指定地方公共機関，公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し，本計画の周知徹底を図るものとする。

第８節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町の区域を管轄する指定地方行政機関，県，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は，次のとおりとする。

第１　町

町は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として，町の地域並びに地域住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，指定地方行政機関，県，指定公共機関，指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。

町は，県に準じた次の対策を樹立し，災害に対処するものであるが，災害救助法発令後は，知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

1　町防災会議に関する事務
2　防災組織の整備
3　防災訓練の実施
4　防災に関する物資及び資材の備蓄，整備及び点検
5　防災に関する施設及び設備の整備及び点検
6　町の地域の災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査
7　住民等に対する災害広報
8　警報の伝達並びに避難指示
9　消防・水防その他の応急措置
10　被災者の救難，救助，その他の保護
11　災害を受けた児童，生徒の応急の教育
12　食料，医薬品，その他の物資の確保

13　施設及び設備の応急の復旧
14　清掃，防疫その他の保健衛生
15　緊急輸送等の確保
16　災害復旧の実施
17　町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
18　ボランティアに関する事項
19　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

第２　県

県は，町を包括する広域地方公共団体として，県の地域並びに地域住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て，県の地域に係る防災に関する計画を作成し，及び法令に基づきこれを実施するとともに，町，県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関，指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け，かつ，その総合調整を行う。

県は，災害予防，災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに町に対し必要な指示勧告を行う。

1　県防災会議に関する事務
2　防災組織の整備
3　防災訓練の実施
4　防災に関する物資及び資材の備蓄，整備及び点検
5　防災に関する施設及び設備の整備及び点検
6　県地域の災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査
7　住民等に対する災害広報
8　警報の伝達並びに避難指示
9　消防・水防その他の応急措置
10　被災者の救難，救助，その他の保護
11　災害を受けた児童，生徒の応急の教育
12　食料，医薬品，その他の物資の確保
13　施設及び設備の応急の復旧
14　清掃，防疫その他の保健衛生に関する事項
15　犯罪の予防，交通規制その他災害地における社会秩序の維持
16　緊急輸送等の確保
17　災害復旧の実施
18　市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項

19　ボランティアに関する事項
20　公共的団体及び住民防災組織の育成指導
21　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

第３　指定地方行政機関

町の区域を管轄する指定地方行政機関は，町の区域並びに地域住民の生命及び財産を災害から保護するため，指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し，防災活動を実施するとともに，町の活動が円滑に行われるよう勧告，指導，助言等の措置をとる。

１　中国四国管区警察局四国警察支局
（１）管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
（２）他管区警察局及び警察庁との連携
（３）管区内防災関係機関との連携
（４）管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
（５）警察通信の確保及び統制
（６）警察災害派遣隊等の運用
２　四国行政評価支局（徳島行政監視行政相談センター）
（１）被災者への生活支援情報の提供
（２）専用電話を備えた相談窓口の開設
（３）特別行政相談所の開設
３　四国総合通信局
（１）災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理
（２）災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理
（３）災害地域における電気通信，放送施設等の被害状況の把握
（４）災害時における通信機器，移動電源車等の貸出し
（５）地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
４　四国財務局徳島財務事務所
（１）公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
（２）地方公共団体に対する災害融資
（３）災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
（４）災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
５　四国厚生支局

（１）独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整

６　徳島労働局

（１）工場，事業場における労働災害の防止

（２）被災者に対する早期再就職のあっ旋等

（３）雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

７　中国四国農政局

（１）海岸保全施設整備事業，農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地，農業用施設等の防護

（２）農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導

（３）農作物等に対する被害防止のための営農技術指導

（４）農作物，農地，農業用施設等の被害状況の把握，営農資材の供給及び病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握

（５）農地，農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援

（６）被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金，日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導

（７）応急用食料・物資の供給に関する支援

８　四国森林管理局(徳島森林管理署)

（１）森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施

（２）国有保安林の整備保全

（３）災害応急対策用木材（国有林）の供給

（４）民有林における災害時の応急対策等

９　四国経済産業局

（１）防災関係物資についての情報収集，円滑な供給の確保

（２）被災商工業，鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保

（３）災害時における電気，ガス事業に関する応急対策等

１０　中国四国産業保安監督部四国支部

（１）電気，高圧ガス，LP ガス及び火薬類の保安の確保

１１　四国地方整備局

（１）河川，道路，港湾，空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施

（２）緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の被災地方公共団体への派遣

ア　徳島河川国道事務所

（ア）吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理

（イ）水防のための洪水予報（吉野川）並びに水防警報（吉野川）及び情報の

伝達

（ウ）被災河川管理施設の復旧（直轄区域）

（エ）国道（11，28，32，55，192 号）の直轄区間の整備と維持管理

（オ）国道（11，28，32，55，192 号）の直轄区間の災害復旧

イ　吉野川ダム統合管理事務所

（ア）吉野川直轄管理区間(ダム管理区間)の河川管理施設の整備と防災管理

（イ）吉野川上流ダム群の統合管理

（ウ）被災河川管理施設の復旧(直轄区域)

１２　四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

（１）陸上輸送機関，その他関係機関との連絡調整

（２）陸上における緊急輸送の確保

（３）道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

１３　国土地理院四国地方測量部

（１）災害応急対策の際，災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力

（２）災害予防，災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力

（３）災害予防，災害応急対策及び災害復旧・復興の際，地理情報システム活用の支援・協力

（４）災害復旧・復興にあたって，位置に関わる情報基盤形成のため，必要に応じて基準点等の復旧測量，地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量，地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第３６条に基づく，実施計画書の技術的助言の実施

１４　徳島地方気象台

（１）気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集，発表

（２）気象業務に必要な観測体制の充実，予報，通信等の施設及び設備の整備

（３）気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る），水象の予報及び特別警報・警報・注意報，並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達，これらの機関や報道機関を通じての住民への周知

（４）気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報

（５）市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関しての技術的な支援・協力

（６）災害の発生が予想されるとき及び災害発生時においての，気象状況の推移やその予想の解説等

（７）県や市町村，その他の防災関係機関と連携しての，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動
（８）地震，津波知識の普及及び関係機関の計画等への助言
（９）県からの派遣要請等があった場合，職員の派遣，及び防災情報の解説
１５　中国四国地方環境事務所
（１）環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
（２）廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集・伝達（３）家庭動物の保護等に係る支援
１６　中国四国防衛局
（１）災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
（２）災害時における米軍部隊との連絡調整

第４　指定公共機関

町の区域を管轄する指定公共機関は，その業務の公共性又は公益にかんがみ，自ら防災活動を実施するとともに，町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

１　日本郵便株式会社四国支社

郵便業務の確保及び郵便局の窓口業務の維持を図るとともに，次により災害特別事務取扱い，援護対策等を実施する。

（１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付
（２）被災者が差し出す郵便物の料金免除
（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除
（４）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分

２　NTT 西日本株式会社徳島支店，株式会社ＮＴＴドコモ四国支社徳島支店
（１）電気通信施設の整備
（２）警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
（３）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

３　日本銀行（高松支店・徳島事務所）
（１）銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
（２）資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
（３）金融機関の業務運営の確保に係る措置
（４）金融機関による金融上の措置の実施に係る措置
（５）各種措置に関する広報

４　日本赤十字社徳島県支部

（１）救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
（２）災害救助の協力奉仕団の連絡調整
（３）義援金品の募集配分
（４）ボランティア活動体制の整備
５　日本放送協会徳島放送局
（１）住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
（２）社会事業団体等による義援金品の募集協力
６　西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所
（１）徳島道(徳島 IC～井川池田 IC)の整備と防災管理
（２）徳島道(徳島 IC～井川池田 IC)の維持管理
（３）徳島道(徳島 IC～井川池田 IC)の災害復旧
７　独立行政法人水資源機構（吉野川本部）
（１）所管ダム施設の操作と防災管理
（２）緊急事態における情報の提供
（３）被災公共林施設（特定施設）の復旧
８　四国旅客鉄道株式会社
（１）鉄道施設等の保全
（２）救助物資及び避難者の輸送の協力
（３）災害時における旅客の安全確保
９　日本通運株式会社徳島支店
　貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
１０　四国福山通運株式会社徳島支店
　貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
１１　佐川急便株式会社
　貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
１２　ヤマト運輸株式会社徳島主管支店
　貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
１３　四国西濃運輸株式会社徳島支店
　貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
１４　四国電力株式会社徳島支店，四国電力送配電株式会社徳島支社
（１）電力施設等の防災管理
（２）電力供給
（３）被害施設の応急対策及び災害復旧
１５　ＫＤＤＩ株式会社四国総支社
（１）電気通信施設の整備

（２）警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
（３）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
１６　ソフトバンク株式会社
（１）電気通信施設の整備
（２）警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
（３）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
１７　株式会社セブンーイレブン・ジャパン，株式会社ローソン，株式会社ファミリーマート
災害時における物資の調達・供給確保
１８　イオン株式会社
（１）災害時における物資の調達・供給確保
（２）災害時における被災者への支援・災害関連情報の提供
１９　特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
（１）被災者への支援、被災者のニーズや課題への対応
（２）ＮＰＯ等の支援団体の受入れ

第５　指定地方公共機関

町の区域を管轄する指定地方公共機関は，その業務の公共性又は公益にかんがみ，自ら防災活動を実施するとともに，町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

１　四国放送株式会社，一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島
（１）住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
（２）社会事業団体等による義援金品の募集協力
２　一般社団法人徳島県バス協会
（１）バスによる避難者の輸送の協力
（２）バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送
３　一般社団法人徳島県トラック協会
貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
４　土地改良区
（１）農業用施設の整備及び管理
（２）たん水の防排除施設の整備及び活動
（３）地震発生時，農業用ダム・農業用ため池の緊急点検
５　一般社団法人三好市医師会

救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施

６　一般社団法人徳島県エルピーガス協会

ＬＰガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

７　社会福祉法人東みよし町社会福祉協議会

（１）ボランティア活動体制の整備

（２）被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

８　公益社団法人徳島県看護協会

（１）災害時における医療救護の実施

（２）避難所における避難者の健康対策

９　一般社団法人徳島県助産師会

（１）災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施

（２）避難所における避難者の健康対策

１０　一般社団法人徳島県歯科医師会

（１）災害時における歯科医療救護の実施

（２）避難所における被災者の災害歯科保健医療

（３）遺体の検視，身元確認及び処理に関する協力

１１　一般社団法人徳島県建設業協会

災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関すること

１２　公益社団法人徳島県建築士会

災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定への協力に関すること

１３　徳島県石油商業組合

災害時におけるガソリン等燃料の供給及び斡旋

第６　自衛隊

１　陸上自衛隊第１４旅団及び自衛隊徳島地方協力本部

（１）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集

（２）県・町が実施する防災訓練への協力

（３）災害派遣の実施（被害状況の把握，避難の援助，遭難者の捜索救助，水防活動，消防活動，道路・水路の啓開，応急医療救護及び防疫，通信支援，人員・物資の緊急輸送，炊飯・給水及び入浴支援，宿泊支援，危険物の保安及び除去）

（４）災害救助のため，防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

２　海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊第２４航空隊

（１）情報収集

（２）主として航空機による人命救助
（３）救援物資の空輸
（４）その他災害対策

第７　その他の公共的団体及び防災上重要な民間事業者及び施設管理者等

町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設管理者は，その業務の公共性又は公益にかんがみ，自ら防災活動を実施するとともに，町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

１　水防管理団体
（１）水防施設資材の整備
（２）水防計画の策定及び水防訓練
（３）水防活動
２　四国交通バス株式会社
３　阿波みよし農業協同組合
４　三好東部森林組合
５　東みよし町商工会
６　みよし広域連合
７　東みよし町水道設備協会
８　池田電気工事協同組合
９　公益社団法人阿波池田青年会議所
１０　徳島ペプシコーラ販売株式会社
１１　四国コカ・コーラボトリング株式会社
１２　社会福祉法人健祥会
１３　社会福祉法人徳島愛光会
１４　公益社団法人徳島県建築士会
１５　独立行政法人 水資源機構
１６　徳島トヨタ自動車株式会社
１７　ヤフー株式会社
１８　株式会社東みよし浄化整備
１９　株式会社デベロップ
２０　徳島トヨペット株式会社
２１　喜多機械産業株式会社
２２　讃岐リース株式会社
２３　一般社団法人 徳島県産業資源循環協会

２４　株式会社ダイナム
２５　四国福山通運株式会社
２６　社会福祉法人東みよし町社会福祉協議会
２７　一般社団法人徳島県キッチンカー協会
２８　ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
２９　徳島県土地家屋調査士協会
３０　公益財団法人Ｂ＆Ｇ財団

第２章　災害予防

第１節　防災知識の普及・啓発

実施機関

町（危機管理課，福祉課，産業課，学校教育課，生涯学習課）

第１　方針

大規模災害時には町・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから，町民一人ひとりが，「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし，平常時より防災についての備えを心がけるとともに，発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また，災害時には，「初期消火や近隣の負傷者，要配慮者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」，避難場所等での活動，あるいは「県や町などが行う防災活動（公助）」への協力など，防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから，防災対策をより一層効果的に行うためには，自助，共助，公助が，それぞれの役割を十分果たすとともに，相互の密接な連携・協働のもとに行う町民をあげての取り組みが重要であり，町民防災運動として，自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図り，防災機関は，既存の自主防災組織，事業所等の自衛消防組織等と協力して町民に防災思想，防災知識を普及啓発し，防災意識の高揚に努めるとともに，職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。

さらに，南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには，住民をはじめ，地域コミュニティ，事業者，行政など，復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより，被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に，平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから，平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

町民防災運動を強力に推進するに当たっては，時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

第２　内容

１　町民に対する防災知識の普及・啓発

町民の防災に対する意識の高揚を図り，災害時には町民一人ひとりが正しい

知識と判断をもって，自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう，防災週間や防災とボランティア週間等を活用して，防災知識の普及徹底を図る。

（１）普及・啓発の内容

ア　簡単な気象知識

イ　5 段階の警戒レベルに対応した避難情報，防災気象情報等と住民がとるべき行動

ウ　災害危険箇所

エ　過去の主な被害事例

オ　災害対策の現状

カ　災害時における応急措置並びに心得

キ　避難所・避難経路・その他避難対策に関する知識

ク　住民が実施しうる応急手当，3 日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備

ケ　自主防災組織への参加

コ　地震及び風水害に関する一般的知識

サ　地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

シ　南海トラフ地震に関する事項

・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策，近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動，自動車運転の自粛等，防災上とるべき行動に関する知識

・正確な情報の入手方法

・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

・各地域における避難対象地域，急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

・地域住民等自らが実施し得る，最低でも 3 日間，可能な限り 1 週間分程度の生活必需品の備蓄，家具の固定，出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

（２）普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか，各種の広報媒体を活用するとともに，地域の実態に応じて地域，職域での各種講座，集会等の社会教育を通じて周知

徹底を図る。

ア　テレビ・ラジオ及び新聞の利用

イ　広報誌・広報車の利用

ウ　映画・ビデオ等による普及

エ　パンフレットの利用

オ　防災マップの配布

カ　講習会，講演会等の開催及び訓練の実施

キ　インターネットやＳＮＳの利用

２　学校における防災教育

様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため，防災教育の充実を図る。

（１）災害発生時における危険を認識し，日常的な備えを行うとともに，自然災害等の危険に際して，自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。

（２）自然災害発生の原因や，災害発生時の関係機関の役割，応急手当等，自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。

（３）災害発生時及び事後に，支援者となる視点から，安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

３　職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い，各機関における防災活動の円滑な実施を期するため，防災教育の徹底を図る。

また，県及び関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し，職員の災害対応能力の向上を図る。

（１）教育の内容

ア　防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。

イ　災害発生の原因，対策等の科学的，専門的知識に関すること。

ウ　過去の主な被害事例に関すること。

エ　防災関係法令の運用に関すること。

オ　南海トラフ地震に関する事項

・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場

合に職員等が果たすべき役割

・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

カ　土木，建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

（２）教育の方法

ア　講習会，研修会等の実施

イ　防災活動の手引等印刷物の配布

ウ　見学，現地調査等の実施

エ　関西広域連合が実施する専門的な研修を活用（県及び市町村）

4　町の防災体制の整備

町は、平時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

（１）マニュアルの作成及び習熟

町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。また、このマニュアルに基づき定期的に訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

（２）人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

5　防災上重要な施設管理者に対する教育

病院，ショピングセンターなどの不特定かつ多数の者が出入りする施設，危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は，防災機関と協力して，防災訓練，安全講習会等を通じて，職員の防災意識の高揚を図り，避難，出火防止，初期消火等災害時における的確な行動力を養い，自主防災体制の整備を図る。

6　災害教訓の伝承

町は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し，適切に保存するとともに，広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また災害

に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を後世に正しく伝えていくよう努める。

第２節　防災訓練計画

実施機関

町（危機管理課，福祉課，学校教育課）

第１　方針

「普段から行っていないことは，緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり，すべての者に平常時からの備え，心構えが求められている。

本町においても，南海トラフ地震や活断層地震，風水害等に対して防災体制を構築することが緊急の課題となっており，その中でも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。このようなことから，町の災害対策本部運営機能の向上，関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的，継続的に実施する必要がある。

また，町民や関係団体等は，それらの訓練に積極的に参加し，的確な災害対応を体得するものとする。

なお，防災機関は，訓練終了後にその検証を行い，防災対策の課題等を明らかにするとともに，必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

第２　内容

１　総合防災訓練

（１）町総合防災訓練

ア　町は，防災機関との連携体制の強化，住民の防災意識の高揚を目的に各種調査の被害想定を考慮して，自衛隊等関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

その訓練は，各種災害に対応するのはもとより，南海トラフ巨大地震を想定した地震発生及び河川の内水・外水による洪水なども考慮して実施する。

イ　訓練種目

（ア）動員及び災害対策本部設置，運営

（イ）交通規制及び交通整理

（ウ）避難準備及び避難誘導，避難所の設置運営

（エ）救出・救助，救護・応急医療

（オ）各種火災消火

（カ）道路復旧，障害物除去

（キ）緊急物資輸送

（ク）災害情報の収集伝達

（ケ）ライフライン復旧

（コ）緊急地震速報対応訓練

（サ）その他，災害時に起こりうる被害を想定し幅広い種目について実施する。

（２）図上訓練

初動体制の確立を目指して，町災害対策本部及び現地対策本部を運営する職員の熟度の向上（組織体制，災害対応能力等の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるために図上訓練を実施するよう努める。

また，地震，風水害等が複合的に発生した場合を想定した図上訓練を実施するものとする。

（３）情報伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

（４）広域的な防災訓練

町は，近隣市町との相互の応援体制を確立するため，県や防災機関と協力し，町域を越えた広域的な防災訓練に参加する。訓練は，大規模な災害発生を想定し，総合的な訓練を行うことで防災計画の周知徹底と適否検討効果，実行課題を明らかにすることを期待し，防災体制の基礎を確立する。

２　個別防災訓練

（１）水防訓練

水防管理団体（町）は，その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため，次の内容により水防に関する訓練を実施する。また訓練は,必要に応じ洪水等を想定するなど他の訓練と併せ，水防管理団体が連合し，又は関係機関が合同して実施するものとする。

なお，実施時期は，洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

訓練内容

ア　観測（水位，雨量，風速）

イ　通報（水防団の動員，居住者の応援）

ウ　輸送（資材，機材，人員）

エ　工法（各水防工法）

オ　水門，樋門，角落し等の操作

カ　避難，立退き（危険区域居住者の避難）

（２）消防訓練

町は，災害時における災害規模，災害事象に応じた消防計画の習熟を図り，

突発的な災害に対処できるようにするため，非常参集，通信連絡，火災防御技術，救助等の訓練を実施するものとする。

（３）避難，救助救護訓練

町及び関係機関は，関係の計画に基づく避難その他救助，救援活動の円滑な遂行を図るため，水防，消防等の災害防護活動とあわせ，又は単独で訓練を実施するものとする。また，医療関係機関等と連携し，トリアージ（※）等の応急救護訓練を実施するものとする。

※トリアージ：
トリアージとは，医療機能が制約される中で一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため，傷病者の緊急度や重傷度によって治療や後方搬送の優先順位を決めることで，４段階に分類される。

なお，学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては，児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導するものとする。

（４）情報収集及び伝達訓練

災害時には，有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか，無線設備にも少なからぬ被害を被（こうむ）ることが考えられる。このような事態に対処し，通信の円滑な運用を確保するため，町及び町消防団に配備しているデジタル簡易無線を利用した情報収集及び伝達訓練を定期的に行うものとする。

（５）災害情報連絡訓練

災害時において防災機関相互間並びに住民に対する災害情報連絡の迅速かつ的確な実施をはかるため，災害情報連絡訓練を適宜実施する。

（６）緊急地震速報対応訓練

町は，緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため，全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震速報対応訓練を適宜実施する。

（７）職員参集訓練

災害時において，迅速な応急対策を実施するため，職員の動員配備計画に基づき非常参集訓練を実施するものとする。

（８）避難行動要支援者避難支援訓練

考え得る様々な災害や被害を想定し，避難指示等の発令・伝達，避難所への避難誘導，避難所での支援，福祉避難所の立ち上げ等に関する訓練を関係機関等や高齢者，障がい者等の避難行動要支援者本人の参加を得ながら実施するものとする。

（９）避難所開設運営訓練

町は、速やかな避難所開設と円滑な運営を図るため、関係の運用マニュアル等に基づく，住民主体の避難所設置運営訓練を適宜実施する。

（１０）災害時情報共有システム等操作訓練

町は、県が整備する災害時情報共有システム及び国が整備する新総合防災システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）等の利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練を実施する。

3　学校における防災訓練

児童生徒等の安全を確保するため，さまざまな災害や場面を想定し，どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう，実践的な訓練を行う必要がある。また，教職員は防災訓練を通して，的確に状況を把握し，沈着冷静かつ機敏な態度でその場の状況に応じた臨機応変な行動をとれる防災対応能力を向上させることが必要である。よって訓練では，安全確保のための基本的行動の習得とともに，多様な状況を想定した訓練を実施するものとする。

4　自主防災訓練

自主防災組織を中心とし，地域住民等の連帯による地元密着型の自主防災訓練として次の訓練を実施するものとする。訓練の内容については，ハザードマップの確認，家具や備品の固定，ガラスの飛散防止等，被害減少のための予防的な取り組みや緊急地震速報による危険回避行動を積極的に加えるとともに，住民一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ，日ごろから具体的な「備え」を実践することや被災時に的確な行動を促すことを呼びかけ，自ら「日常においていかに備え，災害時に何をするべきか」について考える機会となるよう工夫に努めるものとする。

1　初期消火訓練
2　応急救護訓練
3　避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
4　避難所運営訓練
5　その他

5　ボランティア等との連携

広く災害救援に係るボランティア及びボランティア活動に関係する各機関等に，幅広く訓練への参加を求め，可能な限り連携に努めるものとする。また，東みよし町社会福祉協議会等と連携し，学校等における独自の避難訓練（体験型避難シミュレーション等）を実施するなど，実践的な防災訓練の推進を図るものとする。

第３節　緊急輸送体制の整備

実施機関

町（総務課，危機管理課，建設課，産業課）

第１　方針

町は，人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な輸送を行うため，指定した緊急輸送路の管理者に対して，最新の国の基準や点検要領に基づく調査や必要な整備を順次実施するよう積極的に要請するとともに，被災箇所の優先的復旧を図るため，資機材の確保等早期復旧に必要な対策をあらかじめ検討しておくよう努める。

第２　内容

１　緊急輸送路の指定

（１）道路

ア　第１次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

イ　第２次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である，県庁，西部総合県民局，県警察，町役場及び地域の医療拠点，広域避難場所等の主要な施設と第１次緊急輸送確保路線とを接続する幹線道路。

ウ　第３次緊急輸送道路

１次，２次路線を補完し，ネットワークを構築する路線

（２）町にある緊急輸送路線

ア　第１次輸送確保路線

路線名及び区間

（ア）四国縦貫（徳島）自動車道

◇徳島ＩＣ～井川池田ＩＣ～三好市　愛媛県境

（イ）国道 192 号線

※ 徳島市～三好市 愛媛県境

イ　第２次輸送確保路線名および区間

（ア）鳴門池田線

※ 阿波市～三好市

（イ）出口太刀野線

※ 鳴門池田線（三好市三野町）～国道 192 号（東みよし町）

（注）　※：国直轄又は県管理道路　◇：西日本高速道路㈱管理道路

２　緊急輸送路の整備

（１）道路

第１次・第２次緊急輸送道路については，橋梁・法面等の最新の基準や国の点検要領に基づく点検を行い，その結果により，緊急を要する箇所から順次整備を行う。また，第１次・第２次緊急輸送道路を補完する主要な幹線道路については，その整備促進に努めるものとする。

町は，上記緊急輸送路の整備促進について，県に要請するものとする。

（２）鉄道

鉄道事業者は，列車の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し，管区内施設の維持改良に努めるとともに，地震災害に対処し得る次の体制を整備しておくものとする。

１　施設の耐震性の強化

２　地震計の整備

３　情報連絡設備の整備

４　復旧体制の整備

（３）道路啓開計画の作成

町は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

（４）民間事業者との連携

ア　町は，緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。

イ　町は，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。　ウ　町は、緊急輸送道路の早期機能確保のため、迅速かつ効率的な道路啓開が実施できるよう、建設事業者をはじめとする民間団体等と連携・協力し前もって協定を締結しておくなど体制の構築を図るとともに、啓開に必要な資機材の備蓄や配備等に努める。

（５）緊急輸送活動

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動

のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また国・県と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

（６）緊急通行車両の事前届出

ア　警察本部は，災害時における確認事務の省力化，効率化を図り，緊急通行車両の円滑な通行を確保するため，緊急通行車両の事前届出制度を行う。

イ　県及び町は，民間事業者等に対して当該制度及び輸送協定を締結した民間事業者等の車両において，あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて周知を行うとともに，自らも当該制度を積極的に利用するなど，その普及を図る。

第４節　自主防災組織の育成

実施機関

町(危機管理課)，東みよし町消防団，自主防災組織，東みよし町防災士会

第１　方針

災害対策は，住民（自助)，地域（共助)，行政（公助）がその役割分担を理解して，各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減が図れることを強く認識して，その対策への取り組みを推進する必要がある。

ここで，災害発生時に初動で対応するのは，地域で組織される自主防災組織であり，被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。また，既存自主防災組織においては，自主防災計画の策定，計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

町は、国・県と連携し、住民の防災意識の向上のための取組を行うとともに、「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動が推進されるよう努めるものとする。なお，本町における自主防災組織の組織率１００％に向けて，今後自主防災組織未結成地域の組織化を進める。

第２　内容

１　災害対策の役割分担

（１）住民の役割 自助

「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方に基づき，町民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動を言う。(各組織が自分の組織を守るための活動も含む。)

（２）地域の役割 共助

地域連携による防災活動を言い，町民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動を言う。(自治組織や民間組織が，町民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。)

（３）行政の役割 公助

行政が実施主体となる防災対策で，自然災害に強い町を実現する活動に加え、平時の防災啓発や発災時の人命救助、被災者支援などの活動を言う。

２　町地域防災計画に定める事項

町は，自主防災組織の結成促進及び育成を図るため，おおむね次の項目について定める。

（１）自主防災組織の意義

自主防災組織は，防災に関する住民の責務を全うするため，地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき自主的に結成する組織であり，災害発生時において被害を防止し，また軽減するため実際に防災活動を行う組織として結成する。

組織の役割としては，平常時から防災知識の普及，地域の災害危険の把握，防災訓練の実施，火気使用設備器具等の点検，防災用資機材の整備等を行うとともに，災害時においては，情報の収集・伝達，出火防止，初期消火，住民の避難誘導，負傷者の救出・救護，給食・給水等の活動を行う。

自主防災組織の整備にあたっては，住民と町，町消防団等が十分協議のうえ，組織として実施すべき活動を具体化した防災計画を策定するとともに，これに基づき迅速かつ効果的に防災活動を行えるよう組織での役割分担を明確化しておく必要がある。

（２）自主防災組織の組織率の向上

災害発生時に初動で対応する自主防災組織の結成は，被害軽減を図る上で急務の課題である。このため，地域住民の防災意識を高める取り組みが何より重要となり，啓蒙活動を推進するなど，既存の自主防災組織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うものとする。

（３）自主防災組織の規模

自主防災組織を設置する場合の規模は，地域の住民が最も効果的に活動を行えるよう，地域の実情に応じた規模とするのが適当である。規模選定基準として，以下とする。

ア　住民が，自分達の地域は自分達で守るという連帯感がわき，地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること。

イ　地理的状況，生活環境等からみて，住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。

よって，当面は自治会毎に結成することを目標とし，住民が自主的，積極的にその組織に参加し，効果的な活動を行えるよう，地域の実情に合った規模とすることが必要である。

（４）自主防災組織の育成

町は，自主防災組織を育成するため，必要な措置を講じる。

ア　協力体制の整備

町は，ボランティア団体や他の自主防災組織との協力体制を整備するため，自主防災組織の連絡協議会を設置し，組織間の情報や意見交換を行う機会を設けるなど，組織間の連携強化に努める。その際，町消防団や町防災士会，

老人会，婦人会などにも積極的に参加要請する。

イ　活動支援

町は，自主防災組織に対して，ハード面として防災活動に必要となる資機材の提供と，ソフト面として地域住民に対する防災意識啓蒙活動に用いる情報の提供を行い，自主防災組織の活動を支援し，組織活動の活発化に努める。

（５）自主防災組織の編成

自主防災組織が災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うためには，活動内容から組織内の役割分担を明確にする。

ア　組織

自主防災組織は，災害対応組織の基本単位である自治会等ごとに結成する。自主防災組織には，組織をとりまとめる会長をおき，次の活動班を編制し，活動班毎に班長を定める。

イ　消防団員

消防団員は，平常時には，その専門的知識及び技能を生かして自主防災組織の防災訓練の指導等にあたるものとするが，災害発生時には消防団の一員として防災活動に従事するため，自主防災組織の活動班には組み入れないものとする。

ウ　具体的編成

（ア）情報班（情報の収集・伝達，広報活動）

（イ）消火班（出火防止，消火器，可搬式小型動力ポンプ等による消火活動）

（ウ）救出・救護班（要配慮者や負傷者等の救出・救護活動）

（エ）避難誘導班（住民の避難誘導活動）

（オ）給食・給水班（水，食料等の配分，炊き出し等の給食・給水活動）

エ　編成にあたっての留意点

（ア）他市町村への通勤者が多く，昼間と夜間とで在宅者数が異なる場合は，昼夜いずれの間も自主防災活動に支障のないよう女性の参加を求めるとともに，昼夜別々の組織編成も検討する。

（イ）地域の実情に応じ，例えば水害の危険がある地区では水防班，がけ崩れ等の土砂災害の危険のある地区では巡視班等を設ける。

（ウ）活動班員が特定地域に偏らないようにする。

（エ）活動班員の配置に当たっては，地域内の専門家や経験者（たとえば，消防経験者は消火班，情報通信機器の取扱に詳しい者，アマチュア無線資格者は情報班，医師，看護師は救護班等）を配置するなどして，班員の活動に実効性をもたせる。

（オ）役割分担を決める時は地域の実情に応じて各班の活動量を検討し，特定

の班に過重とならないようにする。

（６）自主防災組織の防災計画

ア　自主防災組織は，大地震その他の災害の発生時等に迅速かつ能率的に防災活動を行い，被害の発生または拡大を防止するため，あらかじめ防災計画を策定しておく必要がある。また，規約にも，防災計画を策定する旨の規定を設けておく必要がある。

防災計画の策定にあたっては，日頃はどのような対策を進め，災害時にはどのような活動をするのかを具体的に盛り込む必要がある。このとき，平常時の予防活動と災害発生時の活動について計画する。さらに，災害発生時が平日昼間と夜間休日のケースを考慮した活動計画が必要である。

この活動計画を基にして，地区防災計画へと議論を進め，地区防災計画の策定へと繋げていくよう努める。

また，町は，町地域防災計画と密接な関連があるので，防災関係機関と十分協議し，情報提供や指導，助言を行うよう努める。

イ　自主防災組織の防災計画の内容は，地域の実情を考慮し，計画に盛り込む項目として以下とする。

（ア）自主防災組織の編成及び任務分担に関すること

組織編成と各班の果たす役割を明確にする。

（イ）防災知識の普及・啓発に関すること

事項，方法，実施時期等を定める。

（ウ）災害危険の把握に関すること

事項，方法等を定める。

（エ）防災訓練に関すること

訓練の種別，訓練実施計画，訓練の時期及び回数等を定める。

（オ）情報の収集・伝達に関すること

情報の収集・伝達及びその方法等について定める。

（カ）避難に関すること

避難誘導の指示，方法及び避難路，避難場所，避難所の管理運営等を定める。

（キ）出火防止，初期消火に関すること

出火防止対策，初期消火対策等について定める。

（ク）救出・救護に関すること

救出・救護活動，医療機関への連絡等を定める。

（ケ）給食・給水に関すること

食料や飲料水の確保，配給，炊き出し等について定める。

（コ）要配慮者対策に関すること

平常時，災害時の取組について定める。

（サ）他組織との連携に関すること

他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

（シ）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること

調達計画，保管場所，管理の方法等について定める。

（７）関係団体との協調

民間の防火組織としては，主に消防団や女性による自主防災組織の他，ボランティア団体等がある。これらは，それぞれの立場において火災予防に努め，広く火災予防思想の普及に貢献しており，各地で組織が確立され，さらに拡大の動きが高まっている。

自主防災組織は，これらの民間防火組織と協調し，一体となって地域の防災に取り組む必要がある。

ア　町消防団は，本業を持ちながら，「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき，地域の安全と安心を守るために活動している人たちの集団である。

消防団員は，消防・防災に関する知識や技術を習得し，火災発生時における消火活動，地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動，警戒巡視，避難誘導，災害防御活動などに従事し，地域住民の生命や身体・財産を守るために活動している。また，平常時においても，訓練のほか，応急手当の普及指導，住宅への防火指導，特別警戒，広報活動などに従事し，地域における消防力・防災力の向上において重要な役割を担っている。

これら町消防団は，地域における消防・防災の中核的存在として重要であることから，自主防災組織との連携は不可欠である。

イ　災害時のボランティア活動は「特別な人がする特別な活動」ではなく，自分自身や周囲の人々の命や暮らしを災害から守りたいと考える人がする「誰でもできる活動」である。こういった善意を災害時の応急活動に効果的に活かすためには，現場での協調が肝要である。自主防災組織としては，平常時からこうした人々と顔の見える関係を維持しつつ，災害時のボランティア活動とどのような連携を図ることができるかについて協議しておく必要がある。

３　自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため，町は次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し，指導する。

（１）平常時の活動

ア　日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
イ　情報の収集・伝達，初期消火，救出・救護，避難等の防災訓練
ウ　初期消火，救出・救助用の防災資機材等の備蓄
エ　家庭及び地域における防災点検の実施
オ　地域における高齢者，障がい者等の要配慮者の把握

（２）災害時の活動
ア　情報の収集及び伝達
イ　出火防止，初期消火の実施
ウ　避難誘導
エ　救出救護の実施
オ　給食，給水
カ　高齢者，障がい者等の要配慮者の安否確認，移動補助及び集団避難の実施
キ　炊き出しの実施及び協力
ク　救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

４　自主防災組織の育成支援等
（１）自主防災組織育成・活性化の支援
町は，町防災士会等各種団体と協力し，自主防災組織の育成・活性化を支援するため，防災訓練や各種行事の開催，啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに，リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し，育成強化に努めるものとする。その際，障がい者，高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努めるものとする。

（２）避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保
町は、避難所運営・避難生活支援に取り組む避難生活支援リーダー/サポーター等地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

（３）その他の地域防災活動の支援等
ア　地域コミュニティにおける防災活動
町は，地域コミュニティを町民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え，自主防災組織はもとより，未組織の地域住民や企業に対しても，防災教育の普及に努め，地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し，ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり，その連携の中で自主的な防災活動ができるよう，指導助言など支援に努める。

（４）自主防災組織連絡会（連合組織）の活動強化
町は，各地の自主防災組織の育成強化を図るため，自主防災組織相互の救

援・救護活動の協力体制及び組織活動の充実に向け，自主防災組織連絡会（連合組織）の活動強化に努める。

第５節　ボランティア受入体制の整備

実施機関

町(危機管理課，福祉課)，町社会福祉協議会

第１　方針

災害ボランティアとは，災害発生後に被災者の生活や自立を支援し，また行政や防災関係機関等が行なう応急対策を支援するもので，自発的に能力や労力，時間を提供するが報酬を求めない個人・団体である。災害ボランティアは，職能によって医師や看護師，通訳等専門知識や技術を活用する専門職ボランティアとその他の一般ボランティアに分けられる。

災害時におけるボランティア活動は，被災者の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。発災に伴い，人や公共施設をはじめとして多種多様な災害が発生することが想定され，これに対応するためには，平常時から専門知識を有するボランティアを確保し，協力体制について計画を策定しておく必要がある。

このため，町は，災害発生時にボランティア活動が，速やかに立ち上がり効果的にいかされるよう，平常時から受入体制や活動環境の整備に努める。

第２　内容

１　ボランティア団体等との連携

町は，徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部，社会福祉協議会やボランティア団体等）及び国が整備するデータベースに登録した被災者援護協力団体、及び災害中間支援組織（ＮＰＯ，ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携を図るものとする。

２　ボランティア受入体制等の整備

町は，ＮＰＯやボランティアグループだけでなく，組織化されていないボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう受入側の体制整備に努める。

町は，東みよし町社会福祉協議会と締結した「東みよし町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書」に基づき，災害応急対策として行うボランティアセンターの設置や災害ボランティア活動を円滑に実施するために，双方の果たすべき役割と協力事項を明確にして活動を行うものとする。

大規模災害発生直後は，被災地の行政だけで被災住民の支援を行うことは人的・物的にも限界を超えている。このような状況の中で被災地の速やかな自立や復興を進めるためには，公平を原理とする行政と自由で多彩な対応ができるボラ

ンティアとが，相互の活動原理の相違を認識しながら相互の協力関係のもとで被災者を支援することが極めて重要である。

しかし，阪神・淡路大震災においては，多くのボランティアは，これまでボランティア活動をしたことはなく，どこで何をすればよいか不明のまま窓口を訪れた者が多かった。他方で，各地のボランティア受入窓口では，殺到するボランティアを登録する作業に忙殺されたことにより，結果的に多くのボランティアが指示待ち状態となり，ボランティア活動に結び付かないということが発生した。

そこで，以上のような阪神・淡路大震災におけるボランティアの受入実態を教訓として本町のボランティアの受入体制を整備する。

（１）総合的に連携のとれた活動体制

ボランティアの受入れは，被災地の多種多様な支援要請と，どこに，どのように，自分が活動できる被災地の支援要請があるのかわからないボランティアとを結びつけることである。

特に，阪神・淡路大震災では市役所を目指して多くのボランティアが集まったことから，大規模災害発生後に速やかに東みよし町社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」が開設できるように支援する。

また，平常時から徳島県災害ボランティア連絡会と連携，協力の促進を図り，災害時におけるボランティア活動の連携かつ円滑な体制を確立する。

（２）災害ボランティアセンターの設置

大規模災害が発生したときに，東みよし町社会福祉協議会に「災害ボランティアセンター」の設置を要請する。町は，平常時から拠点整備に努めるとともに「災害ボランティアセンター」に情報通信手段となる非常時用電話，携帯電話，FAX，パソコン等の資機材等の準備を支援する。

（３）専門ボランティアの活動への支援等

町は，専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い，活動体制の整備に努める。

また，土砂災害に係る啓発や危険個所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア，及び森林災害の原因となる異常兆候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し，被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても，その育成を関係機関に要請する。

（４）ボランティア活動普及及び啓発

町は，町社会福祉協議会等と連携し，災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため，各種交流会や研修会等を通じ，住民や事業所に対してボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

（５）ボランティア登録制度の検討

町は，災害時において必要とされるボランティア活動について，即時的に対応できるよう，災害ボランティア登録制度を検討する。

ア　登録対象者

個人又は団体

イ　活動内容等

（ア）一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

・ 炊出し
・ 清掃
・ 救援物資の管理及び配布
・ 被災者の生活支援や話相手
・ 専門職ボランティアの補助等

（イ）専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

・ 平常時に行う建物の耐震診断
・ 災害時に行う建物の危険度判定
・ アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
・ 電子メール等による災害，安否，生活情報等の収集及び伝達
・ 特殊車両による救援
・ 救急救護
・ メンタルケア
・ 介護
・ 通訳・手話等
・ その他，専門的知識を要するボランティア

３　情報共有会議の整備・強化

町は，社会福祉協議会，災害中間支援組織，ＮＰＯ・ボランティア等と連携し，平常時の登録，ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の最新情報を積極的に共有する方法等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を，研修や訓練を通じて推進する。

４　災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は，社会福祉協議会，災害中間支援組織，ＮＰＯ等関係団体との間で，被災家屋からの災害廃棄物，がれき，土砂の撤去、公費解体等に係る連絡体

制を構築する。

また，町は，地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

５　徳島被災者支援プラットフォームの活用

徳島県内における災害発生に備え，平時より被災者支援に携わる多様な団体との関係構築や連携強化、官民連携による被災者支援の普及啓発等を行うため，災害時には被災地のニーズとＮＰＯ等の支援の迅速かつ的確なマッチングにより、円滑な被災者支援につなげられるよう，県との協力・連携体制を整備しておく。

第６節　企業防災の促進

実施機関

町（産業課）

第１　方針

町は，自然災害による不測の事態から企業の「事業継続」を確保するため，企業に対し，災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP)」の作成の促進を図るものとする。

また，企業は防災力を高めるため，「事業継続計画（BCP)」を策定・運用するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画の策定，各計画の点検・見直し，燃料，電力等重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第２　内容

１　周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき，企業が「事業継続計画（BCP)」の策定・運用を行うよう，講習会の開催や広報などを実施するものとする。

２　防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり，地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

町は，企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し，その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう，指導・助言などの支援に努めるものとする。

３　中小企業等の防災・減災対策の促進

町及び商工会は，中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため，連携して，事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第７節　要配慮者支援体制の充実

実施機関

町（危機管理課，福祉課，健康づくり課）

第１　方針

災害発生時には，高齢者，傷病者，障がい者，妊産婦，乳幼児，医療的ケアを必要とする者，外国人など災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が必要となる。

要配慮者は，自力による避難が困難であったり，災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから，浸水や土砂災害等の情報の伝達や避難対策などが重要となる。

このため，次により各種対策を実施し，災害時の要配慮者の安全確保を図るものとする。その際，要配慮者の特性に十分配慮するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

※これまでに使われていた「災害時要援護者」の代わりに平成２５年６月の災害対策基本法改正により，高齢者，障がい者，乳幼児，その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい，そのうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため，特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

第２　内容

１　避難行動要支援者支援体制の確保

（１）避難行動要支援者支援対策マニュアル

町は，避難行動要支援者支援対策マニュアルを充実させるとともに，マニュアル整備の促進を進める。

（２）避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

町は，福祉担当部局と連携のもと，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，民生委員，児童委員，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有し，避難行動要支援者名簿（台帳）の作成に努め、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、平時より自主防災組織や民生委員等と連携して避難行動要支援者の状況の把握を行う。

（３）支援体制の整備

町は，事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに，安否確認や避難誘導，避難所での支援などを円滑に実施するため，自治会や自主防災組織，

民生委員・児童委員，社会福祉施設等と連携を図り，必要な支援体制の整備に努める。

（４）福祉避難所

ア　福祉避難所の指定

町は，避難行動要支援者が介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど，安心して避難生活ができる体制を整備した，福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努める。特に，医療的ケアを必要とする者に対しては，人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするものとする。

イ　福祉避難所の周知

町は，福祉避難所に関する指定状況や役割について，広く町民に周知するよう努める。特に，要配慮者及びその家族，自主防災組織，支援団体等に対する周知に努める。また、避難場所や避難路等の案内板については、わかりやすいシンボル化などを図るよう努める。

ウ　福祉避難所の運営

町は，「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ，訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い，円滑な運営管理体制の構築に努める。

東みよし町避難所一覧表　資料編に添付

２　社会福祉施設等対策

（１）社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は，ねたきり高齢者や障がい者，傷病者等の要配慮者であることから，施設の管理者は，施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに，浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を行なうともに，災害時の避難確保計画等の策定に努める。

施設管理者は、消防法等で設置が義務付けられているスプリンクラー及び非常通報装置等を、法令に基づき適正に設置し、及び管理するものとする。あわせて、火災発生時の被害軽減のため、義務設置でない施設についても必要に応じ設置促進に努める。さらに，災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても，促進を図る。

町は，水防法に規定される「浸水想定区域内」と土砂災害警戒避難ガイドラインに規定される「土砂災害警戒区域内」の社会福祉施設等の要配慮者利用施設への避難確保計画の策定への協力及び土砂災害に関する情報，予報及び警報，避難指示等の情報及び洪水予報等の伝達を電話等で施設の管理者に伝える。

（２）避難確保計画の準備

本計画に名称及び所在地を定められた，主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は，施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため，防災体制に関する事項，避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画を作成・公表するとともに，報告を行うものとする。

（注）要配慮者利用施設一覧表を資料編に添付

（３）防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は，浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて，災害の防止や，災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため，あらかじめ災害時の避難確保計画を策定し，施設内の自衛防災組織を整え，施設職員の任務分担，動員計画，緊急連絡体制を明確化し，業務継続計画を策定するものとする。

また，必要に応じ，関係機関との連携のもとに，施設相互間並びに地域住民，地域の自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり，利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努める。

（４）防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は，施設の職員等が，防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに，災害時の切迫した状況下においても，適切な行動が取れるよう，あらかじめ災害時における避難確保計画を策定し，各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に，自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては，居室の配置に配慮するとともに，夜間を想定した防災訓練や土砂災害警戒区域等など地域の特性を配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

（５）防災備品等の整備

社会福祉施設等の管理者は，災害に備え，食料，生活必需品，防災資機材等の備蓄に努めるとともに、発災後も業務を継続できるよう、自家発電設備や給水設備の整備など災害対応力の向上にも努めるものとする。

なお，福祉避難所については，町が食料，生活必需品，防災資機材等の備蓄に努める。

３　在宅者対策

（１）防災知識の普及・啓発

町は，避難行動要支援者及びその関係者に対して，災害時における的確な対応能力を高めるため，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど，防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお，防災訓練等の実施に当たっては，避難行動要支援者の特性に配慮し，地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるものとする。

（２）避難支援等体制の確立

町は，避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿を整備し、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、平時より自主防災組織や民生委員等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、県が作成した「「個別避難計画」作成の手引」を参考に支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び活用を図る。

また，町は，より一層の防災知識の普及・啓発を図り，住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに，町においては，自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

また，災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため，必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとする。

（３）的確な情報伝達活動

町は，避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため，個々の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し，民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など，多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

４　外国人等に対する防災対策

町は，外国人向け多言語対応プッシュ型アプリ「Safety tips」の普及啓発に努めるとともに、観光施設等に啓発ポスター等を掲示するなど訪日外国人への利用促進に努めるものとする。

（１）防災知識の普及啓発

ア　町は，外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するよう努めるとともに，各種機関で入手できるようにするなど，防災に関する知識の普及啓発に努める。

イ　町は，在住外国人に対して，防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

（２）避難施設案内板の外国語併記等の推進

町は，避難場所や避難路等の案内板について，災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号を使用し，外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第８節　避難行動要支援者対策

実施機関

町（危機管理課，福祉課，健康づくり課），

第１　方針

要配慮者のうち，自宅で生活をしている人で，自力避難が困難で，避難にあたって特に支援を要する人について，町において避難行動要支援者名簿を作成し，自治会や自主防災組織等において避難支援体制を整備する。

第２　内容

町は，在宅の要配慮者が正しい情報と支援を得て，適切な行動をとるために必要な対策を推進するとともに，救護体制の確立に努める。

１　避難行動要支援者名簿の作成

町長は，避難行動要支援者名簿を作成するものとし，避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

（１）身体障害者のうち，その障害の程度が１級又は２級のもの

（２）知的障害者のうち，その障害の程度がA1又はA2判定のもの

（３）介護認定者のうち要介護度が３以上のもの

（４）75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯のもの

（５）前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他支援が必要と思われるもの

２　避難行動要支援者名簿に記載する個人情報と入手方法

町は，次の情報について，避難行動要支援者名簿に記載する。また，入手方法については，町関係部局で把握している情報の集約に努めるとともに，町で把握できていない情報については，県に対し情報提供を求め，必要な情報の取得に努める。

（１）氏名

（２）生年月日

（３）性別

（４）住所又は居所

（５）電話番号その他連絡先

（６）避難支援等を必要とする事由

（７）その他，避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

３　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

町長は，避難行動要支援者名簿について，原則として年１回以上更新するこ

ととする。

更新は，新たに町に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに介護認定などで，該当となった者を追加するとともに，転出や死亡等により，避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し，掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。なお，災害による停電等による電源喪失に備え，紙での情報保管も行う。

また，平常時から要配慮者と接している町の福祉課，社会福祉協議会，民生委員，ケアマネジャー等の福祉サービス提供者との連携に努める。

4　避難支援等関係者

町において，災害の発生に備え，避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は，次の掲げる者とする。なお，名簿の提供にあたっては，本人の同意を得ることとする。

ただし，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合で，避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは，その同意の有無にかかわらず，避難支援等に必要な限度で，避難支援等関係者に名簿情報を提供することができるものとする。

（１）三好警察署
（２）みよし広域連合消防本部
（３）民生委員
（４）東みよし町社会福祉協議会
（５）自治会又は自主防災会
（６）その他町長が定める者

5　情報収集の方法

（１）町内部での情報収集

法第 49 条の 10 第３項に基づき，町長は，避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で，内部で保有する情報を活用し，避難行動要支援者（要配慮者）に該当する者を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するため，関係部局で把握している要介護高齢者，障がい者等の情報を集約する。

（２）県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは，法第 49 条の 10 第４項の規定に基づき，知事その他の者に対して，町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

なお，情報提供の依頼及び提供に際しては，法令に基づく依頼又は提供であることを，書面をもって明確にする。

6　避難行動要支援者名簿の更新と共有

避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため，少なくとも１年に一度，避難行動要支援者名簿情報の総確認を行うとともに，日頃から以下の方法により，避難行動要支援者の把握に努める。

また，名簿を更新した場合は，町関係部局及び当該避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）にも定期的に周知する。

（１）転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者，障がい者等が，新たに転入してきた場合，関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

（２）要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者，障がい者等が要介護認定等の変更により，新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合，関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

（３）死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合，関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

（４）長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合，関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

７　名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

町は，名簿情報の管理において，避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに，避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう，次の措置を講ずる。

（１）避難行動要支援者名簿の提供については，避難支援等関係者に対し，災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

（２）避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず，施錠可能な場所保管するなど，避難支援等関係者に対し，情報セキュリティーに関する指導を十分に行う。

（３）避難行動要支援者名簿を提供する際には，原則として，担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし，別の地域の名簿は提供しない。

また，避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には，その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導す

る。

８　避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう，その発表及び伝達に当たって次の点に配慮できる体制を確保する。

（１）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現，説明などにより，必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。

（２）高齢者や障がい者等に合った，必要な情報を選んで伝達する。

（３）日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど，避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

９　避難支援等関係者の安全確保

各地域において，避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに，避難支援等関係者の安全確保にも理解を得られるよう平常時より，説明を行う。

避難支援等関係者にあっては，避難行動要支援者の救助に際し，自身の生命が危険にさらされることがないよう，地域内でのルールづくりを促進する。

第９節　帰宅困難者等対策

実施機関

町（危機管理課，福祉課，健康づくり課）

第１　方針

災害時には，多数の旅行者や，遠距離通勤者等が帰宅困難となる恐れがあり，避難及び帰宅の支援を行う必要がある。町は，こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努めるものとする。必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うものとする。なお，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

第２　内容

１　町民への普及啓発

町は，町民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに，安否確認手段，帰宅困難となった場合の滞在場所等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

２　企業への普及啓発

町は，企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう，必要な物資の備蓄等の促進について，普及啓発に努めるものとする。

３　安否確認手段の支援

町は，災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「１７１」，災害用伝言板「ｗｅｂ１７１」，携帯電話の「災害用伝言板」，「災害用音声お届けサービス」，すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について，普及啓発に努めるものとする。

４　情報提供

帰宅困難者の不安を取り除き，町，交通事業者等は，一時避難所等に関する情報，鉄道等の交通の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供するものとする。この際，放送事業者等と連携して定期的な情報提供に努めるものとする。

５　帰宅支援体制の協力体制

町は，帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため，コンビニエンスストア，ガソリンスタンドやホテル等の協力を得つつ，食料や飲料水，休憩場所の提供サービスを行うものとする。なお，町は，徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難所確保や輸送対策に努めるものとする。

第１０節　広域応援・受援体制の整備

実施機関

町（総務課，危機管理課）

第１　方針

町内において大規模災害が発生し，自力のみによる対応が困難な場合，他の市町村や防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する必要がある。このため，他の市町村や防災関係機関との間に相互応援協定を締結するなど相互の連携を強化し，広域的な応援・受援体制を確立する。

第２　内容

１　応援・受援体制の整備

（１）町は，応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう，派遣職員の編成，携行資機材，使用車両，応援の手順等について事前に準備する。

（２）町は，円滑に他の市町村，県，防災関係機関等から応援を受けることができるよう，受援に関する連絡・要請手順，応援機関の活動拠点等について事前に準備する。

（３）県及び町は、「応急対策職員派遣制度」，「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」等の応援職員の受入体制を構築するとともに訓練などを通じ，発災後の円滑な災害対応，業務の実行体制の確立に努める。

（４）町は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

２　市町村間の相互応援

町は，「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」，「鳥取町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定」に基づき，必要な情報の共有を図るとともに，応援に必要な条件整備に努めるものとする。また「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

３　徳島県広域防災活動計画の活用

町は，県が南海トラフ地震などの大規模災害発生時において，発災直後の人命救助活動で派遣される自衛隊，警察，消防の活動を支援するため，活動拠点や進出経路などを具体的に定めた「徳島県広域防災活動計画」を活用，協力を積極的に行う。

第１１節　情報通信機器・施設の運用・管理

実施機関

町（危機管理課，企画課，建設課，産業課，環境課）

第１　方針

町・県及び関係各機関は，災害時における情報通信の重要性にかんがみ，災害時の通信手段の確保のため，情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策，情報通信施設の危険分散，通信路の多ルート化，無線を活用したバックアップ対策，デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努める。

町は，さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，音声告知放送，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），Ｌアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），インターネット，フルセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

また，県，町，防災関係機関は，情報通信技術の発達を踏まえ，ＡＩ，ＩｏＴ，クラウドコンピューティング技術，ＳＮＳなど，ＩＣＴの災害時における情報収集・伝達等への積極的な活用に努める。

第２　内容

１　総合情報通信ネットワークシステムの整備

町は，県並びに県内市町村及び全国の地方公共団体との間で防災情報，行政情報の伝達機能を有するネッットワークとして，県防災行政無線地上系システム及び衛星通信システムの適正な管理・運用を行うとともに，日常業務にも活用して災害時に備える。

２　各無線施設等の整備充実

町及び関係各機関は，自局の無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに，要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り，災害時における通信手段の確保に努める。町においては，アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ，デジタル簡易無線等の災害情報伝達手段の機能強化や多重化に努めるものとする。

３　衛星通信機器を活用したインターネット環境の整備

県及び町は、衛星通信機器を活用したインターネット環境の整備に努め、通信が途絶している地域や、応援部隊や派遣職員が活動する場を想定し、災

害時に相互応援できる体制を構築するものとする。

４　防災相互通信用無線局の整備

県災害対策本部を中心として指定地方行政機関等，防災機関相互間の情報連絡手段を確保するため，各機関はそれぞれ防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

５　全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達体制等の整備

町は，特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため，全国瞬時警報システム(J-ALERT)による伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るよう努める。

町及び放送事業者等は，受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク，音声告知放送等により住民等への伝達に努めるものとする。

６　Ｌアラート(災害時情報共有システム)による情報伝達体制等の整備・充実

町は，Ｌアラート（災害時情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また，県，町及びライフライン事業者は，Ｌアラート（災害時情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに，情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

７　防災情報システムの刷新

県は，　、デジタル技術を活用したデータ入力に係る作業負担の大幅な軽減、直感的で習熟しやすい操作系統、他システムとの連携を前提とした「災害時情報共有システム」の抜本的な刷新を行う事としており、その際、災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携及び国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携に努める予定としている。

町は，県との防災情報の共有を進めることにより，災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化し，機能の充実に努める。

【災害時情報共有システムのイメージ】

（１）インターネットを利用した防災情報等の共有及び伝達，災害時情報共有システム，防災・危機管理ポータルサイト「安心とくしま」

（２）携帯電話や携帯メール（すだちくんメール）を利用した情報の収集と職員の参集

（３）「すだちくんメール」をはじめ，各種安否確認サービスの全県的な普及

（４）インターネット通販事業者等と連携した避難所ニーズ把握体制の構築

（５）被災者支援システム

（６）Ｌアラート等を利用したテレビのデータ放送への防災情報の伝達

（７）ＧＩＳ（地理情報システム）を利用した被害情報等の情報提供

（８）県及び町の公式ＳＮＳなどによる防災情報の伝達

８ インターネットポータルサイトへの災害情報の提供

町は，災害協定に基づき，災害時にポータルサイト事業者に対し，町から提供する避難指示等の避難情報，安否情報及びライフライン情報等の災害情報をサイトに掲載するなど情報提供の協力を要請する。

９　エリアメール・緊急速報メールの活用

町は，住民に災害情報を伝達するため，携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める

１０　各種データの整備保全

町は，復興の円滑化のため，あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍，住民基本台帳，地籍，建築物，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をして

おくものとする。

１１　県及び町等による情報提供

県及び町は，自主防災組織や町民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに，町は，地域コミュニティ等と連携するなど，工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

１２　ＡＩ，ＳＮＳを活用した災害情報の収集・発信

住民が「気象警報」や市町村が発令する「避難情報」など、必要とする最新の「防災情報」を迅速・確実に受信できるよう防災情報発信体制の充実・強化を適宜行い，あらゆる機会を通じて県及び町の公式ＳＮＳの登録促進に努めるものとする。またＡＩを活用し，ＳＮＳに投稿された被害情報等を収集できる体制整備を進める。

１３　県及び町による情報提供

町は、自主防災組織や県民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、町は、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

第１２節　防災拠点施設等の整備

実施機関

町（総務課，危機管理課，企画課，建設課，産業課，環境課）

第１　方針

町は，防災中枢機能を果たす施設の設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点の整備・推進に努めるとともに，保有する施設，設備について，再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備，通信途絶時に備えた衛星通信機器の整備等非常用通信手段の確保を図る。また，あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。

第２　内容

１　地域防災拠点の整備

町は，平時は町民が防災訓練や防災研修に使用し，災害時には災害対策活動拠点として機能する施設（備蓄倉庫，ヘリポート）について適正に管理運営し，地域防災拠点の整備に努めるものとする。

２　災害対策本部

（１）町は，防災活動の中枢機関となる災害対策本部を設置する本庁舎について，自家発電設備や，情報通信機器の整備，防災機能を強化するなど，必要な機能の充実を図る。

（２）災害対策本部職員用食料等の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限発揮できるよう，３日分の食料等の備蓄・調達に努める。

３　地域の拠点となる避難所の整備・選定

町は，周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として，一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難所（以下「拠点避難所」という。）について，選定しておくものとする。

（１）「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ，「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

（２）「拠点避難所」として有すべき機能

ア　建物の耐震化，LED 太陽光照明灯など施設の安全性の確保

イ　雨水タンク，防災井戸，太陽光発電装置

ウ　簡易トイレ，炊き出し用資材，テント，ヘリポートなど避難生活等に必要な資機材等

第１３節　物資等の備蓄体制の整備

実施機関

町（総務課，危機管理課，健康づくり課，環境課）

第１　方針

大規模災害発生時には，多くのり災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり，全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め，災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として，災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は，住民又は地域において自らの生活維持をしていくため，食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため町は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底する。また一方で，町は，家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料，生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」を基本にして，備蓄物資の確保を行う。

さらに，災害が発生した場合において，本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行うものとし，具体的な措置内容を定めておく。

第２　内容

１　食料の備蓄整備

（１）備蓄基本方針

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには，住民や自主防災組織，事業所等が，「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に，平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり，町は，住民の備蓄意識の高揚を図るため，ローリングストック※や冷蔵庫等での貯蔵を含め，飲料水や食料など避難生活に必要となる物資の３日分の備蓄に努めるとともに，飲料水や食料，衣類，医薬品，懐中電灯，ラジオ，貴重品等を入れた非常持出し袋を，すぐに持ち出せるように準備しておくよう普及啓発を推進していく。

※ローリングストック：
備蓄食品を回転（ローリング）させながら備蓄（ストック）するという意味で，日常的に消費する食品を多めに購入し，定期的に食べながら新しいものを買い足すことで，非常食を備蓄する方法。備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ，日常から食べ慣れたものを非常食にできる。

町は，家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努めることとする。さらに，人口や地理等の特性を考慮した上で，他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し，備蓄に努めるものとする。

また，災害の発生直後から被害情報を収集し，被害の状況や避難者数に応じて物資の提供を行うが，被害想定をはじめ，様々な事態を想定した上で，避難者のニーズ等を的確に把握し，迅速に提供できるよう努める。

物資確保のイメージ

<table>
<tr><th>１日目</th><th>２日目</th><th>３日目</th><th>４～７日目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住民持参分
(家庭・地域の備蓄)</td><td rowspan="2">町の備蓄
(現物備蓄等)</td><td>県の備蓄
(流通備蓄)</td><td rowspan="2">県等の調達
(流通備蓄)

国からの
広域的支援物資</td></tr>
<tr><td>現物備蓄
(目標の 10%)</td></tr>
<tr><td colspan="3">アレルギー対応食料・粉ミルク
（３日分の現物備蓄）</td></tr>
</table>

区　　分	備蓄内容等
住民持参分	○３日分の家庭や地域における備蓄を目標とするが，発災後１日は，町からの支援が届かないことを想定し，自助，共助の観点から，住民自ら１日分の備蓄物資を避難所に持参する。
町の備蓄	○避難所及び避難所外における被災者が必要な１日分を備蓄目標とし，今後５か年で計画的な備蓄に努める。また，発災後２日目までに提供できる体制を整備する。
県の備蓄	○災害時応援協定締結企業や団体，関西広域連合，災害時のカウンターパートである鳥取県と連携し，少なくとも発災後３日目までに１日分の物資の調達（流通備蓄）を図る。 ○また，単独市町村において備蓄が難しい「アレルギー対応の粉ミルクや食料」は３日分を備蓄する。 ○さらに，甚大な被害により輸送路が寸断された地域の孤立化等が想定されることから，一定量を現物備蓄する。

（２）備蓄品目

町は，発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水等の物資の選定・備蓄に努める。

また，要配慮者や女性等に配慮した物資を備蓄する。

（注）備蓄品在庫管理表を資料編に添付

（３）輸送

民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため，町は，平時から輸送体制の整備に努める。

町は，指定した拠点へ搬送される物資を指定避難所等へ輸送し，避難者へ物資を供給する。そのため，平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに，大量の物資の仕分けや指定避難所への輸送等について，地域特性に応じて，民間物流事業者と連携するなど体制整備に努めるものとする。

２　その他物資の備蓄

（１）生活必需品の確保

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄に努める。

（２）避難所環境向上のための設備の配備

町は、衛星通信機器や水循環型シャワー等、複数台の配備が困難な資機材について、災害時に相互応援できる体制を構築するものとする。

３　給水体制の整備

（１）運搬給水の備え

町は，災害時において，被災者１人当たり１日３リットル以上の飲料水供給を確保できるよう，浄水器の配備，給水タンク，ポリタンクの確保，応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図る。また，予め指定避難所，医療施設，社会福祉施設，防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか，運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄・配水池，消火栓，民間の飲用井戸等や給水車等による運搬輸送ルートについても検討しておく。

また，近隣市町等からの応援給水がある場合は，運搬先の周知や，運搬先での受け入れ体制を整えておく。その他，住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

（２）拠点給水の整備

町は運搬給水では供給可能な水量に限界があり，時間の経過とともに生活用水を確保する必要から，避難所や浄水場，配水池，消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし，また，耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また，飲料水安全確保のためのろ過器，残留塩素濃度測定器，塩素殺菌用薬品等を備蓄するよう努める。

（３）防災井戸の活用

町は、災害時にも安定した飲用水や生活用水の確保が行えるよう、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

また、登録する防災井戸については、あらかじめ災害時の利用について管理者と活用手順等を定めておくものとする。

４　物資調達・輸送調整等支援新物資システム（B-PLo）等の活用

（１） 町及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援新物資システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

（２） 県及び町は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等新物資システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

５　備蓄物資の公表

町は、備蓄物資の更なる確保や住民又は地域の備蓄促進を図るとともに、備蓄状況を共有し市町村間における相互応援につなげるため、年に１回、広く住民に公表するものとする。

第１４節　孤立集落対策

実施機関

町（危機管理課，福祉課）

第１　方針

町は，災害により孤立化が予想される集落に対して，次に掲げる事項について，あらかじめ対策を講じておく。

第２　内容

１　孤立集落及び発生原因

孤立集落とは，中山間地域，沿岸地域などの集落において，人の移動，物資の流通が困難となり，住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては，以下の要因が挙げられる。

（１）地震，風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷，道路への土砂堆積

（２）地震，風水害等に伴う土砂崩れ，落石等の恐れがある個所に対する事前通行止め，及び大雪による積雪や倒木による道路通行不能等

２　孤立予想集落

町内で災害発生時に孤立化が予想される集落は，２５個所ある。

３　孤立化防止対策

（１）通信手段の確保

町は，孤立化し通信の途絶が予想される集落において，非常時に外部との通信が確保できるよう，災害に強い情報通信設備（衛星通信機器等）の配備に努める。また，町は，孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知するものとする。

（２）ヘリコプター離着陸場及び無人航空機等の確保

町は，孤立化が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておく。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては，平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努める。また，無人航空機（ドローン等）による輸送手段の確保にも努めるものとする。

（３）生活物資の備蓄の促進

町は，孤立が予想される集落において，水，食料等の生活物資，医薬品，簡易トイレ，非常用電源のための燃料等を公共施設の備蓄倉庫，家庭，自主防災組織等での備蓄に努める。

第１５節　ライフライン途絶への備え

実施機関
町（総務課，危機管理課）

第１　方針

大規模災害の発生による，ライフライン途絶に備え，対策を事前に検討しておく必要がある。

第２　内容

１　知識の普及・啓発

県，町及び防災関係機関等は，あらゆる機会を通じて，住民等に対し大規模停電に備えた知識の普及・啓発に努めるものとする。例示としては次のとおりとする。

（１）大規模停電時の状況や注意点等の基本的な知識
（２）必要に応じ，非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
（３）ＡＴＭやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

２　事前予防のための取組

（１）町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。
（２）町は通信途絶に備え、衛星通信を活用したインターネット機器の整備に努めること。
（３）水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

３　業務の継続に向けた取組

（１）通信手段の確保

県，町，防災関係機関及び企業等は，大規模停電時にも業務が継続できるよう，保有する施設・設備について，再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，ＬＰガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等，平

常時からの点検，訓練等に努めるものとする。

また、電気保安法人・電気工事組合等との協定に基づき、適切な電気主任技術者の職員派遣による早期の送電再開など早期復旧に努めるものとする。

（２）給水設備の復旧

水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

４　訓練の実施

県，町及び防災関係機関等は，関係機関の作業員・復旧資機材の調達も踏まえ，大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。また,電気保安法人・電気工事組合等との協定締結の検討や訓練実施による関係団体との連携強化により,電源車の配備や送電再開時の早期復旧に努めるものとする。

第１６節　災害廃棄物処理体制の整備

実施機関

町（環境課、危機管理課）

第１　方針

町は、今後発生する事前災害（地震、津波、豪雨等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適切かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、計画を定めるとともに必要な体制を整備する。

第２　内容

（１）町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針や県が定める災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、公費解体の申請受入体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方、住民等への啓発広報等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

（２）県及び町は、国と連携して災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。

第１７節　事前復興の取組

実施機関

町（危機管理課，企画課，福祉課，建設課，産業課）

第１　方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には，幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え，多大な労力と時間が必要であり，平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

住民をはじめ，地域コミュニティ，事業者，行政など，復興を担う関係者は，迅速かつ円滑で，「より良い復興（Build Back Better)」の実現に向け，被災後の復興プロセスの事前理解はもとより，平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」，「地域コミュニティの維持・再生・育成」など，「徳島県県土強靭化・レジリエンス推進計画」を参考とし，「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第２　内容

１　事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し，「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は，「徳島県復興指針」を参考とし，「事前復興」に積極的に取り組む。

（１）「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは，南海トラフ巨大地震などによる被災イメージについて住民を含む関係者間で共有し，それらに対し必要となる復興プロセスについて，被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし，それらの解決に向け，事前に行う様々な取組のことである。

具体的には，復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため，様々な指標（データ）を収集しておくことや，地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどである。

（２）「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは，事前に実践することで，被災しない状態を実現する取組であり，インフラの耐震化などのハード的な施策は，典型的な「実践する事前復興」である。

一方で，策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニングなど，継続的に見直しを行う（ＰＤＣＡサイクルを回す）ソフト的な施策も，「準備」に留まらず，「実践する事前復興」である。

２　事前復興計画の策定

町は、大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため，県が策定するガイドラインを参考とし，事前復興の取組の指針となる「東みよし町事前復興計画（仮称)」の策定に努めるものとする。

第１８節　被災者支援体制の整備

実施機関

町（危機管理課、福祉課）

第１　方針

徳島県においては、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などの甚大な被害が想定される大規模自然災害の発生が懸念されており、「誰一人取り残さない被災者の早期の生活再建」を図るためには、避難所運営や物資確保などとともに、被災者一人ひとりの被災状況や生活などの実情に即した支援を講ずることが重要である。

このため、町は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備に努めるものとする。

第２　内容

１　官民連携による被災者支援体制の構築

町は、被災しても、誰一人取り残さない早期の生活再建を実現するため、県、市町村及び地域の被災者支援を担う関係団体から構成する「徳島県被災者支援推進ネットワーク会議」等を通じて、平時から顔の見える関係を構築するとともに、被災者の生活の安定や住まいの再建等に向けた様々な支援制度を活用して、被災者支援に取り組むことができるよう、個々の被災者の課題に対応する官民連携の支援体制の構築に努めるものとする。

２　災害ケースマネジメント実施体制の構築

町は、「徳島県災害ケースマネジメント手引書」に基づき、災害ケースマネジメントの実施に向けた被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、発災時に迅速かつ円滑な支援ができる体制の構築に努めるものとする。

３　支援関係機関の連携

町、社会福祉協議会、ＮＰＯ、士業、研究者等有識者、民生委員等の支援関係機関は、互いの関係性、地域性等に基づき、相互に尊重し、意思疎通を図り、それぞれの役割と責任の分担を認識した上で、連携・協働するものとする。

４　被災者支援システムの活用

町は「被災者生活再建支援システム」等を活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第３章　災害応急対策

第１節　災害応急対策の流れ

第１　方針

各防災団体は，他の関係機関と連携の上，災害時に発生する状況を予め予想し，各機関が実施する防災対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め，また，災害対応の検証等を踏まえ，必要に応じて同計画の見直しを行うとともに，平時から訓練や研修等を実施し，同計画の効果的な運用に努めること等により，災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し，行動する。

また，町は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の災害時職員行動マニュアル等の整備を推進する。

第２　内容

災害発生時，発生の恐れのある各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列に示す。ただし，その災害の進捗状況等により，柔軟に対応を考える必要があることにも留意する。

１　気象警報等が発表中〔初動態勢を確立し，災害の発生に備え警戒〕

○気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達，避難
○防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
○必要に応じて災害対策本部の設置
○被害情報の収集
○河川等の警戒監視を強化する。
○住民避難情報の発表を行う。

ア　高齢者等避難の発表

・避難所の開設準備（施設の安全確認，管理・運営担当職員の派遣）
・避難行動要支援者の所在確認，避難所等への移動
・一般住民の避難準備
・児童生徒等の安全確保

イ　避難指示

・一般住民の立退き避難，避難所への収容
・避難所備蓄物資による対応

・避難者の状況把握（避難者リスト作成）

ウ　緊急安全確保

・住民の緊急安全確保

２　地震，台風等による災害発生から１時間以内〔人命優先に活動しつつ，情報収集〕

○防災関係機関職員の緊急参集

○災害対策本部の設置

○水防活動等被害拡大防止活動の実施

○被災状況により自衛隊等の派遣要請

○公的救助機関による被災者の救出，負傷者の搬出

○被災状況により広域応援協定又は被災市区町村応援職員確保システムに基づき広域的な応援を要請する。

３　災害発生から 24 時間以内〔人命救助を本格化するとともに，被災者支援を開始〕

○被害状況の把握

○受援体制の確立（国，自衛隊，他府県等応援要員，災害派遣医療チーム等の受入）

○緊急輸送道路の啓開

○交通規制の実施

○被災地への救護所の設置○ライフライン，公共土木施設等の被害状況調査と応急措置

○帰宅困難者対策

○災害救助法の適用

○通信途絶地域への仮設通信設備設置

○避難所の開設（施設の安全確認，管理・運営担当職員の派遣）

○避難所の概数及び食料等必要量の把握

○避難所等への食料・生活必需品の輸送

○避難所等へ仮設トイレの設置

○避難所での要配慮者の支援対策の実施

○遺体の一時安置場所の確保

○避難所外避難者の状況の把握

○被災建築物応急危険度判定

４　災害発生から 72 時間以内（被災地支援を本格化）

○ボランティアセンターの設置

○ボランティアの受入れ

○義援金の受付
○義援金の受入
○救援物資の受入，仕分け，配分
○学校施設の応急復旧，応急教育の実施
○健康相談の実施
○浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
○断水地域への給水車等による給水
○災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の被災者の生活支援の受入

５　災害発生から１週間以内〔応急的な復旧を開始〕

○公営住宅等の提供
○被災住宅の応急修理
○被災者のケア
○遺体の検視，身元確認，火葬
○災害廃棄物の処理
○日本災害歯科支援チーム（JDAT）等の受入れ

６　災害発生から１ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

○応急仮設住宅の建設
○学校教育の再開
○義援金の配分
○被害者生活再建支援法の適用

第２節　活動体制

町及び各防災機関は,町内に災害が発生し,又は発生するおそれがある場合は,迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため，それぞれ災害対策本部等を設置し，活動体制を整備するものとする。

第１款　町の活動体制

第１　方針

町内に災害が発生し，若しくは発生するおそれがある場合において，町はその責務を遂行するため必要があるときは，東みよし町災害対策本部を設置し，応急対策に従事する職員を配置する。

また，県・国の「非常（緊急）災害現地対策本部」が設置されたときは，同本部と連携を図る。町本部が設置される以前，又は設置されない場合における応急対策は，町本部が設置された場合に準じて処理する。

第２　内容

１　東みよし町災害対策本部

（１）町本部の設置及び廃止

ア　設置

本町の地域内において，災害が発生し，又は発生のおそれが生じ，その被害が広域かつ激甚のため,若しくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予想せられる場合において,町がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは，町長は町本部を三加茂庁舎に設置するものとし，おおむね次の基準をもって判断するものとする。

Ａ　自動設置

①震度６弱以上の地震が発生したとき

Ｂ　判断設置

①震度５弱または５強の地震が発生したとき

②大雨特別警報（雨要因）が発表されたとき

③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

⑤町内で相当規模の地震災害が発生し，又は発生のおそれがあるとき

⑥台風等により，大規模な災害が発生し，又は発生のおそれがあるとき

・暴風，大雨，洪水警報が発令され，大規模な被害の発生が予想されるとき

・台風が四国に接近・通過し暴風圏に入ることが確実とされるとき

・河川の増水により指定河川の水位が警戒水位を越え，さらに水位上昇により大規模な被害の発生が予想されるとき

・人的被害，家屋被害が相当数発生したとき，又はそれが予知されるとき

⑦その他，多数の人的被害など，重大な社会的影響がある大規模な事故等の災害が発生し，又はそのおそれが高まったとき

・通常の町行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき

C　代替庁舎

三加茂庁舎が被害を受け、災害対策本部が設置できない場合は、三好庁舎若しくは中央公民館を代替庁舎として、災害対策本部を設置する。

イ　廃止

本部長は，地域の総合的応急対策がおおむね完了したと認めたときは，町本部を廃止する。

ウ　報告

町長は，町本部を設置又は廃止したときは，その旨を県その他必要な防災関係機関へ報告する。

（２）災害対策本部の組織

町本部の組織，運営及び分掌事務等については，東みよし町災害対策本部条例に定めるところによる。

（３）本部会議の開催

本部長は，災害応急対策に必要な指示又は各部の総合調整を行うため，本部会議を開催するものとする。

（４）現地対策本部の設置及び廃止

ア　設置

本部長は，地域の総合的応急対策の推進を図るため，必要があると認めるときは，町本部の現地対策本部（以下,「町現地本部」という。）を設置するものとする。

イ　廃止

本部長は，地域の総合的応急対策がおおむね完了したと認めたときは，町現地本部を廃止するものとする。

（５）徳島県災害対策本部との協働

本部長は，徳島県災害対策本部（以下,「県本部」という。）または，徳島県災害対策本部西部支部或いは，県現地災害対策本部が設置された場合，県

本部等と協働して防災対策・災害救助等にあたり，災害救助法適用後は県の補助機関として災害救助にあたる。

（６）　町本部及び現地本部の組織

ア　町本部の組織

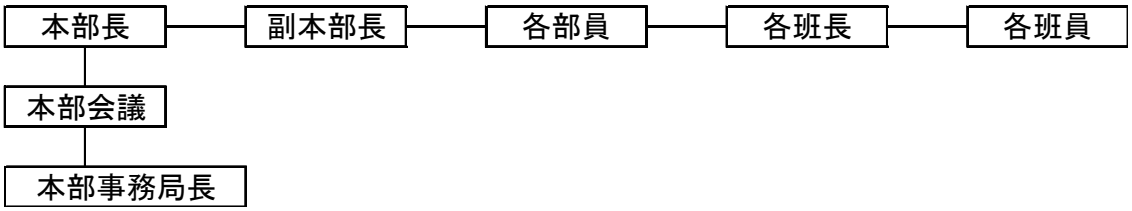

イ　現地本部の組織

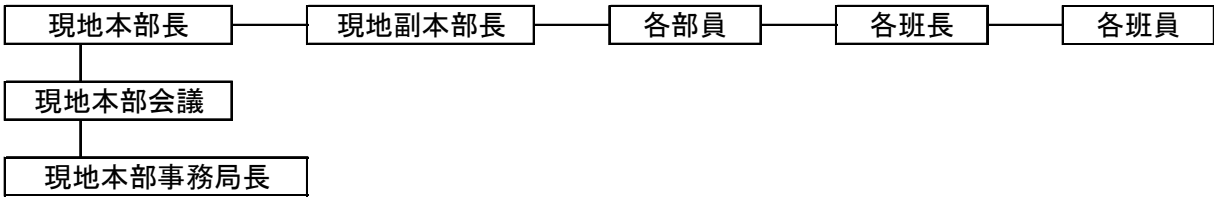

第２款　町の配備体制及び職員の配置計画

実施機関

町（危機管理課）

第１　方針

町は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，応急対策を迅速かつ的確に推進するため，必要な職員を配備し，その活動体制を確立する。

なお，災害対策活動は，発生した災害に対して特別の組織を編成する。

各職員は，各自の役割を十分に理解するとともに，以下の事項をはじめ，災害対策活動全体の流れについても，その概要の周知を徹底する。

第２　内容

１　配備体制

配備区分	配備時期	配備内容	備考
第１ 非常体制	１　震度４の地震が発生したとき。 ２　暴風，大雨，洪水，大雪警報が発表されたとき。 ３　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ４　その他，大規模な事故等の災害が発生し，大きな被害が予想されるとき。	１　関係課においては情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し，状況に応じて速やかに第２非常体制に移行し得る態勢とする。 ２　配備につく職員は原則として通常の勤務場所おいて，主として情報連絡活動を行うものとする。	左記の配備時期においては，関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから災害連絡本部を設置する。 責任者：危機管理課長 対応職員： 危機管理課職員（2 名以上） 建設課職員（2 名以上） ※避難所を設置する場合は第 2 非常体制の④~⑥も設置(若干名)

第２ 非常体制	１　台風が通過することが確実とされたとき。 ２　河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 ３　震度５弱または５強の地震が発生したとき。 ４　大雨特別警報（雨要因）が発表されたとき。 ５　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ６　大雪，その他，大規模な事故等の災害が発生し，大きな被害が発生したとき，または特に大きな被害が予測されるとき。	１　関係課においては災害警戒に必要な活動を状況に応じて行い得る職員を配備し，速やかに第３非常体制に移行し得る態勢とする。 ２　配備につく職員は，通常の勤務場所において情報連絡等あたり，所用の措置を講ずるものとする。	左記の配備時期においては，大規模な災害に備える等，特に警戒を要する必要があることから「警戒本部」を設置する。 本部長：町長 本部員：幹部職員 ①危機管理課・総務課員（８名以上） ②建設課職員（６名以上） ③企画課(情報担当職員) ④福祉課，住民課避難所担当職員（主に三加茂地区の避難所担当） ⑤総合窓口課，産業課避難所担当職員（主に三好地区の避難所担当） ⑥健康づくり課（避難者の健康観察職員 (③～⑥は若干名)

第３ 非常体制	災害対策本部が設置されたとき。 【自動設置】 １　震度６弱以上の地震が発生したとき。 【判断設置】 １　震度５弱または５強の地震が発生したとき。 ２　大雨特別警報（雨要因）が発表されたとき。 ３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ４　台風等により，大規模な災害が発生し，又は発生のおそれがあるとき。 ５　大雪，その他，多数の人的被害など重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し，そのおそれが高まったとき。	１　町地域防災計画及び町災害対策本部条例に基づく人員を配備する態勢とする。 ２　震度６弱以上の地震が発生したときは，全員配備態勢とする。	災害対策本部の体制 本部長：町長 副本部長： 副町長，教育長，参事 本部員：幹部職員 班　員：職員

２ 動員体制

（１）動員計画

配備各課(各班)は,各配備体制に応じて必要な人員を動員するものとし,職員の動員順位あるいは連絡方法等について,東みよし町災害対策本部条例による。

（２）職員の安否確認

「LoGoチャット」若しくは「@InfoCanal（アットインフォカナル）」等による通信手段により、全庁職員の安否情報と登庁可能状況を収集・集約し、災害対策本部へ連絡するものとする。

（３）職員の召集

ア　勤務時間内

庁内放送等により，周知するものとする。

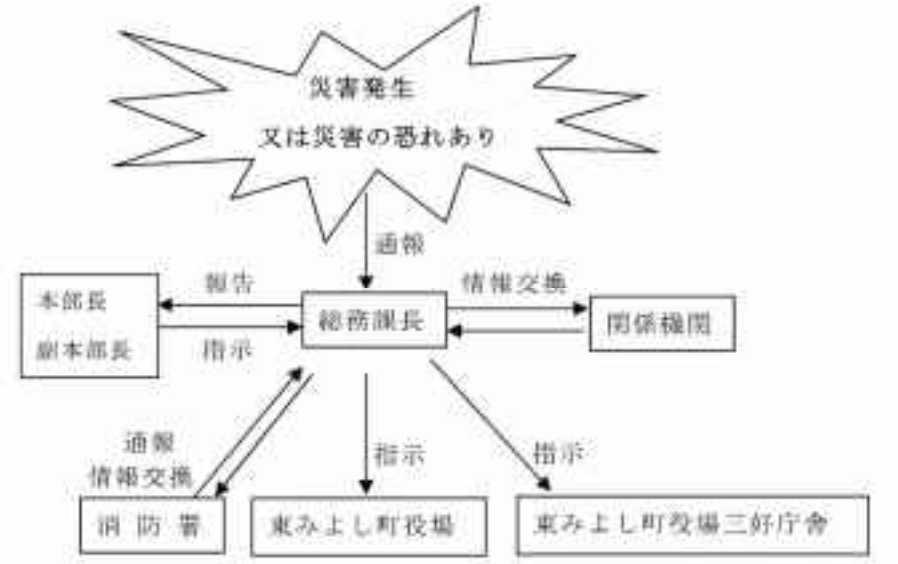

イ　勤務時間外

職員の召集方法については，固定電話，携帯電話，携帯メールその他の方法によるものとする。

なお，職員は，災害発生後の情報等の収集に積極的に努め，参集に備えるとともに，配備指令が伝達される前に，それぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は，速やかに自主参集するものとする。

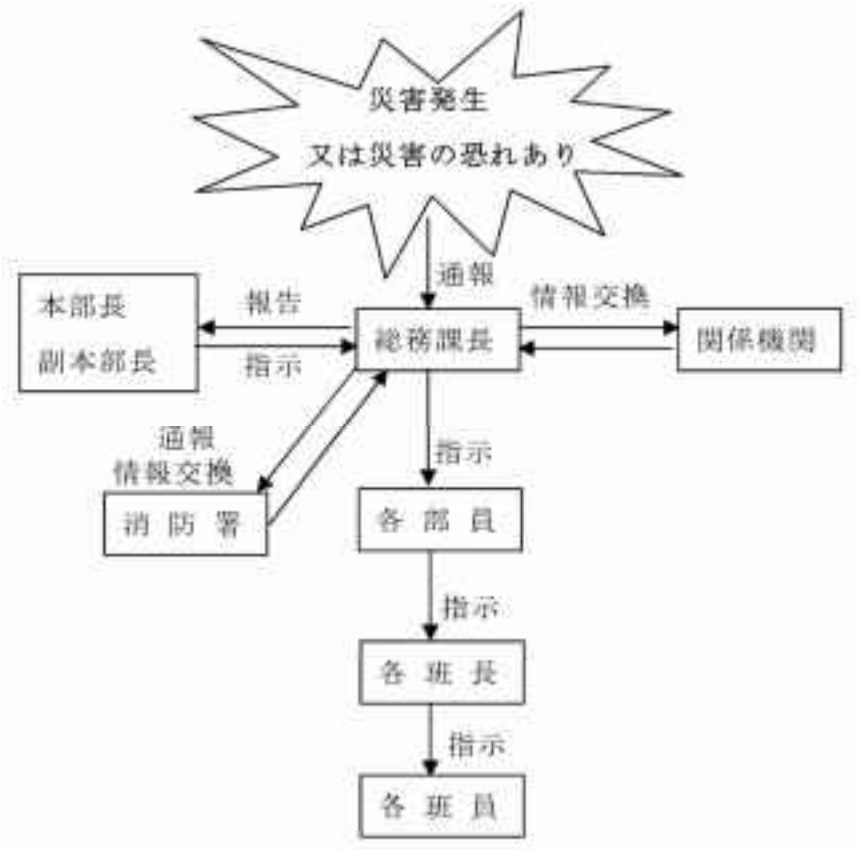

ウ　勤務時間外の職員参集ポイント

職員は，勤務時間外（休日及び夜間等）における災害発生時の行動指針のポイントを以下とする。

（ア）職員は，平時より常に気象状況等に関心を持ち，テレビ・ラジオ・インターネット等により情報収集に努めるとともに，登庁に備える。

（イ）職員は，平時より常に防災意識を持ち，居住地から勤務先或いは，避難所までの危険箇所と危険種別（例：浸水しやすい，崖がある等）を事前に確認し，安全行動に努める。

（ウ）職員は参集指示があった場合，職員参集計画に基づき，速やかに参集場所に集合する。このとき，参集経路が被災し，到着までに相当時間を要する場合は所属長等に連絡し，最寄りの避難所に集合する。また，参集経路や避難所の状況等について，逐次所属部署に連絡する。

（エ）課長職以上の者は，部員として所属部署へ参集する。

（オ）職員参集計画は，必要に応じて逐次見直しを行い，職員の行動指針を啓発する。

３　災害対策本部の設置に至らない場合

（１）災害連絡本部

町は，台風が接近する恐れがあるとき又は暴風，大雨，洪水警報等が発表

されたときは，災害連絡本部を設置する。

（２）災害警戒本部

町は，台風が通過することが確実とされたとき及び暴風，大雨洪水警報が発表され，相当な災害の発生が予測されるときは，災害警戒本部を設置する。

４　応援職員の派遣要請

本部長は，災害応急対策実施のため必要があるときは，本計画第 2 章第 10 節の広域応援・受援体制の整備に基づき，若しくは地方自治法第 252 条の 17 又は法第 29 条の規定に基づき，県又は他の地方公共団体から技術者等職員の派遣を求め，災害対策の万全を期するものとする。

５ 職員の健康管理

災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。災害対応業務に従事する職員のこころの健康を確保するため、専門相談員及び嘱託医によるメンタルヘルス相談、保健師による惨事メンタルヘルスケア、各庁舎における産業医によるメンタルヘルスケアを実施する。また、職員が健康相談をできるよう健康相談室を常設するとともに、過重労働職員に対しては産業医による保健指導を実施し健康管理等を徹底するものとする。

６　庁舎のライフライン確保

災害対策本部機能や、災害時においても必要となる業務の電源を確保するため、各庁舎において自家発電設備を設置し、３日分の燃料備蓄を行うとともに、断水に備え、３日から４日分の生活用水を確保するものとする。

災害発生時において、電力、水道等の設備に被害があった際は、設備監視班等において、点検・補修等の応急措置を実施するとともに、対応困難な場合は、協定締結事業者等関係機関に対し、早期復旧を要請する。

第３款　町の活動体制

第１　方針

町長は，災害において町内の防災の推進を図るため，本計画の定めるところにより，災害予防及び災害応急対策を迅速に実施できるよう災害対策組織を整備しておくものとする。

第２　内容

１　町本部の組織及び運営については，町の災害対策本部条例等の定めるところによるほか，災害の特性を考慮して町地域防災計画等の整備を図る。なお，町本部が設置されたとき，町業務継続計画（BCP）の発動を行う。

２　勤務時間外に大規模な災害が発生し，交通機関の途絶等によって災害対策本

部の正常な運営が直ちにできない場合が考えられることから，地震発生初期の必要な措置についてあらかじめ定めておき，初動体制の確立を図る。

第４款　指定地方行政機関等の活動体制

町の地域に災害が発生し，若しくは発生するおそれがある場合には，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は，それぞれの機関等が作成する防災業務計画，防災に関する計画等に定めるところにより，災害対策本部等を設置し，職員の配備動員を行うものとし，必要な活動体制を整備しておくものとする。

第３節　情報通信

実施機関

町（危機管理課，企画課）

第１　方針

町は，災害による被害の未然防止や軽減のための措置を講じるため，気象情報や災害発生のおそれのある異常な現象等を，予め定めた経路により，迅速・的確に関係機関及び住民に周知することとする。

第２　内容

１　災害通信連絡系統

災害の発生が予想されるとき，又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する警報・注意報及び情報の通信連絡は，次の伝達系統により迅速，かつ適切に伝達し，その周知徹底をはかるものとする。

なお，気象業務法により，特別警報については，その内容を迅速かつ確実に伝えるため，町は住民等への周知の措置を行なう。

（１）大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統

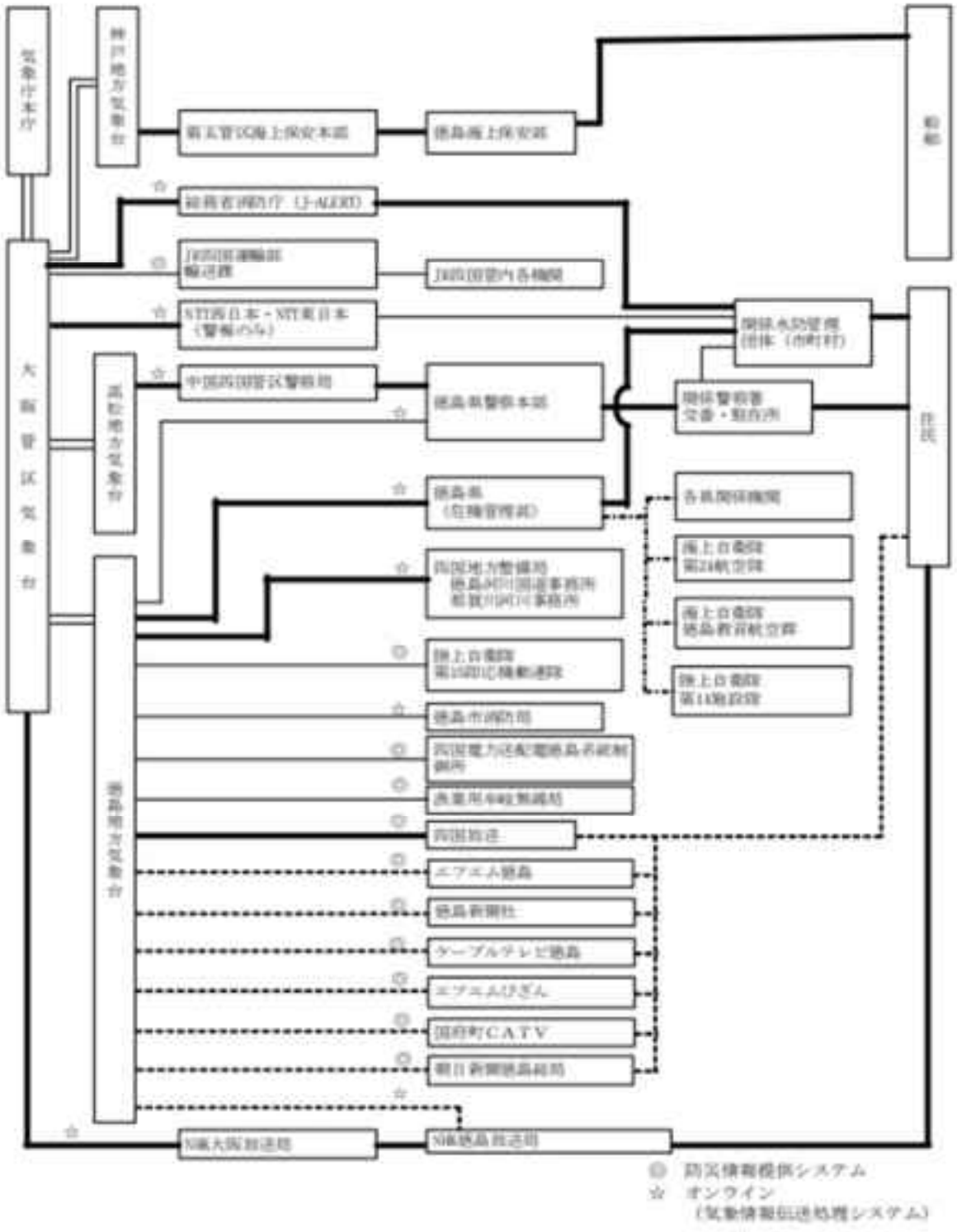

（２）津波予報，地震・津波に関する情報の伝達系統

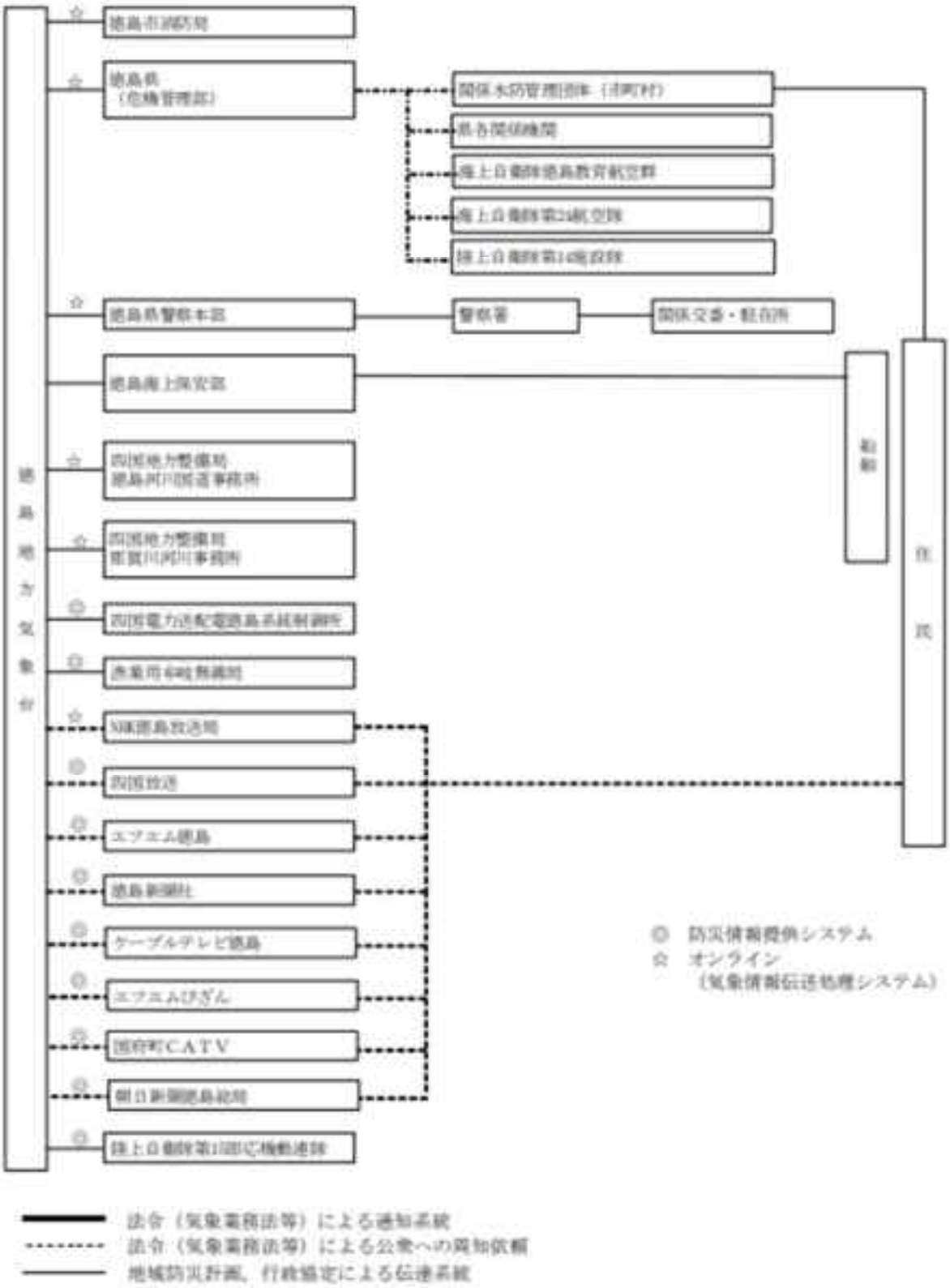

（３）気象に関する特別警報・警報の伝達系統

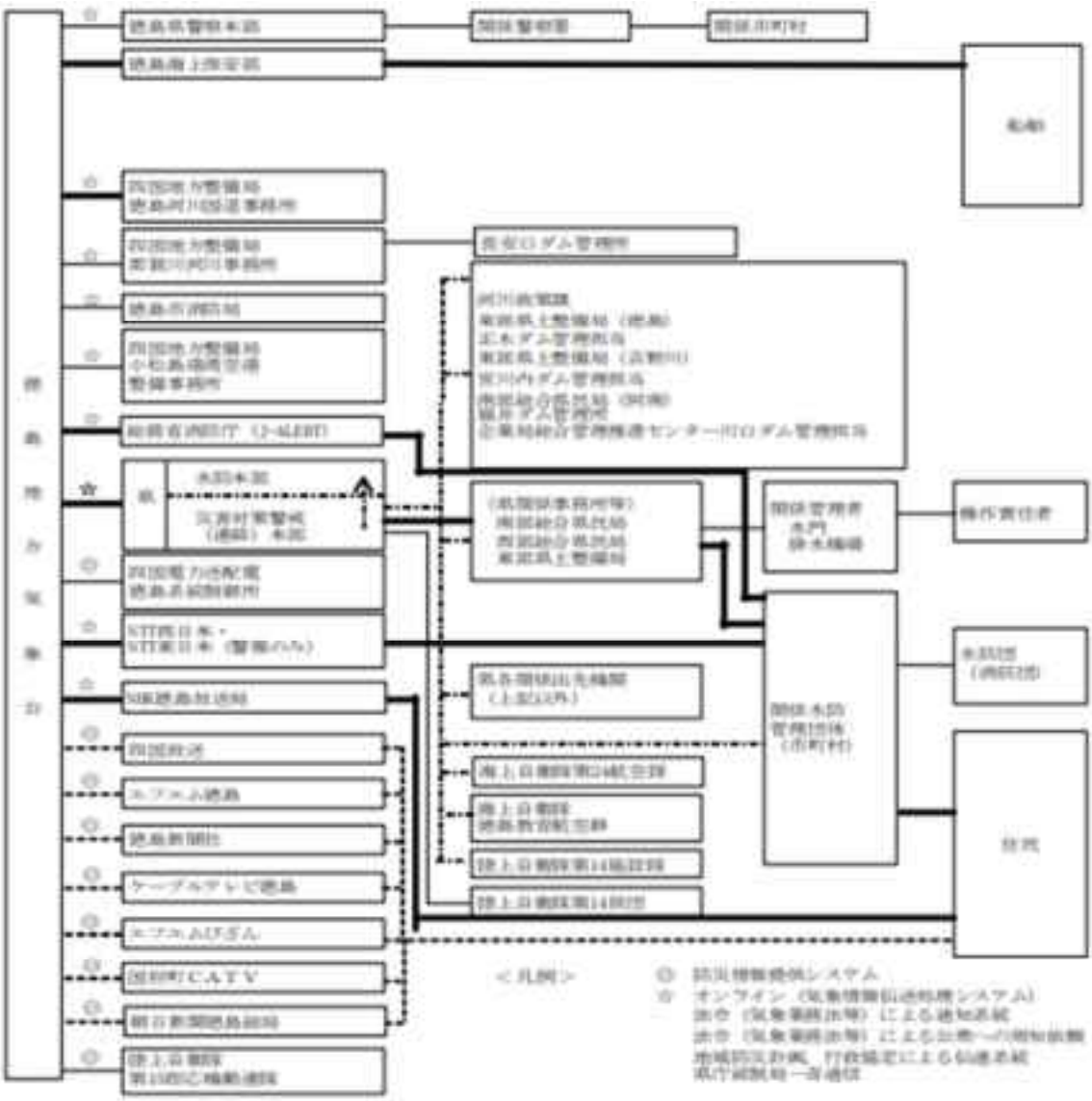

法令（気象業務法等）による通知系統
法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼
地域防災計画、行政協定による伝達系統

注１　障害等により，通常の通信経路が途絶した場合は，あらかじめ定めた障害時用加入ＦＡＸへ伝達する。このＦＡＸも途絶した場合は，状況により可能な範囲で県防災行政無線，加入電話，その他機関の相互協力により伝達に努める。以下，各図とも同じ。
注２　┈┈は，徳島県総合情報通信ネットワークシステムによる県庁統制局一斉通信を示す。以下，各図とも同じ。
注３　水防体制前は，水防本部を河川整備課と読み代えるものとする。以下，各図とも同じ。
注４　陸上自衛隊第１４旅団へは必要により警報とその解除を通知する。
注５　災害配備体制前は，災害対策警戒（連絡）本部を危機管理環境部とくしまゼロ作戦課と読み替えるものとする。以下，各図とも同じ。
注６　水資源機構池田総合管理所は，(財)日本気象協会を通じて気象庁より情報を受けている。

（４）気象に関する注意報・情報の伝達系統

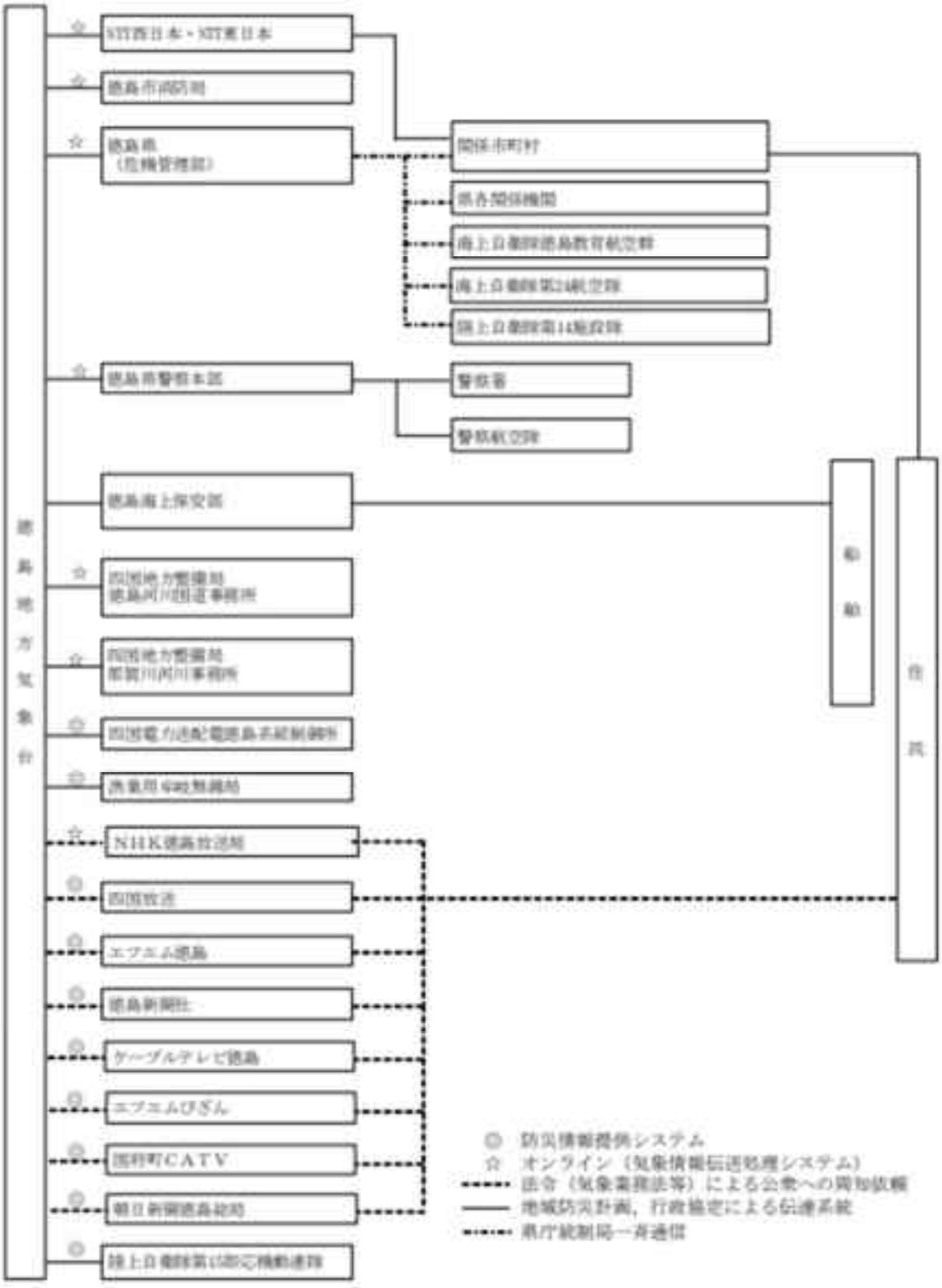

（５）吉野川洪水注意報・警報，情報の伝達系統

（徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同で発表する吉野川の洪水予報に関する通報）

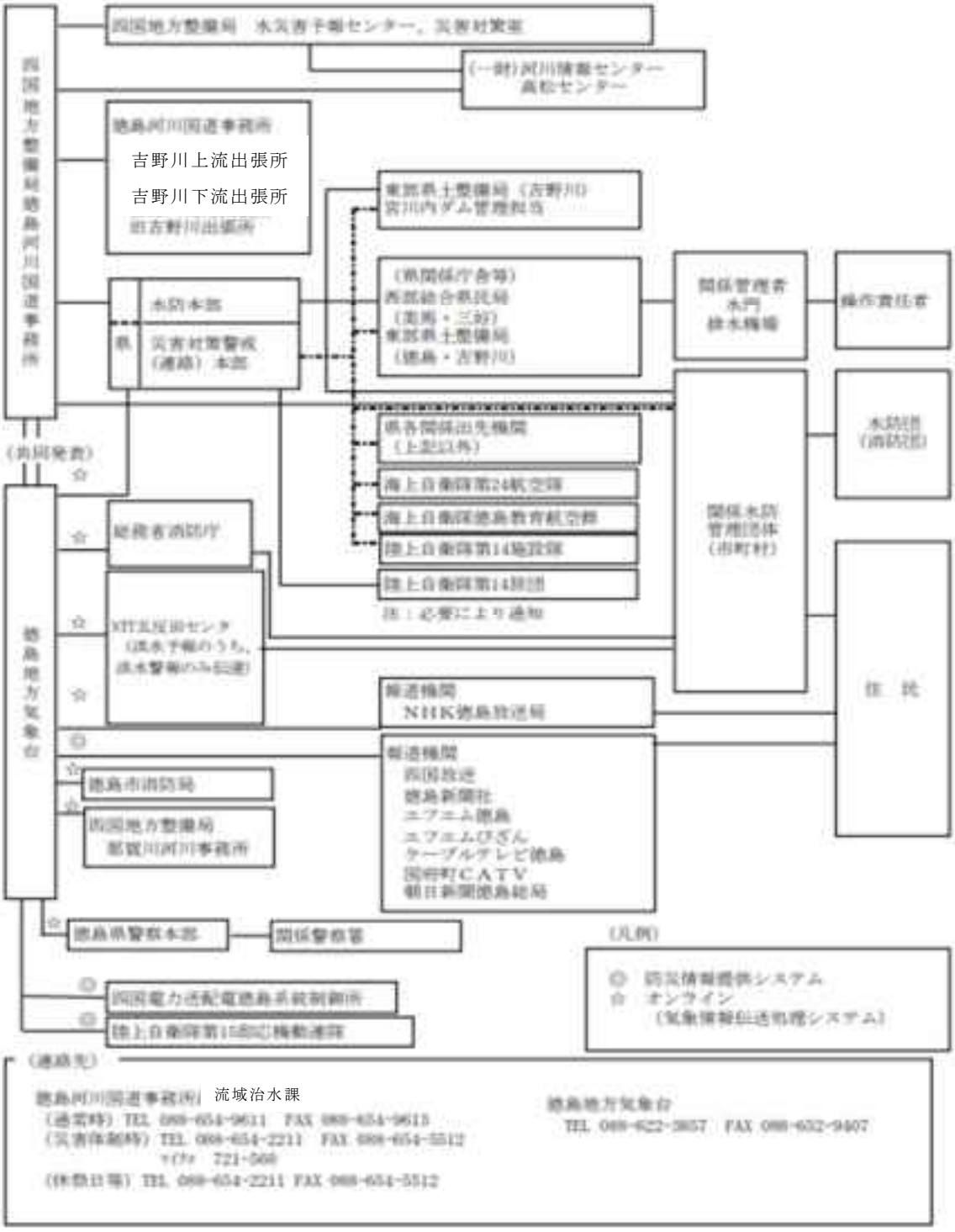

放流量及び警戒本部設置の通知は，電子メールにより町へ連絡がある。

（６）火災に関する通報の伝達系統

ア　火災気象通報の伝達系統

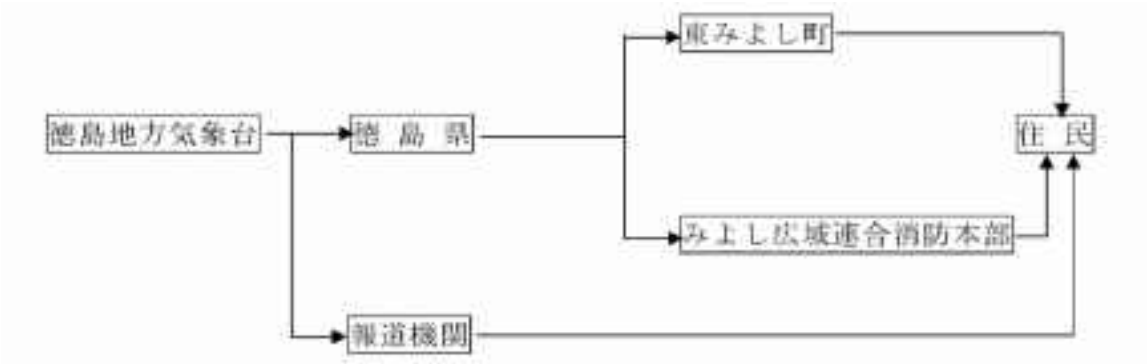

イ　火災警報の伝達系統

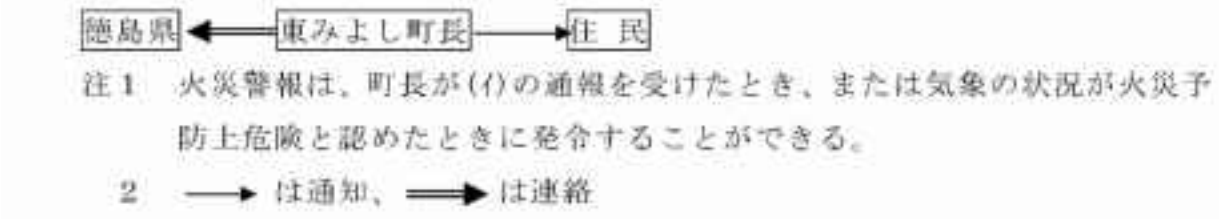

２　異常な現象発見時の通報

（１）災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は，遅滞なくその旨を町長又は警察官若しくは消防本部に通報しなければならない。

（２）通報を受けた警察官又は，消防本部は，その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

（３）（１）又は（２）により通報を受けた町長は，その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

ア　徳島地方気象台

イ　知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）

ウ　徳島県西部総合県民局，警察署及び消防本部並びにその他の関係機関

（４）町長は，（３）による通報と同時に住民その他関係の団体に周知させるとともに，とるべき必要な措置について指示するものとする。

異常な現象通報系統

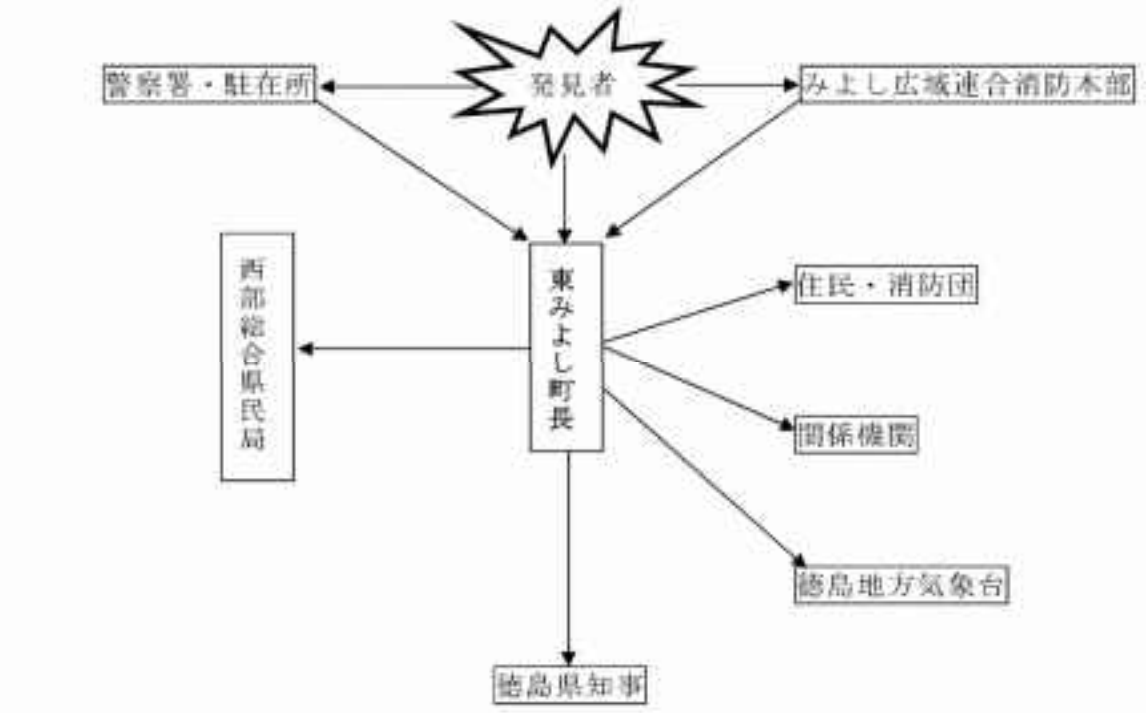

3　災害用通信設備等の運用

防災関係機関は，災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため，通信施設等の適切な利用を図るものとする。

（１）通信連絡系統の整備

各防災関係機関は，災害時における通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう，平常時から有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておくものとする。

（２）電気通信設備の優先利用

防災関係機関は，災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は，NTT，NTT 徳島支店及び NTT ドコモに対し非常用通信回線の確保について要請し，電気通信設備を優先利用することができる。

（３）総合情報通信ネットワークシステムの運用

総合情報通信ネットワークシステムの運用については，町及び防災関係機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集，伝達に利用するとともに，日常の防災行政事務にも広く活用し，緊急時に備えるものとする。

（４）有線通信途絶時の通信施設の優先利用

ア　非常通信

防災機関は，有線通信が途絶し，利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは，電波法第 74 条第 1 項の規定に基づき，

非常通信として徳島地区非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては，地震，台風，洪水，津波，雪害，火災，暴動その他非常の事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，有線通信を利用することができないか，又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助，災害の救援，交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して，町のアマチュア無線局の協力体制により，災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

イ　孤立防止通信対策

携帯電話の基地局設備や伝送路に甚大な被害がでた場合，安定的な通信確保を目指すとともにＮＴＴドコモの移動基地局車の運用を依頼し，被災個所の孤立化防止に努める。

（５）放送の要請

町長は，法第 55 条又は第 56 条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に，緊急を要する場合で，かつ特別の必要があるときは，放送局に放送を要請することができる。

（６）南海トラフ地震に関連する情報の通報

徳島地方気象台は，気象庁から以下の「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されたときは，徳島県知事に通報するものとする。町は，全国瞬時警報システム及び県からの連絡により対応を行なう。

ア　南海トラフ地震臨時情報

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され，その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合，または調査を継続している場合

※　南海トラフ沿いでマグニチュード６．８以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

（イ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

観測された現象を調査した結果，南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

（ウ）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒），（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と

評価された場合

イ　南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合，または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし，南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※　すでに必要な防災対応がとられている際は，調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

（７）東海地震に関連する情報の通報

徳島地方気象台は，気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表されたときは，徳島県知事に通報するものとする。町は，全国瞬時警報システム及び県からの連絡により対応を行なう。

「東海地震に関連する情報」には，異常の発生状況に応じ，次の３種類の情報がある。また，各情報について，その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示す。

なお,「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴い，平成２９年１１月１日以降は,「東海地震に関連する情報」の発表は行われない。

ア　「東海地震予知情報」

発表基準：東海地震が発生するおそれがあると認められ，内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合。カラーレベルは,「赤」。

イ　「東海地震注意情報」

発表基準:観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合。カラーレベルは,「黄」。

ウ　「東海地震に関連する調査情報」（臨時）（定例）

（臨時）発表基準：観測データに通常とは異なる変化が観測され，その変化の原因についての調査を行った場合。

（定例）発表基準：毎月の定例の「判定会」で調査が行われ,「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合。カラーレベルは,「青」。

解除基準：各情報発表後，東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は，その旨が各情報で発表される。

第４節　災害情報の収集・伝達

実施機関

町（危機管理課，企画課，住民課）

防災関係機関は，災害時において，効果的に応急対策を実施するため，被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等の収集・連絡を迅速に行い，被害規模等の早期把握を行うものとする。

また，町は収集した情報を集約・整理し，各防災関係機関等と情報を共有化する。

第１款　被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

第１　方針

町は，それぞれの所掌事務又は業務に関して，積極的に自らの職員を動員し，又は関係機関の協力を得て，災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

第２　内容

１　情報の収集・伝達

町は，人的被害の状況，建築物の被害状況及び火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集し，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし，通信の途絶等により県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。

２　情報の内容

（１）町の収集，伝達すべき内容

収集，伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり，人的被害，避難措置等住民の生命，身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

ア　緊急要請事項

イ　災害発生状況（原因，発生日時，発生した場所又は地域）

ウ　被害状況

エ　災害応急対策実施状況

オ　道路交通状況（道路被害，交通規制等）

カ　水道，電気等生活関連施設の被害状況及び確保対策

キ　避難状況

ク　医療救護活動状況

ケ　住民の動静

コ　その他応急対策の実施に際し必要な事項

（２）その他の防災機関

収集，伝達すべき情報の主なものは次のとおりである。

ア　被害状況

イ　災害応急対策実施状況

ウ　復旧見込み等

３　情報の収集方法

防災関係機関は，航空機，ヘリコプター，各種無線通信設備，衛星通信画像、ライブカメラ、ドローンなどの先進防災技術を活用するほか，情報連絡員を被災地等に派遣することにより，迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

また，情報通信技術の発達を踏まえ，ＡＩ，ＩｏＴ，クラウドコンピューティング技術，ＳＮＳなど，ＩＣＴの被害状況の把握等への積極的な活用に努める。

なお，被害状況を早期に把握するため，119 番通報の殺到状況の確認，活用に努める。

また，広報資料の収集には，以下について努める。

（１）状況に応じ写真班をおき，現地に派遣して被災現場写真を撮影する。

（２）本支部及び各班で撮影した災害現場写真を収集する。

４　情報の収集，伝達系統

町と県の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災機関は，おおむね次の系統により相互に情報の収集，伝達を行う。

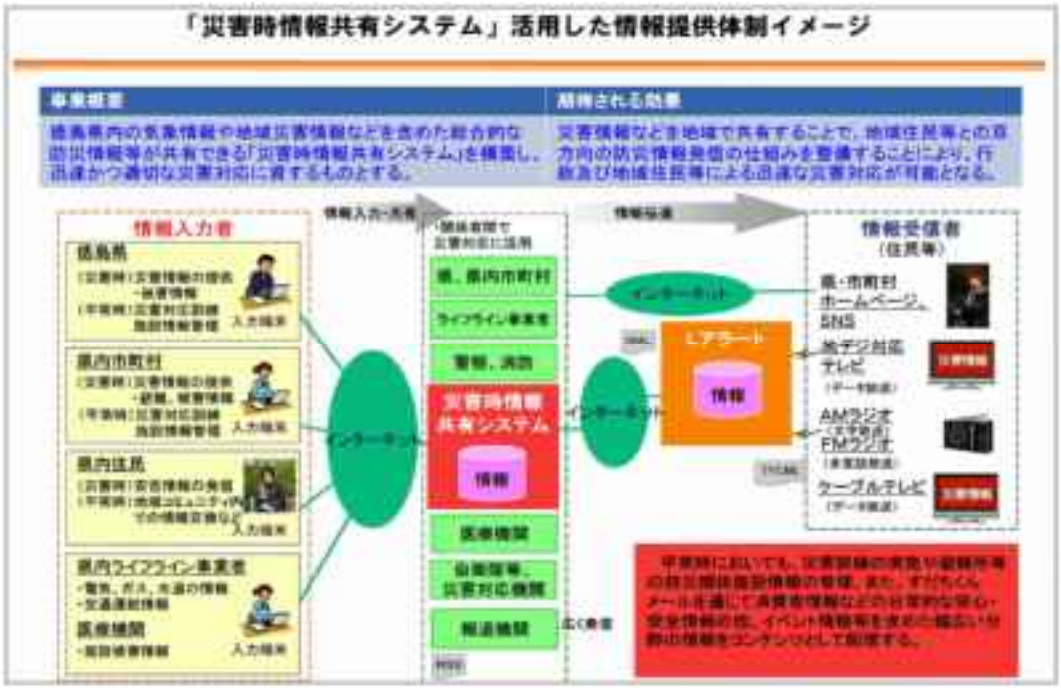

情報の一般的収集，伝達系統図

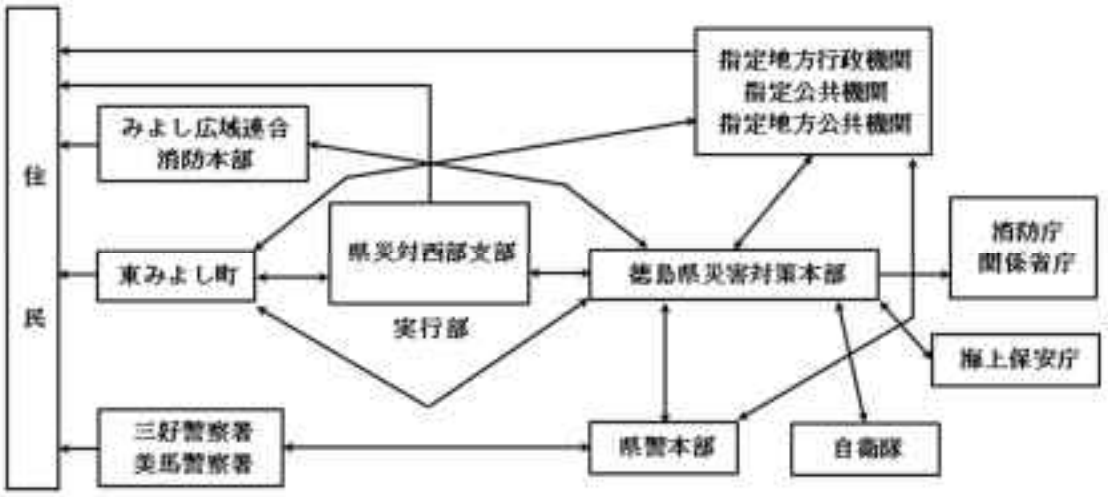

第２款 被害状況の報告要領

第１　方針

防災関係機関は，当該区域内に災害が発生した時は，本計画に定めるところにより，速やかにその被害状況をとりまとめて関係機関等に報告するとともに，災害応急に関する措置事項及び今後の措置事項についても報告する。

第２　内容

１　報告の基準

被害状況の報告すべき内容は次のとおりである。報告にあたっては,「火災・災害等即報要領」により行うものとする。

（１）災害救助法の適用基準に合致するもの

（２）町が災害対策本部を設置したもの

（３）地震が発生し，震度４以上を記録したもの

（４）崖崩れ，地すべり，土石流等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

（５）河川の溢水，破堤等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

（６）雪崩等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

（７）道路の凍結又は雪崩等により，孤立集落を生じたもの

（８）上記に該当しない災害であっても，報道機関に取り上げられる等，社会的影響度が高いと認められるもの

なお,「火災・災害等即報要領」(昭和 59 年 10 月 15 日付 消防災第 267 号)に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報

告するものとする。

（注）火災・災害等即報要領（抜粋）を資料編に添付

２　調査実施者

被害状況の調査は，住民の生命及び財産に関する事項並びに町の管理する施設については，町が調査するものとし，次に掲げるライフライン関係機関等も調査の上，県及び関係市町村等へ連絡協力するものとする。

（１）四国旅客鉄道株式会社徳島保線区

（２）NTT 西日本株式会社徳島支店

（３）株式会社 NTT ドコモ四国支社徳島支店

（４）ＫＤＤＩ株式会社四国総支社

（５）ソフトバンク株式会社

（６）四国電力送配電株式会社徳島支社

（７）一般社団法人徳島県エルピーガス協会

３　報告の種類・被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

（１）災害速報

災害が発生したとき直ちに行う。

（２）中間報告

発生報告の後，被害の状況が変わる度に逐次行う。

（３）確定報告

応急措置が完了し，その被害が確定したときに行う。

４　報告の方法

（１）原則として，災害時情報共有システムへの入力による（ただし，システム障害等により入力できない場合は，徳島県総合情報通信ネットワークシステム，電話，ＦＡＸなどあらゆる手段により報告する。）。

（２）災害速報及び中間報告は原則として別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし，不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

（３）確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

５　報告責任者

町長及び各防災機関の長は，あらかじめ被害状況報告責任者を定めておくものとする。

６　町長の措置

（１）町長は，知事に対する被害状況の報告ができない場合は，内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし，報告後すみやかにその内容について知事に対し連絡するものとする。

（２）災害発生に伴い，消防機関への 119 番通報が殺到した場合，直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

（３）「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは，第一報を県に対してだけでなく，みよし広域連合消防本部に対しても，原則として，覚知後 30 分以内で可能な限り早く，分かる範囲で報告するものとする。

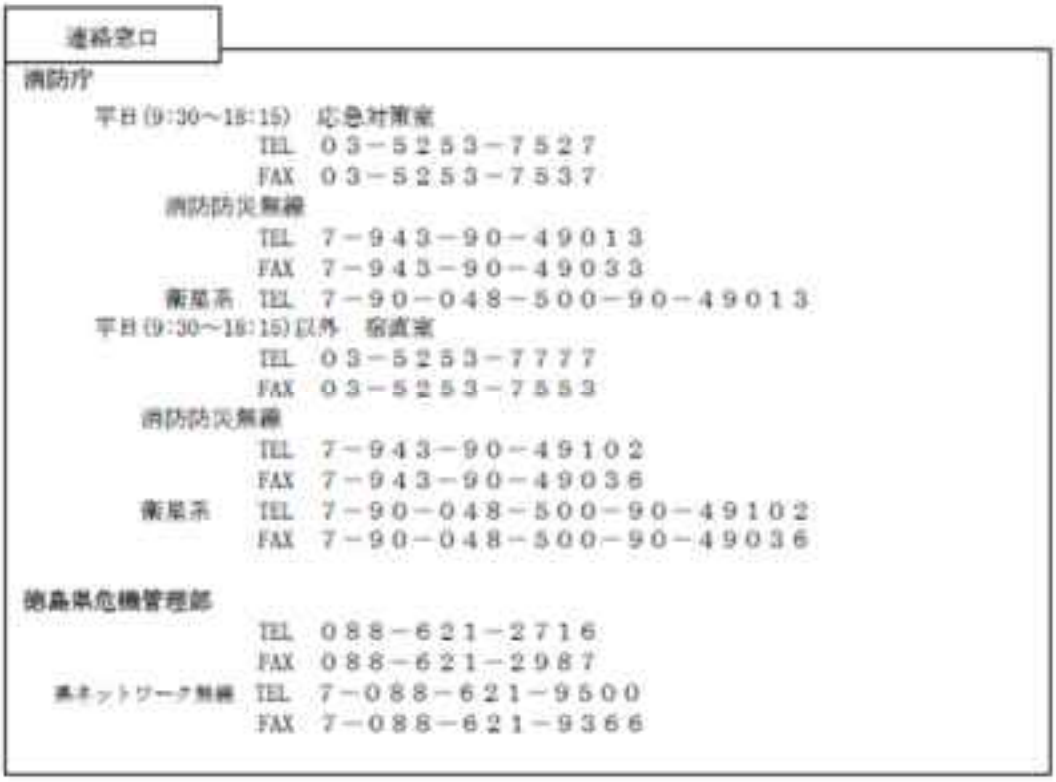

第３款 行政機能の確保状況の把握

第１　方針

町は，大規模災害時において，行政機能の確保状況を県に報告し，県は，町からの報告を直ちに総務省に報告する。

第２　把握・報告の方法

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成２９年４月１１日付総行市第２６号総務省自治行政局長・消防災第５１号消防庁次長通知）に基づき，町は，震度６弱以上の地震を観測した際は，「市町村行政機能チェックリスト」を記入し，原則としてファクシミリにより県（市町村課）に報告することとする。

第５節　災害広報

実施機関

町（危機管理課，企画課）

第１　方針

災害時における町民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑，かつ効果的に実施するための災害広報は，本計画の定めるところによるものとし，特に高齢者，女性，障がい者等要配慮者に配慮した広報を行うよう努めるものとする。

第２　内容

１　町が実施する広報

県その他の防災機関から収集した情報及び自ら収集した情報を総合的に分析し，関係機関と連絡調整して速やかに災害広報を行う。また各種問合せにスムーズに対応できるよう、問合せ先一覧を作成し、庁内で共有を図るとともに、町ホームページ及び町公式ＬＩＮＥやケーブルテレビ等への掲載、報道機関への情報提供を実施する。

（１）広報事項

広報活動において重点をおくべき事項は，次のとおりとする。

ア　災害時における町民の注意事項

イ　災害に係る情報及び被害の状況の周知

ウ　町の実施しつつある災害対策の概要

エ　高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保の発令及び避難所での心得

オ　災害復旧の見通し

カ　電気ガス水道供給の状況

キ　その他必要事項

（２）広報の方法

町民に対する広報実施の方法は，次によるものとする。また，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，等に対して十分配慮する。

ア　新聞，ラジオ，テレビ等報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し，協力を要請する。

イ　広報紙，ポスター等の配布，掲示による広報を行う。

ウ　広報車による移動広報を行う。

エ　音声告知放送及びＳＮＳやケーブルテレビによる広報を行う。

オ　インターネット，携帯電話のメール機能，スマートフォンなどの活用

等による広報を行う。

カ　自主防災組織や自治会による対面広報を行う。

２　県が実施する広報

報道機関に対する情報発表及び広報の内容は次のとおりとする。

1　被害状況の概要

2　一般住民，被災者に対する協力要請及び注意事項

3　応急対策の実施状況

4　交通規制の状況に関すること。

5　災害発生の地域，規模等に関すること。

6　被害状況及び復旧見込みに関すること。

7　防災機関の防災体制及び措置に関すること。

8　災害に関する注意報，警報及び指示等に関すること。

9　人心の安定，被害の防止等に関すること。

10　その他災害に関して県民に広報すべきこと。

３　放送

放送は，居住者等及び観光客等へ情報を正確かつ迅速に伝達するために不可欠のものである。

放送事業者は，県その他関係防災機関と協力して，被害に関する情報，交通に関する情報，ライフラインに関する情報等を伝達するとともに，防災関係機関や居住者及び観光客等が災害からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際，聴覚障がい者等の情報入手に資するよう，テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

放送事業者は，発災後も円滑に放送を維持し，気象警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置，施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし，その具体的内容を定めるものとする。

（１）日本放送協会徳島放送局，四国放送株式会社，株式会社エフエム徳島及び株式会社エフエムびざん

災害時又は災害の発生が予想される場合，日本放送協会徳島放送局にあっては災害関連番組を機動的に編成し，また，四国放送株式会社，株式会社エフエム徳島及び株式会社エフエムびざんにあっては状況に応じて特別番組の編成等を行い，災害時の混乱を防止するとともに，町その他関係防災機関からの災害の通報事項に対しては，的確かつ臨機の措置を講じて一般に周知徹底を図る。

４　指定地方行政機関，指定公共機関その他の防災機関が実施する広報

指定地方行政機関，指定公共機関その他の防災機関は，各防災業務計画等に

定めるところにより，災害の態様に応じ適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は，それぞれの措置を講じるものとし，町から災害広報資料を依頼されたときは，これに協力する。

（１）NTT 西日本株式会社徳島支店及び株式会社 NTT ドコモ四国支社徳島支店

広報車及び報道機関等を通じ，被害の復旧見通し及び通話の疎通状況等について町民への周知に努める。

（２）西日本高速道路（株）徳島高速道路事務所

被害箇所の復旧見通しや道路の通行状況については，ホームページ等の情報板や道路交通情報センターを通じ広報する。

また，災害時において，町から災害広報資料の提出を依頼されたときは，これに協力する。

（３）四国電力株式会社徳島支店及び四国電力送配電株式会社徳島支社

SNS 及び報道機関等を通じ，被害箇所の復旧見通しや感電・障害事故防止について町民への周知に努める。

（４）四国旅客鉄道株式会社

被害箇所の復旧見通し及び輸送の状況について，駅内の掲示板，案内所等へ掲示して一般住民への周知を図る。

また，災害時において，町から災害広報資料の貼付を依頼されたときは，これに協力する。

（５）一般社団法人徳島県エルピーガス協会

広報車及び報道機関等を通じ，被災箇所の復旧見通し及び LP ガス漏れによる事故防止について町民への周知に努める。

５　広聴活動

町及び各防災機関は，災害時に，被災住民，関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため，相談窓口等を設置し，適切な応急対策の推進に努める。

第６節　自衛隊災害派遣要請

実施機関

町（危機管理課）

第１　方針

町が応急対策を実施するに当たり，本町の組織等を総動員しても対策の実施が不可能又は困難であり，自衛隊の部隊組織による活動が必要若しくは効果的であると認めた場合，知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

１　災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし，かつ事態がやむを得ない場合で，おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

（１）被害状況の把握

車両，船舶，航空機等状況に適した手段による偵察

（２）避難の援助

避難者の誘導，輸送等

（３）行方不明者，傷病者等の捜索救助

死者，行方不明者，傷病者等の捜索救助（ただし，緊急を要し，かつ他に適当な手段がない場合）

（４）水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成，積込み及び運搬

（５）道路，水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去，道路，鉄道路線上の崩土等の排除（ただし，放置すれば人命，財産の保護に影響すると考えられる場合）

（６）応急医療・救護及び防疫支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は，県又は町が準備）

（７）人員物資の輸送

緊急を要し，かつ他に適当な手段がない場合，救急患者，医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

（８）給食・給水及び入浴支援

被災者に対する給食・給水及び入浴支援

（９）危険物等の保安，除去

能力上可能なものについて火薬類，爆発物等の保安措置及び除去

（１０）消火活動

火災に対して，消防機関に協力しての空中及び地上消火活動

（１１）救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第１号)」に基づき，被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与

（１２）その他

必要により，自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援，宿泊支援等）

２　災害派遣要請部隊等の長

（１）陸上自衛隊第１４旅団長（香川県善通寺市）

（２）陸上自衛隊第１４施設隊長（阿南市）

（３）海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）

（４）海上自衛隊第２４航空隊司令（小松島市）

連絡窓口

第３部　TEL：0877-62-2311
内線2235、2236、2237
防災無線TEL：90-037-200-466-502
（防衛班）
隊本部　TEL：0884-42-0931　内線230
防災無線TEL：425**1
司令部　TEL：088-699-5111　内線3213
防災無線TEL：355（当直室）
幕僚室　TEL：0885-37-2111　内線213
防災無線TEL：397**1（当直室）

３　災害派遣要請要領

（１）災害派遣要請の必要が生じる可能性があると認めるときは，町長は知事に対し，知事は自衛隊の部隊の長に対し，状況判断に必要な情報を速やかに提供する。

（２）町長は，災害派遣の必要があると認めるときは，知事に対し下記に掲げる項目の内容を記載した文書により災害派遣要請を依頼する。ただし，事態が急迫し，文書で依頼するいとまのないときは，電信・電話等で依頼し，事後速やかに文書を提出する。

＜記載事項＞

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

（３）町長は，災害に際して特に緊急を要し，通信途絶等により前記２項に掲げる依頼を行うことができないときは，直接自衛隊にその旨及び災害の状況を通知するものとする。通知を受けた自衛隊は，その事態に照らし特に緊急を要し，知事の要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

なお，町長は，上記通知をしたときは，速やかに，その旨を知事に対して通知するものとする。

４　災害派遣部隊等の業務

災害派遣部隊等は，知事及び町長，県警察，消防機関その他関係機関等と緊密に連絡し，応急措置の実施に努めるものとする。

５ 受け入れ体制の整備

（１）町長は，自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに，自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

（２）町長が自衛隊に対し，作業を要請するにあたっては，次のことに留意するとともに，あらかじめ計画を立て，活動の円滑化を図るものとする。

ア　派遣部隊の宿舎施設，野営施設その他必要な諸施設等の準備

イ　派遣部隊の活動に対する協力

ウ　派遣部隊と県及び町の連絡調整

６　自衛隊との連絡調整

知事は，災害が発生し又は発生の恐れがある場合は，各種情報について緊密に自衛隊と連絡をとる。また，自衛隊の派遣要請を行った場合は，必要に応じて連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたる。

町長は，派遣された自衛隊及び県に対し，各種情報について緊密に連絡をとる。

７　派遣部隊の撤収要請

知事は，派遣部隊等が派遣目的を達したときは，派遣要請の要領に準じすみやかに撤収要請を行う。この場合，町及び派遣部隊の長と協議する。

８　災害対策用ヘリポートの設置

町長は，あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し，県に通知しておく。

選定要領は次のとおりとする。

（１）地表面は平担でよく整理されていること。

（２）回転翼の回転によって，つとめて砂塵等があがらない場所であること。

（３）所要の地積があること。

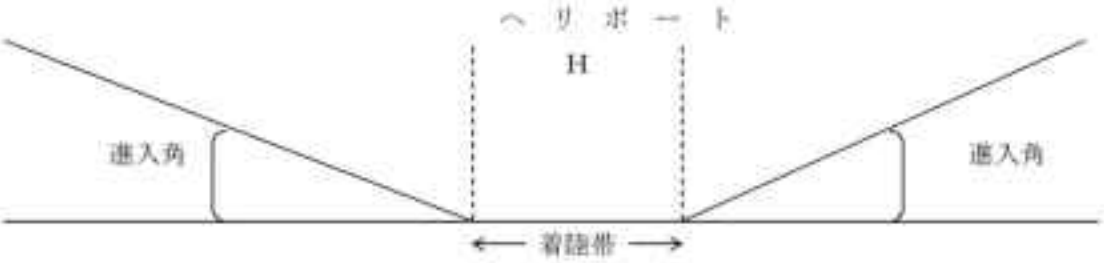

ヘリポートの最小限所要地積

機種	着陸帯（直径）	進入角	摘要
小型ヘリコプター	３０ｍ	１０°	ヘリポートの外縁から５０ｍ以内に１０ｍ以上の障害物がないこと。
中型　〃	５０ｍ	８°	ヘリポートの外縁から７０ｍ以内に１０ｍ以上の障害物がないこと。
大型　〃	１００ｍ	６°	ヘリポートの外縁から１００ｍ以内に１０ｍ以上の障害物がないこと。

「災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表」を資料編に添付

（４）　周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。(大型ヘリコプター)

（５）　ヘリポートの標示をすること。

１）上空から確認できる風向標示の旗をたてる，または発煙筒を用意すること。

２）着陸地点に石灰，白布等でHまたは○の記号を標示すること。

３）夜間に備え，簡易照明施設を用意すること。

（６）　危険防止に留意すること。

１）離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。

２）着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。

３）現地に自衛隊員が不在の場合，必ず安全上の監視員を配置すること。

（７）　生存者の使用する対空目視信号は次によること。

１）利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

※生存者が通常利用できる方法には，細い布，落下傘の材料，木片，石又はそれらに類する材料を使用したり，地面を踏むことにより，または油で汚すことによって地上に標識をつけたりするものがある。

２）背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

３）無線機，火煙，反射光のようなその他の方法により注意を引くためあらゆる努力をすること。

第７節　防災関係機関応援要請

実施機関
町（危機管理課）

第１　方針

災害時においては各防災関係機関がおのおの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとするが，必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期するものとする。

そのため，各機関は平素から法令又は本計画の定めるところにより協力体制を確立しておくものとする。

第２　内容

１　資料の相互交換

町は，県及び関係市町村，指定行政機関等と災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

２　応援協力等の要請

（１）市町村の応援要請等

ア　他の市町村への応援要請

町長は，応急対策を実施するため必要があると認めるときは，他の市町村長等に対し応援要請を行う。（法第 67 条）

また，鳥取町村会と徳島町村会との危機事象発生時の相互応援協定により応援要請を行う。

イ　県への応援要請等又は職員派遣のあっせんの要請

町長は，県に対し応援等を求める場合，又は指定地方行政機関等の職員派遣のあっせんを県に求める場合には，知事に次の事項について，口頭又は電話をもって依頼し，事後速やかに文書を提出するものとする。

なお、上段の要求ができない場合には、その旨及び町の地域における災害の状況を指定行政地方機関に通知するものとする。

（ア）県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合

A　災害救助法の適用

ⅰ　災害発生の日時及び場所

ⅱ　災害の原因及び被害の状況

ⅲ　適用を要請する理由

ⅳ　適用を必要とする期間

ⅴ　既にとった救助措置及び取ろうとする措置

vi　その他必要な事項

B　被災者の他地区への移送要請

i　移送要請の理由

ii　移送を必要とする被災者の数

iii　希望する移送先

iv　被災者の収容期間

C　県の応援要請又は災害応急対策の実施の要請(法第 68 条)

i　災害の状況及び応援(災害応急対策の実施)を求める理由

ii　応援を希望する物資，資材，機材，器具等の品名及び数量

iii　応援(災害応急対策の実施)を必要とする場所

iv　応援を必要とする活動内容

v　その他必要な事項

（イ）自衛隊災害派遣要請の要求(法第 68 条の 2)

第 6 節自衛隊災害派遣要請によるものとする。

（ウ）指定地方行政機関，他の市町村等の職員派遣の斡旋を求める場合（法第 30 条）

i　派遣のあっせんを求める理由

ii　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

iii　派遣を必要とする期間

iv　派遣される職員の給与その他の勤務条件

v　その他必要な事項

ウ　指定地方行政機関の長，他の市町村，府県等に対する職員の派遣要請（法第 29 条，地方自治法第 252 条の 17）

（ア）派遣を要請する理由

（イ）派遣を要請する職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他必要な事項

エ　国土交通省四国地方整備局との災害時における情報交換及び支援に関する協定（リエゾン協定）

（２）消防機関の応援要請

町は，自らの消防力では十分な対応が困難な場合には，消防相互応援協定に基づき，協定締結市町村に応援を要請する。

県は，災害発生時において，県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは，消防組織法第 44 条第 1 項の規定に基づき，消防庁長官に対

して，災害発生市町村の消防の応援等(緊急消防援助隊の応援，「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定める広域航空消防応援等)を要請する。

なお，県は緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え，消防庁及び代表消防機関との連絡体制を確保し，活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

消防庁及び代表消防機関連絡窓口

消防庁

平日（９：３０～１７：４５）　応急対策室

TEL 03－5253－7527　FAX 03－5253－7537

消防防災無線　TEL 8-90-49013　FAX 8-90-49033

衛星系　TEL 0-048-500-90-49013　FAX 0-048-500-90-49033

平日（９：３０～１７：４５）以外宿直室

TEL 03－5253－7777　FAX 03－5253－7553

消防防災無線　TEL 8-90-49013　FAX 8-90-49036

衛星系　TEL 0-048-500-90-49013　FAX 0-048-500-90-49036

代表消防機関　徳島市消防局

TEL 088－656－1190　FAX 088－656－1202

代表消防機関代行　阿南市消防本部

TEL 0884－22－1120　FAX 0884－22－1190

代表消防機関代行　徳島中央広域連合消防本部

TEL 0883－26－1191　FAX 0883－24－9981

３ 各機関の協力及び経費の負担

（１）協力の実施

ア　町は，他の機関から応援を求められた場合は自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ　各機関の協力業務の内容は，第１章総則第８節防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱に定めるものとし，協力方法は各計画に定めるところによるものとする。

ウ　各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ，事前に協議を整えておくものとし，相互協力を旨とする。

（２）　経費の負担

ア　国又は他都道府県から本町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は，災害対策基本法又は相互応援協定に定めるところによる。

イ　指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については，各計画に定めるもののほか，その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

４　公共的団体等との協力体制の確立

町は，それぞれの所掌事務又は業務に関係する公共的団体及び防災組織に対して，災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

（１）公共的団体とは次のものをいう。

日赤奉仕団，医師会及び歯科医師会，薬剤師会，農業協同組合，森林組合，中小企業等協同組合，商工会，青年団，婦人会，アマチュア無線クラブ等。

（２）協力体制の確立

町は，それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき，災害時における協力業務，協力の方法等を明らかにしておき，災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは，次のとおりである。

ア　異常現象，危険な場所等を発見したときに，関係機関に連絡すること
イ　災害時における広報等に協力すること
ウ　出火の防止，初期消火に協力すること
エ　避難誘導，避難場所での救助に協力すること
オ　被災者の救助業務に協力すること
カ　炊出し，救助物資の調達配分に協力すること
キ　被害状況の調査に協力すること

第８節 災害救助法の適用

実施機関

町（危機管理課，福祉課，健康づくり課，会計課）

第１　方針

災害に際し，食料品その他生活必需品の欠乏，住居の喪失，傷病等に悩む被災者に対し，その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は，本計画の定めるところによるものとする。

第２　内容

１　実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い，町長がこれを補助する。

ただし知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は，町長が行う。

２　適用基準

この法による救助は，市町村の区域単位にその区域を指定して行うこととし，同一原因による災害により，市町村の被害が一定の程度に達した場合で，かつ，災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし，災害救助法適用基準を資料編に添付する。

（１）町の区域内の人口に応じ，災害救助法適用表（次表）に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。

（２）徳島県の区域内において，1,000 世帯以上の住家が滅失した場合で，町の区域内の人口に応じ，災害救助法適用表（次表）に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。

（３）徳島県の区域内において，5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で，町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

（４）災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で，かつ，多数の世帯の住家が滅失したとき。

（５）多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じたとき。

災害救助法の適用

区　　分	県，市町村名	令第１条第１項第１号	令第１条第１項第２号	令第１条第１項第３号
都道府県の区域内の人口		（住家滅失世帯数）		
1,000,000 人未満			1,000 世帯	5,000 世帯
市町村の区域内の人口		30 世帯	15 世帯	
5,000 人未満	上勝町，佐那河内村，牟岐町			
5,000 人以上 15,000 人未満	勝浦町，神山町，那賀町，美波町，海陽町，板野町，上板町，つるぎ町，東みよし町	40 世帯	20 世帯	
15,000 人以上 30,000 人未満	三好市，石井町，松茂町，北島町	50 世帯	25 世帯	
30,000 人以上 50,000 人未満	小松島市，吉野川市，阿波市，美馬市，藍住町	60 世帯	30 世帯	
50,000 人以上 100,000 人未満	鳴門市，阿南市	80 世帯	40 世帯	
100,000 人以上 300,000 人未満	徳島市	100 世帯	50 世帯	

備考　被害世帯数は，住家の滅失した世帯（全壊，全焼，流失）を標準とし，半壊等は 1/2，床上浸水等は 1/3 とみなして換算する。

災害救助法施行令第１条第１項第１号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数

災害救助法施行令第１条第１項第２号による徳島県の区域内の被害世帯数が 1000 世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数

人口は，平成 27 年 10 月１日の国勢調査による。

３　適用手続き

（１）町

町長は，災害が前記２「適用基準」のいずれかに該当し，又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は，知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

（２）県

知事は，町長からの情報提供に基づき災害救助法を適用する必要がある認

めたときは直ちに適用し，すみやかに公示する。

また，救助を迅速に行うため必要があると認めたときは，町長に救助の委任を行う。この場合，知事は，町長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知する。なお，災害救助法を適用した場合は，内閣府に情報提供する。

災害救助の主な事務のあらまし

順序	内閣府	都道府県	市町村	備考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に，管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上，管内分を集計し，直ちに防災担当大臣に報告 以下，状況が判明次第随時情報提供	・速やかに被害状況を知事に情報提供 以下，状況が判明次第随時情報提供	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言，指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・日本赤十字社等関係機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し，防災担当大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県から委任を受けた救助等）	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言，指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下，状況が判明次第随時情報提供	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下，状況が判明次第随時情報提供	
（必要に応じ） 特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言，指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報 救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言 ，指導	・応急救助の完了後 １　確定被害状況 ２　救助の種類ごとの実　施状況及び救助費概算　所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 １　確定被害状況 ２　委任を受けて行なった救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定，資金示達及び精算確定	・翌年度６月１５日までに精算交付を防災担当大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	特別の事情がある場合には，国庫補助金の概算交付を受けることができる

４　災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表のとおりであるが，やむを得ない特別の事情があるときは，応急救助に必要な範囲内において特別基準について，知事に申請する。

（注）災害救助法適用基準表「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表を資料編に添付

第９節　避難対策の実施

実施機関

町（危機管理課，福祉課，健康づくり課，学校教育課，住民課，総合窓口課、産業課）

第１　方針

大規模な災害発生時においては，多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し，住民の生命，身体の安全を確保するため，町長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は，必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

町長は，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに，高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実･強化する必要がある。このため，避難指示及び緊急安全確保のほか，地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに，避難行動要支援者等，特に避難行動に時間を要する者に対して，その避難行動支援対策と対応しつつ，早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達を行うものとする。

また，町は，危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること，その対象者を明確にすること，避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより，住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第２　内容

１　高齢者等避難の伝達，避難指示等

実施責任者は，災害が発生し，又は発生するおそれがあり，そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは，危険区域の居住者，滞在者，その他の者に対し，次の方法により高齢者等避難の伝達，避難指示を行うものとする。

（注）避難指示等発令基準を資料編に添付

（１）災害一般の避難の指示等

ア　町は，台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては，大雨発生が予想されてから災害のおそれがなくなるまで，住民に対して分かり易く適正に情報を伝達する。

イ　町は，住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うにあたり，対象地域の適切な設定等に留意するとともに，避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には，避難行動をとりやすい時間帯における高齢者

等避難に努める。

ウ　町長は，災害が発生するおそれがあると認めるときは，特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し，計画された避難場所への避難を求めるものとする。

エ　町長は，災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で，避難時の周囲の状況等により，「近隣のより安全な建物」への移動又は「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

オ　町長は，災害対策基本法に基づき，避難のための立退きを指示するとともに，必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし，状況に応じて，屋内での待避等の安全確保を指示するものとする。これらについての措置を行なった場合には，速やかに知事に報告するものとする。

この場合において町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき，又は町長から要求があったときは，警察官は必要と認める地域の居住者，滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。この場合，直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

カ　町は，避難指示等の迅速・的確な判断をするために，国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び「避難情報に関するガイドライン」並びに県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って，豪雨，洪水，土砂災害等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえつつ，避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告判断マニュアルを整備するものとする。

また，避難指示等を発令する際に，国・県及び気象台に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておく。

事項／区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市町村長 （災害対策基本法 56）	要配慮者等への避難行動の開始を求める立退き避難が必要な場合にはその準備を求める	災害の発生が高まった場合において，要配慮者等，特に避難行動に時間が要する者が避難行動を開始する必要が認められたとき。
避難指示	市町村長 （災害対策基本法 60）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し，または発生するおそれがある場合において，特に必要であると認められるとき。
	知事 （災害対策基本法 60）		市町村が災対法第 60 条の事務を行うことが出来ないとき。
	警察官 （災害対策基本法 61） （警察官職務執行法 4）	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し，及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し，必要な限度で避難の措置をとることができる。
	自衛官 （災害対策基本法 63） （自衛隊法 94）	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は，災害により危険な事態が生じた場合で，警察官がその場にいないときは，危険な場所にいる住民に対し，必要な限度で避難の措置をとることができる。

	知事及びその命を受けた職員 （水防法 29） （地すべり等防止法 25）	立退き指示	洪水，地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
緊急安全確保措置の指示	市町村長 （災害対策基本法 60）	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，避難のための立退きをおこなうことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり，かつ，事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 （災害対策基本法 60）		市町村が災害対策法 60 条の事務を行うことができないとき。
	警察官 （災害対策基本法 61）		市町村長が緊急安全確保措置を指示することが出来ないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。

（２）洪水についての避難指示

ア　町長は必要に応じて，災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。また，状況に応じて屋内退避等の安全確保措置を指示するものとする。

イ　洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは，知事，その命を受けた県職員又は水防管理者は，水防法に基づき，立退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合においては，当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

（３）地すべりについての避難指示

ア　町長は必要に応じて，災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする（地すべりについては屋内退避による安全確保は行わない）。

イ　地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは，知事又はその命を受けた県職員は，地すべり等防止法に基づき，必要と認める区域内の居住者に対し，立退きを指示することができる。この場合，当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

（４）土砂災害警戒情報の活用

町長は，「土砂災害警戒情報の発表」を避難指示等の発令の判断基準として，土砂災害に関するメッシュ情報における危険度に応じて対象地区に避難指示等を行う。

（５）避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせ

県と町及び放送事業者とは，町長が発令する高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保及び災害発生情報（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため，テレビ・ラジオによる放送について，申し合わせており，避難情報を発令したときは，早急に放送事業者へ定められた様式で要請をする。

放送事業者は，町長からの避難情報の放送要請を受けた場合には，自主的な判断のもと，放送形式，内容，時刻及び送信系統を決定し，住民へ放送する。

２　警戒区域の設定

町長は，災害の発生により住民等の生命，身体に対する危険を防止するため，特に必要があると認められるときは，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して，当該区域への立入りを制限，禁止し，又は退去を命ずるものとする。

町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき，又はこれらの者から要請があったときは，警察官は，町長の職権を代行することができる。この場合，直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また，災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，町長，町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り，町長の職権を代行することができる。この場合，直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は，避難指示と同様に，住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

３　避難者の誘導

（１）住民の避難誘導

住民の避難誘導は，町及び県警察が実施するものとするが，誘導にあたっては，周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上，傷病者，障がい者，高齢者，幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また，避難行動要支援者の避難誘導については，自主防災組織や自治会など地域住民が主体になって，避難誘導を実施する。

（２）住民の避難誘導体制

町は，災害発生情報，緊急安全確保，避難指示，高齢者等避難について，河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ，洪水，土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にし，日頃から指定緊急避難場所

や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

４　避難場所について

（１）指定緊急避難場所の指定

町は，施設の整備状況，地形，地質等を総合的に勘案し，また，災害発生時における住民等の円滑かつ迅速な避難のため，政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で，災害の種別に応じて，緊急避難場所をあらかじめ指定する。

（２）指定緊急避難場所に関する事項

ア　町は，指定緊急避難場所を指定したときは，県に通知するとともに，住民へ周知する。

イ　指定緊急避難場所の管理者は，改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは，町に届出をする。

ウ　町は，指定緊急避難場所が廃止されたり，又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは，指定を取消し，県に通知するとともに住民へ周知する。

エ 町は、避難の長期化を想定し、屋外の避難場所には日よけのテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。

（３）避難場所の開設

町は，発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には，必要に応じ，高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し住民等に周知徹底を図る。

５　避難所について

町長は，災害により被災者を収容する必要があるときは，速やかに開設する。

（１）指定避難所の指定

町は，円滑な救援・救護活動を行うため，政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定し，平常時から指定避難所の場所，収容人数、ペットの受入れ方法等について，住民への周知徹底を図るものとする。なお指定の際には，地域的な特性や過去の教訓，想定される災害，感染症対策等を踏まえるものとする。

（２）指定避難所に関する事項

ア　町は，指定避難所を指定したときは，県に通知するとともに，住民へ周知する。

イ　指定避難所の管理者は，改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは，町に届出をする。

ウ　町は，指定避難所が廃止されたり，又は政令で定める基準に適合しなくな

ったと認めるときは，指定を取消し，県に通知するとともに住民へ周知する。

エ　町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等の整備に努める。あわせて、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大も図るものとする。

オ　町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

カ　町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するものとする。

（３）避難所の追加開設

町は，災害発生の状況に応じ，指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には，避難所としての旅館，ホテル等の借り上げ又は，野外テント，仮設物の設置など，指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

それでも収容人数が不足する場合は，町は，知事又は隣接市町と協議して所要の措置を講ずる。

（４）避難所の安全性

町は，避難所を開設する場合には，あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（５）避難所開設の通知等

町は，避難所開設状況について，速やかに知事及び関係機関に報告又は通知する。その際、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告するよう努める。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

６　避難所等の運営

（１）避難所等の運営・管理

ア　避難所の運営は，関係機関の協力のもと，町が適切に行い，運営に関する事項を定めるものとする。この際，スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに，避難所における情報の伝達，食料，水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織，避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよ

うに努める。

イ　町は必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，指定避難所の運営に関しては，役割分担を明確化し，避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。この際，避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど，地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ウ　町は，「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ，訓練等を通じて，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努める。この際，住民等への普及に当たっては，住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

エ　町は，職員（避難所施設担当者）を派遣し，それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努める。

オ　町は，避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めることとし，TKB（トイレ・キッチン・ベッド）の整備をはじめ、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保，避難所の運営における女性の参画を推進し，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。

特に，女性用トイレの快適な環境，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品，女性用下着の女性による配布，避難場所における安全性の確保など，女性や子育て家族のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、暑さ・寒さ対策の必要性など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお，食料や生活必需品等の支給に当たっては，乳幼児，高齢者，障がい者，食物アレルギー者，女性等に配慮するものとし，以下の措置をとる。

①被災情報連絡所の設置

②災害や避難所に関する相談窓口の設置

③ライフライン（水道，電話，電気等）の復旧状態の広報
④男女別仮設トイレの個数や設置場所，清掃管理
⑤避難所のルールづくり（清掃，室温，照明，湿度，換気，騒音，喫煙所，駐車場等）
⑥プライバシーの保護方法
⑦キッズスペースや学習スペース等の配置

カ　町は，性別に関係なく使えるスペースの確保や男女共用のユニバーサルトイレの設置など，当事者の意見も参考に性的マイノリティに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

キ　町は，避難者の健全な住生活の早期確保のために，応急仮設住宅の迅速な提供等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。また，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し，災害時に迅速に斡旋できるように努めるものとする。

～町の実施する業務～
①食料・給水・毛布・日用必需品の支給
②負傷者や要配慮者に対する応急処置
③避難所運営管理体制の確立

ク　町及び各避難所の運営者は，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ケ　町は，在宅避難者等が発生する場合や，避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて，あらかじめ地域の実情に応じ，在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等，在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

コ　町は，やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて，あらかじめ地域の実情に応じ，車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等，車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

サ　町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じてホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

（２）要配慮者への配慮

避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など高齢者，障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め，避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し，必要に応じ保健師等による巡回健康相談，災害派遣福祉チーム（DWAT）の受入れ、社会福祉施設等への緊急入所，ホームヘルパーの派遣，

車椅子等の手配等福祉的な支援を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得て，計画的に実施するものとする。

町は，要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し，要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居，乳幼児がいる家庭及び高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

（３）学校を避難所とする場合の配慮

町は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局，学校職員及び地域住民等の関係者と調整を図る。

（４）避難所等における生活環境の向上

ア　町は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置、水循環型シャワーや衛星インターネット等の有効な新技術の活用に配慮するよう努めるものとする。

イ　町は，県が結んでいる民間事業者との協定などを活用し，避難所等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）における生活の質の向上を図る。

（５）災害時快適トイレ計画

町は，県が策定した「災害時快適トイレ計画」を基にして，仮設トイレの調達や避難所等のトイレを快適にする取り組みを進める。

（６）避難所における感染症対策

ア　町は，避難所における感染症対策について，感染症患者が発生した場合の対応を含め，平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して，必要な措置を検討するよう努めるものとする。

イ　町は，発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し，指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに，テント泊や車中泊等又はホテルや旅館等の活用について検討する。

ウ　町は，自主防災組織等と連携し，感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。

エ　町は，テント，パーティション，簡易トイレ，マスク，消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものと

する。

７　広域避難

町は，災害の規模，被災者の避難，収容状況，避難の長期化等に鑑み，広域避難が必要であると判断した場合は，次のとおり対応することとする。

（１）町は，避難所不足が生じた場合は，「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき，大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとする。

（２）町は，事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は，予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため，県へ応援要請を行うものとする。

（３）町は，県外への広域避難及び避難場所，応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は，必要に応じて国，関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請するものとする。

８　避難場所等の周知徹底

（１）避難場所等の周知

町長は，災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地，避難路，避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等によりあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

（２）避難指示等の周知徹底等

避難指示をした者又は機関は，その内容につき広報媒体を通じ，又は広報車，警鐘，サイレンによる信号など直接広報により，当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお，避難行動要支援者に対しては，自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下，その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また，浸水や土砂災害等の危険又はその発生の恐れがある場合，自らを守るのは自らであるとの原則により，自主防災組織や自治会など地域住民は，避難指示等がなされる以前であっても，自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

９　知事に対する報告

町長は，自ら避難のための立ち退きを指示し，又は立ち退き先を指示したとき，並びに屋内での退避等の安全確保措置の指示及び警察官から避難のための立退きの指示又は，屋内での退避等の安全確保措置の指示について通知を受けたときは，すみやかに知事に対し次の事項を報告するものとする。

（１）避難指示，屋内での退避等の安全確保措置又は立退き先の指示の区分

（２）避難指示等をした日時及び区域

（３）対象世帯及び人員

１０　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については，知事（権限が委任された場合は町長）が行うが，費用の対象等は次のとおりとする。

（１）対象者

災害により現に被害を受けた者，又は被害を受けるおそれのある者

（２）期間

災害発生の日から 7 日以内

（３）費用

ア　避難所の設置，維持及び管理のための賃金職員等雇上費，消耗器材費，建物の使用謝金，器物の使用謝金，借上費又は購入費，光熱水費及び仮設便所等の設置費

イ　避難所が冬季（10 月 1 日から 3 月 31 日）に設置された場合は，燃料費として別に定める額を加算

ウ　高齢者，障がい者等であって，避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は，当該地域の通常の実費を加算

１１　ペットの救護対策

町は、ペットが同行避難できる避難所の開設及びペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。

１２ 神社仏閣との連携

町は、地域における神社仏閣等と連携した被災者支援体制の構築に努めるものとする。

第１０節　避難所外避難者の支援対策

実施機関

町（危機管理課，福祉課，住民課，総合窓口課，産業課，健康づくり課）

第１　方針

避難者の様々な事情や目的，その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから，車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても，食料・物資等の提供，情報の供給，避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

第２　内容

１　避難所外避難者の把握のための周知

町は，避難所外避難者に対し，町又は最寄りの指定避難所に現況を連絡するよう周知する。

２　避難所外避難者の状況調査

町は，避難所外避難者の状況を調査し，避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努める。

民生委員・児童委員，介護保険事業者，障がい福祉サービス事業者等は，避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め，把握した情報は，町に提供する。

３　要配慮者に対する配慮

町は，指定避難所以外に避難した要配慮者をできるだけ早く，指定避難所，福祉避難所，福祉施設又は医療施設に移送する。

４　新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者に対する配慮

町は県の防災・感染症対策担当部局との連携の下，自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、災害発生時には自宅療養者等に対し，避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

５　支援の実施対応

（１）町は，新たな避難先の提供（避難施設，テントなど）や食料・物資の供給，　避難者の健康管理，健康指導を実施する。特に，車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に対して，エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法　について積極的に情報提供に努める。

（２） 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

（３） 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

（４） 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。

第１１節　交通確保対策

実施機関

町（危機管理課，建設課）

第１　方針

災害が発生した場合には，道路に障害物が散乱するなど被災者の救援救護活動はもちろん，緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため，町は，道路啓開，通行規制，防災ヘリポートの運用など緊急輸送を迅速かつ円滑に行うための対策を実施する。

また，災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を円滑に行うため，不通箇所の通報連絡，交通規制に関する措置等の対策を迅速かつ的確に行う。

第２ 道路交通状況の把握

町は，各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件，混雑の度合の調査を速やかに実施するとともに，三好警察署，美馬警察署，西部総合県民局等の行政機関はもとより，四国電力株式会社や西日本電信電話株式会社等通信事業者等，民間事業者との情報交換を緊密に行い，道路交通状況等の把握に努める。

第３ 交通規制

１　実施責任者

町は，道路の破損，決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合，又は道路に関する工事のため，やむを得ないと認める場合には，町道にあっては交通規制をし，町道以外の場合は，関係管理者と密接な連絡をとり交通規制を要請する。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 （国 県 市町村 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株)）	1　道路の破損，決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2　道路に関する工事のため，やむを得ないと認める場合。
	県　警　察 （公安委員会 警察署長 警　察　官）	1　災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。 （災害対策基本法第７６条） 2　道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 （道路交通法第４条第１項，同法第５条第１項） 3　道路の損壊，火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。 （道路交通法第６条第４項）
措置命令	道路管理者 （国 県 市町村 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株)）	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり，かつ，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害現場を命ぜられた消防官・消防吏員	警察官がその場にいないときで，それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（※前段措置をとった場合には，所轄の警察署長に報告しなければならない。）

（注）道路管理者と県警察は，密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

２　交通規制の実施

町は，道路の破損，決壊，その他の事由により通行が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は，その対象，区間又は地域，期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により，当該道路の通行を禁止し，又は制限する。

なお，大規模な災害により，広範かつ甚大な道路被害が発生し，広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は，隣接市町，県等の道路管理者と協議の上，三好警察署・美馬警察署に対し交通規制の実施を要請する。

３　交通規制の通知

町は，道路の通行を禁止し，又は制限しようとする場合には，あらかじめ三好警察署又は美馬警察署に対し禁止又は制限の対象，区間又は地域，期間及び理由を通知する。

なお，緊急を要する場合等，あらかじめ通知することができないときは，これらの事項を，事後速やかに通知するものとする。

４　交通規制の周知

町は，交通規制を行った場合，道路標識，迂回路案内板又は交通規制の予告等を設置して交通混乱の防止を図るとともに，報道機関（道路交通情報センターを含む）を通じて交通規制の周知徹底を図る。

第４　緊急輸送車両の事前届出

大規模な災害が発生した場合，法第 76 条の規定により，公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われることがある。このため，町は，災害が発生した場合に使用する予定のある町有車両については，「緊急通行車両事前届出」を行い，「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受け，当該届出済証を車検証とともに，保管しておく。

なお，災害発生時には，「緊急通行車両届出済証」を最寄りの警察署又は規制実施箇所の警察官に提出し，直ちに「緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章」の交付を受ける。

ただし町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両において、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第５　緊急通行車両の確認申請

大規模な災害が発生し，法第 76 条の規定により，公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われる場合，町は，

前記第４により「緊急通行車両届出済証」の交付を受けていない町有車両及び緊急調達した輸送車両について，直ちに「緊急通行車両確認の申請」を行い，「緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章」の交付を受ける。

ただし県及び町は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両において，あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて，周知及び普及を図るものとする。また，同法の規定に基づく表示，標章の様式は次のとおりである。

様式第１（第５条関係）

備考１　色彩は，文字，縁線及び区分線を青色，斜めの帯及び枠を赤色，地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは，１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は，センチメートルとする。
４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては，図示の寸法の２倍まで拡大し，又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

様式第２（第６条関係）

備考１　色彩は，記号を黄色，縁及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」，「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両番号）並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。

２　記号の部分に，表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は，センチメートルとする。

別記様式第３（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事　印
公安委員会　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考　用紙は，日本工業規格Ａ５とする。

第６　道路の応急復旧

（１）町は，災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう，被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに，その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。

（２）道路管理者は，その管理に属する道路が災害により不通となり，応急対策実施上，重要かつ緊急を要する場合は，他の道路管理者の応援協力，又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。

第７　運転者のとるべき措置の徹底

町は，大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として，次の事項の周知徹底を図るものとする。

（１）走行中の場合は，次によること。

ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ　停車後は，カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ　車両を置いて避難するときは，できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて停車させ，エンジンを切り，エンジンキーは付けたままとし，窓を閉め，ドアはロックしないこと。

（２）避難するためやむを得ない場合を除き，避難のために車両を使用しないこと。

第１２節　緊急輸送対策

実施機関

町（総務課，建設課）

第１　方針

災害が発生した場合には，被災者の避難，物資の輸送等は災害応急対策活動の根幹となるため，町は，輸送手段の確保等緊急輸送に係る業務を迅速かつ的確に行う。

第２　内容

１　実施責任者

被災者，災害応急対策要員の輸送及び救援用物資，応急対策用資機（器）材等の輸送は，それぞれの機関において行うものとする。

２　緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは，次のとおりである。

（１）医療，助産その他救護のため輸送を必要とする者

（２）医薬品，医療用資機材

（３）食料，飲料水等の救護物資

（４）応急復旧資機材

（５）災害対策要員

（６）情報通信・電力・水道施設保安要員

（７）その他必要と認められるもの

３　輸送力の確保

災害応急対策を実施する町及び関係機関は，自ら保有し，又は直接調達し得る車両，船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。ただし，町は，その車両等で不足する場合は，県に応援を要請する。

（１）町所有者の管理・配車

ア　緊急車両管理

大規模災害発生により町災害対策本部が設置された場合には，町所有車は総務課において集中管理する。

イ　各部・班への緊急車両配車

町は，各部・班の活動内容や重要性・緊急性等を勘案し，緊急車両を配車する。また，緊急車両が不足する場合，総務課に使用目的，使用車，使用期間等を明らかにし，緊急車両の追加使用申請をする。

（２）その他車両の活用等

町は、バス事業者、タクシー事業者及び貨物運送事業者等の民間事業者と連携し、そのノウハウや能力等を活用するため、あらかじめ災害時連携協定を締結すること等により協力体制を構築し、必要に応じ協力を求めるものとする。また、必要に応じ自衛隊に輸送支援を要請するものとする。

４　緊急輸送拠点

義援品の緊急輸送拠点を、ふれアリーナみよし（主に三好地区へ配分）と四国福山通運株式会社 阿波池田営業所（主に三加茂地区へ配分）の２箇所とする。

（注）以下を資料編に添付

輸送の確保に関する責任者及び連絡方法

荷重制限橋梁の状況（橋長 15m以上）

主要交通途絶予想箇所一覧表

除雪区間と凍結防止剤の配置

第１３節　消防防災ヘリコプター等の活用

実施機関

町（危機管理課）

第１　方針

災害等の発生により，広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には，県の消防防災ヘリコプター等を有効に活用し，災害応急対策の充実強化を図るものとするが，この場合における消防防災ヘリコプター等の活動の実施は，本計画の定めによるものとする。

第２　内容

１　消防防災ヘリコプターの災害応急対策

町長は，住民の生命，身体，財産を保護するため，緊急を要し，必要があると認めるときは，県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

２　消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能，機能，機動性等を活かし，災害時等において，主に次のような活動を行う。

（１）救急活動（傷病者の搬送，医師及び医療機材等の搬送）

（２）救助活動（孤立者等の捜索・救助）

（３）災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集，災害情報・警報等の伝達広報，救援物資・人員等の輸送）

（４）火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集，避難誘導等の広報，消防隊員及び消火資機材等の搬送，大規模火災等の消火）

（５）その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

３　消防防災ヘリコプターの緊急出動要請手続等

消防防災ヘリコプターの緊急出動を必要とする場合，町長は，徳島県消防防災航空隊事務所長に緊急出動要請する。

４　飛行場外離着陸場の確保

町及び県は，災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう，活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努める。

５　知事への報告

町長は，消防防災ヘリコプターに緊急出動要請した場合，速やかに知事に報告する。

６　緊急運航の要請及び出動のフローチャート

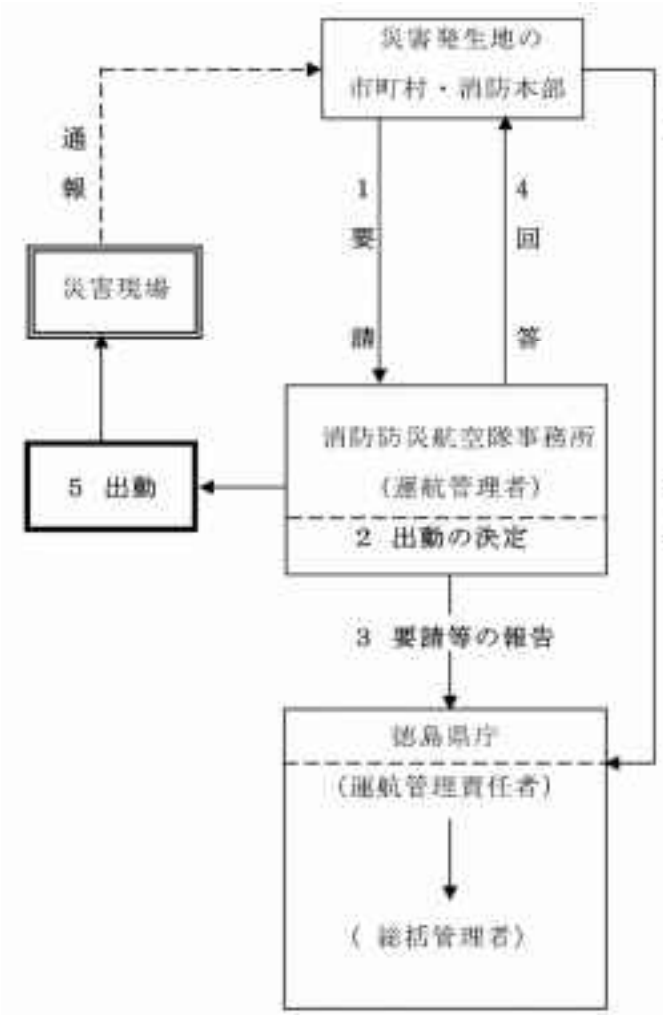

消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

1 勤務時間内の連絡先

徳島県消防防災航空隊事務所

電話 088－683-4119

ﾌｧｸｼﾐ088－683-4121

2 勤務時間外における連絡先

（17:15～8:30）

徳島県庁衛視室

電話 088－621-2057

第１４節　消火活動等の実施

実施機関

町（危機管理課），町消防団

第１款　消火活動

第１　方針

大規模地震発生時には，火災の多発等により極めて大きな人命危険が予想されることから，消防機関はもとより町民，事業者をあげて出火防止と初期消火等に努め，震災から町民の生命，身体及び財産を保護するものとする。消火活動の基本方針は次のとおりとする。

１　消火活動

（１）町民，自主防災組織及び事業所等は，自らの生命及び財産を守るため，出火防止及び初期消火活動を実施する。

（２）地域住民は協力して可能な限り消火活動を行い，火災の拡大防止に努める。特に危険物を取扱う事業所においては，二次災害の防止に努める。

（３）消防機関は，関係防災機関と連携を保ちつつ，その全機能をあげて消火活動を実施する。

２　人命救助・救急活動

地震時には，家屋の倒壊，障害物の落下，自動車事故，危険物・毒物等の漏洩等により複合的に障害が発生することが予想される。このことから，消防の人員資器材を活用し，人命救助，救急活動を優先的に行い，人命の安全確保に努める。

３　安全避難の確保

火災発生件数が多く，大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については，住民の安全避難を確保するための活動を行う。

第２　初動体制の確立

１　災害対策本部の初動措置

（１）通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し，通信体制を確保するとともに，情報収集体制の確立を図る。

（２）特別配備体制の確立

発生した地震の規模により，有線その他の方法により職員の非常招集を指令し，特別配備体制の確立を図る。

（３）出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

２　職員及び消防団の初期措置

地震発生直後の措置として，次の第１次・第２次行動を順次実施し，無線により報告する。

（１）出火防止措置

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

（２）第１次行動

ア　初動体制の確保

消防車両等に救援資器材，又は消火用ホース等を積載し，車両前で待機する。

イ　車両の安全確保

地震による消防車両の出動障害を避けるため，分団詰所の立地条件，建物の構造等を考慮し，消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

ウ　災害状況の調査

庁舎周辺の火災発生状況及び，周辺道路の通行障害の状況を調査する。

（３）第２次行動

ア　資機材の確保

携帯用非常電源及び非常用燃料の確保に努める。

イ　災害状況の把握

火災の発生，建物の倒壊，道路等の被害状況及び救急・救護等の発生状況の情報収集に努める。

３　非常参集

地震発生を知った場合，消防団員は，分団詰所に自発的に参集し，直ちに活動体制をとる。また，状況に応じて消防団本部からの指令を伝達する。

４　出火防止の広報

地域内の火気始末，火気使用，出火防止等の広報を実施する。特に要配慮者については，優先して広報を行う。

５　初期消火活動

火災を発見した場合は，直ちに消防本部に通報するとともに，消火活動を実施し，延焼防止に当たる。同時多発の場合は，二次災害等を配慮して，住民に協力を求める。

第３　情報の収集

情報の収集は，有線電話の途絶，無線施設の障害等により極度に情報が制限されることが予想されるため，次の情報収集系統により実施する。

情報収集系統

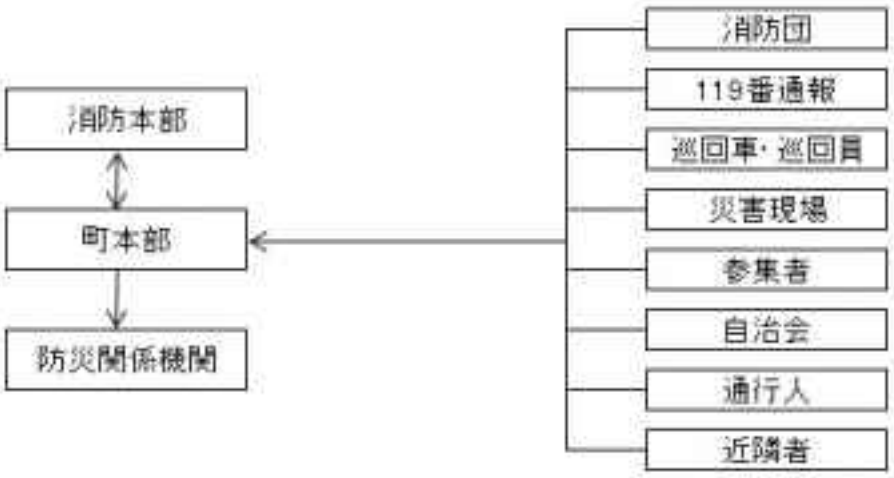

第４　火災防ぎょ活動

地震時に活性する火災は，地震の規模，発生時間等により大きく影響されるので，次により応対する。

１　初動措置後の火災防ぎょ活動

（１）一般防ぎょ活動

消防団等は，初動措置完了後，直ちに消防車等を出動させ，住宅地等の警戒活動及び火災の発見に努め，火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。

（２）重点防ぎょ

発生火災が，消防力を上回る場合は，延焼拡大の危険性が高い地域並びに人命の保護及び住民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある施設等を重点に消火する。

（３）集中防ぎょ

火災が随所に発生して，現有消防力をはるかに上回るときは，河川，公幅員道路，耐火建造物等を防ぎょ線として設定し，集中的な防ぎょ活動を行う。

２　消防団の活動

（１）活動範囲

原則として分団区域を優先して行うが，消防団本団及び町本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

（２）任務

ア　消火活動並びに広域消防との連携及び飛火警戒

イ　人命救助及び避難誘導

ウ　中継送水等の相互応援

エ　残火処理の徹底

オ　その他命令による業務

３　事業所等の活動

（１）火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス，石油類等の供給停止，ガス，石油類，毒物，劇物等の流出又は漏洩等異常発生の有無の点検を行い，必要な防災措置を講ずる。

（２）火災が発生した場合の措置

ア　自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ　関係機関への通報及び必要に応じて従業員，顧客等の避難誘導を行う。

（３）災害拡大防止措置

高圧ガス，火薬類，石油類等を取り扱う事業所等において，異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは，次の措置を講ずる。

ア　周辺地域の居住者等に対し，避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ　立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

４　町民の活動

（１）火気の遮断

使用中のガス，石油ストーブなどの火気取扱器具は，直ちに火気の遮断をするとともに，ＬＰガスはボンベのバルブを閉止する。

（２）初期消火活動

火災が発生した場合は，消火器，水バケツ等で消火活動を行うとともに，大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

第２款 水防活動

実施機関

町（危機管理課，町消防団（水防団）

第１　方針

災害時の水防対策は，徳島県水防計画及び各水防管理団体が定める水防計画により実施するものとする。

第２　内容

１　実施責任者

水防活動の責任は，水防管理団体の長（水防管理者：町長）とする。

２　水防体制

（１）町の水防体制

町の水防体制は，次のとおりとする。

ア　東みよし町水防本部

（ア）設置

町長は，洪水等による危険があると認めたときは，徳島県水防計画の定めるところにより東みよし町水防本部（以下，「町水防本部」という。）を設置する。

（イ）組織

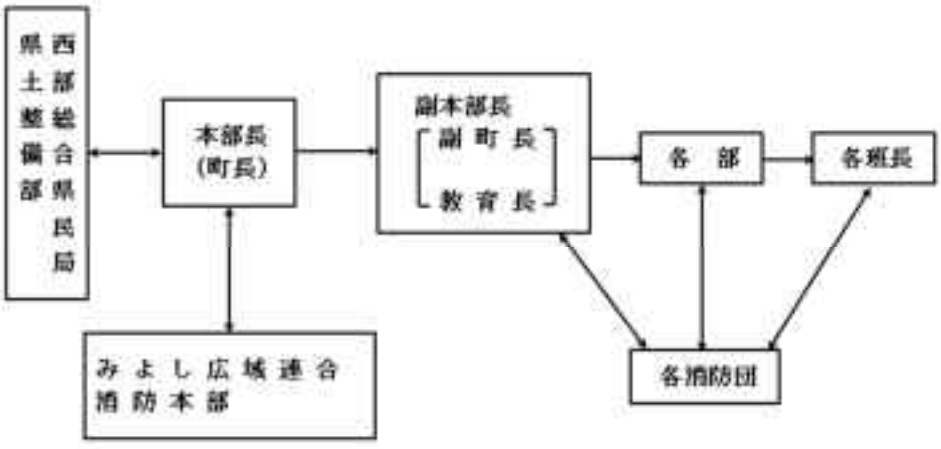

本部長不在の時は，副町長が代行する。

（ウ）事務局

町水防本部事務局は，東みよし町役場危機管理課に置き，水防事務にあたる。

（エ）支部設置

本部長は，地域の応急水防対策を図るため，必要があると認めるときは，町水防本部の支部（以下，「町水防支部」という。）を設置するものとする。

（オ）町水防支部

町水防支部は，東みよし町役場三好庁舎に置き，水防事務にあたる。また，支部長は教育長，副支部長は建設課長とする。

（カ）班編成

班編成は，町災害対策本部の班編制に準ずる。このとき，建設班による水防に関する警戒監視行動に留意する。

（キ）廃止

本部長は，地域の応急水防対策がおおむね完了したと認めたときは，町水防本部・支部を廃止するものとする。

（２）非常配備

常時勤務から水防非常体制への切換を確実迅速に行うとともに，勤務員を適当に交代休養させ，長時間にわたる非常勤務活動の完備を期するため，次の要領による非常配備を行うものとする。

水防非常配備の種類

ア　第一非常体制

①大雨注意報等が発表され，相当な災害の発生が予想されるとき又は，台風が接近する恐れがあるとき。

イ　第二非常体制

①暴風，大雨，洪水警報等が発表され，相当な災害の発生が予想されるとき。

②台風が通過することが確実とされたとき。

③河川が氾濫注意水位に近づいたとき。

④「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。

⑤大雨特別警報が発表されたとき。

ウ　第三非常体制

事態が切迫し，危険性が大で第二非常体制では処理しかねると認められたとき。

各部は本部の指示によるほか，適宜その状況に応じて本部との協議の上，非常配備を行うものとする。非常配備を整えたときは，すみやかに水防本部長に報告する。

もし事態が長引くときは，所属長において適宜交代させることができる。

（注）消防団管轄区分図を資料編に添付

3　町及び水防管理団体の活動

町及び水防管理団体は，大規模な地震が発生し，浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には，次の活動を行う。

（１）町

ア　水防計画に基づく配備動員体制

イ　水防管理団体が行う水防活動に資する情報の連絡調整及び技術的な援助

（２）水防管理団体

ア　区域内の監視，警戒及び水防施設の管理者への連絡，通報

イ　水防に必要な水防団員の招集と資器材の点検整備

ウ　水防管理団体相互の協力及び応援

4　緊急時の措置

（１）浸水対策

河川の管理者及び水防管理者は，震度４以上の地震を感じたときは，その管理施設を巡視，点検するとともに，危険箇所の監視，警戒に当たり，被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し，必要な措置を求めるものとする。また，水門，樋門等の管理者は，操作設備の安全点検をするとともに，必要に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

なお，被災箇所が水防上重要な箇所であるときは，当該施設の管理者は直ちに応急措置を講ずるとともに，関係機関（水防本部，県警察，報道機関等）に連絡をとり，付近住民の安全を図るものする。

５　惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第３款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

実施機関

町（危機管理課，税務課，建設課）

第１　方針

地震により建築物及び宅地が被害を受けた場合，余震等による二次災害を防止し，住民の安全の確保を図るため，被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施し，住民の安全確保を図る。

第２　内容

町は，地震により建築物及び宅地が被害を受けたときは，その後の余震等による二次災害の発生を防止するため，被災建築物及び宅地の応急危険度判定を行うとともに，必要な措置を講ずる。町は，必要に応じて被災建築物及び宅地の応急危険度判定の支援要請を県へ行う。

第３　判定資機材の準備

町は，応急危険度判定を行う場合に備えて以下のような判定資機材を準備しておく。

１　応急危険度判定時に最低必要なもの

（１）登録証（標準）

（２）腕章（標準）

（３）ヘルメット用シール

（４）判定マニュアル又は判定士手帳

（５）クラックスケール

（６）判定ステッカー

（７）判定調査表

２　その他

（１）ヘルメット

（２）判定街区マップ

（３）筆記用具

（４）振り下げ

（５）ガムテープ（状況によっては，雨具，防寒具，水筒，マスク）

（６）その他必要と認める資機材

第４　被災建築物の応急危険度判定

１　被災建築物の確認

町は，町有建築物について危険性を確認し，二次被害の防止と建築物の地震災害後対策での使用の可能性について判断を行う。

判定作業の実施に当たっては，被害建物の外部からの目視検査等により，建築物，落下危険物，転倒危険物等の危険性を調査し，「震災建築物の応急危険度判定基準」に基づき，建築物の安全性について，「危険」，「要注意」，「調査済」の３段階の判定を行う。

なお，町内に応急危険度判定士がいない場合には，あらかじめ近隣市町と協力体制を図り，応急危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行うほか，必要に応じ，県に対して応急危険度判定士の派遣要請を行う。

２　応急措置の実施

町は，応急危険度判定の結果に基づき，町有被災建築物に対して，適切な応急措置を実施し，二次被害の防止に努める。

第５　被災宅地の危険度判定

町は，地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合，余震等による宅地の被害から生ずる二次被害を防止し，住民の安全確保を図るため，県と連携の下，被災宅地危険度判定士の協力を得て，宅地の危険度判定を実施する。

１　判定士の確保

次の方法により，宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

（１）町内土木，建築，宅地開発関係団体への要請

（２）県，他市町村への応援の要請

（３）ボランティアの募集

２　判定実施本部（窓口）の設置

多数の判定士の受入体制及び作業体制を確立するため，判定実施本部（窓口）

を設置し，以下の環境整備を行う。

（１）受入判定士の名簿づくり

（２）担当区域の配分

（３）判定基準の資料の準備

（４）立入禁止などを表示する用紙の準備

（５）判定統一のための打ち合せの実施

３　判定作業の概要

危険度判定は，あらかじめ定められている「危険度判定基準」に基づき，変状項目（クラック，水平移動，傾斜，崩壊等）ごとに，被害程度に応じた点数をつけ，最大値により，危険度大，中，小の評価区分に分類する。

また，調査した宅地の判定結果に基づき，被害程度に応じステッカーを現地の見やすい場所に貼り，所有者並びに近隣住民，付近を通行する歩行者等に注意を呼びかける。

評価区分	ステッカー	内　容
大（危　険）	赤色 「危険宅地」	変状等が特に顕著で危険なため，立入禁止措置が必要である。
中（要注意）	黄色 「要注意宅地」	変状等が著しく，当該宅地に立ち入る場合は，時間や人数を制限するなど十分な注意が必要である。あわせて，変状が進行することになれば，避難も必要である。
小（調査済）	青色 「調査済宅地」	変状等がみられるが，当面は防災上の問題はないと考えられる。

４　判定後の措置

判定の結果，「危険宅地」とされた宅地については，立入禁止等の措置をとる。

第６　広　報

町は，広報車や広報誌等により，あるいはラジオ，テレビ等を活用し，被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

第１５節　救出・救助対策

実施機関

町（危機管理課，福祉課，健康づくり課）

第１　方針

災害のため，生命身体が危険な状態にある者，又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助並びに保護の実施を行う。

第２　実施責任

被災者の救助及び捜索等は，みよし広域連合消防本部及び東みよし町消防団並びに県警察とともに実施する。

第３　救助体制の確保

災害発生時における，救助体制の確保は，おおむね次の要領で行う。

（１）災害発生後，住民及び自治会並びに自主防災組織は，速やかに住居周辺の倒壊家屋が生じていないか，火災が発生していないか状況調査を行う。

（２）火災の発生が認められた場合，初期消火活動を行う。被害の状況については，町本部各班により速やかに全町の状況を把握する。

（３）町は，特に被害が甚大なときは，県に救助応援要請又は自衛隊派遣要請の依頼を速やかに行う。

第４　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は，知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとするが，費用の対象等は次のとおりとする。

（１）１　**対象者**災害のため，現に生命もしくは身体が危険な状態にある者

（２）災害のため，生死不明の状態にある者

２　期間

災害発生の日から３日以内

３　費用

（１）借上費

舟艇，その他救助のために必要な機械，器具の借上費で直接使用したもの

（２）修繕費

救助のために使用した機械器具の修繕費

（３）燃料費

機械器具等を使用する場合に必要な燃料費，照明用の灯油代，採暖用燃料費

４ 安否不明者等の氏名等の公表

町は，要救助者の迅速な把握のため,安否不明者等について，関係機関の協力を得て，積極的に情報収集を行うものとする。

５ 位置情報の活用

県及び町は，要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し，位置情報取得が不可欠であると認められる場合，携帯電話事業者に対し位置情報提供要請を行い，積極的な活用に努める。

第５　必要な資機材の保有・調達

町は，救出・救助に必要な資機材を保有しておくとともに，不足する資機材については，あらかじめ業者等と協定を締結するなど確保に努める。

第６　惨事ストレス対策

町は，災害対策活動要員の惨事ストレス対策の実施に努める。

第７　自主防災組織等の活動

災害発生後に同時多発火災が発生した場合，消防機関の主力は延焼防止に向けられる。

また,交通の混乱や殺到する救助要請に対処するため,火災が発生しなくとも,平常時のような救助・救急活動は困難であり，地域における自主防災活動が重要なものとなる。

このため，自主防災組織等は，災害発生後において，近隣の安否を確認し，負傷者又は閉じこめられた者等が発生したときは，近隣住民の協力の下，自主的な救助・救急活動を行う。

第１６節　医療救護活動

実施機関

町（福祉課，健康づくり課，環境課）

第１　方針

大規模な災害が発生した場合には，広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が予想される。町は，災害時における応急医療体制を確立し，関係医療機関及び防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

第２　実施責任者

被災者に対する医療救護活動は，町長が行う。

なお，町限りで実施困難なときは隣接市・町，県その他の医療機関に応援要請を行うものとする。

ただし，災害救助法が適用されたときは，知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　医療救護体制

１　初期医療救護体制

（１）情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには，正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

町は，災害時情報共有システムを活用するほか，三好市医師会等の協力を得て，可能な手段を用い，人的被害及び医療機関（歯科診療所を含む。）の被害状況や活動状況等，情報の収集に努める。

（２）町の医療救護所

町は，三好市医師会の協力により開設する医療救護所に設置運営に協力をする。また，主な避難所には，簡単な救護所を確保し，救護を行う。

（３）医療従事者の確保

町は，被害状況に応じ，地域の救護状況の把握に努めるとともに，三好市医師会との災害・事故等時の医療救護に関する協定に基づき，医療従事者の確保を要請し，救護班の初動体制を確立する。

また，被災地の医療救護活動に従事する医療従事者が不足し，対応できない場合は，次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

ア　必要人員

イ　期間

ウ　派遣場所

エ　その他必要事項

（４）活動内容

医療救護所においては，次の業務を重点的に実施するものとする。

ア　傷病者の傷病の程度判定（トリアージ：傷病者の振り分け業務）

イ　後方医療救護機関への傷病者の転送の要否及び転送順位の決定

ウ　重症者の応急処置及び中等症者に対する処置

エ　転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

オ　助産

カ　記録及び災害対策本部への状況報告

（５）災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は，原則として医療救護班によって行う。

ア　医療及び助産の対象

（ア）応急的に医療を施す必要がある者で，災害のため医療の途を失った者。

（イ）災害の発生日以前又は，以後７日以内に分べんした者で助産の途を失った者。

イ　医療及び助産の範囲

（ア）診察

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置，手術その他の治療及び施術並びに看護

（エ）病院又は診療所等への収容

（カ）分べんの介助

（キ）分べん前及び分べん後の処置

（ク）脱脂綿，ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ　医療及び助産の期間

（ア）医療の実施期間は，災害発生の日から 14 日以内とする。

（イ）助産の実施期間は，分べんした日から７日以内とする。

第４　応急医療活動

１　医療機関等

町及び医療関係機関は，設備及び人員等において患者の急増に対応できる体制の確保に努め，事前に収容可能人員を明確にしておく。

なお，限られた医療資源を十分に活用するため，患者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い，効果的な治療を行う。

２　医療救護班

（１）輸送

町は，医療救護活動が円滑に実施できるよう，医療救護班の輸送に当たっては，輸送手段の優先的な確保など特段の配慮を行う。

（２）連絡員の配置

町は，被災地域内の医療情報の拠点に町職員を派遣し，医療救護所に配置するなど，医療救護班の連絡・調整のために特段の配慮を行う。

（３）業務

医療救護班は，次の業務を重点的に行う。

ア　傷病者の傷病の程度判定

イ　後方医療救護機関への傷病者の転送の要否及び転送順位の判定

ウ　重症者の応急処置及び中等症者に対する処置

エ　転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

オ　助産

カ　死亡の確認

キ　遺体の検案

ク　記録及び町対策本部への報告

ケ　その他状況に応じた処置

（４）ボランティアとの連携

医療救護班は，ボランティアとの連携を図り，医療を必要とする被災者の情報収集に努め，救護活動を行う。

第５　後方医療救護体制

町の医療救護所で対応できない中等・重症患者は，各救急医療圏ごとの２次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容する。２次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は，原則として３次救急医療機関（救命救急センター，大学病院）に収容する。なお，各救急医療圏の災害拠点病院については，他の圏域からの患者の収容に，可能な限り努めるものとする。

第６　傷病者の搬送

（１）傷病者の医療機関への搬送は，原則として町が実施するものとする。

（２）町の医療救護所から医療機関，医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で，町で対応できない場合は，県及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。

（３）道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送

は，必要に応じヘリコプターによる空中輸送を県の消防防災ヘリコプター，関西広域連合が事業主のドクターヘリ及び連携協定を締結したＮＰＯ法人の所有または運用するヘリコプター等を活用し行う。

第７　医薬品，医療資器材の調達

１　医薬品及び衛生材料の調達

町は，あらかじめ備蓄している医薬品並びに三好医師会や県の協力の下，流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等に速やかに供給し，初動期における人命の救助に万全を期する。

また，医薬品等が不足する場合は，県へ医薬品等の供給を要請する。

２　輸血用血液については，徳島県赤十字血液センターへ供給を要請し，迅速に必要量の供給を受ける。

３　人工透析については，災害時においても継続供給ができるよう，医療機関の透析機器の情報を収集し，医療救護所及び関係医療機関に情報提供する。

第８　難病等に係る対策

町は，県，医療機関等と密接な連携を図り，難病患者等に必要な医療の確保を行うために，医療機関の状況把握と医薬品の確保につとめる。

また，難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院に協力を求めるなどして，必要な医療を提供できる医療機関の把握と確保に努める。

さらに，倒壊家屋の下敷きが原因の挫滅症候群による急性腎不全を発病する患者に対応するため，人工透析液，透析用の水についても考慮する。

（注）以下を資料編に添付

医療機関

病院及び病床数

救急病院等一覧表

特定施設にかかる医療機関一覧表

災害時医薬品等の供給連絡体制

県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

第１７節　飲料水・食料及び物資等の供給

第１款　応急給水

実施機関

町（危機管理課，環境課）

第１　方針

町は，災害のため飲料水が枯渇し，又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水を行う。

第２　実施責任者

１　被災者に対する飲料水の直接の供給は，町長が行う。

２　災害救助法が適用されたときは，知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　確保水量

町が実施する被災者に対する応急給水は，おおむね当初，最低１人１日３リットルの飲料水を供給し，発災後４日目から復旧の段階に応じて増加させ，発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

１　第１段階（災害発生～3日目）

生命維持のため最小限必要量３リットル／人・日

２　第２段階（4日目～ ）

飲料水・炊事用水・トイレ用水の水量とする。

３　第３段階（ ～4週間）

飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水の水量とする。第４　飲料水の供給

１　応急資機材の確保

町は，応急給水に必要な資機材について，あらかじめ備蓄している機材及び流通在庫の調達により確保する。

なお，被害状況により確保することが困難と認められる場合は，県に調達を要請する。

２　飲料水の確保

町は，被災地において飲料水を確保することが困難な場合，被災地に近い水源地から供給するものとし，この場合，時間給水等を行う。

３　給水方法

運搬給水方式は，特に大規模災害直後の混乱期には，人的，物的両面から非常に困難と思われるので，原則として拠点給水方式を優先する。

（１）拠点給水方式

避難所や配水池，消火栓等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

（２）運搬給水方式

主に給水車，給水タンクを用いて，避難所，医療施設，社会福祉施設，防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

４　水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については，使用前に洗浄するよう努め，また，供給水の残留塩素濃度を適宜計測し，安全を確認する。

特に，井戸水又は渓流水を供給する場合には，煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保する。

第５　県への支援要請

本町の被害が甚大で，あるいは広域にわたり被災し，本町限りで対応できない場合，町は，次の事項を明示して県に支援を要請し，他の市町村及び関係機関等からの広域的な応援を受ける。

１　供給人口
２　供給水量
３　供給期間
４　供給地
５　給水用具（給水タンク車，タンクのみ，その他）

第２款　物資等の調達・供給

第１　方針

災害時における物資等の調達については、本計画の定めるところによる。

第２　内容

１　物資調達・供給

（１）南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

２　応急食料・副食調味料の調達・供給

（１） 町は、当該市町村において応急食料の調達が困難なときは、県にその斡

旋を要請するものとする。

（２） 町は、当該市町村において副食調味料の調達が困難なときは、県にその斡旋を依頼するものとする。

３　炊き出し

（１） 町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティアと連携し炊き出しを行うものとする。

（２） 町は、多大な被害を受け、当該市町村において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県に炊き出しについて協力を要請するものとする。

４　ＬＰガスの調達・供給

（１）町は、避難所や炊き出し等に必要なＬＰガスの供給又は斡旋を行い、必要なＬＰガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請するものとする。

ア　対象避難者数

イ　必要なＬＰガスの量

ウ　必要な器具の種類及び個数

エ　供給期間

オ　供給地（住所等）

（２）一般社団法人徳島県エルピーガス協会は、県からの要請を受け、ＬＰガスの供給及び搬送を実施する。

５　物資等供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、車中泊避難者や在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

６　新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の活用

（１）町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第３款　生活必需品等の供給

実施機関

町（危機管理課，福祉課，学校教育課，議会事務局）

第１　方針

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与を行う。

第２　実施責任者

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は，町長が実施するものとする。町長は生活必需品等の町独自の調達が困難なとき，知事に調達又はあっせんを要請する。

ただし，災害救助法が適用されたときは，知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　生活必需品の種類

被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は，おおむね次のとおりである。

１　寝具（毛布，布団等）
２　被服（作業服，婦人服，子供服等）
３　肌着（シャツ，ズボン下等）
４　身の回り品（タオル，靴，靴下，サンダル等）
５　炊事用具（茶碗，炊飯器，包丁等）
６　日用品（石けん，歯ブラシ，歯磨き粉等）
７　光熱材料（マッチ，ローソク，固定燃料，木炭等）

第４　調達計画

町長は，災害時に被災者に給与する生活必需品等の調達計画をあらかじめ策定する。

１　生活必需品等の確保

町長は，平常時より生活必需品等について，配置場所，品目，数量等について調査する。

２　生活必需品等の調達

町長は，町内外の事業者から必要な生活必需品等を確保するよう努める。

３　県への支援要請

町長は，町単独で生活必需品等の調達が困難と認められた場合，早急に，知事に支援要請する。

第５　生活必需品等の輸送及び配布

１　町は，緊急輸送拠点（ふれアリーナみよし）及び四国福山通運 阿波池田営業所に一時集積し，避難所等に輸送する。

２　生活必需品等の輸送は，原則として町が行うものとする。

３　生活必需品等対象者は，以下の通り。

（１）住居が全半焼，流出，崩壊，床上浸水等のため，家財等を喪失又は毀損し，日常生活に支障を来す者（世帯）。

（２）帰宅困難者，旅行者等であって，必要最小限の生活必需品等を必要としている者。

（３）被災により，一時縁故先に避難する者で，必要最小限の生活必需品等を必要としている者

（４）住居に被害はないものの，災害により自力で調達できず，必要最小限の生活必需品等を必要としている者

４　配布品目は，時期や避難者の特性を勘案しながら，確保した物資の中から随時支給する。

５　配布方法は，避難所で施設担当者に引き渡し，担当者を通じて配布対象者へ配布する。

６　在宅被災者の場合も配布場所で配布することを原則とするが，配布場所に行けない場合，又は，要配慮者・高齢者等の場合は，自主防災組織や自治会・ボランティア団体等により自宅へ配布する。

７　ある程度，まとまった孤立集落の場合，拠点施設まで町が輸送する。

第６　災害救助法が適用された場合の措置

１　救助物資の輸送及び引渡し

救助物資は，知事から町長に引渡しをするものとして，この間の輸送は知事が行う。

２　救助物資の確保，給与又は貸与の方法

（１）救助物資の備蓄及び調達

救助物資は知事が調達することとし，必要に応じて，あらかじめ備蓄を行う。

（２）救助物資の購入

知事は，生活必需品等を購入しようとするときは，町の世帯構成員別被害状況等に基づき備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ，購入する。

（３）救助物資配分計画

ア　知事は，町長からの被害中間報告等に基づき救助物資の概算交付を行

う。

イ　町長は，知事から引渡しを受けた救助物資をり災者名簿によってすみやかに配分する。

（注）災害救助物資備蓄数を資料編に添付

３　支給対象者及び支給物資

（１）支給対象者

災害により住家が全壊，全焼，流失，半壊，半焼または床上浸水し，生活上必要最小限の家財等を喪失またはき損し，直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行う。

（２）支給物資

支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

被服，寝具及び身の回り品，日用品，炊事用具及び食器，光熱材料

４　供給上の配慮

被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

第７ 物資輸送に要する車両等

通常の陸上輸送は，町有車両及び本町民間輸送業者の貨物自動車による。

なお，空からの輸送が必要な場合等緊急を要する場合の輸送については，自衛隊等の協力を求める。

第８ 生活必需品等の配分

被服，寝具その他生活必需品の配分は，町民部を中心に，被災者名簿により速やかに実施する。

なお，配給場所は原則として，指定避難所等で行うものとするが，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者，所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

また，生活必需品等の配分を行ったときは，必ず物資受払簿及び物資給与受領簿を作成する。

第４款　物流拠点の開設・運営

第１　方針

災害時における物流拠点の開設・運営については、本計画の定めるところによる。

第２　内容

１　地域内物資輸送拠点

（１）町は、県等からの支援物資を受け入れ、管内の各避難所等へ送り出すための地域内物資輸送拠点を開設する。

（２）町は、平時において地域内物資輸送拠点の候補地を選定し、リスト化する。

（３）町は、地域内物資輸送拠点の開設に当たっては、あらかじめ市町村においてリスト化している候補地の中から、被災地域や道路啓開の状況などを勘案し、適切な拠点を選定する。また、平時において、地域内物資輸送拠点の開設及び運営に当たって必要となる人員数や資機材等について検討を行う。

（４）地域内物資輸送拠点の開設及び運営に際しては物流事業者の協力を得ることも重要であるため、市町村は、物流事業者との協力体制のあり方について平時から検討を行う。

２　ラストワンマイルの輸送

（１）地域内物資輸送拠点から各避難所等への支援物資の輸送については、必要に応じて物流事業者の協力を得た上で、町が実施する。

（２）町は、ラストワンマイルの輸送を円滑に行うため、必要に応じて県及び物流事業者を交えた上で、平時からラストワンマイルの輸送のあり方について検討を行う

第１８節　保健衛生，防疫，遺体の火葬等の実施

実施機関

町（危機管理課，健康づくり課，環境課）

第１款　保健衛生活動

第１　方針

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し，二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策を講じる。

第２　健康管理等

町は，災害時（保健衛生）コーディネーター※による調整の下，避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために，地域の関係者との連携を図りながら，巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し，保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに，専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施する。

※災害時（保健衛生）コーディネーター：

災害時（保健衛生）コーディネーターは，必要な情報を収集し，迅速に地域のニーズをアセスメントし，必要な人材，資器材等の投入を行うためのコーディネートを行い，地域の保健衛生活動が円滑に行われるようマネジメントする。

また，医療・福祉等他分野との調整を図るため，保健福祉部・圏域での会議に参画し，迅速な情報共有や協力体制を構築する。

具体的には，圏域コーディネーター（保健所）は，被災市町村に保健衛生活動をコーディネートする職員（保健衛生チーム）を派遣し，被災状況の情報把握に努め，必要な人材，資器材の配置調整を行うとともに，市町村に協力して被災住民の健康支援体制の早期確立を目指す。

総括コーディネーターは，圏域コーディネーターからの情報を集約し，県内外に対し人材・資器材等の要請及び調整をする。

第３　食品衛生対策，栄養指導等

１　食品衛生対策

町は，被災地の状況に応じて必要と認めるときは，保健所職員の協力を得ながら食品に起因する危害発生の防止に努める。

また，必要に応じ次の事項について啓発指導を行う。

（１）手洗い，消毒の励行

（２）食器，器具の消毒
（３）弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
（４）水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

２　栄養指導等

町は，県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら，避難施設での巡回相談，指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

具体的には次の活動を実施する。

（１）離乳期の乳幼児，妊産婦，高齢者，障がい者等の要配慮者への指導，相談
（２）長期に食事管理が必要な糖尿病，腎臓病患者等の指導，相談
（３）被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足，繊維質の不足，高塩分食等）についてのケア
（４）その他必要な指導，相談

第４　こころのケア等

町は，災害に伴い，様々な精神症状に陥ることがある被災者が，精神的に癒され，生きる目的を見つけ，生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう，県や各関係機関との協力の上，速やかに的確な対策を講ずる。

１　被災後の精神症状

災害に伴い，様々な精神症状に陥ることがある被災者が，精神的に癒され，生きる目的を見つけ，生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう，県や各関係機関との協力の上，速やかに的確な対策を講ずる。

被災に伴う精神症状としては，次のことが考えられる。

（１）呆然自失，無感情，無表情な状態反応
（２）耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害，驚愕反応
（３）現実否認による精神麻痺状態
（４）家族等を失ったための，ショック，否認，怒り，抑うつ等の急性悲哀状態
（５）被災後，しばらくしても不安，抑うつ，無関心，不眠の状態が続く心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）※
（６）心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の中でも，自分が生き残った罪積感により生じる，生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

※心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）：
心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）は，次のような症状が，長期間続く状態で，被災者が生きる目的を見つけ，生活再建の意識をはっきりと持つことができ

るよう，特に，より的確な対応をとる必要がある。
①災害のイメージ，思考，知覚を伴う，苦痛に満ちた回想，夢，幻覚が持続的に再体験される。
②外傷に関連する刺激を回避しようとし，一般的な反応性（思考，活動，興味，人生の展望等）が鈍くなる。
③覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠，怒り，集中困難，警戒心，驚愕反応）がある。

２　メンタルケア

人は災害によって,「家」,「地域社会」,「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った被災者にどのような援助ができるか，メンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス障害等の精神症状に対して，町は，県や各関係機関の協力を得て，次のような対策をできる限り，早い時期に講ずる。

（１）対策

ア　精神科医師，保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
イ　関係機関等による精神保健相談
ウ　各種情報を提供するための，避難所等における被災者向けの講演会の実施
エ　専門施設での相談電話の開設
オ　町広報及び情報広報誌等による，被災者への情報提供
カ　小・中学校での児童，生徒への精神的カウンセリング

（２）被災者に対する配慮事項

ア　被災者が，現状認識にいたる時期までに，物心両面でのあらゆる人間的配慮の実施
イ　被災者が，生活と運命を統御段階で，その持てる力を認知した支援の実施
ウ　大規模な災害のあと，当然生じる諸反応や立ち直りの問題について，被災者と接触する者に対する支援の促進
エ　被災後の適応が危ぶまれたり，障害が生じるような者に対する個別的な手当ての確保
オ　社会精神医学面での手当てと，その他の救援措置の組み合わせの提供
カ　被災者の多様性を認識し，それに応じた措置の実施
キ　災害後の期間を通じ，被災者，その代表，さらに，その地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が円滑かつ段階的に移行するよう，計画的な行動とその監視

３　災害対策要員の惨事ストレス対策

災害対策要員である町及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する

必要があるため，町は，災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施する。

第５ 派遣要請

県は，精神科医師，看護師等による「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）※」を編成し，関係機関（厚生労働省，関西広域連合，市町村等）と連携し，被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い，災害時における精神障害者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより，停止している地域精神科医療の機能を補完するとともに，災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し，重症化を防ぐとともに，ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。

町は，災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は，県に支援を要請するほか，県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

※ＤＰＡＴ（Disaster Psychiatric Assistance Team）：
自然災害，航空機・列車事故，犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して，精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた「災害派遣精神医療チーム」

第２款　防　　疫

実施機関
町（危機管理課，健康づくり課，環境課），

第１　方針

町は，被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに，関係機関と密接に連携し，防疫体制の具体的な確立を図り，被災地において，感染症の予防及びまん延を防止する。

第２　実施責任者

被災地における感染症対策は，町長が「防疫組織」を編成し実施する。ただし，災害状況により実施が困難な場合は知事に依頼するなど適宜の処置をとるが，特に知事が必要と認めたときは，感染症法の規定に基づき，廃棄，その他予防，まん延防止に必要な措置について実施する。

第３　感染症対策

町は，個人，公共施設を含む全域で，特に浸水家屋内外，便所，給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所を中心に感染症対策を実施する。

１　感染症対策業務の実施方法

町は，三好保健所との緊密な連携により，実情に即した指導，協力を行うとともに，次の方法により感染症対策業務を実施する。

なお，三好保健所の検病調査の実施に当たっては，これに協力し，情報の的確な把握に努め，検病調査の結果，必要と認められるときは，健康診断を行う。

さらに，感染症患者が発生した場合は，速やかに関係機関に連絡し，感染症指定医療機関に収容する。

区　分	実　施　方　法
消毒方法	感染症法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき，消毒を実施する。
ねずみ族・昆虫等の駆除	感染症法第 28 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき，知事が指定する区域内を対象として，ねずみ族・昆虫の駆除を実施する。
生活の用に供する水の供給	感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき，生活の用に供する水の供給を行う。
予防接種	予防接種法第 6 条の規定により臨時の予防接種を行う。
予防教育及び広報活動の推進	被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進する。
避難所の感染症対策指導	県の疫学調査班と連携し，避難所における感染症対策活動を実施する。なお，新型インフルエンザ等感染症等発生時においては，自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し，避難所の運営に必要な情報を県（三好保健所）等と共有するものとする。

２　防疫活動に必要な携行資材

（１）噴霧器

（２）消毒薬品

（３）昆虫駆除薬剤

（４）検便用資材等

（５）防疫用薬品資材

必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

３　報告

町長は三好警察署及び美馬警察署，その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により三好保健所長を経由して知事に報告するものとする。

（１）被害の状況
（２）防疫活動の状況
（３）災害防疫所要見込経費
（４）その他

第３款　遺体の捜索及び火葬等

実施機関
町（危機管理課，環境課，住民課）

第１　方針

町は，災害により，現に行方不明の状態にあり，かつ，周囲の事情により既に死亡していると推定される者を捜索し，又は災害により死亡している者の遺体の一時保存・検案等の処理を行い，かつ応急的な措置として火葬等を行う。

第２　実施責任者

遺体の捜索，収容及び火葬等は，町長が三好警察及び美馬警察，消防本部等の協力を得て行う。ただし，災害救助法が適用された場合は，知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　遺体の捜索

１　対象者

災害により現に行方不明の状態にあり，かつ，各般の事情により，既に死亡していると推定される者とする。

２　実施方法

（１）町は，警察と協力して，行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
（２）町は，救出に必要な舟艇その他の機械器具を借り上げて実施する。
（３）遺体の捜索については，消防団を主体とし，警察，自衛隊等の関係機関及び地域住民，ボランティア等の協力の下に行う。

３　応援の要請等

町において被災その他の事情により実施できないとき，又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあっては，県災害対策本部に死体捜索の応援を要請する。

ただし，緊急を要する場合等にあっては，隣接市町に捜索応援を要請する。

応援の要請に当たっては，次の事項を明示して行う。

（１）死体が埋没又は漂着していると思われる場所

（２）死体数，氏名，性別，年令，容ぼう，特徴，持物等

（３）応援を求めたい人数又は舟艇器具等

（４）その他必要な事項

４　災害救助法適用時の基準

ア　捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

イ　費用の範囲

舟艇その他捜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費，修繕費及び燃料費等とし，町地域における通常の実費とする。

第４　遺体の調査処理

（１）町長の措置

町長は，遺体を発見したときは，すみやかに三好警察署，美馬警察署に連絡し，その調査を待って次の方法により処理するものとする。

ア　遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理

イ　遺体の一時保存（死体の身元の識別又は火葬等が行われるまでの間，遺体を指定された場所に集め一時保存する。）

ウ　検案（遺体についての死因その他についての医学的検査を行う）

（２）災害救助法適用時の基準

ア　遺体の処理期間

災害発生の日から原則 10 日以内とする（別に期間が定められた場合を除く）。

イ　費用の範囲

遺体の検案，洗浄，縫合，消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用を範囲とする。

第５　遺体の収容

町は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。

第６　遺体の火葬等

災害により死亡した者で，町長が必要と認めたときは応急的に火葬又は埋葬に付するものとする。

なお，火葬又は埋葬の実施にあたっては，次の点に留意するものとする。

1　事故死等による遺体については，三好警察署又は美馬警察署から引き継ぎを受けた後，火葬又は埋葬する。

2　身元不明の遺体については，三好警察署又は美馬警察署その他関係機関に連絡し，その調査にあたるとともに，遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後，火葬又は埋葬するものとする。

3　被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は，行旅死亡人としての取扱いの例による。

4　町は，火葬場の斡旋等について県に要請する。

5　広域火葬に係る市町村の対応

ア 被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

イ 広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

ウ 火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

エ 遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

オ 広域火葬の終了

1)町は、広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

2)町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

6　災害救助法適用時の基準

（１）火葬又は埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

（２）費用の範囲

棺（附属品を含む），骨つぼ及び骨箱，火葬又は埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

第４款　死亡獣畜の処理

実施機関
町（産業課）

第１　方針

災害の発生に伴って死亡した獣畜の協力体制を確立し，衛生的処理に努める。

第２　実施責任者

災害によって死亡した牛，豚，鶏等の死亡獣畜は，その所有者が処理することを原則とする。ただし，所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは，町が収集・処理する。

第３　処理方法

町は，死亡獣畜の処理は，原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理する。ただし，災害の状況により，これらの施設において処理できない場合は，県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬，焼却等の方法により処理する。

第１９節　要配慮者支援対策の実施

実施機関

町（危機管理課，福祉課，健康づくり課，学校教育課）

第１款　方針

災害発生時において，要配慮者は，災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることが困難であることから，町は，応急時及び復旧時のあらゆる段階において，要配慮者の実状に応じた支援を行う。

またこのとき，男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第１　社会福祉施設等に係る対策

１　被災した社会福祉施設等は，あらかじめ定めた業務継続計画や避難誘導方法等に従い，速やかに利用者の安全確保に努める。

２　被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は，支援の必要性の高い被災者を優先し，可能な限り，緊急一時入所等，施設への受入れに努める。

３　被災した社会福祉施設等は，水，食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め，近隣施設や県及び町等に支援を要請する。

４　社会福祉施設等はその機能に応じ，被災した要配慮者に対する支援のため，生活物資等の提供，職員の派遣や利用者の受入について，相互の連携を図るとともに，福祉避難所への支援等に努めるものとする。

５　町は，ライフラインの優先的な復旧や，水，食料品，生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて，被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

第２ 障がい者及び高齢者に係る対策

１　町は，被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。

２　町は，携帯端末，パソコン，ファクシミリ等を活用し，また，報道機関との協力のもとに，新聞，ラジオ，文字放送等を利用することにより，被災した障がい者及び高齢者に対して，生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

３　町は，被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子，ストマ用装具，ポータブルトイレ，おむつ等の物資やガイドヘルパー，手話通訳者等のニーズを把握し，調達に努める。

４　町は，避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し，ホーム

ヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

５　町は，被災した障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるように推進、施策を講ずるものとする。

６　町は，被災した障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うように，多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、施策を講ずるものとする。

第３　児童に係る対策

１　町は，保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め，発見した場合には，親族による受入れの可能性を探るとともに，児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

２　町は県と協議して，被災児童の精神不安定に対応するため，こども女性センターにおいて，メンタルヘルスケアの実施を要請する。

３　町は，掲示板，広報誌等の活用，報道機関の協力等により，要保護児童を発見した際の保護及びこども女性センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに，育児関連用品の供給状況，利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第４　外国人等に対する対策

１　町は，被災した外国人等の迅速な把握に努める。

２　町は，外国人等に対し，外国語による各種必要な情報の提供に努める。

３　町は，必要に応じて外国語による相談窓口を設け，生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに，通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

第５　災害時コーディネーター（介護福祉）による調整

町は，被災地域において介護士等の活動が円滑に実施されるよう県が配置する災害時コーディネーターと連携を図る。

第２款　帰宅困難者対策

実施機関

町（福祉課，産業課）

第１　方針

災害発生時において，帰宅が困難な通勤・通学者，出張者，旅行者等に対して配慮した災害応急対策の実施に努める。

第２　帰宅困難者に対する対策

１　帰宅困難者対策は，一人ひとりの心がけが大切であるところから，町は，事前に通勤・通学者を中心に普段から啓発を行い，発災後は，被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。

２　帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため，町は，帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。

３　町は，代替交通手段を確保し，帰宅が可能な者については，できる限り帰宅させる方向で対処する。

４　町は，徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難な者に対しては，ホテルやバンガロー等の借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

第２０節　動物救済対策

実施機関

町（環境課）

第１　方針

被災地におけるペット動物の救済等を行う。

１　実施責任者

被災動物に対する保護，収容，支援等の救援対策については，県設置された動物救援本部によるものとし，町は協力を行う。

動物救援本部

↑　　├　県危機管理部安全衛生課

↓　　└　県動物愛護推進協議会

現地対策本部

├　県動物愛護管理センター

└　県各総合県民局

［統括班］　動物愛護管理センター，各総合事務所，市町村

［医療班］　公益社団法人徳島県住医師会，各支部，動物病院

［支援班］　動物愛護推進員，ボランティア等

２　実施方法

県が策定した「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し，次のことを実施する。

（１）飼養されている動物に対する餌の配布，負傷動物の収容・治療，放浪動物の保護，その他動物に係る相談等を実施する。

（２）動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達，配布についての調整を行う。

（３）緊急保護施設を設置し，保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。

（４）危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については，飼養者，動物園，警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

（５）飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。

第２１節　災害廃棄物の処理

実施機関

町（危機管理課，環境課）

第１　方針

大規模震災をはじめ，近年局地的に発生する集中豪雨や台風などによる水害等の大規模災害時は，がれき等の廃棄物も大量発生するほか，交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。

町は，災害発生に伴う建物等からのがれきや避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し，住民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を期す。

町は、今後発生する自然災害（地震、津波、豪雨等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適切かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、計画を定めるとともに必要な体制を整備する。

（１）第２　内容町は，国が定める災害廃棄物の処理に係る指針や県が定める災害廃棄物

処理計画に基づき，円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう，災害廃棄物の仮置場及び最終処分場の確保や運用方針，一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制，周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方，住民等への啓発広報等について，災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

（２）町は、徳島県と連携して，平時より関係団体と緊密に連携し，円滑な処理体制の構築に努める。

（３）町は，国と連携して，災害廃棄物に関する情報のほか，災害廃棄物処理支援ネットワーク（Ｄ．Ｗａｓｔｅ－Ｎｅｔ），災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク），地域ブロック協議会の取組等について，ホームページで公開する等，周知に努めるものとする。

第２　実施責任者

被災地域におけるごみ処理，し尿処理，災害廃棄物処理等清掃は，町が実施する。災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月策定）に基づいて，処理をする。

ただし，災害の規模が大きいため，町において処理できないときは，隣接市町及び県に応援要請する。

第３　町，住民，事業者の役割分担

１　町の役割

町内で発生した災害廃棄物の減量と処理に関し，住民の自主的な活動の促進を図り，適正な処理に必要な措置を講ずるとともに，災害廃棄物の処理に関する事業については，可能な限り速やかに実施，完了するよう努める。

また，災害廃棄物の排出を抑制し，適正な処理を行うため，これらに関する住民及び事業者の意識の啓発に努めるものとし，災害が発生した場合には，廃棄物の発生量，建物被害状況等を的確に把握するとともに，災害廃棄物の処理を，できるだけ迅速かつ効率的に，また，環境保全に配慮して適正に実施する。

なお，災害の規模が大きいため，町において処理できないときは，県及び隣接市町に応援を求めて実施する。

２　住民の役割

普段から災害への備えを進めるとともに，災害が発生し，被災した場合には，災害廃棄物を分別して排出し，その生じた災害廃棄物をなるべく自ら処分することにより，災害廃棄物の減量その他の適正な処理に関し，町の対応策へ協力する。

住家・非住家に対し耐震補強をしたり，家具等の倒壊を防止する措置をとるなど，被害を少なくする事に努める。

３　事業者の役割

普段から災害への備えを進めるとともに，災害が発生した場合にはその事業活動に伴って生じた災害廃棄物を自らの責任において適正に処理する。

自らの製品，容器，及び備品等が災害廃棄物となった場合，適正な処理が困難となる。

事業者は，災害廃棄物の処理を町に委ねる場合には，町の排出ルール，分別区分に応じて分別し，町が行う適正処理に協力する。

第４　対象とする廃棄物

対象とする災害廃棄物は，災害の発生により特に平常時と異なる対応が必要と思われる次のものとする。

１ 地震や水害等の災害によって発生する廃棄物

廃棄物名	内　　容
木くず	柱・梁・壁材，水害等による流木など
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック，アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋，アルミ材など
可燃物	繊維類，紙，木くず，プラスチック等が混在した廃棄物

不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず，プラスチック，ガラス，土砂などが混在し，おおむね不燃性の廃棄物
腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物，食品，水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ，洗濯機，エアコンなどの家電類で，災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車，自動二輪，原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
有害廃棄物	石綿含有廃棄物，ＰＣＢ，感染性廃棄物，化学物質，フロン類・ＣＣＡ・テトラクロロエチレン等の有害物質，医薬品類，農薬類の有害廃棄物等
その他，適正処理が困難な廃棄物	消火器，ボンベ類などの危険物や，ピアノ，マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。），漁網，石膏ボードなど

２　被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

廃棄物名	内　　容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ，レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿

第５　対象業務

町が実施する業務は，被災地の情報提供，災害廃棄物の収集，処理・運搬，仮置場の運用，ごみ分別の指導及びそれに関する一連の業務とする。

第６　災害廃棄物処理計画

町は，災害時における廃棄物を適正に処理するため，「徳島県災害廃棄物処理計画」を参考とし，災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月策定）を策定した。

なお，計画の実施に当たっては，地震等の災害によって発生する廃棄物と被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とに区分し，適切な分別・再利用を図り，最終処分量の削減に努める。

また，環境汚染の未然防止のため，適切な措置等を講ずる。

第７　災害発生時の情報収集及び対応

１　情報収集

本計画に基づき町本部が設置され，収集される情報を基に，災害廃棄物（ごみ，し尿，がれき等）の排出状況を把握し，状況に応じた適正な処理に努める。

また，災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うため，関係機関との連絡を密にして，情報交換や整備を図る。

収集する情報

①災害の発生及び予想日時・場所・被害状況・気象予報

②住民及び公共施設の被害状況

③各廃棄物処理施設の被害状況

④利用できる処理施設・機材・車両・オペレーター及び作業員及び経費

⑤災害廃棄物の発生見込みと，処理方法及び受入先

⑥くみ取り便所・浄化槽及びし尿処理施設の被害状況

⑦避難所及び仮設便所の設置状況とし尿の処理方法

⑧必要とする支援内容

２　処理段階の概要

（１）水害と震災時における問題点

水害と震災時における問題点は，以下のとおりである。

状　　況	水　　害	震　　災
仮設トイレ	震災と比べて少ない設置	避難者が多く，多数設置が必要
し尿収集	一時的に発生。比較的少量（水没便槽等）	長期間に渡り多量（仮設トイレ等から）
ごみ排出	一時期に多量排出される。	順次，多量に排出される。
分別排出	困難な場合が多い。	比較的可能
ごみ収集	衛生面の問題から時間的余裕が少ない。	順次収集
解体家屋処理	震災と比べて被害が少ない。	大量に発生し大きな問題
ごみ処理状況	震災時より量は少ない。	中間処理，再資源化の徹底により埋立減量

（２）処理段階の概要

上記（１）を踏まえ，処理段階の概要は以下のとおりとする。

段　　階	期　　間	廃棄物処理に係る対応

災害発生初期段階	発生後～１週間程度	・し尿，生活ごみの処理 ・仮設トイレの設置 ・道路上の廃棄物の処理 ・収集ルートの確保 ・処理体制の整備 ・衛生の確保
災害発生中期対応	発生後１週間～２週間程度	・家財等の片付けによる粗大ごみ等の発生 ・仮置場の設置 ・収集，処理体制の確立
災害発生後期対応	発生後２週間以降	・解体家屋，がれきの処理 ・仮置場の確保 ・分別の実施 ・処理ルートの確保

３　排出の注意点

災害廃棄物を排出する際の注意点は次のとおりとするが，被災していない者及び被災しても使用に支障のない物は，排出できないものとする。

排出の際は，可能な限り分別し再資源化できるものは，積極的に再資源化する。

また，災害廃棄物を受け入れるに当たり，排出時期，品目，排出量により，排出者に罹災証明の提出を求めることができる。

４　処理の優先順位

（１）収集運搬の優先順位

一時期に集中し排出される災害廃棄物の収集運搬に当たっては，次の優先順位に基づき収集運搬する。

ア　幹線路を塞ぐ廃棄物

イ　崩壊等緊急を要する物

ウ　避難所からの廃棄物

エ　被災地の中でも被害の大きな地域からの廃棄物

オ　その他の地域

（２）処理の優先順位

一時的に集中し排出される災害廃棄物の処理に当たっては，次の優先順位に基づき処理する。

ア　発火性，引火性のある危険物等

イ　道路交通の妨げになるコンクリート及びアスファルト片
ウ　道路を塞ぐ倒壊家屋等木材
エ　生ごみ等においの発生するもの
オ　その他

５　処理施設の応急復旧

町は，ごみ処理施設並びに下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握し，被害がある場合は応急復旧を図る。

６　必要な資機材の保有・調達

町は，廃棄物の処理に必要な資機材を保有しておくとともに，不足する資機材については，あらかじめ業者等と協定を締結するなど確保に努める。

７　応援要請

町は，災害の状況により必要があると認められるときは，県又は近隣市町に対し，災害廃棄物の処分を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請する。

第８　ごみ処理

１　分別収集

町は，ごみの適正な処分を行うため，極力分別・再利用に留意し，最終処分量の削減に努める。

２　処理方法

町は，災害により発生するごみが通常の処理量を上回る場合，住民の協力を得て分別収集を徹底し，次により収集可能な場所に設けられた仮置場に集積する。

なお，ごみの一時的仮置場を開設するときは，定期的な消毒に努める。

（１）生ごみ等

腐敗性のあるごみについては，衛生対策の上から避難所及び人家密集地から離れた仮置場に集積し，収集可能となった時点から最優先で収集・処理を行う。

（２）粗大ごみ等

災害が発生した場合，毛布，畳，ダンボール等のごみで，一時的に大量発生するものについては，必要な場合は周辺環境に配慮しながら仮置場に集積する。

なお，粗大ごみ，不燃ごみ等の集積に際しては，再利用・リサイクル可能なものと最終処分すべきものとに区分して集積するよう努める。

第９　し尿処理

１　し尿処理の範囲

し尿処理の範囲は，災害により被災した便槽及び浄化槽並びに避難所の便槽及び浄化槽より発生する汚泥とする。

また，下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況に応じ，水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。

２　処理方法

（１）水の確保

プール，河川等の自然水等の活用により水を確保し，水洗便所の機能を維持する。

（２）緊急くみ取りの実施

便糟等が使用不能になった世帯に対しては，応急的に部分くみ取りを実施する。

（３）仮設トイレの設置

必要に応じ，避難所又は地域ごとに仮設トイレを設置する。

（４）し尿収集運搬

ア　災害により発生したし尿については，町の許可を受けた業者に依頼し，収集運搬する。

イ　収集能力を超える場合は，近隣市町へ応援を要請する。

（５）し尿処理

ア　収集したし尿については，クリーンセンターで処理する。

イ　処理場の処理能力を超える場合，又は処理場自体が被災した場合は，他地域の処理場へ依頼する。

第１０　がれき処理

１　がれき処理の範囲

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれき等の処理は，その所有者が行うことを原則とする。ただし，被害状況等により，それを行うことが困難と認められる場合は，町が行う。

２　仮置場の確保

町は，がれきを一時的に集積するための仮置場を確保する。

仮置場が不足する場合は，交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない所有地に暫定的に集積し，民有地の一時借上げ等により対処するとともに，なお不足する場合は，近隣市町に対して仮置場の確保を要請する。

３　最終処分

仮置場に集積したがれき等は，一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点

から最終処分場へ運搬し，処分する。

なお，最終処分場が不足する場合は，近隣市町に対して最終処分場の確保を要請する。

第１１　災害廃棄物処理

（１） 町は，発生した災害廃棄物の種類，性状（土砂，ヘドロ，汚染物等）等を勘案し，その発生量を推計したうえで，事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき，仮置場，最終処分地を確保し，災害廃棄物の計画的な収集，運搬及び処分を行ない，災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また，適切な分別・再利用を図り，最終処分量の削減に努めるとともに，処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し，脱炭素や環境汚染の未然防止のため，適切な措置等を講ずるものとする。

（２） 町は，ボランティア，ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には，社会福祉協議会その他の機関と連携し，作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして，効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

（３） 町は，損壊家屋の解体を実施する場合には，解体業者，産業廃棄物処理業者，建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに，必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第１２　住民等への広報

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため，粗大ごみや生活ごみを含めた災害廃棄物の処理に関する情報を関係者，住民に周知する広報を次のとおり行う。

広報方法は，公共通信媒体（テレビ，ラジオ，新聞等）を通じて行うほか，広報誌，貼り紙，広報宣伝車，インターネット等を同時に利用して周知徹底を図る。

なお，住民に対して平常時から廃棄物の適正排出，災害時の広報手段について周知を図る。

１　ごみ・がれき関係

（１）通常の収集ごみの排出方法
（２）収集ルート及び日時の変更
（３）カセット式ガスボンベ等の排出方法
（４）がれきの処理方法
（５）仮置場の設置状況

２　し尿関係

（１）収集体制の変更（し尿，浄化槽）

（２）仮設トイレの設置場所，設置状況

（３）仮設トイレの使用上の注意及び維持管理等

３　損壊家屋等の公費解体・撤去

町は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用した損壊家屋等の解体・撤去を行う際は、「公費解体・撤去マニュアル 第５版」（令和６年６月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づき実施するものとする。なお、実施にあたっては次の事項に留意する。

ア　受付体制（対象案件の選定、ルール作り、申請受付体制の検討等）

イ　事業者との契約（発注方法・積算方法等）

※解体・撤去棟数が多い場合、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者への委託も検討する。

ウ　関係者の同意の確認（損壊家屋の建物性、職権滅失登記、民法の所有者不明建物管理制度の活用等）

エ　宣誓書方式を活用した自費解体への費用償還

第２２節　住宅の確保

第１款　応急仮設住宅の供与

実施機関
町（建設課，危機管理課）

第１　方針

災害のため住宅に被害を受けた者で，自らの資力では住宅の確保ができない者等に対する応急仮設住宅の供与を行う。

第２　実施責任者

１　被災者に対する応急仮設住宅の供与は，町長が実施する。
２　災害救助法が適用された場合は知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　応急仮設住宅建設用地の選定

町は，応急仮設住宅の建設用地の選定に当たり，原則として，①公有地，②国有地，③企業等の民有地の順に選定することとし，上下水道，ガス，電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮する。

また，激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため，あらかじめ建設予定地のリストを作成し，建設可能戸数等の状況を把握する。

第４　応急仮設住宅の建設

１　建設体制

町は，応急仮設住宅の建設に当たって，町内建設業者等と必要な協定の締結を行い，人員を確保する。

２　ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は，町長が行う。

なお，災害救助法が適用された場合は，知事からの委任を受けて行う。

３　建設資材，必要機械器具等の調達

（１）住宅の建設のための資材は，請負業者が確保することを原則とするが，災害による混乱等により請負業者が資材を確保できない場合は，町がその確保について斡旋を行う。

（２）町は，応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて，県に資機材の調達を要請する。

第５　応急仮設住宅の運営管理

町は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

１　入居対象者及び入居予定者の選定等

（１）入居対象者及び入居予定者の選考業務は町長が行う。その際，町長は，民生委員・児童委員の意見を聞くなど，被災者の資力生活条件を十分調査する。

（２）入居資格については，次に掲げる「応急住宅に収容する被災者の条件」のとおりとし，入居者の選考に当たっては老人，病弱者，障がい者等要配慮者について，優先的に選考する。また，多地域に仮設住宅を建設する場合は，避難行動要支援者（要配慮者）を孤立させないよう配慮する。

応急住宅に収容する被災者の条件

１　住宅が全焼，全壊又は流失した者で，現に居住する住家がない者

２　自らの資力では，住宅を確保することができない者で，次の各項目のいずれかに該当する者

（１）　生活保護法の被保護者並びに要保護者

（２）　特定の資産がない寡婦，母子世帯

（３）　特定の資産がない失業者

（４）　特定の資産がない老人，病弱者，障害者

（５）　特定の資産がない小企業者

（６）　上記に準ずる経済的弱者

２　応急仮設住宅の種類

一般向けの住宅，高齢者・身体障害者向けの住宅を供給する。

３　着工及び供与の時期

（１）建設の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとする。

（２）供与期間

完成の日から２年以内とする

第２款　住宅の応急修理

実施機関

町（建設課）

第１　方針

災害救助法が適用される災害が発生した場合，災害のため住宅に被害を受けたもので自らの資力では住宅の応急修理をすることが出来ない者等に対して住宅の応急修理を行う。

第２　実施責任者

り災者に対する住宅の応急修理は，町長が実施する。ただし，災害救助法が適用された場合は，知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　応急修理の実施

１　対象者

ア　緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者を対象とする。

イ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住宅が半壊，半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け，自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者を対象とする。**２　応急修理の実施範囲と費用**

ア　緊急の修理

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とする。

イ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

住宅の応急修理は，居室，炊事場，便所等の日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

ウ　修理の費用

修理に要する費用は，災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

３　応急処理の期間

ア　緊急の修理

災害発生の日から１０日以内とする。

イ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理災害発生の日から３か月以内（災害対策基本法に基づく，国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）とする。

４　住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は，原則として請負業者が確保するものとするが，災害時における混乱等により確保することができないときは，町が確保につい

て斡旋を行う。

５　労務の調達及び労務の並びに資材の提供

町は，労務の調達及び労務の並びに資材の提供については，あらかじめ関係団体との協力体制を整えておく。

第３款　被災者向け住宅の確保

実施機関

町（建設課）

第１　方針

応急仮設住宅のほか，災害のため住宅を失った者向けの住宅の確保は，本計画の定めるところによる。

第２　実施責任者

り災者向けの住宅の確保は，町及び県が努める。

第３　対象者

災害のため住宅を失った者を対象とする。

第４　公営住宅への優先入居

町は，公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずる。

第５　民間賃貸住宅の斡旋

町は，民間賃貸住宅の空き住宅の調査及び入居斡旋等，住宅の確保に努める。

第２３節　障害物の除去

実施機関

町（危機管理課，建設課）

第１　方針

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物，山くずれ，がけくずれ及び浸水等によって，道路，河川，住居又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で住民の生命，身体及び財産等に危険を及ぼし，又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施については，本計画の定めるところによる。

第２　実施責任者

１　応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は，町が行うものとする。

２　水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は，水防管理者（町長）又は消防機関の長が行うものとする。

３　道路，河川等にある障害物の除去は，その道路，河川等の維持管理者が行うものとする。

４　山（がけ）くずれ，浸水等によって，住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は，町長が行うものとし，町限りで実施困難のときは知事に対し応援，協力を要請するものとする。

５　その他の施設，敷地内の障害物の除去は，その施設，敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

第３　機械器具の調達

町長は，障害物の種類，規模により道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は，建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき，機械器具の必要種別数量を調達するものとする。

第４　所要人員の確保

町長は，災害時の障害物の除去に要する人員については，道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが，不足する場合は建設業者と必要な協定を締結しておき，人員の供給を受けるものとする。このほか，必要に応じ地区住民への協力，自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

第５　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については，知事（権限を委任された場合は町長）が行うが，費用の対象等は次のとおりとする。

１　対象

居室，炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり，かつ，自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

２　費用

ロープ，スコップその他除去のため必要な機械，器具等の借上費又は購入費，輸送費及び賃金職員等雇上費等

３　期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第２４節　ボランティア活動の支援

実施機関

町（危機管理課，福祉課，環境課）

東みよし町社会福祉協議会，ボランティア団体

第１　方針

大災害により町内に大きな災害が発生した場合，災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには，町及び防災関係機関等だけでは，十分に対応できないことが予想される。

町は，災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するため，東みよし町社会福祉協議会と連携しながら，災害時の各種ボランティア団体等の協力体制を確立し，効果的なボランティア活動が行えるよう支援する。

第２　ボランティア団体等の協力

町・東みよし町社会福祉協議会及び防災関係機関等は，各種ボランティア団体や個人等からの協力申し入れ等により，災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

１　ボランティアの受入れ

町は，ボランティア活動が円滑に行われるよう，東みよし町社会福祉協議会、災害中間支援組織及び近隣市・町の協力を得て，最優先で求められるボランティア活動の内容，必要人員，活動拠点等について情報提供を行う。

第３　被災地におけるボランティア支援体制の確立

１　東みよし町災害ボランティアセンターの設置

町及び東みよし町社会福祉協議会は，災害ボランティアセンターの設置が必要と認めたときは，双方協議のうえ，東みよし町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置する。

２　東みよし町災害ボランティアセンターの運営

東みよし町災害ボランティアセンターは次の業務を行い，ボランティア活動の円滑化を図る。

なお，災害ボランティアセンター活動資機材については，町及び東みよし町社会福祉協議会が，相互に協力して確保する。

ア　被災情報の把握

イ　被災住民のボランティアニーズの把握

ウ　ボランティアの募集

エ　ボランティアの受付，登録及びボランティア活動保険の加入手続き

オ　災害ボランティア活動の情報発信

カ　センター及び災害ボランティア活動に関する相談，問合せへの対応

キ　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達，貸出，管理

ク　災害ボランティア活動場所への移動手段の支援

ケ　ボランティアの健康管理及び安全確保

コ　東みよし町災害対策本部等との次に掲げる情報の提供

①被災情報・避難情報

②インフラ等の復旧計画・復旧情報

③災害ボランティア活動の状況

④特に支援が必要な者の情報

⑤その他，災害ボランティア活動のために必要と認める情報

サ　地域の関係機関・団体等との間の連絡調整

シ　その他，センターの運営に必要な業務

第４　ボランティア団体等の活動

町がボランティア団体に依頼する活動は，下記のとおりとする。

１　災害・安否・生活情報の収集・伝達

２　炊き出し，その他災害救助活動

３　高齢者介護，看護補助

４　清掃及び防疫

５　災害応急対策物資，資材の輸送及び配分

６　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

７　災害応急対策事務の補助

８　その他

第２５節　義援金品・義援物資の受入・配分

実施機関

町（会計課，議会事務局）

第１　方針

町は，他自治体等から被災者宛に送られた義援金品・義援物資の受入体制を確立するとともに，被災者への配分を迅速かつ的確に行う。

第２　義援金の受入れ及び配分

１　義援金の受入れ

県は，県内で災害が発生し，被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合，日本赤十字社徳島県支部，(福)徳島県共同募金会等と協力して義援金配分委員会を設置し，募集方法，期間等を定めて義援金を募集する。

町は，必要に応じ，義援金の受付窓口を開設し，直接寄託される義援金を受け付ける。この場合，寄託者に対して受領書を発行するとともに，会計管理者名義の預金口座に預け入れ，寄託者名，金額等を受付簿に記入する。

なお，広域的な災害が発生し，県域において義援金配分委員会が設置された場合は，町の義援金の受付状況について義援金配分委員会に報告する。

２　義援金の配分

義援金は，義援金配分委員会が被災地の被害状況等に基づき定めた配分基準に基づき，被災者等に配分する。

町に直接寄託された義援金については，その集積状況等を総合的に勘案し，公平の立場から配分基準方針を決定して，被災者等に配分する。

３　義援金募集の広報

町や関係機関は，円滑な義援金の受入れを行うため，相互に連携してホームページや報道機関を通じ広報に努める。

４　義援物資の受入れ及び配分

町は，次の事項に留意し，義援物資の受入れ及び配分を行う。

（１）物資受入れの基本方針

ア　原則として，企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

ウ　物資の梱包は，単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると，仕分け等の余分な手間が必要となるため，そうした梱包をされた物資は，善意の品といえども受け付けないものとする。

（２）少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア　災害時においては，物資配分の観点から，同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし，多品種少量の義援物資については集約が困難であり，各避難所への配分の支障となるおそれがある。また，ニーズがない物資は，各避難所へ配分されないおそれがある。そのため，個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から，提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく，極力，単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ　個人等からの義援物資の申し出については，提供物資及び提供者の連絡先などを記録し，必要に応じて提供を依頼するものとし，一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

（３）受入体制の広報

町は，円滑な義援物資の受入のため，次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

義援物資の募集に当たっては，被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握し，その内容のリスト及び送り先について新聞，ラジオ，テレビ等報道機関の協力を得て，一般住民に呼びかけるとともに，現地の需給状況を勘案し，リストを逐次改定するよう努める。

ア　必要としている物資とその数量

イ　義援物資の受付窓口

ウ　義援物資の送付先，送付方法

エ　個人からは，原則義援金として受付

オ　一方的な義援物資の送り出しは，受入れ側の支障となるため行わないこと

（４）報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため，町は，報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め，ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

（５）義援物資の保管

義援物資は，原則としては，「ふれアリーナみよし」に保管し，災害の状況によっては，交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際，寄託者名，物品名，数量等を受付簿に記入する。

（６）義援物資の配分

町は，直接受け入れた義援物資又は知事，日本赤十字社徳島県支部等から配分を委託された義援物資を，日赤奉仕団等各種団体の協力を得て被災者に配分する。

第２６節　公共土木施設等の応急対策

第１款　公共土木施設

実施機関

町（危機管理課，建設課，産業課，環境課，税務課）

第１　方針

河川・道路等の公共土木施設の管理者は，災害発生後，必要に応じて，施設の緊急点検等を実施し，当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに，被災した所轄施設に対する応急対策を実施し，当該施設の機能の維持を図る。

また，土砂災害の防止や倒壊物の飛散による二次災害被害の防止のため，必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関との相互協力により実施する。

第２　河川施設

１　基本方針

各種調査の被害想定によると，河川堤防が地震により被災(沈下)し，これが原因で堤内地に浸水被害が発生する二次被害の想定される割合は，多くの河川で５０パーセントを超えるものと予測されている。

地震により堤防，護岸等河川管理施設が破壊，崩壊等の被害を受けた場合には，施設の応急復旧に努めるとともに内水排除に全力を尽くすものとする。

２　応急対策

堤防，護岸の破壊等については，クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため，ビニールシート等で覆うとともに，速やかに復旧計画をたてて復旧する。また水門等の破壊については，故障，停電等により運転が不能になることが予測されるが，土のう，矢板等により応急に締切を行うとともに，内水の排除に努める。

３　復旧計画

災害復旧については，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り，公共の福祉を確保することとしている。これにより県及び主務大臣に災害の状況を報告し，国庫負担申請を行い，災害査定を受ける前に着工する必要があるときは，事前に工法協議を行い，応急復旧を行う。

第３　道路施設

１　基本方針

道路が被災した場合，各道路管理者の連携のもとに，災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。また，道路上の破壊，

倒壊等による障害物の除去を警察，消防機関，自衛隊，占用工作物管理者等の協力を得て行い，交通確保に努める。

特に，避難，救出，緊急物資の輸送，警察，消防などの活動に必要な路線は最優先して啓開，復旧にあたる。

２　応急復旧活動

ア　応急対策

復旧工法は，被災した施設の位置，大きさ，程度，重要度，地下埋設物などの状態によって種々様々の対応策を検討し，措置しなければならないが，通行の確保を第一とし，復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進めて通過重量や車両幅員などの制限を付しても速やかに復旧し，解放する。また，道路占有施設に被害が発生したときは，各施設管理者に通知し適切に対処するが，緊急のためそのいとまがないときは，通行の禁止，現場付近への立入禁止等住民の安全確保のため必要な措置を講じ，事後速やかに通報する。

イ　復旧対策

応急復旧に引続き又は平行して，被災した施設の位置や状態，通行の重要度など種々勘案の上，通行止を避けながら順次本復旧を進め，平常の状態とする。

３　重点路線

避難，緊急物資の輸送等の迅速かつ効果的な推進を図るため，早期啓開を要する重点路線として，下記を結び，被災地から，又は被災地への輸送路を系統的に確保する。

救援物資
避難場所　～　重要施設　～　復旧用資機材置場　～　高速ＩＣ
（人口集中地区）　　（官公庁，病院，浄水場等）

第２款　水道施設

実施機関

町（危機管理課，環境課）

第１　方針

町は，災害発生後，必要に応じて，施設の緊急点検等を実施し，当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに，被災した所轄施設に対する応急対策を実施し，当該施設の機能の維持を図る。

第２　内容

１　復旧方針

町は，あらかじめ応急対策について計画を定めたうえで，災害発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに，次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

２　復旧手順

（１）応急対策人員の動員

災害発生後直ちに町の定める応急対策人員を動員し，災害対策を実施することとする。

（２）被害状況調査

水道の各施設（取水，導水，浄水，送水，配水，給水施設）ごとに，被災状況の調査を実施し，被害状況を早急にかつ的確に把握することとする。

（３）復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達，施設復旧の手順，方法及び完了目標等を定め，計画的に応急復旧対策を実施し，施設の被害状況，復旧見込み等を住民に広報する。

なお，復旧に当たっては，緊急度の高い給水拠点，避難所，医療施設，社会福祉施設，防災拠点等からの復旧に努めるものとする。

３　支援要請

町は，応急復旧の実施に必要な人員，資機材等が不足する場合には，近隣市町や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

また，県は，町より要請を受けた場合は，他の市町村及び関係機関等に対して広域的な支援を要請し，支援活動の調整を行うものとする。

第３款　下水道施設

実施機関

町（環境課）

第１　方針

町は，災害発生後，必要に応じて，施設の緊急点検等を実施し，当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに，被災した所轄施設に対する応急対策を実施し，当該施設の機能の維持を図る。

第２　内容

１　復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については，処理

場，ポンプ場，幹線管渠等の主要施設の復旧に努め，その後，枝線管渠，ます・取付管の復旧を行う。

２　被害状況調査

町は，地震災害の発生時に，管渠，ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し，関係機関に迅速に伝達する。

３　応急復旧

町は，各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し，管渠及びポンプ場の被害に対しては，下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ，処理場の被害に対しては，処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお，復旧にあたっては，道路管理者，水道事業者等との協同に配慮するとともに，災害時の的確な対応を図る。

（１）管渠

緊急輸送路を地上巡視し，下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し，損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

（２）処理場・ポンプ場

停電のため機能が停止した場合，ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い，揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い，施設の被害に対しては，箇所，程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は，揚水機能の復旧を最優先する。また，並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し，流下機能の確保と回復を図る。

４　支援要請

町は，応急復旧の実施に必要な人員，資機材等が不足する場合には，近隣市町や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

５　災害広報

町は，各施設の被害状況及び復旧見込みについて，地域住民に広報し，下水道に関する不安解消に努め，必要に応じて，応急復旧工事が完成するまで，水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第４款　農業用施設

実施機関

町（産業課）

第１　方針

土地改良区等施設の管理者は，必要に応じて，施設の緊急点検等を実施し，当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに，被災した所轄施設に対する応急対策を実施し，当該施設の機能の維持を図る。

また，土砂災害の防止や倒壊物の飛散による二次災害被害の防止のため，必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関との相互協力により実施する。

第２　内容

１　頭首工，取水施設，用排水路

土地改良区及び水利組合等，施設の管理者は，地震発生後，施設の破損の有無を調査し，破損があった場合，付近の住民に被害を与える恐れがないか確認し，町に報告して応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合，町を通じて県に被害報告を行い，災害復旧を検討する。

２　各種樋門，排水機場

土地改良区及び水利組合等，施設の管理者は，地震発生後，施設の破損の有無を調査し，施設の機能が損なわれている場合は，町に報告するとともに，応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合，町を通じ県に被害報告を行い，災害復旧を検討する。

３　農業用ため池

農業用ため池（重要性を考慮し予め選定したもの）については震度５弱以上の地震が発生した場合，土地改良区及び水利組合等の農業用ため池管理者は施設を緊急点検して，その結果を町に報告する。二次災害の危険がある場合は，町と協議しながら，応急対策を行う。

町は，点検結果を県に報告するとともに，危険がある場合は，関係機関とともに応急対策を行うほか，避難指示等を行う。

県は，中国四国農政局及び農林水産省に異常の有無を報告するとともに，管理者･市町村からの要請により，緊急点検･応急対策の支援を行うものとする。

また，地震の影響が予想される市町村に対して，「ため池防災データベース」により，ため池のデータを提供することにより，効率的な緊急点検を支援する。応急対策が必要な場合は必要に応じて，農村工学研究所等の学識経験者からの技術的指導を活用し，被害の拡大の防止に努める。

農業用ため池管理者は，緊急点検を行うため池以外についても，可能な限り早急に点検を行うこととし，被害があった場合，町を通じて県に被害報告を行い，災害復旧を検討するものとする。

４　台風等，風水害が予想される場合の措置

土地改良区，ため池管理者は，台風等，風水害が予想される場合，気象情報に注意し，次の事項を実施する。

（１）ため池や用水路等で，余水吐を有している施設については，洪水の流下を妨げるものがないか確認し，障害物を除去するとともに，余水吐に浮遊物が引っかからないように注意する。

（２）樋門，排水機場等の施設については，操作に支障をきたしていないか点検を行い，不調箇所がある場合は，整備しておく。

（３）施設の破損によって，地域住民に被害を及ぼすおそれが生じたり，ため池が，越水等により決壊するおそれが生じた場合は，速やかに町及び水防管理者に報告するとともに，可能な応急対策があれば実施する。

第２７節 教育対策

実施機関

町（学校教育課，生涯学習課）

第１　方針

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合，町は，関係機関と緊密に連携し，児童，生徒等の安全を図るとともに，応急教育を実施する。

第２　実施責任者

町立学校における応急教育は，町教育委員会が実施する。

第３　被害状況の把握

町は，災害発生後，速やかに児童，生徒，教職員，教育関係施設及び通学路の被害状況について，学校長を通じて又は自ら調査する。

被害については町災害対策本部を通じて，県に報告する。

第４　児童，生徒等の安全確保

学校長等は，児童，生徒等が，教育施設にいる際に災害が発生したときは，次のとおり児童，生徒等の保護に努める。

１　学校の対応

（１）学校長等は，児童，生徒等の所在等の情報の把握に努め，的確な指揮に当たる。

（２）学校内並びに登下校路の危険箇所の点検，迂回路の設定等を早急に行う。

（３）児童，生徒については，安全の確保が図られた場合，教職員の指導の下にＰＴＡ等の協力を得て，全員を帰宅させることを原則とする。ただし，障がい児については，園，学校において保護者（又は代理人）に引き渡す。また，交通機関の利用者，留守家庭等の児童，生徒等のうち引渡し又は帰宅できない者については，氏名・人員等を確実に把握し，状況を判断し学校等が保護する。

（４）施設内において災害が発生したときは，初期消火，救護，搬出活動等の防災活動に努める。

（５）精神的又は心理的ストレスを受けた児童，生徒等に対してカウンセリング等心のケアを行うよう努める。

２　教職員の対処，指導基準

（１）災害が発生した場合，児童，生徒等を教室等に集める。

（２）児童，生徒等の退避・誘導に当たっては，氏名・人員等の掌握，異常の有

無等を明確にし，的確に指示する。

（３）学級担当等は，学級名簿等を携行し，学校長の指示により，所定の場所へ誘導・退避させる。

（４）障がい児については，あらかじめ介助体制等の組織をつくるなど十分配慮する。

（５）児童，生徒等の安全を確保したのち，学校長の指示により防災活動に当たる。

第５　文教施設の災害応急対策

１　激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

町は，激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において，その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合，復旧するまでの間，臨時的にそれらの建物を利用して授業を行う。

なお，前記の建物がない場合は，仮設建物を建築するなど，授業に差し支えないよう配慮する。

２　被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

町は，屋根瓦の被害，硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合，国庫負担事業の認定を待たず復旧を行う。

第６　応急教育の実施

学校長は，あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて，応急教育の実施責任者に報告するとともに，教職員，児童生徒等及び保護者に周知徹底する。災害が発生した場合には，応急教育の実施責任者は、関係機関と連携して集団避難を含めた応急教育の実施場所を検討し、学校教育活動の再開に向け努力する。特に児童生徒等の収容場所を確保するために隣接学校の余裕教室（特別教室・講堂・体育館等）利用計画，公民館，神社，寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに，学校自体が救済施設として他の団体から臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておく。

１　応急教育を行う場所の選定

教育班及び被害を受けた学校並びに地域社会の人々の協力により教育現場を選定する。

２　教育施設の確保

町は，教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため，次により施設の効率的な利用を図る。

（１）被害箇所及び危険箇所を早急に修理し，正常な教育活動への復帰に努める。

（２）授業の早期再開を図るため，被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
（３）校舎の修理が不可能な場合は，プレハブ校舎等の教育施設等を設け，又は，被災を免れた社会教育施設，体育施設，その他公共施設を利用し，授業を早期に再開する。
（４）教育施設が，避難所として開設されている施設については，町本部，避難住民，自治会と十分な協議の上，教育施設を確保する。

３　教員の確保

町は，災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合，応急対策として，次により教員を把握し確保する。

（１）教員は，原則として各所属に参集する。ただし，交通途絶で登校不能の教員は，最寄りの小・中学校に参集する。
ア　学校長等は，学校で掌握した参集教員の人数等を教育班に報告し，教育班は，町本部を通じて県に報告する。
イ　通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には，各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整備する。
ウ　その他，県と連絡を密にとり，必要な措置を実施する。
（２）災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で，学校内において操作できないときは，隣接学校から教員を応援させ，なお不足の場合は，それぞれの教科に応じ，指導主事等を派遣し，教科指導に当たらせる。
（３）災害により，教員の死傷者が多く，平常授業に支障をきたす場合は，教員免許所有者を臨時に雇用するなど対策を立てる。

４　臨時休校等の措置

施設被害又は児童，生徒，教員の被災の程度によっては，学校長等との協議の上，臨時休校の措置をとることとする。また，臨時休校の対応策として夏休みの振替授業等により，授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても，各学校の責任者と適宜協議する。

第７　教科書・学用品の給与

学用品については，災害救助法が適用された場合，被災児童，生徒に対して以下のような措置が講じられる。

１　給与対象

住家の全焼，全壊，流失，半焼，半壊及び床上浸水により，学用品を喪失又は損傷し，就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒を対象とする。

２　給与実施者

通常の場合，知事（権限を委任された場合は町長）が，各学校長の協力を得て，調達から配分までの業務を行う。なお，学用品の調達に当たっては，次の事項に留意の上，学用品の給与が円滑に実施されるよう配慮する。

（１）各学校における貸し出し得る教材・学用品のリスト作成

（２）教材・学用品の輸送手段の確保

（３）教材及び学用品業者への緊急連絡体制の確立

３　給与する学用品等

次に揚げる品目の範囲内で現物を支給する。

（１）教科書及び教材

ア　「教科書の発行に関する臨時措置法第２条」に規定する教科書

イ　教科書以外の教材で，町教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

（２）文房具

ノート，鉛筆，消しゴム，クレヨン，絵の具，画筆，画用紙，下敷き，定規等

（３）通学用品

運動具，雨傘，カバン，雨靴等

（４）　学用品給与の時期

ア　教科書，教材

災害発生の日から１か月以内

イ　文房具及び通学用品

災害発生の日から 15 日以内

第８　就学援助費の支給

町長は，災害救助法が適用されるなど著しい災害により，新たに経済的理由によって就学困難となった児童，生徒に対して，速やかに就学援助費（学用品費等，医療費，給食費）を支給する。

また，特別支援学級の児童，生徒が学用品等を消失した場合は，速やかに就学援助費を再支給する。

第９　給食の実施

１　物資の確保

県学校給食会の保管する物資，一般救援物資の利用等により，物資の確保を図る。

２　施設・設備の整備

文教施設の復旧と並行して応急対策をたて，学校給食の早期開始に努める。

第１０　学校が地域の避難所となる場合の留意事項

大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項についての通知（平成 29 年 1 月 20 日 28 文科初第 1353 号）に基づき避難所運営に対応する。

１　避難所に供する施設，設備の安全確認等

避難所の開設は，町本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし，緊急を要するときは，学校長等の判断により開設することができる。

学校長等は，避難所に供する施設，設備の安全を確認し，避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。

２　施設，設備の保全

（１）学校管理に必要な教職員を確保し，施設，設備の保全に努める。

（２）避難所の運営は，避難者の自主的運営を原則とするが，学校の教職員は必要に応じて運営を支援する。

（３）町及び学校長等は，避難所が設置されている間は，避難所の運営に協力するものとするが，学校は本来教育を行う場であることに鑑み，早期の授業再開に努める。

３　避難が長期化する場合

町及び学校長等は，避難所の設置が長期化する場合，応急教育活動と避難活動との調整について町本部と必要な協議・調整を行う。

（１）避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

（２）学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

（３）全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

（４）避難が長期間となるおそれがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。また、この場合において、教育長が教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

第２８節　労務供給

主な実施機関

町（総務課，危機管理課，建設課，会計課）

第１　方針

災害時において不足し，必要となる人員を補完するため，労務者等の雇上げを行う。

第２　実施責任者

労務者等の雇上げは，それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが，町本部における雇上げは，その職種等によって関係部が行う。

第３　給与の支払

賃金等の給与額は，その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが，法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

第４　従事命令，協力命令等

災害応急対策を実施するため人員が不足し，緊急の必要があると認めた場合，次に掲げる執行者は，災害対策基本法，災害救助法，警察官職務執行法，消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発するものとする。

従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市町村長 警察官・海上保安官
		災害対策基本法第65条第2項	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令		
災害救助対策作業（災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員・消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

第５　その他

１　医療，土木建設関係者等の雇上げに当たっては，従事作業用の器具等を指定し持参させる。

２　土木の応急復旧作業等は，その内容に応じて請負又は委託等適当な方法による。

第４章　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方針

町は，被災地域の再建を行うために，被災の状況，関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ，県等の関係機関と協議を行い，原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し，復旧・復興の基本方針を定める。あわせて，災害復旧・復興の推進の為，必要に応じ，国，他の地域公共団体等に対し，職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に，他の地域公共団体に対し，技術支援員の派遣を求める場合においては，復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用も含めて検討するものとする。

また，町は，南海トラフ巨大地震などに被災しても，迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう，あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに，震災復興体制を構築するなど，平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第２節　公共施設災害復旧事業計画

実施機関

町（総務課，危機管理課，福祉課，企画課，会計課，建設課，産業課，環境課，生涯学習課，学校教育課）

第１　方針

災害復旧は，被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は，災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

町は，県及び県警察と連携して，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第２　内容

１　公共土木施設災害復旧事業計画

１．河川　　２．砂防設備　３．林地荒廃防止施設　４．地すべり防止施設

５．急傾斜地崩壊防止施設　６．道路　７．下水道　８．公園の各施設

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

１．農地農業用施設　　２．林業用施設　　３．漁業用施設

４．共同利用施設　　の各施設

３　教育施設災害復旧事業計画
４　水道施設災害復旧事業計画
５　内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画
６　都市施設災害復旧事業計画
７　住宅災害復旧事業計画
８　社会福祉施設災害復旧事業計画
９　官庁建物等災害復旧事業計画
10　その他の公共施設災害復旧事業計画

第３節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は，知事の報告及び町長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが，法律又は予算の範囲内において，国が全部又は一部を負担し，又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

１　法律により一部負担又は補助するもの
（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（２）公立学校施設災害復旧費国庫負担法
（３）公営住宅法
（４）土地区画整理法
（５）海岸法
（６）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
（７）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（８）予防接種法
（９）都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
（10）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
（11）天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
（12）上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
（13）防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
２　激甚災害に係る財政援助措置
（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅等災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　障害者支援施設等災害復旧事業
ケ　婦人保護施設災害復旧事業
コ　感染症医療機関災害復旧事業
サ　感染症予防事業
シ　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
ス　湛水排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成
ア　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助
ク　森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に対する特別の助成
ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ　事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の財政援助措置
ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
オ　水防資器材費の補助の特例
カ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ　産業労働者住宅建設資金融通の特例
ク　公共土木施設，公立学校施設，農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ケ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４節　被災者の生活再建等の支援

第１　方針

災害時には，多数の者が生命又は身体に危害を受け，あるいは住居，家財が

損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから，被災者の自立的生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し，もって生活安定の早期回復を図るものとする。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また，被災者の生活復興支援について，必要に応じて災害ケースマネジメントの手法を活用して行うこととし，関係機関が相互に連携した災害ケースマネジメントの実施体制を構築する。

第２　内容

１　被災者生活再建支援金の支給

実施機関

町（福祉課，会計課）

町は，早急に被害状況をとりまとめ，県に報告するものとする。県は，「被災者生活再建支援法」に基づき，都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して,次の基準に該当する自然災害の被災者に対して，被災者生活再建支援金の支給を行う。

（注）被災者支援に関する相談の手引きについて資料編に添付
（被災者生活再建支援制度の箇所参照）

２　災害弔慰金等の支給，貸付け

実施機関

町（会計課，福祉課）

町は,「災害弔慰金等の支給に関する法律」及び東みよし町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

（注）被災者支援に関する相談の手引き及び東みよし町災害弔慰金の支給等に関する条例について資料編に添付
（災害弔慰金，災害障害見舞金，災害援護資金貸付制度の箇所参照）

３　雇用機会及び労働条件の確保

実施機関

町（産業課）

（１）計画目標

公共職業安定所（以下「安定所」という。）その他の職業安定機関は，被災による離職者等に対し，職業の斡旋により職業の安定を図るほか，安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置又は災害時における求職者給付の支給に関する特例措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

また，労働基準監督署(以下「監督署」という。）は，災害復旧工事等における労働災害防止対策を行うほか，被災労働者に対する労災保険給付等を行う。

（２）対策

ア　町は，被災者の職業斡旋について，徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

イ　徳島労働局は以下の措置を講ずる。

（ア）災害による離職者の把握に努めるとともに，その就職について徳島労働局及び公共職業安定所は適切な斡旋計画を樹立し，速やかに職業の確保を図る。また，必要に応じて広域職業紹介を実施する。さらに，対象とされた地域における労働保険料の納付に関する特例措置を講ずる。

（イ）災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため，被災地域を管轄する公共職業安定所の長は次の措置を講ずる。

ａ　被災者のための臨時相談窓口の設置

ｂ　公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ｃ　職業訓練受講の指示，職業転換給付金制度の活用等

ｄ　災害のため所定の失業の認定日に来所できない雇用保険受給資格者に対し，事後に証明書による失業の認定を行う。

（ウ）労働条件の確保を図るため，被災地域を管轄する監督署の長は次の措置を講ずる。

ａ　災害復旧工事等における労働災害防止対策

ｂ　被災労働者に対する労災保険給付

ｃ　事業場の閉鎖等による未払賃金立替払

４　租税の徴収猶予及び減免等

実施機関

町（税務課）

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は次のとおりである。

（１）町税

町は，広範囲にわたる災害により町民税，法人町民税，固定資産税，軽自動車税，国民健康保険税について申告，申請，請求，納付等ができないと認める場合は，町税条例（平成 18 年度条例第 48 号）並びに国民健康保険税（平成 18 年度条例第 52 号）により地域，期日その他必要な事項を指定して当該期限の延長及び減免等それぞれの事態に応じて，適切な措置を講ずる。

ア　期限の延長

（ア）災害により，納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認める場合で，当該災害が町の全域又は一部の地域にわたり広範囲に発生したときは，町長は，職権により地域及び期間を指定して画一的にその期限を延長する。

（イ）（ア）の場合を除き，個別的事例又は狭い範囲内の事例については，町長は，納税義務者等の申請に基づき，災害がやんだ日から 2 月以内，特別徴収義務者については 30 日以内の期日を指定してその期限を延長する。

イ　減免等

（ア）個人の町民税

被災の状況に応じて，納税義務者からの申請により，当該災害の発生した月以後の年度分を軽減，又は免除する。

（イ）固定資産税

災害により被害を受けた農地又は宅地が流失，水没，埋没，崩壊等により作付け不能又は使用不能となった場合や，滅失又は甚大な損害を受けた家屋及び償却資産についてその損害の程度に応じ，納税義務者からの申請により，当該災害の発生した月以後の年度分を軽減，又は免除する。

（ウ）国民健康保険税

被災の状況に応じて，納税義務者からの申請により，当該災害の属する年度分を免除する。ただし，年度途中における免除については，未到来の納期に係る税額に限る。

（２）県税

県は，被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号），徳島県税条例（昭和 25 年徳島県条例第 31 号）又は災害による県税の減免に関する条例（昭和 29 年徳島県条例第 55 号）により，県税の納税緩和措置として期限の延長，徴収猶予，減免等それぞれの事態に応じて，適切な措置を講ずる。

ア　期限の延長

（ア）災害により，納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は県

税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で，当該災害が県の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたときは，知事は，職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。

（イ）（ア）の場合を除き，個別的事例又は狭い範囲内の事例については，知事は，納税義務者等の申請に基づき，災害がやんだ日から２月以内の期日を指定してその期限を延長する。

イ　徴収猶予

災害により，財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し，又は納入することができないと認められるときは，その納付し，又は納入することができないと認められる金額を限度として，その者の申請に基づき，１年以内の期間を限り，徴収を猶予する。

なお，猶予した期間内に納付し，又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは，納税義務者等の申請により，先の猶予期間と併せて２年以内の期間を限り，猶予を延長する。

ウ　滞納処分の停止等

災害により，滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には，滞納処分の執行の停止，換価の猶予，延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ　減免等

被災した納税義務者等に対し，必要と認める場合には，該当する各税目について次により税の減免，納入義務の免除等を行う。

（ア）個人の県民税

個人の市町村民税と同じ取扱いで減免する。

（イ）個人の事業税

被災の状況に応じ，納税義務者からの申請により，当該被災の日の属する年度分を軽減し，又は免除する。

（ウ）不動産取得税

不動産の取得の日から６月以内に災害により当該不動産が滅失若しくは損壊した場合，又はそれ以外の場合で災害により，滅失若しくは損壊した不動産に代わる不動産（知事が認めたもの）を，当該滅失若しくは損壊した日から３年以内に取得したときは，納税義務者からの申請により，軽減し，又は免除する。

（エ）自動車税の種別割

納税義務者が所有する自動車が災害により損害が生じ，相当の修繕費（保険金等で補てんされる金額を除く。）を要すると認められる場合には，納税義務者からの申請により，損害の程度に応じて，災害により損害を受けた日以後最初に納期の到来する年度分の２分の１又は４分の１の税額を軽減する。

（オ）自動車税の環境性能割

取得した自動車又は三輪以上の軽自動車が取得の日から１月以内に天災により滅失し，当該滅失した自動車又は三輪以上の軽自動車に代わるものとして自動車を取得した場合は，納税義務者からの申請により免除する。

（カ）軽油引取税

災害により軽油引取税額を失った場合,特別徴収義務者の申請により,当該軽油引取税額がすでに納入されているときは還付し，納入されていないときは免除する。

５　被災者等への融資

（１）生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

【実施機関】　町（福祉課），徳島県社会福祉協議会,町社会福祉協議会

災害により被害を受けた者（低所得者世帯等）に対して資金の貸付けを行い，被災者の早期立ち直りを図り，あわせて生活の安定化を促進する。

（注）「生活福祉資金貸付条件等一覧」を資料編に添付

（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の箇所参照）

（２）災害復興住宅融資

【主な実施機関】　県

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し,（独）住宅金融支援機構が指定した災害について，住宅復旧のための補修並びに住宅の建設，購入に要する資金の貸し付けを行う。

（注）「自然災害で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資のお知らせ」を資料編に添付

（３）災害対策資金

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し，生産力の維持と経営の安定を図るため，金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

（注）「徳島県中小企業向け融資制度」を資料編に添付

（４）農林漁業関係融資

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し復旧を促進し，農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため，各種融資を行う。

ア　日本政策金融公庫資金

（注）「被災者支援に関する各種制度の概要」についてを資料編に添付

イ　天災資金

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法」いわゆる天災融資法が適用された場合，農林漁業者の経営等に必要な資金を円滑に融通する措置を講じる。

（注）「被災者支援に関する各種制度の概要」についてを資料編に添付

ウ　県単農業災害対策特別資金

知事が融資要綱で指定する災害により被害を受けた農業者が，天災資金を要綱で定めた利率以内で借り受ける場合に，当該資金の融資機関に対して県及び市町村で利子補給を行い，もって被害農業者の負担の軽減を図る。

エ　県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し，再生産等に必要な経営資金又は林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。

（５）勤労者ライフサイクル資金（災害費）

災害により被害を受けた勤労者に対し，四国労働金庫が資金を貸付けし，被災者の生活の安定化を図る。

（注）「徳島県勤労者ライフサイクル資金貸付」について資料編に添付

6　被災者見守り・生活相談等

町は，被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等，被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努めるものとする。また、徳島官公庁等行政苦情相談連絡協議会（事務局：徳島行政監視行政相談センター）においても、必要に応じ、関係機関等と協議の上、被災者のための特別行政相談所を開設する。加えて、町は被災者の孤立防止等のための見守りや相談支援を通して、各専門相談機関と連携し早期の生活再建に向けた総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」を設置する。

地域支え合いセンターの運営は、発災直後のボランティア活動から復興期の生活支援へ切れ目なく移行するため、東みよし町社会福祉協議会への委託を基本とする。なお地域支え合いセンターは、次項に掲げる「災害ケースマネジメント」を推進する拠点として、福祉課や民生委員等と連携し、個別避難計画の対象者を含む要配慮者等へのアウトリーチ活動の中核を担うものとする。

7　災害ケースマネジメントの実施

町は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施に努めるものとする。災害中間支援組織は、町の災害対策本部との連携を図るとともに、県内外の支援機関からの支援要望に対し、県や町と連携し、その活動調整を行うものとする。

（１）アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人一人の抱える課題を把握する。

（２）官民連携による被災者支援

地域の被災者支援の担い手となる社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、士業（弁護

士・建築士等）、研究者等有識者、民生委員、自主防災組織などと連携した被災者支援を実施する。

（３）被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、情報共有を図り（情報共有会議）、支援方針を検討し（ケース会議）、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合わせて総合的な支援を実施する。

（４）支援の継続的な実施

被災者の生活再建のプロセスに寄り添い、継続的に支援するため、「アウトリーチによる課題の把握、情報共有会議、ケース会議による支援方針の決定、支援の実施」を繰り返し行う「伴走型支援」を実施し、生活再建に向けた進捗の確認や支援方針等の修正を行う。

８　安否情報の提供

町は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

なお，町は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，県警察等と協力し，被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

９　被災者台帳の作成

町は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元化に集約した被災者台帳を作成し，被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第５節　被害家屋調査・り災証明発行計画

実施機関

町（税務課）

第１　方針

（１）基本方針

災害発生後，被害状況の把握及びり災証明書の円滑な発行を図るため，早期に建物の被害調査を実施するとともに，り災台帳を作成し，被災者からの申請に備える。また，建物の被害認定結果が各種支援制度の基準となることから，適正な被害認定ができる体制の整備に努める。

（２）それぞれの責務

ア　町民・事業所等の責務

町が実施する被害家屋調査の申請及び調査への協力を行い，適正な認定が受けられるように努める。また，建物応急危険度判定との区別を理解するよう努める。

イ　町の責務

迅速な被害家屋調査の実施に努めるとともに，補助員体制や申請者への連絡等の各種事前準備体制の整備に努める。また，被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との区別を積極的に周知する。

ウ　県の役割

他の市町村及び建築関係団体に協力を求め，町が実施する被害家屋調査を支援する。

（３）主な取り組み

り災証明書は各種支援制度の基準となることから，迅速かつ適切な被害家屋調査を実施し，被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに，社会秩序の維持を図る。

（４）要配慮者への配慮

調査の実施計画を検討する際には，在宅医療及び在宅介護を行っている家庭を優先して実施する等の配慮を行う。

第２　業務の体系

被害家屋調査・り災証明等に関する広報の実施
↓
被害家屋調査の実施
↓
り災台帳の整備
↓
り災証明書の発行
↓
再調査

第３　業務の内容

（１）被害家屋調査・り災証明等に関する広報の実施

被害家屋調査・り災証明等の実施を速やかに町民に広報するものとし，被害家屋調査と被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との違いを被災者に正確に伝えるよう留意する。また，り災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は，各部局との連携を図る。

（２）被害家屋調査の実施

災害発生後，二次災害等のおそれがなくなり次第，総務部調査班を中心にして調査を実施する。

ア　調査実施計画の作成

災害における家屋被害の状況及びり災証明発行が求められる各種施策に関する動き等を考慮して，調査実施計画を作成する。また，事前に被害概要を把握する必要がある場合は，予備調査を実施する。

イ　調査用備品等の準備

調査計画に応じて，調査実施に必要な備品等を準備する。

ウ　他の市町村等への協力要請

町の職員だけでは人的に対応できない場合は，県，近隣市町村及び建築関係団体等への協力を依頼する。

（３）り災台帳の整備

被害家屋調査の実施担当者は，調査の実施とあわせ，基本台帳となりうるり災台帳を作成する。

ア　被害認定の判定基準

り災証明の根拠となる被害家屋の認定は,「災害に係る住家の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号通知)」に基づき，1 棟単位で行う。判定にあたっては，原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用方針（内閣府)」に沿って被害家屋調査を行う。

イ　被害認定の結果通知

被害家屋調査終了後,被災者に対し被害の判定結果を速やかに通知する。

（４）り災証明書の発行

作成したり災台帳に基づき,被災者の申請によりり災証明書を発行する。なお，り災台帳により確認できないものは，一部の例外を除き申請者の立証資料等に基づき発行する。

（５）再調査（第二次調査）の実施

被害認定に係る再調査は，被災者の申し出があった場合に実施する。

第６節　計画的復興

第１　方針

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため，速やかな復興計画の策定について定める。

第２　内容

１　復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し，社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては,被災地の再建は,高度かつ複雑な大規模事業となることから，

町は，事業を速やかに実施するための復興計画を作成し，関係機関と調整を図りながら，計画的に復興を進めるものとする。

なお，町復興計画の具体的内容は，県復興計画を参考とし，以下の内容について規定するよう努めるものとする。

ア　復興に関する基本理念
イ　復興の基本目標
ウ　復興の方向性
エ　復興の計画期間
オ　復興計画の対象地域
カ　分野別の復興施策
（ア）環境・生活・衛生・廃棄物
（イ）保健・医療・福祉
（ウ）経済・商工・観光・労働
（エ）農業・林業
（オ）公共土木施設
（カ）教育
（キ）防災・安全安心
キ　復興に関する行財政運営
ク　その他，復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項

２　留意事項

町は，復興のために居住空間の整備改善が必要な場合には，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，合理的かつ健全な居住空間の形成と機能の更新を図るものとする。

また，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ，その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに，復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者，高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

３　被災状況の把握

住宅の復興，生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために，以下について被災状況の正確な情報収集を行い，それに基づいて各分野の対策を計画・実施する。

ア　建物物の被災状況に関する調査

町は，応急復旧対策，復興対策を効果的に行うために，全壊，半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い，その結果を整理して県に報告する。

県は，町の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに，必要に応じて，国や他の自治体等の協力を得ながら，派遣要請等を行う。

イ　都市基盤復興に関する調査

（ア）公園等の被災状況調査

国，県，町は，広域避難地，広域応援活動拠点，応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

（イ）その他都市基盤復興に係る調査

国，県，町は，上下水道施設等の被害調査や，災害廃棄物の状況について調査する。

ウ　住宅の復興対策に関する調査

町は，住宅の復興対策を効果的に行うために，応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別，立地場所別に整理して県に報告する。

県は，町でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして，災害公営住宅の必要量及びその他必要となる住宅対策について把握する。

エ　生活再建支援に係る調査

（ア）住宅被害状況調査

町は，災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため，「全壊，焼失，半壊建物数及びデータ」等を基に，罹災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに，情報が不足している地域等については補足調査を行う。

（イ）被災離職者に係る調査

雇用対策のため，地域経済の被災状況を把握するとともに，被災離職者の調査を行い，離職者の特性等について把握する。

（ウ）その他生活再建に係る調査

県及び町は，要配慮者の被災状況や地域における医療需要，医療機関の再開状況の把握，社会福祉施設の被災・復旧状況，社会教育施設等の被災状況等，その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

オ　地域経済復興支援に係る調査

県及び町は，被災地全体の概要の把握に努め，特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は，生活再建支援策と密接に関係するため，可能な限り綿密に調査を行う。

（ア）事業所等の被害調査

町は，震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために，業種別，規模別被害額や工場，商店，農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

（イ）地域経済影響調査

町は，災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況，事業停止期間

の把握，取引状況の調査等を行い，地域経済への影響を把握する。

カ　復興の進捗状況モリタニング

復興対策は長期にわたり，その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため，住宅，都市基盤，地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い，失業率，将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し，必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

４　「事前復興」の取組

町は，被災後，復興対策を計画的かつ円滑に実施していくため，あらかじめ復興の手順を理解するとともに，震災復興体制を構築するなど，平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組む。

南海トラフ地震対策編

第１章　総　則

第１節　計画の性格

この計画は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく「東みよし町地域防災計画」の「南海トラフ地震対策編」に，「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項で規定する事項も含め，東みよし町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり，この計画に定めのない事項については「東みよし町地域防災計画（共通対策編）」に定めるところによるものとする。

第２節　被害想定

第１　南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

１　徳島県が実施したこれまでの被害想定等

これまで大規模な震災発生を契機に，その時点における最新の知見を反映させた各種の被害想定調査等を実施し，その結果を防災対策の基礎資料としてきた。

（１）徳島県地震対策基礎調査（昭和 56 年度）

「南海沖に発生する地震（M8.1)」を想定し，「震度（加速度)」と「建物被害」を算出している。

【参考】

・直近の震災：伊豆大島近海地震（昭和 53 年），宮城県沖地震（昭和 53 年）

・国の動き：大規模地震対策特別措置法の制定（昭和 53 年），地震財特法の制定（昭和 55 年）

（２）徳島県地震防災アセスメント調査（平成 8 年度）

「安政南海地震と同規模の南海トラフを震源とする海溝型地震（M8.4)」，「中央構造線系活断層の東側半分程度（M7.7)と鮎喰川断層系（M7.5)の２つが連動して発震し，西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震」，「中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震（M7.7)」の 3 ケースを想定し，「震度分布」，「液状化危険度」，「急傾斜地崩壊危険箇所」，「津波予測」，「建物被害」，「人的被害」，「土木構造物被害」，「道路網被害」，「ライフライン被害」などを算出している。

【参考】

・直近の震災：北海道南西沖地震（平成 5 年），兵庫県南部地震（平成 7 年）

・国の動き：地震防災対策特別措置法の制定（平成 7 年）

（３）徳島県津波浸水予測調査（平成 15 年度），徳島県地震動被害想定調査（平成 16 年度）

平成 15 年度の津波浸水予測調査では，中央防災会議が示した「東南海・南海地震同時発生モデル」及び安政南海地震を再現した「Aida モデル」を対象に津波予測を行っている。

また，平成 16 年度の被害想定調査では，「東南海・南海地震同時発生モデル（M8.6)」及び「県西部直下を震源とする地震（M7.0)」の 2 ケースを想定し，「震度分布」，「液状化危険度」，「急傾斜地崩壊危険箇所」，「建物被害」，「人的被害」，「ライフライン被害」，「交通施設被害」，「生活機能支障」などを算出している。

【参考】

・直近の震災：芸予地震（平成 13 年），十勝沖地震（平成 15 年），新潟県中越地震（平成 16 年）

・国の動き：東南海・南海地震対策特別措置法の制定（平成 14 年度）

（４）徳島県津波浸水予測調査（平成 24　年度)、徳島県地震津波被害想定調査（平成 24　年度）

徳島県津波浸水予測調査（平成24　年度）では、内閣府「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」における最大クラスの津波（L2）を対象に津波予測を行っている。

また、徳島県地震津波被害想定調査（平成24　年度）では、内閣府「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」における「強震断層モデル（Mw9.0）」及び「津波断層モデル（Mw9.1）」による被害を想定し、「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」、「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活機能支障」などを算出している。

【参考】

・直近の震災：東北地方太平洋沖地震（平成23　年）

・国の動き：津波防災地域づくりに関する法律の制定（平成 23　年度）

２　南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

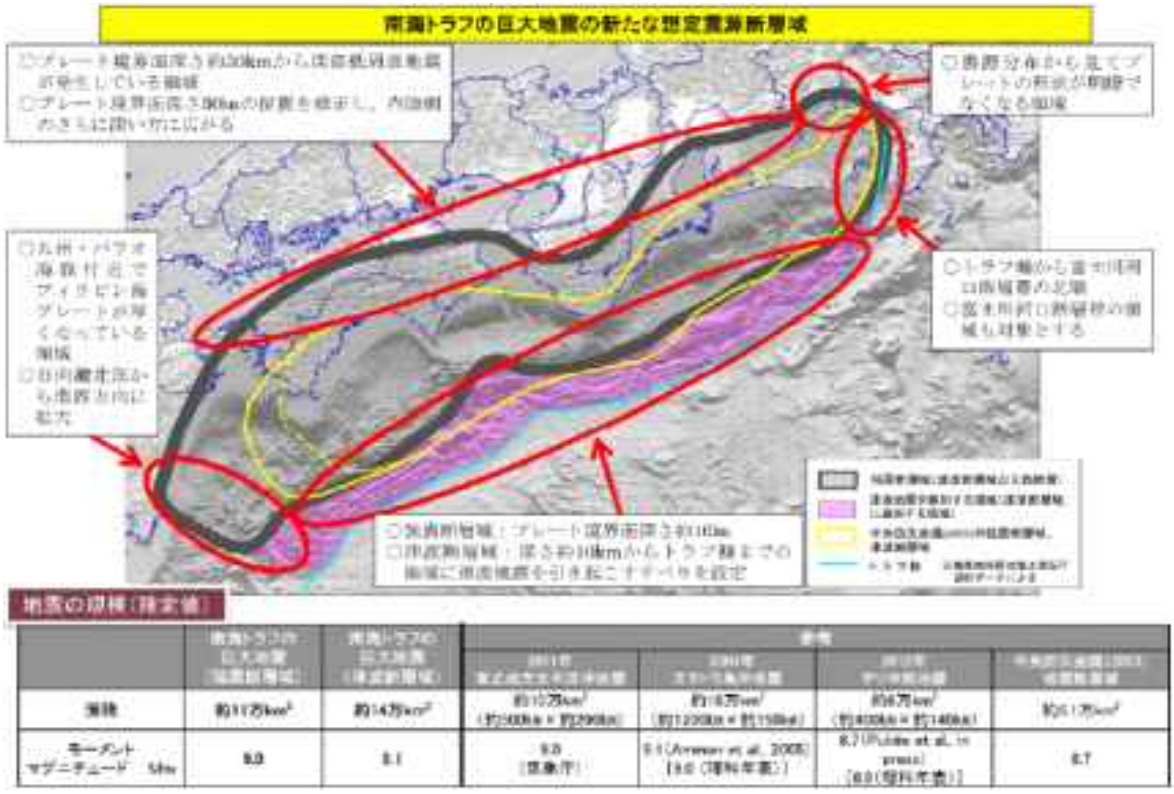

面積	約11万km²	約14万km²	約10万km² （約480km × 約290km）	約16万km² （約1200km × 約150km）	約26万km² （約400km × 約1400km）	約61万km²
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 （既往）	9.1（Ammon et al. 2005） 【9.0（理科年表）】	8.7（Goda et al. in press） 【9.0（理科年表）】	8.7

県は，東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）から得られた教訓を踏まえ，「最大クラスの地震・津波」を対象に，これまでの被害想定等の見直しを行っている。

（１）徳島県南海トラフ巨大地震被害想定の見直し（第二次：令和 8 年 2 月 4 日）

令和 7 年 3 月に国が公表した新しい被害想定資料をもとに「震度分布」，「液状化危険度」，「建物被害」，「人的被害」の数値などを新たに見直して算出した後、公表している。

【徳島県が新たに見直した被害想定資料（徳島県ホームページより引用）】

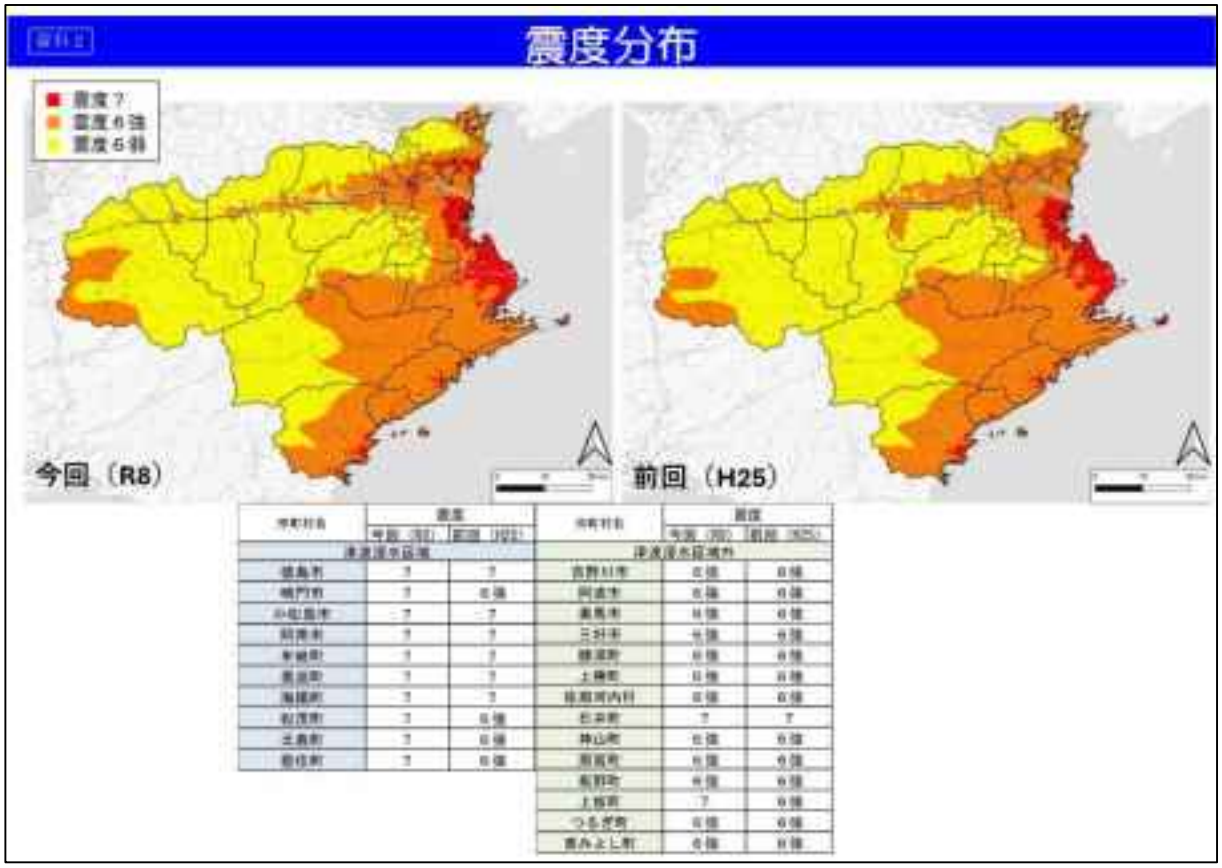

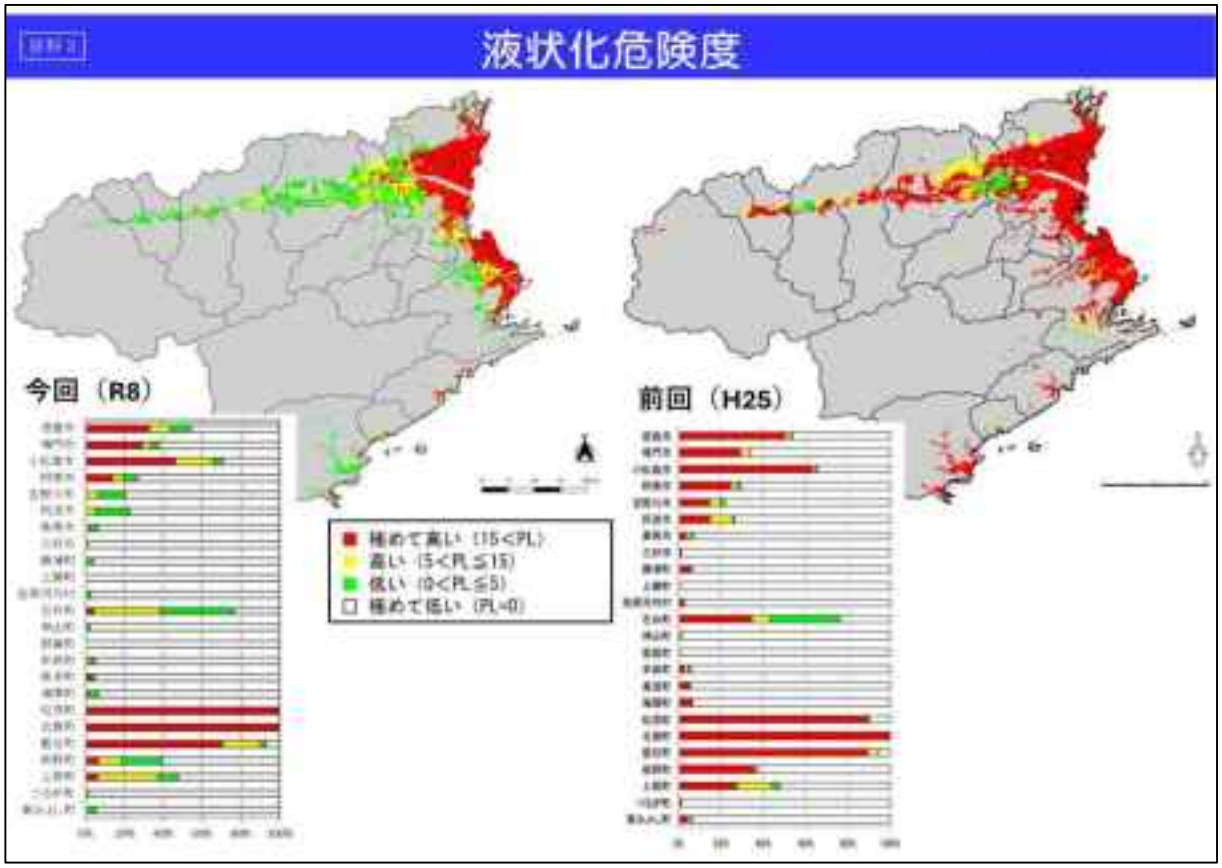

※被害想定数算出一覧表（※以下の各表の合計数は端数処理の関係により一致しない場合あり）

ア　建物全壊・焼失棟数　一覧表【単位：棟】

揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
150	若干数	10	若干数	若干数	若干数	160	160	160

イ　建物半壊棟数　一覧表【単位：棟】

揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	火災	合計
670	若干数	20	－	700

ウ　死者数・負傷者数　一覧表【単位：人】

区分	ケース	死者数	負傷者数(重傷者※)
揺れ	冬・深夜	10	140（10）
	うち家具転倒	若干数	20（若干数）
	夏・昼	若干数	160（30）
	うち家具転倒	若干数	10（若干数）
	冬・夕	10	110（20）
	うち家具転倒	若干数	10（若干数）
急傾斜	冬・深夜	若干数	若干数（若干数）
	夏・昼	若干数	若干数（若干数）
	冬・夕	若干数	若干数（若干数）
火災	冬・深夜	若干数	若干数（若干数）
	夏・昼	若干数	若干数（若干数）
	冬・夕	若干数	若干数（若干数）
ブロック塀・自動販売機転倒，屋外落下物	冬・深夜	0	0（0）
	夏・昼	若干数	10（若干数）
	冬・夕	若干数	10（若干数）
災害関連死	各時間帯共通	若干数	若干数
合計	冬・深夜	10	140（10）
	夏・昼	若干数	170（30）
	冬・夕	10	130（20）

※重傷者数については負傷者数の内数

（２）徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次：令和８年２月４日）

県は，令和８年２月４日に南海トラフ巨大地震が発生したときの「ライフライン被害・交通施設被害・生活支障等」を見直し公表している。

ア　ライフライン被害

1）上水道【単位：人，％】

給水人口	復旧対象人口	直後		１日後		１週間後		１か月後	
		断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口
11,400	11,400	75	8,600	44	5,100	23	2,700	3	340

※断水率＝（管路・浄水場等被害による断水人口＋津波全壊による断水人口）/全給水人口

2）下水道【単位：人，％】

下水処理人口	復旧対象処理人口	直後		１日後		１週間後		１か月後	
		断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口
2,800	2,800	100	2,800	5	140	0	0	0	0

※支障率＝（管路・処理場被害による支障人口＋津波全壊による支障人口）/全処理人口

3）電力（冬・夕）【単位：軒，％】

電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直後		１日後	
		停電率	停電軒数	停電率	停電軒数
8,100	8,100	85	6,900	35	2,800

※想定される代表震度＝5.83
※停電率＝（需給バランス等に起因した停電軒数＋津波全壊による停電軒数）/全電灯軒数

4）通信（固定電話、インターネット〈冬・夕〉）【単位：軒，％】

回線数	復旧対象回線数	直後		１日後	
		不通率	不通回線数	不通率	不通回線数
580	580	85	490	35	200

※不通率=（停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数＋津波全壊による不通回線数）/全回線数

5）通信（携帯電話）

東日本大震災では，発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し，１日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局が更に増加した。その後，電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により，１か月半程度で，一部のエリアを除き，復旧されたところである。徳島県においても，南海トラフ巨大地震が発生すると，通信インフラ等の被災や輻輳の発生，各事業者による通信規制により，発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

6）ＬＰガス

「東日本大震災を踏まえた今後のＬＰガス安定供給の在り方に関する調査報告書」によれば，ＬＰガス基地が津波浸水等の様々な要因により，10 箇所で出荷停止を余儀なくされた。それに対しては，代替基地からの振替出荷，国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが，卸売・小売の段階でも，タンクローリーの不足，充填所・販売店の被災，燃料不足，人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。

被災三県におけるＬＰガスの復旧状況については，大規模な余震が発生し，都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが，3 月 11 日に発生した大震災に対する復旧はおおむね 4 月上旬，全体の復旧は 4 月 21 日（当面復旧可能な世帯に対して）である。

発災当日はガスボンベ等の安全装置によって，自動的にほぼ全ての世帯において，供給が一旦止まったとみられ，その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

徳島県においても，南海トラフ巨大地震が発生すると，発災直後においては，ガスボンベ等の安全装置により，自動的にほぼ全ての世帯において，供給が一旦停止し，その後，順次点検を実施したところから供給が開始されるが，大きな揺れと津波によるＬＰガス基地・充填所等の被災，輸送力不足，点検作業を実施する事業者の被災などから，すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには 1 か月程度を要すると想定される。

イ　交通施設被害

1）道路施設（県全体）

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長（km）	被害箇所数
	延長（km）	被害箇所数	延長（km）	被害箇所数		
全路線	3,090	630	12,340	1,040	15,430	1,660
うち高速道路・直轄国道	140	70	290	50	420	120
うち補助国道・県道・市町村道	2,960	560	12,050	990	15,010	1,550
緊急輸送道路	260	90	1,050	110	1,310	200

2）鉄道施設（四国旅客鉄道）

路線名称	津波浸水域		津波浸水域外		路線延長（km）	被害箇所数
	延長（km）	被害箇所数	延長（km）	被害箇所数		
高徳線	3	若干数	22	60	25	70
鳴門線	8	10	1	若干数	9	20
牟岐線	43	90	35	100	78	190
徳島線	2	若干数	65	160	67	160
土讃線	－	－	41	100	41	100
計	55	110	165	410	220	530

1)「-」の路線は、浸水の影響はない

ウ　生活支障等

1）避難者（冬・夕）【単位：人】

夜間人口	警報解除後当日			1週間後			1か月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
12,660	600	400	1,000	820	820	1,600	390	910	1,300

2）帰宅困難者【単位：人】

新しい帰宅困難者数	従来の帰宅困難者数
510	620

3）医療機能（冬・深夜）【単位：人】

重傷者	死者の１割	要転院患者数	合計
10	若干数	0	20

4）災害廃棄物等（冬・夕）

重量換算（万トン）	体積換算（万㎥）
3	6

5）住機能（冬・夕）

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
5,100	60

6）エレベータ閉じ込め

エレベータ数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
20	若干数	若干数	若干数	10

7）避難所生活者のうち要配慮者（冬夕）【単位：人】

避難所生活者数（1週間後）	避難所生活者のうちの要配慮者数							
	65歳以上の高齢単身者	5歳未満乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護認定者（要支援者除く）	難病患者	妊産婦	外国人
820	78	20	14	4	34	1	5	5

8）孤立集落【単位：戸】

孤立する可能性のある集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	合計
25	0	0	0

第３節　地震対策行動計画の推進

「東日本大震災」や「令和６年能登半島地震」等の近年発生した大規模災害の課題と教訓を踏まえ，本町においても，切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており，これまでの地震対策を抜本的に見直し，さらに加速する必要がある。

また，「中央構造線活断層帯」をはじめ，いつ，どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要である。

このため，南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え，県が策定する「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」と連携して被害を最小限に抑えるため，地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進する。

第２章　災害予防

第１節　建築物等の耐震化

実施機関

町（総務課，危機管理課，産業課，福祉課，学校教育課，生涯学習課，建設課）

第１　方針

平成 28 年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると，昭和 56 年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度 7 の地震が連続して発生したことにより，建築年代の古い建築物は１回目の揺れで，また比較的新しい木造住宅でも 2 回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。さらに、令和６年１月１日に発生した能登半島地震においても，建築年代の古い住宅が多数倒壊するなど，甚大な被害が確認された。以上のことから，現行法に基づく建築物の耐震性の確保は，重要であり，新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに，既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また，「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で，現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し，耐震改修についての指導，助言などを行い，さらに一般建築物の所有者に対しても，その必要性について普及・啓発を図るとともに，とりわけ木造住宅の耐震性の確保に対し，より一層強化を図る。
ものとする。

第２　内容

１　建築物の耐震化

（１）防災上重要な建築物の耐震対策

ア　防災上重要な町有建築物の設定

町は，次の町有施設を「防災上重要な建築物」として位置づけ，非構造部材を含む耐震対策等により，高い安全性の確保を図る。

災害対策上の分類

分　類		活動内容	対象施設
災害応急対策活動に必要な施設	指揮情報伝達施設	・災害時の情報収集，指令 ・二次災害に対する警報の発表 ・災害復旧対策の立案，実施 ・被災者への情報伝達・保健衛生及び防疫活動 ・救援物資等の備蓄，配備	東みよし町役場 東みよし町役場三好庁舎 消防本団詰所
	救護施設	・被災者の救護，救助及び保護 ・救急医療活動	町内の病院・診療所
避難所として位置づけられた施設		・被災者の受け入れ等	町の地域防災計画により避難所として指定された施設 （町立学校，町立体育館等）
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設		・多数の者が使用する施設	文化施設，避難所に指定されていない学校，社会教育施設，社会福祉施設等
その他			上記に該当していない施設

イ　防災上重要な町の建築物の耐震性確保

町は，町役場など災害対策の拠点となる施設及び学校，公民館など避難所として利用する施設について，必要に応じて耐震診断の実施に努め，耐震性能が不足すると判断された場合は，耐震改修等により耐震性の確保に努めるものとする。

（２）特定建築物の耐震対策

町及び県は，「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物(学校，病院，社会福祉施設，劇場，百貨店，ホテル・旅館，共同住宅，事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で，現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物)の所有者に対して，耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに，その実施状況の把握に努め，必要な指導，助言などを行うものとする。

（３）一般建築物等の耐震対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても，耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り，また耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつ

くる。

特に昭和 56 年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については，重要な課題であるが，平成 12 年以前の新耐震基準の木造住宅においても，町は関係団体と連携し，耐震診断，耐震改修を支援するものとする。

加えて、能登半島地震において木造住宅が多数倒壊したことを踏まえ、木造住宅の耐震改修への支援を強化し、耐震診断・改修の促進を図るものとする。

（４）文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに，広く町民の貴重な共有財産であることから，これを適正に保存し後世に継承して町民の文化向上に資する必要がある。このため，町は，文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言及び支援を行うものとする。

（５）工作物の耐震対策

町は，煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は，防災上軽視されがちであるが，これらによる被害例は多い。そのため，これらの工作物の耐震性について広く町民の認識を深めるとともに，耐震診断・改修の実施を促進する。

（６）建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

町は，道路に面する 3 階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については，所有者等の認識を深め，指導・助言を行う。

特に，通学路及び避難場所周辺については，点検を行い，改修を必要とする建築物の所有者等に対して，指導・助言を行う。

（７）ブロック塀等の耐震対策

町は，道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては，建築基準法に適合したものとするよう指導するものとする。特に通学路沿い及び避難場所周辺については，点検を行い，ブロック塀等の所有者に対し，定期的な点検や補強を呼びかける。

（８）家具等の転倒防止対策

町は，住宅，事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒，移動による被害を防止するため，適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより，町民への普及・啓発を図る。

（９）町民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について町民の認識を深めるため，町は講習会を開催するにと

どまらず，種々の講習会等にも積極的に講師を派遣する。また，防災パンフレットなどを配布し，町内の耐震化を住民ぐるみで進めるよう努める。

（１０）応急危険度判定体制等の整備

県が実施している被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成，認定・登録制度の周知を行い，緊急時に対応できる体制の整備を進める。

（１１）関係団体との連携

町は，前記各項目を推進するために，耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について，公益社団法人徳島県建築士会，一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図る。

２　町が管理又は運営する施設に関する対策

（１）不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎，会館，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，図書館，学校等については，次の措置を講じておく。

ア　各施設に共通する事項

（ア）地震情報等の入場者等への伝達

（イ）入場者等の安全確保のための退避等の措置

（ウ）施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置

（エ）出火防止措置

（オ）消防用設備の点検，整備

（カ）非常用発電装置の整備，音声告知放送，テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（キ）緊急地震速報受信設備

※利用形態等を考慮して施設によっては，水，食料等の備蓄についても必要な措置を講じておく。

イ　個別事項

（ア）病院，診療所にあっては，重症患者，新生児等，移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための措置

（イ）学校等にあっては，当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合，これらの者に対する保護の措置

（ウ）社会福祉施設にあっては重度障害者，高齢者等，移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための措置

（２）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア　災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は，（１）のアに掲

げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

（ア）自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保

（イ）無線通信機等通信手段の確保

（ウ）災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　町は，避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入，配備に協力するものとする。

第２節　土砂災害等予防対策

第１款　崩壊危険地の災害防止

実施機関

町（危機管理課，建設課，産業課）

第１　方針

町は，地すべり，がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため，危険な個所における必要な災害防止策について定める。

第２　内容

１　地すべり予防対策

本町は，中央構造線をはじめとする活断層により地質が脆弱であり，地すべり防止区域の指定は，33 箇所（国土交通省所管 24 箇所，林野庁所管 5 箇所，農村振興局所管 4 箇所（令和２年１月１日現在））である。

地すべりによる災害を防止するため，人的被害の軽減を最優先に考え，単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者が利用する施設の保全，安全な避難を確保するための避難場所の保全，災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全を行う。

町は，警戒避難体制を確立するとともに，必要な事項を記載した印刷物の配布による周知，自主防災組織の育成，土砂災害警戒区域等のパトロール等を実施するものとする。

［参　考］　地すべりの前兆

1　斜面に段差が出たり，き裂が生じる。
2　凹地ができたり，湿地が生じる。
3　斜面から水が湧き出したり，湧水が濁ったり，湧き方が急に変化する。
4　石積がはらんだり，擁壁にひびが入る。
5　舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
6　地鳴りがする。
7　樹木，電柱，墓石などが傾く。
8　浮石，落石が発生する。
9　戸やふすまなどの建具がゆるみ，開けたてが悪くなる。
集中豪雨，長雨，地震時に発生しやすいが，常に注意しておく必要がある。

２　急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れは，台風，集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが，地震後は地山の緩みにより，これまでより少ない雨量で発生することがある。町内の急傾斜地崩壊危険箇所は人家５戸以上（５戸未満であっても官公署，学校，病院，駅，旅館ほか社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む）に被害が及ぶ恐れのあるものが６４箇所，人家４戸から１戸までのものが２１１箇所存在する。

これらの急傾斜地崩壊危険箇所のうち，急傾斜地崩壊危険区域の指定は，１０（平成２４年３月３１日現在）箇所である。

がけ崩れによる災害を防止するため，人的被害の軽減を最優先に考え，単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全，安全な避難を確保するための避難地の保全，災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全，近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また，急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れを誘発助長する行為の制限，土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）公表周知，雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

町は，警戒避難体制を確立するとともに，必要な事項を記載した印刷物の配布による周知，自主防災組織の育成，土砂災害警戒区域等のパトロール等を実施するものとする。

〔参　考〕　危険度の高い崖

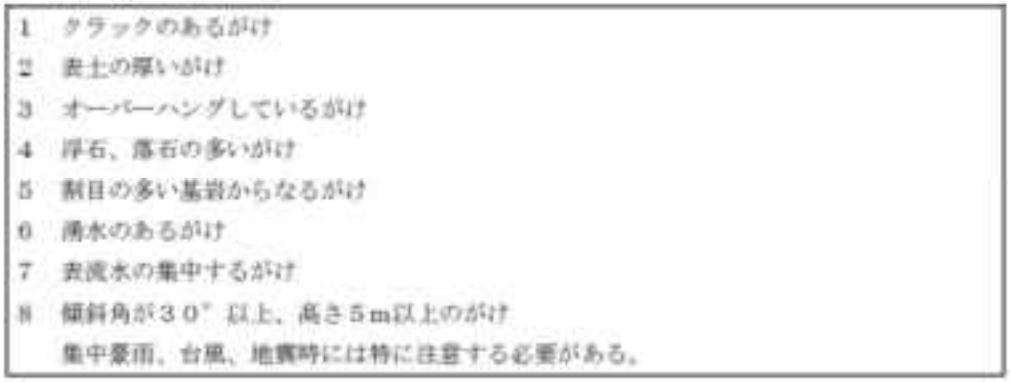
1　クラックのあるがけ
2　表土の厚いがけ
3　オーバーハングしているがけ
4　浮石、落石の多いがけ
5　割目の多い基岩からなるがけ
6　湧水のあるがけ
7　表流水の集中するがけ
8　傾斜角が３０°以上、高さ５m以上のがけ
集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

３　土石流予防対策

土石流は，台風や集中豪雨が原因となるが，地震後は地山の緩みにより，これまでより少ない雨量で発生することがある。町内の土石流危険渓流は，人家５戸以上（５戸未満であっても官公署，学校，病院，駅，旅館，発電所等がある場合を含む）に被害が及ぶ恐れのあるものが３３箇所，人家４戸から１戸に

被害が及ぶ恐れのあるものが１７箇所存在する。

土石流による災害を防止するため，人的被害の軽減を最優先に考え，単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全，安全な避難を確保するための避難地の保全，災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全，さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また，砂防指定地内の土砂流出を誘発助長する行為の制限，土砂災害危険箇所図等による土石流危険渓流の公表周知，雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

町は，警戒避難体制を確立するとともに，必要な事項を記載した印刷物の配布による周知，自主防災組織の育成，土石流危険渓流のパトロール等を実施するものとする。

４　山地に起因する災害危険個所（山腹崩壊危険地区，崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

災害を未然に防止するため，治山事業により防災対策を推進する。

町内の山地危険個所は次の通りである。（山腹崩壊危険地区５２箇所，崩壊土砂流出危険地区１１６箇所）

町は，危険地区に関係する集落の実態を調査し，危険度に応じた警戒避難体制を確立し，人的災害等の防止に努めるものとする。

５　土砂災害警戒区域等における予防対策

町は，土砂災害から住民の生命及び身体を守るため，急傾斜他の崩壊，土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし，警戒避難体制の整備を図る。

また，町は，土砂災害警戒区域について，町ホームページへの掲載及び土砂災害ハザードマップをわかりやすく作成し，住民等に配布する。

（１）避難誘導体制の整備

町は，土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達，予警報の発令及び伝達，避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について，町地域防災計画に定めるものとする。また，土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は，当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

なお，町長は，土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布

その他の必要な措置を講じる。

（２）避難情報の伝達方法

高齢者等避難，避難指示は，音声告知放送及びＳＮＳ，町及び消防団の広報車，緊急速報メール等多様な情報伝達手段を使用するとともに，報道機関による報道（県との協約）により，地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る。

なお，要配慮者が利用する福祉施設等に対しては，特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し，迅速かつ安全な避難誘導を図る。

第２款　液状化対策

実施機関

町（建設課）

第１　方針

地震に伴う旧河道等の液状化による被害を防止するため，必要な措置について定める。

第２　内容

町及び公共施設の管理者は，旧河道等の液状化のおそれのある箇所の，施設の耐震性能を調査し，その結果に基づいて，液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また，町及び県は，住宅・宅地の液状化対策として，液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め，町民への適切な情報提供等を図る。

第３款　宅地防災対策

実施機関

町（建設課）

第１　方針

町は，建築基準法に基づき，崖崩れ，擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため，地盤の弱体化を招く宅地造成工事については，県へ意見を述べる。

第２　内容

１　工作物の耐震設計

擁壁，法面等で地震により崩壊する恐れのある工作物等について，建築基準法等の関係法令に定める技術基準に適合するよう県と連携を図り，指導を徹底する。

２　監督処分

許可に係る行為で是正等を要する場合には，県と協議し速やかに処置する。

ア　建築基準法の監督処分

（ア）工事停止命令

（イ）その他，違反是正措置命令

３　防災パトロール

違反宅地造成，危険宅地の発見に努め，県とともにこれに対して是正措置を強力に指導し，宅地防災対策について万全を期す。

４　被災宅地危険度判定体制の活用

町は，県に被災宅地危険度判定士の派遣を依頼し，宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い，二次災害を軽減，防止する。

第４款　農業用ため池対策

実施機関

町（産業課）

１　管理の形態

農業用ため池は，農業用施設として土地改良区，水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国，県，市町村の補助を受けている場合が多いが，基本的には，受益者で維持管理されている。

２　災害予防目標

貯水した状態で提体の亀裂，余水吐の破損，樋管の折損等の被害があった場合，数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは，破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり，この二次災害を防止することを目標とする。

３　耐震化・統廃合の推進

町は，地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し，人的被害を与える恐れのあるため池について，決壊した場合の影響度が大きなものから，耐震化や統廃合等を推進するものとする。

４　緊急点検の実施

農業用ため池の決壊による二次災害を防止することを目標に，過去の経験から震度４以上の地震が発生した場合に，緊急点検を行う。

地震による災害が発生した場合に，すべての農業用ため池を緊急点検することが望ましいが，多数のため池がある場合には，人手や優先度の上から困難である。町は，あらかじめ施設の規模と重要度，人的被害の恐れを勘案して緊急点検を実施する農業用ため池を選定して県に報告するとともに，町の地域防災計画に記載する。（資料編参照）

4　緊急点検体制

土地改良区及び水利組合等の農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合は，これらの管理者の要請により，町及び県が支援を行い，緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

第３節　水道施設の整備

実施機関

町（環境課）

第１　方針

地震による水道被害を抑制し，迅速な復旧を可能にする水道施設の整備について定める。

第２　内容

１　水道施設の整備

（１）水道施設の耐震化

町は，地震による水道施設の被害を抑制し，また液状化等による被害の影響を少なくするため，次により水道施設の整備を図るものとする。

ア　石綿セメント管は，耐震性の高い管路への更新を進め，早期に完了させるよう努める。

イ　耐震化は，重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

（ア）浄水場，配水池，主要な管路等の重要度の高い基幹施設

（イ）避難所，医療施設，社会福祉施設，防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設

（ウ）情報伝達設備，遠隔監視・制御設備，自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

ウ　断水被害区域が広範囲とならないよう，バルブの配置を見直し，適切な配置の整備を進める。

エ　局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため，隣接事業体と管路で連結することについて検討する。

（２）二次災害の防止

町は，水道施設の被災により，貯留水の流出による被害や，有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には，次のような対策を検討し，必要な予防措置を講ずるものとする。

ア　配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため，流入・流出管に緊急遮断弁の設置

イ　法面に隣接した配水池での転倒防止，水の流出防止及び斜面配管における管路の防護

ウ　塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため，薬品貯蔵槽の防

液堤の設置，貯留槽の定着強化のほか，配管に伸縮可撓を挿入，耐震継手の採用

エ　塩素設備の配管類の強化，ボンベの転倒・滑動防止，塩素除外設備の設置

（３）応急復旧対策

町は，水道施設の被害によって断水が生じても，早期の復旧を可能とするため，応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか，次の対策を講ずるものとする。

ア　日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り，分散して保管・管理する。

イ　地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要となる情報の迅速な収集や，近隣市・町への応援要請ができるよう，電話，無線等の通信手段を整備，確保しておく。

ウ　応急復旧時に必要な資機材，作業力を確保するため，資機材を備蓄し，定期的に点検，整備を行うとともに，近隣市町との相互応援体制の整備を図り，また，資機材メーカー，施工業者等との協定等の締結に努める。

エ　復旧作業用水を確保するため，他用水から緊急取水について確認しておくほか，予備水源の確保，配水池の大容量化，受水槽の増量等について検討する。

第４節 危険物等災害予防対策

実施機関

町（危機管理課）

第１　方針

町は，地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため，関係機関と連携して，法令の定めるところによる保安体制の強化を図り，さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の啓蒙普及を図る。

第２　内容

１　危険物災害予防対策

（１）保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者，防火管理者，危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し，保安管理の向上を図るため，消防機関と連携して講習会，研修会等の保安教育を実施する。

また，危険物安全週間に広報，啓発活動を行うことにより，危険物の保安意識の高揚に努める。

（２）規制の強化

危険物施設に対し，次の事項を重点に立入検査等を適時実施し，災害の発生と拡大の防止を図る。

ア　危険物施設の位置，構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ　危険物の貯蔵，取扱い，運搬，積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ　危険物施設の管理者，危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ　地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

（３）屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については，不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに，危険物の流出油事故が発生した場合，敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

２　高圧ガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は，高圧ガス・火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため，高圧ガス地震防災マニュアル等に基づき，保安意識の高揚，保安の強化，自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

（１）保安意識の高揚

ア　高圧ガス保安法,液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため，保安教育講習等を実施する。

イ　高圧ガス地震防災マニュアルの周知徹底を図る。

ウ　高圧ガス・ＬＰガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。

エ　危害予防週間や保安活動促進週間を設け，保安意識の高揚に努める。

（２）保安の強化

ア　製造施設，貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し，かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。

イ　指導の適正を期するため，指導取扱方針の統一，相互協力等により関係機関との連携を密にする。

（３）自主保安体制の整備

ア　保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により，業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。

イ　定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。

ウ　高圧ガス地震防災マニュアルに基づく防災体制の整備について指導する。

３　毒物劇物災害予防対策

県は，毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため，毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して監視指導を行い，災害予防対策を講ずるものとする。

４　放射線災害予防対策

防災関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は，震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため，施設の防災対策，防災業務従事者に対する教育及び訓練，防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに，施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し，震災発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

第５節　避難対策の充実

第１　方針

町は，震災時における火災，土砂災害等から住民の生命，身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の選定，避難計画の作成等を行い，総合的，計画的な避難対策の推進を図るものとする。

なお，町は，他市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

実施機関

町（総務課，危機管理課，福祉課，住民課，建設課，産業課，学校教育課，生涯学習課，健康づくり課）

第２　内容

１　火災からの避難対策

（１）指定避難場所の確保

ア　指定避難場所の選定

震災時には円滑な消火活動が阻害されることが考えられ，住宅密集地では炎上火災の恐れがあることから，町は住民等を安全に避難させるため必要に応じ次の基準により指定避難場所を選定しておくものとする。

ただし，指定避難場所としての適格性の判断は，各種調査結果や各地区の住宅密集の状況等を勘案し，総合的に判断するものとする。

（ア）火災の延焼によって生じる幅射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有した公園，緑地，広場その他の公共空地であること。

（イ）木造住宅密集地から 300 メートル以上離れていること。

（ウ）がけ崩れ，浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。

（エ）避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。

（オ）避難者 2 人あたりの必要面積はおおむね 3.3 平方メートル以上とし，要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置するものとする。

（カ）地区分けをする場合においては小学校区単位を原則とするが，主要道路，河川等を境界とし，住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

イ　指定避難場所の整備

町は，円滑な避難誘導及び指定避難場所での迅速な救援・救護活動を実施

するため，指定避難場所の環境整備に努めるものとする。その主な内容は次のとおりとする。

（ア）指定避難場所及び周辺道路に案内標識，誘導標識等を設置し，平素から関係地域住民に周知を図る。

（イ）指定避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう，必要な器材（ポンプ，浄水器等）の整備並びに水源の確保を図る。

（ウ）医療救護，給食，情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

（２）避難路の確保及び交通規制

ア　避難路の選定

町は，住民等が安全に指定避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し，確保しておくものとする。

（ア）原則として幅員が 10 メートル以上の道路とし，なるべく道路付近に延焼危険のある建物，危険物施設がないこと。

（イ）避難路は相互に交差しないものとし，一方通行を原則とすること。

（ウ）浸水等の危険のない道路であること。

イ　避難路及び指定避難場所周辺の交通規制

町は，避難路を確保するため必要がある場合には，避難路に指定された道路及び指定避難場所周辺道路の交通規制を警察に要請する。

（３）避難に関する広報

町は，住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに，指定避難場所の標示板を設置し，住民に対する周知徹底を図るものとする。

ア　指定避難場所等の広報

指定避難場所の指定を行った町は，次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

（ア）指定避難場所の名称

（イ）指定避難場所の所在位置

（ウ）指定避難場所への経路

（エ）その他必要な事項

イ　避難のための知識の普及

町は，次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

（ア）平常時における避難の心得

（イ）避難時における知識

（ウ）避難収容後の心得

２　町の避難計画

町及び防災上重要な施設の管理者は，災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

（１）町の避難計画

町の避難計画は，次の事項に留意して作成するものとする。

ア　避難指示を行う基準及び伝達方法

イ　指定避難場所の名称，所在地等

ウ　指定避難場所への経路及び誘導方法

エ　指定避難場所内での被災者に対する救援・救護措置

（ア）給 水

（イ）給 食

（ウ）負傷者に対する応急救護

（エ）生活必需品の支給

（オ）その他必要な措置

オ　指定避難場所における秩序維持

カ　災害広報

（２）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校，病院，工場その他の防災上重要な施設の管理者は，次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し，関係職員等に周知徹底を図るとともに，関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

ア　学校においては，児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて，それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所，経路，誘導方法，指示伝達方法等を定める。

イ　病院においては，患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて，収容施設の把握，移送の方法，保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第６節　火災予防対策

実施機関

町（危機管理課），町消防団

第１　方針

地震による被害の中でも，地震火災は被害を大きくする恐れが強い。このため，町は，地震発生時における出火防止，初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに，町の保有する消防力の整備強化に努めるものとする。

第２　内容

１　出火防止，初期消火体制の確立

町民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに，火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い，効果的な火災予防行政を展開することによって地震火災の未然防止を図る。

（１）火災予防の徹底

町は，地域社会の安全を守るため，出火防止等を重点とした講演会，講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに，ポスター・パンフレット等印刷物の配布，その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の消防広報を行い，火災予防の徹底を図る。

また，出火防止はもとより出火した場合，初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから，初期消火に必要な消火資器材，消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について指導の徹底を図る。

ア　一般家庭に対する指導

火災や地震の恐ろしさ，出火防止についての知識等を普及させるとともに，火気使用設備，器具の使用状況，住宅用防災機器等の普及の推進，住宅防火診断の実施等，出火防止に関する適切な指導を行う。

また，障害高齢者や一人暮らしの高齢者，障害者等の居る世帯については家庭を訪問し，住宅防火診断等を実施するなど，出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

イ　職場に対する指導

予防査察，火災予防運動，防火管理者講習会及び防災指導等のあらゆる機会をとらえ，次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

（ア）災害発生時における応急措置の要領

（イ）消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

（ウ）避難，誘導体制の確立

（エ）終業後における火気点検の励行

（オ）自衛消防隊の育成指導

（２）地域ぐるみの防火防災訓練，民間防火組織の育成

町は，震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう，防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

ア　防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって，住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し，初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

イ　民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに，適切な指導助言を行う。

（ア）婦人防火クラブ（女性による自主防災組織）の育成

婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし，組織づくりの推進及び育成に努める。

（イ）幼年少年消防クラブの育成

幼稚園児，小学生及び中学生を主な対象とし，幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として，組織づくりの推進及び育成に努める。

（３）防火対象物の防火体制の推進

町は，消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物について防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ，同計画に基づく消火，避難等の訓練の実施，消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに，消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し，当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

（４）危険物等の保安確保の指導

ア　石油類

町は，危険物による災害を未然に防止するため，危険物施設の位置，構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し，安全に管理されているかについて広報啓発を行う。

（ア）危険物施設の所有者・管理者に対し，定期的な点検，点検記録の作成及び保存を行わせることにより，災害発生の防止に努める。

（イ）危険物施設の従業員に対し保安教育を行い，防災に関する諸活動が円滑に運用され，応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。

（ウ）大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対して，災害発生に対

する防御計画の策定を指導する。

イ　火薬・高圧ガス

石油類に準じて行う。

（５）化学薬品からの出火防止

病院及び学校等に保有している化学薬品について，貯蔵，保管場所の不燃化等の指導を行う。

２　消防力の整備強化

町は，消防力を確保するため，次により消防力の整備強化に努める。

（１）総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した揚合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し，被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を策定するものとする。

ア　災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制，活動要領の基準を定める。

イ　火災警防計画

火災が発生し，又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集，消防隊の出動基準，警戒等について定める。

ウ　消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物の密集地域，消防水利不足地域等で，火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

エ　特殊建築物の防御計画

建物の構造，業態，規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

オ　危険物の防御計画

爆発，引火，発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物，場所に対する要領について定める。

カ　ガス事故対策計画

ガス漏洩事故，ガス爆発事故等に際し，消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

（２）消防活動体制の整備強化

火災発生時の初動体制を確立するため，消防機械装備の近代化，人員の増強等に努めるとともに，広域消防体制の整備を図るものとする。また，消防団は，地域社会における消防防災の中核として，消火活動，予防活動，災害時の避難誘導及び災害防御活動等において，重要な役割を果たしており，消

防団員の高齢化等の問題に対して，地域の実情を踏まえて，青年層や女性の参加促進，地方公共団体，農業協同組合，日本郵政株式会社の職員の入団促進，施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により，活性化を図るものとする。

（３）消防装備等の整備強化

ア　消防装備の整備強化

消防装備については，より一層の充実強化を図るものとする。具体的には，消防ポンプ自動車等の増強はもちろんのこと，建築物の高層化，危険物品の増加，危険物施設の多様化等に対応しての整備の促進を図る。

イ　消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり，河川，用水，池等自然水利の確保とともに，消火栓，防火水槽，耐震性貯水槽等を計画的に設置し，平時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓の設置は上水道の拡張計画とともに推進されるが，震災時には水源池，送配水管等が破壊され，全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり，これのみに頼ることは危険であるので，消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の設置促進に努める。

ウ　消防通信施設の整備

消防本部と消防署，火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに，医療機関や警察等関係機関との連携を密にし，通信連絡体制の確立を図るものとする。

エ　救急隊の装備，人員の充実

迅速確実な救急業務が遂行されるよう，平時からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと，救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに，救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入，救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

オ　救助装備の整備・高度化

高度な人命救助資機材の整備，多目的救助工作車の整備，救助隊員の安全装備の充実，支援装備の整備を図るとともに，救助隊員の向上を図るものとする。

第７節　自治体業務継続計画（ＢＣＰ）

実施機関

町（危機管理課）

第１　方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には，町自身も被災し，ヒト，モノ，情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で，町は，状況に応じ，速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で，町民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は，危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため，町は，これら非常時優先業務の実施に必要な内容を定めた業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用に努め、災害対応の実行性の向上を図る。

第２　内容

１　町における業務継続の体制整備

町は，次の方針に基づいて業務継続計画（ＢＣＰ）の運用に努め，自らの業務継続のための体制整備を進める。

ア　全庁を挙げた災害対応体制を直ちに確立する。

イ　各部局で定める非常時優先業務を確実に実施する。

ウ　通常業務は、被害等に応じて縮小・休止する。

エ　必要な資源等が不足する状況下で非常時優先業務を実施することになるため、全庁横断的に資源の確保・配分を行う。

オ　非常時優先業務の実施に必要となる人員、設備等の業務資源については、平時から準備に努める。

第８節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

実施機関

町（危機管理課，学校教育課）

第１　方針

地震防災緊急事業五箇年計画の推進については，本計画の定めるところによるものとする。

第２　内容

地震防災対策特別措置法の施行により，知事は，社会的条件，自然的条件等を総合的に勘案して，地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について，県地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち，地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて地震防災緊急事業五箇年計画を策定し，地震防災対策の強化を図っている。

町は，県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に準拠させて次の事業を積極的に推進する。

１　計画対象事業

（１）避難地

（２）避難路

（３）消防用施設

（４）消防活動が困難である区域の解消に資する道路

（５）緊急輸送を確保するため必要な道路，交通管制施設，ヘリポート

（６）共同溝，電線共同溝等の電線，水管等の公益物件を収容するための施設

（７）公的医療機関等の医療機関のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの

（８）社会福祉施設のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの

（９）公立の幼稚園のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの

（１０）公立の小学校又は中学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの

（１１）公立特別支援学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの

（１２）不特定多数の者が利用する公的建造物のうち，地震防災上補強を要するもの

（１３）津波による被害を防止し避難を確保するための海岸保全施設又は河川管理施設

（１４）砂防設備，森林保安施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設又は農業用用排水施設であるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの

（１５）地域防災拠点施設
（１６）防災行政無線設備その他の施設又は設備
（１７）飲料水，電源等の確保のために必要な井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備等
（１８）非常用食料，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
（１９）負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
（２０）老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第９節　地震災害に関する調査研究

実施機関

町（危機管理課）

第１　方針

地震に関する調査研究の推進について定める。

第２　内容

１　目的

地震対策を総合的，計画的に推進するため，国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に，地震による地盤震動，液状化，斜面崩壊，津波等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊，出火・延焼，ライフライン施設被害，人的被害等について調査・研究等を行うものとする。

県，市町村及び防災関係機関は，協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し，地震対策の基礎資料を整備する。

（１）被害想定に関する調査研究

（２）地盤に関する調査研究

２　これまでの調査等

１ 中央構造線活断層調査(平成９～１１年度)

２ 徳島県地震防災アセスメント調査(平成７～８年度)

３ 中央防災会議の東海，東南海，南海地震に関する専門調査会が公表した被害想定

４ 徳島県地震動被害想定調査(平成１５～１６年度)

５ 内閣府南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成２４年８月）

６ 内閣府南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成２５年３月）

７ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成２５年７月）

８ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成２６年１１月）

第３章　災害応急対策

第１節　応急対策活動

第１　方針

「共通対策編」に定めるところによるほか，「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定。令和元年 5 月 27 日改定）及び「徳島県広報防災活動計画」の定めるところによる。

第２節　南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

実施機関
町（全課）

第１　方針

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」）を発表した場合における対応について定める。

第２　内容

１　基本方針

（１）徳島県は，南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として，県内全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

（２）平成 29 年 11 月 1 日より，南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており，突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ，臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより，南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。

２　臨時情報（調査中）発表時の措置

（１）臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合，町は，担当職員の緊急参集，情報の収集及び共有，地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知，そ

の他必要な措置を行うものとし，職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

ア　職員の配備体制

共通対策編 第 3 章第 2 節の定めるところによる。

イ　情報伝達経路・方法

共通対策編 第 3 章第 3 節に準ずる。

３　臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

（１）臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達，災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知，臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合，町は，職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき，地域住民等に対する伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ア　職員の配備体制

共通対策編 第 3 章第 2 節の定めるところによる。

イ　情報伝達経路・方法

共通対策編 第 3 章第 3 節に準ずる。

（２）臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は，臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に，臨時情報（巨大地震警戒）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，地域住民等に密接に関係のある事項について 共通対策編 第 3 章第 5 節に準じて周知する。また、町民に対し，家具の固定状況，避難場所や避難経路，家族との安否確認方法等を確認するなど，日頃からの地震への備えを再確認及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備えを実施するよう、平時との違いを明確に示した広報を実施するよう努め、なお，その際には，高齢者や障がい者，外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

（３）地域住民等からの問い合わせ

町は，地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置するとともに，その旨の周知を図る。

（４）臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は，災害応急対策の実施状況，その他臨時情報（巨大地震警戒）等が

発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため，また，災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため，災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

（５）災害応急対策をとるべき期間等

町は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から１週間，後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また，当該期間経過後１週間，後発地震に対して注意する措置をとる。

（６）避難対策等

ア　避難の呼び掛け

町は，建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等，南海トラフ地震に不安のある者等に対して，事前避難の検討を促す。また，南海トラフ地震が発生した場合には町内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ，土砂災害防止法第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域内や防災重点ため池の浸水想定区域内の住民に対して，同様に事前避難の検討を促す。

イ　避難所の設置及び運営

臨時情報（巨大地震警戒）を踏まえた事前避難については，知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし，町はそれが難しい住民が避難するための場所として，事前避難所の確保を行うものとする。この際、スフィア基準を踏まえた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」に沿って運営するものとする。

なお，事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり，電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し，商業施設等も営業していると想定されることから，必要なものは避難者が自ら準備をし、避難所の運営についても避難者が自ら行うことを基本とし、必要以上の買いだめや買い急ぎとならないよう周知を行う。

（７）消防機関等の活動

町は，臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において，消防機関が出火及び混乱の防止，大規模火災等からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について，次の事項を重点として，その対策を定める。

ア　大規模火災等発生情報の的確な収集及び伝達

イ　大規模火災等の発生の恐れがある地域における地域住民等の避難誘

導，避難路の確保

（８）警備対策

県警察は，臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において，犯罪及び混乱の防止等に関して，次の事項を重点として措置をとる。

ア　正確な情報の収集及び伝達

イ　不法事案等の予防及び取締り

ウ　地域防犯団体，警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

（９）水道，電気，ガス，通信，放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には，指定公共機関，指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は，それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより，災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし，必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア　水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし，町及び住民は次の事項を実施する。

（ァ）町

ａ　飲料水の供給を継続するとともに，住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

ｂ　応急給水活動の準備を行う。

ｃ　水道施設の安全点検を実施する。

（ィ）住民

ａ　備蓄している飲料水を点検・確認し，生活用水を可能な範囲で貯水する。

ｂ　自主防災組織の給水班を中心として，応急給水資機材を点検する。

イ　電気

電力事業者は，電力の供給を継続するとともに，後発地震発生に備えた措置及び準備を行い，また，需要家のとるべき措置を広報する。

ウ　ガス

ガス事業者は，ガスの供給を継続するとともに，後発地震発生に備えた措置及び準備を行い，また，需要家のとるべき措置を広報する。

エ　通信

通信事業者は，平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに，後発地震に備えた措置及び準備を行う。また，災害用

伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用，周知等の措置を講ずる。

オ　放送

放送事業者は，臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに，社会的混乱を防止するため，県や市町村の要請に応じて，臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況，交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報，住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

(10) 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は，金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(11) 交通

ア　道路

（ア）県警察は，臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動について，地域住民等に周知する。

（イ）臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には，道路利用者に対して，臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知する。

イ　鉄道

（ア）鉄道事業者は，臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から，臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について，あらかじめ情報提供することとする。

（イ）鉄道事業者は，臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には，旅客等に対してその内容を伝達するとともに，列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

(12) 管理等を行う道路，河川その他の施設に関する対策

ア　不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路，河川，庁舎，社会教育施設，社会体育施設，図書館，学校等については，次の措置を講じておくものとする。

（ア）各施設に共通する事項

ａ　臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

ｂ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ｃ　施設の防災点検及び設備，備品等の転倒・落下防止措置

ｄ　出火防止措置

ｅ　水，食料等の備蓄

ｆ　消防用設備の点検，整備

ｇ　非常用発電装置，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ｈ　各施設における緊急点検，巡視

（ｲ）個別事項

ａ　橋梁，トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

ｂ　幼稚園，小・中学校等にあっては，児童生徒等に対する保護の方法

イ　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は，ア（ｱ）に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとる。

また，災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は，その施設の管理者に対し，同様の措置をとるよう協力を要請する。

（ｱ）自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保

（ｲ）無線通信機等通信手段の確保

（ｳ）災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ　工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について，安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておく。

(13) 滞留旅客等に対する措置

町は，臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため，避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

4　臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

（１）臨時情報（巨大地震注意）等の伝達

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知，臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合，町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき，地域住民等に対する伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ア　職員の配置

共通対策編 第 3 章第 2 節の定めるところによる。

イ　情報伝達経路・方法

共通対策編 第 3 章第 3 節に準ずる。

（２）臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は，臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に，臨時情報（巨大地震注意）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，地域住民に密接に関係のある事項について，共通対策編 第 3 章第 5 節に準じて周知する。なお、その際には、日頃からの地震の備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や、非常持出品の常時携帯などの特別な備えを実施するよう、平時との違いを明確に示した広報を実施するよう努める。

（３）災害応急対策をとるべき期間等

町は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50ｋｍ程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし，太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから，変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間，後発地震に対して注意する措置をとる。

（４）町のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には，町は，全住民に対し，家具の固定状況，避難場所や避難経路，家族との安否確認方法等を確認し、非常持出品の常時携帯などの特別な備えを実施するよう、平時との違いを明確に示した広報を実施するよう努め、，後発地震発生に備えるよう呼びかける。また，町は，施設の防災点検及び設備，備品等の転倒・落下防止措置、公用車の常時燃料満タン啓発等，日頃からの地震への備えを再確認する。

（５）個別分野における防災対応

各個別分野（上下水道、電気、ガス、通信、放送、金融、道路、海上及び航空、鉄道等）における防災対応については、地震災害対策（南海トラフ地震対策）編 第３章 災害応急対策 第２節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応 第２ 内容 ３ 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置 (9)～(12)及び「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和７年８月改訂）」に準ずる。

５　学校における臨時情報発表時の対応

学校においては,「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」を参考に，教育委員会の示す方針に基づき，対応するものとする。

活断層周辺の地震対策編

第１章　総則

第１節　計画の性格

この計画は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づく「東みよし町地域防災計画」の「活断層周辺の地震対策編」を定めた東みよし町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり，この計画に定めのない事項については「東みよし町地域防災計画（共通対策編）」又は「東みよし町地域防災計画（南海トラフ地震対策編）」に定めるところによるものとする。

第２節　被害想定

第１　徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

１　震度分布（平成 29 年 3 月 30 日公表）

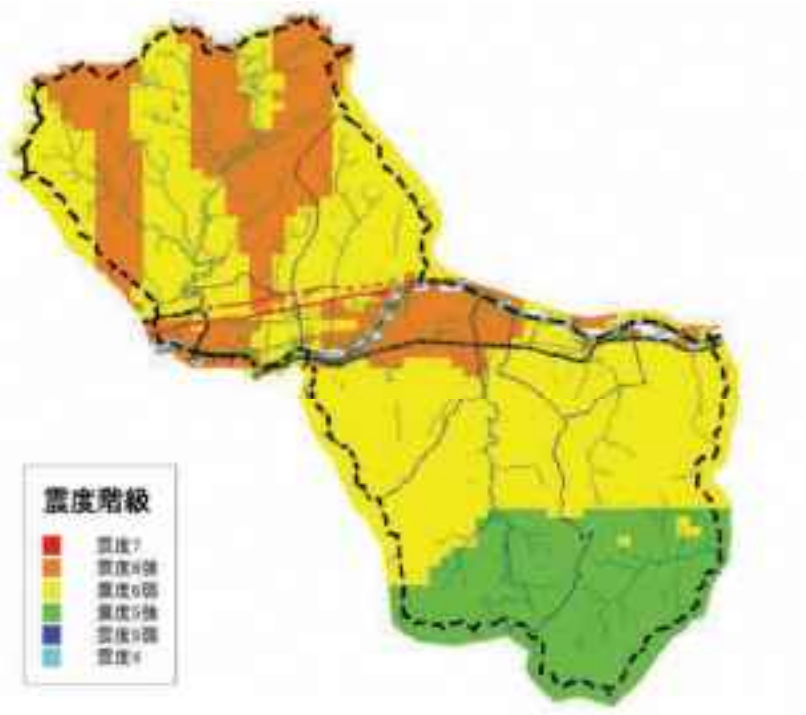

中央構造線・活断層地震による震度予測

２　液状化危険度分布（平成 29 年 3 月 30 日公表）

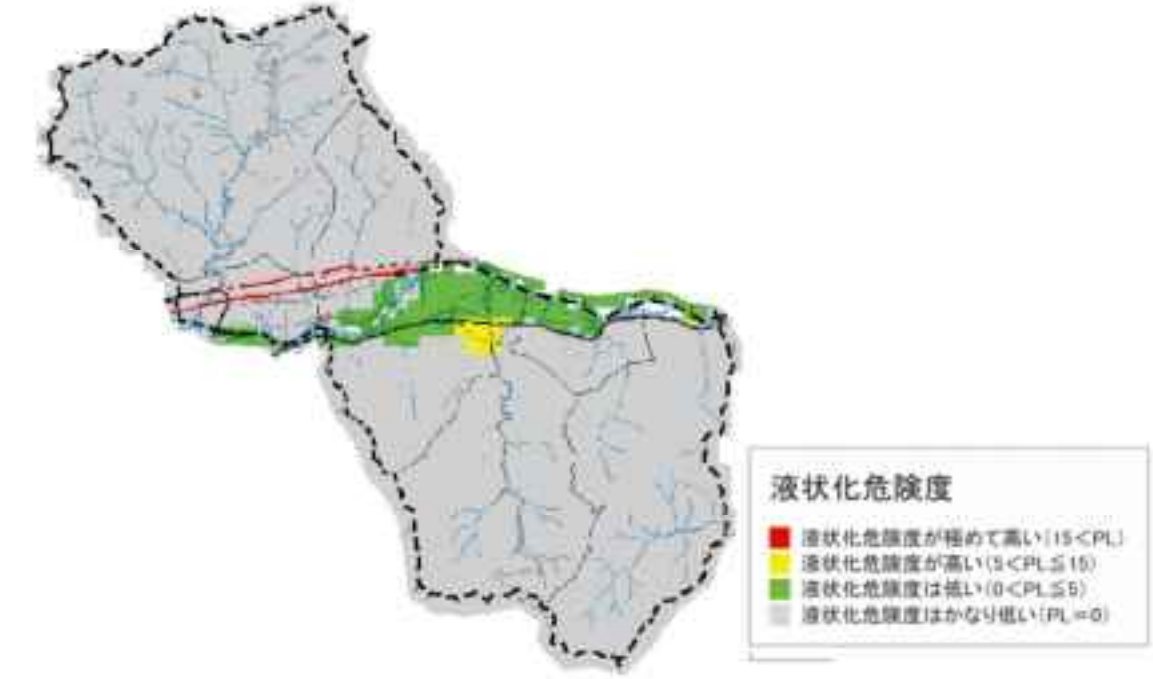

中央構造線・活断層地震に伴う液状化分布

３　被害想定（平成 29 年 7 月 25 日公表）

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（平成 25 年度）で用いた手法を採用し，「建物被害」「人的被害」「ライフライン被害」などを算出している。

（１）建物被害

ア　建物全壊・焼失棟数　一覧表【単位：棟】

揺れ		液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏・昼	冬・夕	冬深夜	夏・昼	冬・夕
520		若干数	10	若干数	若干数	若干数	530	530	540

イ　建物半壊棟数　一覧表【単位：棟】

揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	火災	合計
1,500	10	20	－	1,600

（２）人的被害

ア　死者数・負傷者数　一覧表【単位：人】

区分	ケース	死者数	負傷者数
揺れ	冬深夜	30	340
	うち家具転倒	若干数	40
	夏・昼	20	200
	うち家具転倒	若干数	30
	冬・夕	20	230
	うち家具転倒	若干数	30
急傾斜	冬深夜	若干数	若干数
	夏・昼	若干数	若干数
	冬・夕	若干数	若干数
火災	冬深夜	若干数	若干数
	夏・昼	若干数	若干数
	冬・夕	若干数	若干数
ブロック塀・自動販売機転倒，屋外落下物	冬深夜	若干数	若干数
	夏・昼	若干数	若干数
	冬・夕	若干数	20
合計	冬深夜	40	340
	夏・昼	20	210
	冬・夕	30	250

（３）ライフライン被害

ア　上水道（冬・夕）【単位：人，％】

給水人口	復旧対象人口	直後		１日後		１週間後		１か月後	
		断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口
13,800	13,800	88	12,200	60	8,300	39	5,400	5	700

イ　下水道（冬・夕）【単位：人，％】

下水処理人口	復旧対象処理人口	直後		１日後		１週間後		１か月後	
		断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口
2,500	2,500	4	90	4	90	4	90	0	0

ウ　電力（冬・夕）【単位：軒，％】

電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直後		1日後	
		停電率	停電軒数	停電率	停電軒数
7,900	7,900	100	7,900	53	4,200

エ　通信（冬・夕）【単位：軒，％】

回線数	復旧対象回線数	直後		1日後	
		不通率	不通回線数	不通率	不通回線数
1,400	1,400	100	1,400	53	770

（４）交通施設被害

ア　道路施設（県全体）

道路種別	延長（km）	被害箇所数	被害率(箇所/km)
全路線	15,000	1,100	0.07
うち高速道路・直轄国道	390	70	0.18
うち補助国道・県道・市町村道	14,600	1,000	0.07
緊急輸送道路	1,100	100	0.09

イ　鉄道施設（四国旅客鉄道）

路線	延長（km）	被害箇所数	被害率(箇所/km)
高徳線	25	70	2.8
鳴門線	8	20	2.8
牟岐線	79	80	1.0
徳島線	67	170	2.6
土讃線	41	70	1.7
計	222	410	1.9

（５）生活支障等

ア　避難者（冬・夕）

夜間人口	1日後			1週間後			1か月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
15,044	1,100	710	1,800	1,500	1,500	3,100	710	1,700	2,400

イ帰宅困難者（冬・夕）

帰宅困難者数
440　～　450

ウ　入院需要（冬・夕）

重傷者	死者の１割	要転院患者数	合計
30	若干数	10	50

エ　災害廃棄物等（冬・夕）【単位：万トン】

冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
10	10	10

オ　住機能支障（冬・夕）【単位：戸】

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
5,300	220

カ　エレベータ閉じ込め

エレベータ数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
20	若干数	若干数	若干数	若干数

キ　避難所生活者のうち要配慮者（冬・夕）

避難所生活者数（1週間後）	避難所生活者のうちの要配慮者数							
	65 歳以上の高齢単身者	5 歳未満乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護認定者（要支援者除く）	難病患者	妊産婦	外国人
1,500	70	50	100	20	90	10	10	若干数

ク　孤立集落

孤立する可能性のある集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	合計
15	11	0	11

第２章 災害予防

第１節　活断層の変位による災害の予防

実施機関

町（危機管理課，建設課）

第１　方針

町では，阿讃山脈南縁部に活断層の「中央構造線」が縦断しており，中央構造線活断層帯を震源とする活断層周辺の地震の発生確率は極めて低い（３０年以内は０～０．４％）ものの，ひとたび発生すれば甚大な被害が予想される。

特に活断層の直下では，対策をしても，地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難と考えられることから，「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため，県は長期的に緩やかな「土地利用の適正化」を図ることとし，「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」でこれを規定している。

土地利用の適正化について，町は，住民等に対し，県が策定した「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の周知・啓発に努める。

第２　内容

１　「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策

（１）「特定活断層調査区域」の指定等

県は，活断層の変位による被害を防止するため，活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定している。

町は，「特定活断層調査区域」について，住民等への周知・啓発に努める。

（２）「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において，建築物が倒壊等することで多くの人々への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等（新築，改築，移転）を行う場合には，事業所が活断層の調査を行い，活断層の直上を避けて新築することを求める。

町は，活断層の調査等の対応について，住民及び事業者等への周知・啓発に努める。

２　町が新築等する施設に関する対策

（１）町が，「特定活断層調査区域」において新築等する施設については，その規模に関わらず，等事前に活断層の調査を行い，その直上への新築等を避けるものとする。

第２節　建築物等の耐震化

南海トラフ地震対策編　参照

第３節　土砂災害等予防対策

南海トラフ地震対策編　参照

第４節　水道施設の整備

南海トラフ地震対策編　参照

第５節 危険物等災害予防対策

南海トラフ地震対策編　参照

第６節 火災予防対策

南海トラフ地震対策編　参照

第７節 避難対策の充実

南海トラフ地震対策編　参照

第８節　自治体業務継続計画（ＢＣＰ）

南海トラフ地震対策編　参照

第９節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

南海トラフ地震対策編　参照

第１０節　地震災害に関する調査研究

南海トラフ地震対策編　参照

風水害対策編

第１章　災害予防

第１節　水害予防対策

実施機関

町（危機管理課，建設課，産業課）

水害予防は，水系ごとに一貫したものとし，治山，砂防，河川改良及び地すべり防止事業等を総合的，計画的に推進し，災害の防除・軽減を図るものとする。

第１　河川防災対策

町は，洪水による水害を予防するため，平常から河川施設に注意を払い，情報収集に努めるとともに，異常を認めたときは直ちに施設管理者に連絡する。また，施設管理者から要請があれば，その原因の究明や洪水に際して被害を最小限度に止めるよう，協働して河川防災対策に努める。

１　警戒避難体制の整備

町は，浸水指定区域について，少なくとも当該浸水想定区域ごとに，洪水予報等の伝達方法，避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また，浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において，当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては，当該施設の名称及び所在地，並びに洪水予報等の伝達方法を定める。また，町は，浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設へ洪水等の避難確保計画を作成・公表及び訓練を行い，町長へ避難確保計画の報告を行うよう働き掛ける。

町長は，浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。なお，印刷物においては，河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

２　維持管理・情報収集の強化

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し，異常を認めたときは直ちに補修するとともに，その原因を究明し，洪水に際して被害を最小限度に止めるよう，堤防の維持，補修，護岸，水制，根固工の修繕，堆積土砂の除去，排水ポンプ車等を要請する。

また，吉野川において上流ダム群により洪水調節を行っている時は，情報

収集をする。

（注）以下を資料編に添付

津波・高潮，波浪以外の警報伝達系統図

水防警報情報

水防危険箇所一覧表

各防災機関雨量観測所一覧表

要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）

排水ポンプ車出動要請手順

第２　局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると，全国における１時間降水量 80 ミリ以上の年間発生回数の最近 10 年間（2009 年から 2018 年）の平均回数（約 23 回）は，アメダス観測による統計期間の最初の 10 年間（1976 年から 1985 年）の平均回数（約 14 回）と比べて約 1.6 倍に増加している。このため，全国各地で局地的集中豪雨が発生し，多くの死者も発生しており，その対策が，重要な防災上の課題となっている。

１　気象情報の収集と活用

局地的集中豪雨は，降る時間や場所を事前に予測することが難しい。そこで，大雨・洪水警報の発表時はもちろん，大雨・洪水の注意報が発表された段階から，雨域や時間雨量，河川の水位やダムの放流量など，周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては，スマートフォンや携帯電話の活用などが効果的であり，「すだちくんメール」や「県公式ＬＩＮＥ」をはじめ，民間気象会社や町の「防災情報配信アプリ」や「町公式ＬＩＮＥ」など，各種の情報配信サービスやインターネット及びＳＮＳなどを広く住民が活用できるように，周知・広報する。

２　住民への周知

「大雨警報」，「洪水警報」，「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や，「避難指示」などの避難情報の発令については，町及び県の公式ＳＮＳやケーブルテレビの町行政放送・文字放送，緊急速報メールなどにより，住民に対し迅速・適切に周知を図る。また，要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者へ洪水予報について，電話又はＦＡＸで情報伝達を行う。

３　消防等による警戒

町消防団，町においては，局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため，次の事項について警戒し，必要な対策を行う。

（１）各地域の雨量の動きや降水量の把握
（２）局地的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒
（３）がけ地などの危険箇所等の警戒
（４）ダム放流が通知された場合における，急激な水位上昇により事故発生が予想される地域の警戒

４　河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において，県や町などの工事発注機関は，短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について，次の観点から請負業者を指導する。

・雨天時の工事中止等の検討
・気象情報等の取得体制の強化とその活用
・避難行動の事前確認の徹底
・作業現場及び周辺の点検

５　施設管理者等の安全対策

県や町などの関係機関は，各機関が管理する施設の管理等について，次の点に配慮して，局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

・気象情報の迅速な収集と活用
・土石流，地すべり，がけ崩れ，道路法面などの危険箇所の警戒や対応
・早期の道路の通行規制

第３　防災知識の普及

１　県及び町は，国と連携しながら，「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し，住民の理解と協力を得るとともに，住民主体の取組を支援･強化することにより，地域の防災意識の向上を図るものとする。

２　四国地方整備局，徳島地方気象台，県及び町は，地域の防災力を高めていくため，一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供，学校における防災教育の充実，防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に，水害・土砂災害のリスクがある学校においては，避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

３　四国地方整備局，徳島地方気象台，県及び町は，各地域において，防災リーダーの育成等，自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう，水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

４　四国地方整備局，徳島地方気象台，県及び町は，防災（防災・減災への取組

実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により，高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

５　四国地方整備局，徳島地方気象台，県及び町は，防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて，５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して，受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第２節　風害予防対策

実施機関

町（危機管理課，建設課，産業課）

第１　方針

風害を防止または被害の拡大を防止するため，通信施設及び電力施設の防災対策の強化を図る。

第２　内容

１　保安林整備

風害防止のため，保安林の適正な管理を行い，災害の防除軽減を図るものとする。

２　農作物の被害予防対策

風害を予防するため，防風ネット等を設置する。また，被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では，幹や枝の誘引による作物体の折損防止，水田深水による倒伏防止対策等を講じるとともに耐倒性品種の導入，肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止等，被害の軽減を図るものとする。

さらに，各種施設については施設の補強，被覆資材の飛散防止対策を十分に行い，施設内外の被害防止を図るものとする。

３　通信施設の防災対策

電気通信設備については，弱体設備の早期発見に努め，設備の補強措置を講じるほか，計画的な設備更改を行い，設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

第３節　土砂災害等予防対策

実施機関

町（危機管理課，建設課，産業課）

第１　方針

町・県及び関係機関は，地すべり，がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため，危険な個所における必要な災害防止策について定める。

第２　内容

１　地すべり予防対策

町は，地すべりによる災害を防止するため，人的被害の軽減を最優先に考え，単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全，安全な避難を確保するための避難場所の保全，災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全，さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

町は，警戒避難体制を確立するとともに，自主防災組織の育成，危険箇所のパトロール等を実施するものとし，必要に応じて県に支援要請する。

重大な土砂災害の急迫している状況において，土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため，土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づき，国土交通省及び県が緊急調査を行い，結果に基づき当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第 31 条により町に通知されるとともに住民へ周知される。町は，避難指示等を行う。

〔参考〕地すべりの兆候

１　斜面に段差が出たり，亀裂が生じる。
２　凹地ができたり，湿地が生じる。
３　斜面からの湧水が濁ったり，湧き方が急に変化する。
４　石積がはらんだり，擁壁にひびが入る。
５　舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
６　樹木，電柱，墓石などが傾く。
７　戸やふすまなどの建具がゆるみ，開けたてが悪くなる。
※　集中豪雨，長雨，地震時に発生しやすいが，常に注意をしておく必要がある。

２　急傾斜地崩壊予防対策

町は，がけ崩れによる災害を防止するため，人的被害の軽減を最優先に考え，単独での避難が困難な高齢者等を守るための災害弱者関連施設の保全，安全な避難を確保するための避難場所の保全，災害発生時の救援活動を確保

するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全，近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止，さらに避難路の保全を重点的に実施するとともに，県に対して予防対策の実施を要請する。

町は，区域毎にその範囲，面積，人口，世帯数等について事前に実態調査して把握しておくとともに，予想される災害について被害状況を検討しておくよう努める。また，情報，警報等の収集・伝達方法を整備し，かつ避難に関する実施責任者，方法，場所等を定める。さらに，警戒避難体制を確立するとともに，自主防災組織の育成，危険箇所のパトロール等を実施するものとし，必要に応じて県に支援要請する。警戒雨量基準については，県の「急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準例」に準じる。

〔参考〕警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100㎜以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100㎜あった場合	前日までの降雨がない場合
第１警戒態勢	当日の日雨量が50㎜を超えたとき	当日の日雨量が80㎜を超えたとき	当日の日雨量が100㎜を超えたとき
第２警戒態勢	当日の日雨量が50㎜を超え，時雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80㎜を超え，時雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100㎜を超え，時雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき

〔参考〕危険度の高いがけ

１　クラックのあるがけ
２　表土の厚いがけ
３　オーバーハングしているがけ
４　浮石の多いがけ
５　割目の多い基岩からなるがけ
６　湧水のあるがけ
７　表流水の集中するがけ
８　傾斜角が30°以上，高さ5m以上のがけ
※　集中豪雨，台風，地震時には特に注意する必要がある。

３　土石流予防対策

町は,土石流による災害を防止するため,人的被害の軽減を最優先に考え,

単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全，安全な避難を確保するための避難場所の保全，災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全，さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

なお，雨量基準については，県の「土石流対策雨量基準」に準じる。

町は，警戒避難体制を確立するとともに，自主防災組織の育成，土石流危険渓流のパトロール等を実施するものとし,必要に応じて県に支援要請する。

4　山地に起因する災害危険個所（山腹崩壊危険地区，崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

本町を取り巻く地形条件（8 割を占める山地，脆弱な地質，急勾配の渓流など）や気象条件（台風の常襲地域，近年の異常気象等），土地利用状況（山地における荒廃した農地，がけ下での家屋の建築等）により山腹崩壊が発生し，流出土砂によって人家や公共施設へ災害が発生することが多くなってきている。

町は，災害を未然に防止するため，県に治山事業による防災対策の推進を要請するとともに，県と連携し，危険個所や治山施設の定期的な点検を実施する。

〔参考〕土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200 ㎜以上	300 ㎜以上
日量	150 ㎜以上	200 ㎜以上
6 時間量	120 ㎜以上	180 ㎜以上
4 時間量	100 ㎜以上	150 ㎜以上
2 時間量	70 ㎜以上	100 ㎜以上
1 時間量	50 ㎜以上	60 ㎜以上

5　土砂災害警戒区域等における予防対策

町は，土砂災害から住民の生命及び身体を守るため，急傾斜地の崩壊，土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域の情報を提示し，警戒避難体制の整備を図る。

（1）土砂災害区域指定等に関する情報提供

町は，県から土砂災害に関する意見聴取があった場合，区域における土砂災害の危険性等について情報提供する。また，県が基礎調査を実施する

場合，要請があれば町は，協力する。

（２）警戒避難体制の整備

町は，土砂災害防止法第７条第１項に基づき，知事により指定された土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達，予警報の発令及び伝達,避難,救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について，町地域防災計画に定めるものとする。また，土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は，当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

なお，町長は，土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

（注）要配慮者利用施設一覧表（土砂災害警戒区域内施設）を資料編に添付

第４節　宅地防災対策

実施機関

町（危機管理課，建設課）

第１　方針

町は，建築基準法等に基づき，崖崩れ，擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため，宅地造成工事については，県と協議し，適切な指導を行う。

第２　内容

１　工作物の耐震設計

擁壁，法面等で地震により崩壊する恐れのある工作物等について，建築基準法等の技術基準に適合するよう指導を徹底する。

２　監督処分

許可に係る行為で是正等を要する場合には，町は県に対して，監督権，命令権に基づく速やかな処置を要請する。

（１）建築基準法の監督処分

ア　工事停止命令

イ　その他，違反是正措置命令

（２）徳島県土地利用指導要綱の措置

ア　工事停止・原状回復・その他必要な措置を指示

イ　県知事は，町長に助言及び指導を行う

３　被災宅地危険度判定制度の整備

町は，県の被災宅地危険度判定制度を利活用し，大規模な地震災害が発生した場合，被災宅地危険度判定士による宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い，二次災害を軽減，防止するよう努める。なお，被災宅地危険度判定に必要な物品の準備をしておく。

第５節　農業用ため池対策

実施機関

町（危機管理課，建設課，産業課）

１　施設の現況

町内の農業用ため池（震度 5 弱以上の地震時に緊急点検を要するため池）は 8 箇所で，総貯水量 98,500m³ である（平成 28 年 4 月現在)。

農業従事者の減少や兼業農家の増加，宅地転用に伴う農地の減少，用水の整備等により，ため池の利用頻度は低下し，点検修理，維持管理が十分に行われていないため池もある。農業用ため池は，土堤構造がほとんどであり築造年代は，相当古いものが多く集中豪雨による洪水時等には，堤体が損傷し被害を受けるとともに，決壊により周囲に被害を及ぼす恐れがある。

２　管理の形態

農業用ため池は，農業用施設として土地改良区，水利組合等が独自に運営管理しているものと町が管理しているものがある。大規模な改修については国，県，町の補助を受けている場合が多いが，基本的には受益者で維持管理されている。

３　管理体制の強化

農業用ため池の災害予防については，管理者による適切な日常管理や定期点検が重要であることから，町は管理者に対して適切に指導する。

第６節　建築物災害予防対策

実施機関

町（危機管理課,建設課）

第１　方針

建築基準法（第 39 条）に基づき，次の計画を積極的に推進することにより，建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。

第２　内容

１　災害危険区域整備計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止，その他建築物にかかる制限は，県によって行われ，被害の未然防止を図る。

２　災害危険区域指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について，県と連携を密にして適切な指導を行い，安全確保について万全を図るものとする。

第７節　雪害予防対策

実施機関

町（総務課，危機管理課，建設課）

第１　方針

豪雪による被害を防止し，又は軽減するため，関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

第２　内容

１　県は，徳島県雪害防止対策要綱に基づき，主要道路の除雪体制を確立し，交通規制及び指導を行い，農林施設，作物の雪害対策を図り及び雪害予防知識の普及に努める。

２　町は，特に交通の確保をはかる措置を講じるため主要道路の除雪，除雪機械の整備並びに要員の配備・出動等，町が実施すべき事項を町地域防災計画に定め，これにより雪害対策を実施するものとする。雪害を原因とする倒木により，道路の通行止による集落の孤立及び電線等の切断や電柱の倒壊による長期の停電対応を実施する。また，町は，冬季における道路等の凍結に備え，凍結防止剤の確保を行う。

第８節 気象業務の整備

実施機関

町（総務課，危機管理課）

第１　方針

注意報，警報，特別警報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を整備し，関係防災機関相互の連絡を密にし，防災対策の適切な実施を図るものとする。

第２　内容

１　警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

（１）5 段階の警戒レベル

警戒レベルとは，災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を 5 段階に分け，居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連付けるものである。

（２）警戒レベル相当情報

町は，避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を，警戒レベルとの関係が明確になるよう，5 段階の警戒レベル相当情報として区分し，その提供に当たり，参考となる警戒レベルも併せて提供することで，住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

２　注意報・警報・特別警報，気象情報

注意報・警報・特別警報については,「東みよし町」など基本的に市町村単位である二次細分区域毎に発表する。警報等の注意警戒文と気象情報などには,「市町村等をまとめた地域（東みよし町は,「三好」に含まれる）や「一次細分区域（東みよし町は,「北部」に含まれる）を用いる場合がある。

気象庁震度階級関連解説表

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市，鳴門市，小松島市，板野町，藍住町，北島町，松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市，阿波市，美馬市脇・美馬・穴吹，石井町，上板町，つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平，佐那河内村，神山町，つるぎ町一宇
		三好	三好市，東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町，上勝町，勝浦町
		海部	海陽町，美波町，牟岐町

３　徳島地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準

（数値は，予想される気象要素値である）

（１）注意報

気象現象等により災害が予想される場合，住民及び関係機関の注意を喚

起するために発表する。

種　　類		発　表　基　準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあり，具体的には，降雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上，海上で 15m/s 以上と予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあり，具体的には，平均風速が陸上で 12m/s 以上，海上で 15m/s 以上と予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあり，具体的には，「東みよし町」では，以下の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数が　9 以上 土壌雨量指数が　117 以上 ※ 土壌雨量指数は，地域メッシュ（1ｋｍ格子）毎に基準が異なる。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあり，具体的には，「12 時間降雪の深さ」が「山地を除く地域　5cm 以上」，「山地（標高約 500m以上）15cm 以上」が予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され，具体的には，視程が陸上で 100m 以下，海上で 500m 以下と予想される場合。
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され，具体的には，気象台において最小湿度が 40%以下で，実効湿度が 60%以下と予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあり，具体的には，「積雪の深さ」が 50cm 以上あり，次のいずれかが予想される場合。 ①降雪の深さが 20cm 以上 ②気象台における最高気温が 7゜C 以上 ③降水量が 10mm 以上

種　　類		発　表　基　準
気象注意報	着雪注意報	着雪によって被害が起こるおそれがあり，具体的には，気温-2゜C～2゜C の条件下で「24 時間降雪の深さ」が 20cm 以上と予想される場合。
	霜注意報	晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され，具体的には，晩霜期を対象とし最低気温が 4゜C 以下と予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され，具体的には，気象台における最低気温が-3゜C 以下と予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が起こるおそれがあると予想され，具体的には，通信線や送電線，船体などへの被害が起こるおそれのある場合。
	融雪注意報	融雪により災害が起こるおそれがあると予想され，具体的には，浸水，土砂災害などの災害が起こるおそれがある場合。
※地面現象注意報		大雨，大雪等による山崩れ，地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
※浸水注意報		浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報		大雨，長雨等による洪水によって災害が起こるおそれがあり，具体的には，「東みよし町」で，以下の基準に到達することが予想される場合。 【流域雨量指数基準】 山口谷川流域＝7.2 加茂谷川流域＝11.1 小川谷川流域＝11.2 大藤谷川流域＝7.5 【複合基準】 ※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。 加茂谷川流域＝（5，7.6） 大藤谷川流域＝（5，7.5） 吉野川流域＝（5，57.6） ※ 流域雨量指数基準は，各流域のすべての地点に設定しているが，ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※ 複合基準は，主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

（２）警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合，住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種　　類		発　表　基　準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあり，具体的には，平均風速が陸上で 20m/s 以上，海上で 25m/s 以上と予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあり，具体的には，降雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上，海上で 25m/s 以上と予想される場合。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあり，具体的には，以下の基準に到達することが予想される場合。大雨警報には，大雨警報（土砂災害），大雨警報（浸水害），大雨警報（土砂災害，浸水害）のように，特に警戒すべき事項が明記される。 表面雨量指数が　16 以上 土壌雨量指数が　142 以上 ※ 土壌雨量指数は，地域メッシュ（1ｋｍ格子）毎に基準が異なる。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあり，具体的には，「12 時間降雪の深さ」が，「山地を除く地域　20cm 以上」，「山地（標高約 500m以上）　30cm 以上」が予想される場合。
※地面現象警報		大雨，大雪等による山崩れ，地すべり等の地面現象等により重大な災害が起こるおそれがある場合。

種　　類	発　表　基　準
※浸水警報	浸水によって，重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報	大雨，長雨等による洪水によって重大な災害が起こるおそれがあり，具体的には，「東みよし町」で，以下の基準に到達することが予想される場合。 【流域雨量指数基準】 山口谷川流域＝9 加茂谷川流域＝13.9 小川谷川流域＝14 大藤谷川流域＝9.4 【複合基準】 ※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。 大藤谷川流域＝（6，8.4） 吉野川流域＝（6，67.5） ※ 流域雨量指数基準は，各流域のすべての地点に設定しているが，ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※ 複合基準は，主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

注１　※を付した地面現象及び浸水警報・注意報は，その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。また，地面現象の特別警報は，大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表する。

注２　発表基準欄に記載した数値は，徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり,社会環境により変更することがある。

注３　注意報及び警報はその種類にかかわらず，新たな注意報，又は警報が発表されたときに切替えられるものとし，解除されるまで継続される。

注４　水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報，水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代えるものとする。

注５　大雨，洪水警報及び大雨，洪水注意報は，市町村毎に定めた基準により発表する。

注６　地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し，通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合，必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。

（３）特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され，重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合，最大級の警戒を呼び掛けるため，「特別警報」を発表する。

種　　類	概　　要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には，大雨特別警報（土砂災害），大雨特別警報（浸水害），大雨特別警報（土砂災害，浸水害）のように，特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり，命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が起こる恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

ア　雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②のいずれかを満たすと予想され，かつ，激しい雨（※１）がさらに降り続くと予想される場合，その格子が出現している場合に発表する。

①　過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数(※２)の値以上となる１㎞格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

②　過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数(※３)の値以上となる１㎞格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした幻想に相当する土壌雨量指数（※４）の基準値を地域ごとに設定し，この基準値以上となる１㎞格子が概

ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され，かつ，激しい雨（※１）がさらに降り続くと予想される場合，その格子が出現している場合に発表する。

※１　激しい雨：１時間におおむね 30 ㎜以上の雨

※２　表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけたまっているかを表す値。

※３流域雨量指数：降った雨が地表面や地中を伝って河川に流れ出し，さらに架線に沿て，流れる量を表す値。

※４　土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中にたまっている状態。雨に関する

東みよし町の 50 年に一度の値一覧（令和４（2022）年 3 月 24 日現在）

地　域					50 年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI
徳島県	徳島県	北部	三好	東みよし町	536	139	278	110

注１　略語の意味は右のとおり。R48：48 時間降水量(mm)，R03：3 時間降水量(mm)，SWI：土壌雨量指数（Soil　Water Index)。

注２　「50 年に一度の値」の欄の値は，東みよし町にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注３　SWI の警報基準の欄の値は，令和元年 5 月 29 日現在の値である。

注４　雨に関する東みよし町の 50 年に一度の値一覧については，気象庁ホームページに掲載されている。

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf)

注５　R48，R03，SWI いずれについても，50 年に一度の値は統計値であり，一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注６　特別警報は，府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注７　特別警報の判定に用いる R03 の値は，３時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。

イ　台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

指標を以下のとおりとする。

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に，特別警報を発表する。ただし，沖縄地方，奄美地方及び小笠原諸島については，中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については，指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま，中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における，大雨・暴風・高潮・波浪の警報を，特別警報として発表する。

温帯低気圧については，指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における，大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を，特別警報として発表する。

ウ　雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)

府県程度の広がりをもって50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合には、大雪特別警報を発表する。

「50 年に一度の積雪深」一覧（令和５年１１月１日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
徳島県	徳島	12 *	42

（注１）50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。
（注２）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。
（注３）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

4　指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。下表の標題により発表される。警戒レベル２～５に相当する。

また、令和２年３月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川（当県では、吉野川、那賀川）においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

（１）吉野川洪水予報

①洪水予報区間：左岸徳島県三好市池田町から河口まで
　　右岸徳島県三好市池田町から河口まで

②発表基準

イ　池田（無堤・有堤）の基準地点の水位が，氾濫注意水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれるときに，徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して（以下同じ）吉野川氾濫注意情報を発表する。

ロ　池田（無堤・有堤）の基準地点の水位が，水位予測に基づき氾濫危険水位に達することが見込まれるとき，あるいは避難判断水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれるときに，（同）吉野川氾濫警戒情報を発表する。

ハ　池田（無堤・有堤）の基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき，または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに，（同）吉野川氾濫危険情報を発表する。

ニ　洪水予報区間内で氾濫が発生したときに，（同）吉野川氾濫発生情報を発表する。

③ 基準地点

観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位　m	水防団待機水位　m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 m
池田 (無堤)	北緯 34° 01′ 57″	徳島県 三好市	1.00	4.10	6.70	7.40	8.00	11.872
池田 (有堤)	東経 133° 50′ 32″	井川町 西井川				8.00	9.70	

（２）　指定河川洪水注意報

種類（洪水注意報）	発表基準
吉野川氾濫注意情報	氾濫注意情報（洪水注意報）は，いずれかの基準地点（池田，岩津）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し，さらに水位の上昇が見込まれるときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。 ［吉野川洪水予報実施要領（令和７年３月25日）による］

（３）　指定河川洪水警報

種類（洪水警報）	発表基準

吉野川氾濫警戒情報	氾濫警戒情報（洪水警報）は，池田・岩津のどちらかの基準地点の水位が水位予測に基づき氾濫危険水位に達することが見込まれるとき，あるいは避難判断水位に達し，さらに水位の上昇が見込まれるときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。［吉野川洪水予報実施要領（令和 7 年 3 月 25 日）による］
吉野川氾濫危険情報	氾濫警戒情報（洪水警報）は，池田・岩津のどちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。［同］
吉野川氾濫発生情報	氾濫発生情報（洪水警報）は，洪水予報区間内で氾濫が発生した時に徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。［同］

５　土砂災害警戒情報

徳島県と徳島地方気象台は，大雨警報（土砂災害）発表中において大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに，市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように「土砂災害警戒情報」を共同で作成・発表する。

（１）土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は，大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し，土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図 1）として作成・発表する。

（２）土砂災害警戒情報の発表・解除基準

ア　発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において，実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される(集中的な土砂災害発生の危険度が高まった)とき 発表対象地域(図 2)に発表する。

イ　解除基準

土壌雨量指数が警戒基準を下回り，かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき，発表対象地域ごとに解除する。ただし，無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず警戒基準を下回らない場合は，土壌雨量指数等を鑑み解除する。

なお，地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し，通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合，必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

（３）土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は，大雨警報と関連する防災情報のひとつであり，徳島地方気象台は気象業務法第１１条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は「災害対策基本法第５５条」及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第２７条」に基づき市町村長に伝達する。伝達経路は気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統図に準ずる。町は，土砂災害警戒情報の伝達があれば，該当地区の住民に対して，音声告知放送や緊急速報メール等を利用して周知する。

（４）土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は，降雨から予測可能な土砂災害のうち，避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし，土砂災害は，それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度，地下水の状況等に大きく影響されるため，個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また，技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊，山体の崩壊，地すべり等は，土砂災害警戒情報の対象とはしていない。

図１　土砂災害警戒情報発表例

図２　発表対象地域名（松茂町，北島町，藍住町，阿波市吉野町を除く　発表対象地域数４４）

6　気象情報

大雨，強風等が予想される場合には，気象の実況や今後の予想の解説を加え，特別警報・警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報），注意報・警報・特別警報を補完する気象情報（補完的情報）等を文章や図形式で「大雨に関する徳島県気象情報」等の名称で注意や警戒をする旨発表する。

7　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に，数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した場合に，「記録的短時間大雨情報」を発表している。

この記録的短時間大雨情報は，担当予報区内で１時間に降った雨量（地上の雨量計による観測，解析雨量）が，下表基準雨量を超えた場合，記録的短時間大雨情報を発表し，より一層の警戒を喚起する。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部　１時間降水量	110 ミリ

8　竜巻注意情報

竜巻注意情報は，積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激

しい突風に対して注意を呼びかける情報を補足する情報として雷注意報で発表する。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻情報　第○号
令和××年×月×日○○時○○分　気象庁発表

徳島県×部は，竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には，頑丈な建物内に移動するなど，安全確保に努めてください。
落雷，ひょう，急な強い雨にも注意してください。
この情報は，×日○○時○○分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻情報　第○号
令和××年×月×日○○時○○分　気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には，頑丈な建物内に移動するなど，安全確保に努めてください。
落雷，ひょう，急な強い雨にも注意してください。
この情報は，×日○○時○○分まで有効です。

9　台風予報，台風情報

（１）台風に関する予報，情報

気象庁は，北西太平洋（東経 100 度～東経 180 度，赤道～北緯 60 度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について，実況及び 24 時間先までの予報を 3 時間ごとに，72 時間先までの予報を 6 時間ごとに発表する。さらに，3 日（72 時間）先も引き続き台風であると予想される時には，5 日（120 時間）先までの進路予報を 6 時間ごとに発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には，台風の位置や強さなどの実況と 1 時間後の推定位置を 1 時間ごとに発表するとともに，24 時間先までの 3 時間刻みの予報を 3 時間ごとに発表する。

（２）台風の大きさ，強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには，台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために，台風を「大型で強い台風」のように，

大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか，吹く可能性がある範囲）を 3 段階，強さ（最大風速：10 分間平均風速の最大値）を 4 段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分類
500 ㎞未満	
500 ㎞以上 800 ㎞未満	大型（大きい）
800 ㎞以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未満	
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

第２　火災気象情報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項に基づき，徳島地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき，その状況を火災気象通報として知事に通報するもので，知事は町長に通報する。

町長は，前項の通報を受けたとき，又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは，火災に関する警報を発することができる。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

通報基準

（１）実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下となり，最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

（２）平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし，降雨，降雪中は通報しないこともある。

第３　噴火警報，噴火予報

気象庁は，噴火災害軽減のため，全国 111 の活火山を対象として，観測・監視・評価の結果に基づき，火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して噴火警報・噴火予報を発表する。このうち噴火警報は，居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に，「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。なお，「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は，「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」），含まれない場

合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）として発表する。

噴火警報を解除する場合等には，「噴火警報」を発表する。

噴火速報は，登山者等，火山の周辺に立ち入る人々に対して，命を守るための行動が取れるよう，噴火の発生を知らせる情報である。

降灰予報は，噴火のおそれがある火山周辺で，計画的な対応行動をとれるようにするために，定期的に発表する「降灰予報（定時）」，火山近傍にいる人が，噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」，火山から離れた地域の住民も含め，降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の３種類の情報として発表する。

徳島地方気象台は，徳島県に影響する火山が噴火した場合に通知する。

第４　地震情報，緊急地震速報

１　地震情報

地震情報は，発表基準・情報の内容により次のように区別される。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度３以上	地震発生約１分半後に，震度３以上を観測した地域名（全国を188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻，発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに，1km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

※震源要素とは，発生日時，震源地，震源の深さ，地震の規模等である。

２　緊急地震速報

緊急地震速報とは，地震の発生直後に，各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し，可能な限り素早く知らせる情報のことで，次のように区別される。

種類	内容
緊急地震速報（警報）	・最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに，強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 ・緊急地震速報（警報）のうち，震度 6 弱以上が予想さ

	れる場合を特別警報に位置付ける。ただし，特別警報の対象となる最大震度 6 弱以上をもたらすような巨大な地震については，震度 6 弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術が，現状では即時性・正確性に改善の余地があること，及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから，緊急地震速報（警報）においては，特別警報を通常の警報と区別せず発表する。
緊急地震速報（予報）	・最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。

（別表１）大雨注意発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北部	三好	東みよし町	8	117

備考

＊基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。

＊土壌雨量指数：土壌雨量指数は，降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

＊土壌雨量指数基準値は１㎞四方ごとに設定しているが，欄内の土壌雨量指数基準は，市町村等内における基準値の最低値を示している。

（別表２）洪水注意報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
北部	三好	東みよし町	山口谷川流域＝7.2 加茂谷川流域＝11.1 小川谷川流域＝11.2 大藤谷川流域＝7.5	加茂谷川流域＝(5，7.6) 大藤谷川流域＝(5，7.5) 吉野川流域＝(5，57.6)	吉野川〔池田(無堤)・池田(有堤)〕

備考
＊基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。
＊欄中，「○○川流域＝30.0」は，「○○川流域の流域雨量指数基準 30.0 以上」を意味する。
＊欄中，「○○川流域＝（○○，△△）」は，「○○川流域の流域雨量指数○○以上かつ表面雨量指数△△以上」を意味する。
＊欄中，「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は，洪水注意報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において，△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味している。
＊流域雨量指数：流域雨量指数は，降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量，降水短時間予報をもとに，5km四方の領域ごとに算出する。
＊流域雨量指数の基準を設定した河川は，概ね 15km以上の流路の河川を選定。
＊洪水注意報の雨量基準は大雨注意報の雨量基準と同じ。
＊国土交通省及び徳島県と共同で洪水予報を実施している指定河川（吉野川）では，洪水警報・注意報とも流域雨量指数の単独基準は設定しない。
＊指定河川洪水予報による基準は，洪水予報の予報区域（基準観測点）による。
※ 流域雨量指数基準は，各流域のすべての地点に設定しているが，ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。
※ 複合基準は，主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

（別表３）大雨警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北部	三好	東みよし町	16	142

備考
＊基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。
＊土壌雨量指数：土壌雨量指数は，降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
＊土壌雨量指数基準値は１㎞四方ごとに設定しているが，欄内の土壌雨量指数基準は，市町村等内における基準値の最低値を示している。

（別表４）洪水警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
北部	三好	東みよし町	山口谷川流域＝9 加茂谷川流域＝13.9 小川谷川流域＝14 大藤谷川流域＝9.4	大藤谷川流域＝（6，8.4） 吉野川流域＝（6，67.5）	吉野川〔池田（無堤）・池田（有堤）〕

備考

＊基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。

＊欄中，「○○川流域＝30.0」は，「○○川流域の流域雨量指数基準 30.0 以上」を意味する。

＊欄中，「○○川流域＝（○○，△△）」は，「○○川流域の流域雨量指数○○以上かつ表面雨量指数△△以上」を意味する。

＊欄中，「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は，洪水注意報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において，△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味している。

＊流域雨量指数：流域雨量指数は，降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量，降水短時間予報をもとに，5km四方の領域ごとに算出する。

＊流域雨量指数の基準を設定した河川は，概ね 15km以上の流路の河川を選定。

＊洪水注意報の雨量基準は大雨注意報の雨量基準と同じ。

＊国土交通省及び徳島県と共同で洪水予報を実施している指定河川（吉野川）では，洪水警報・注意報とも流域雨量指数の単独基準は設定しない。

＊指定河川洪水予報による基準は，洪水予報の予報区域（基準観測点）による。

※ 流域雨量指数基準は，各流域のすべての地点に設定しているが，ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。

※ 複合基準は，主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

第２章　災害応急対策

第１節　水防活動の実施

実施機関

町（危機管理課）

第１　方針

洪水等による水災を警戒し，防御し，これによる被害を軽減するための水防活動は，徳島県水防計画及び水防管理団体の水防計画により実施する。

第２　内容

１　実施責任者

水防活動の責任は，水防管理団体の長（水防管理者：町長）とする。

２　水防体制

（１）町の水防体制

町の水防体制は，次のとおりとする。

ア　東みよし町水防本部

（ア）設置

町長は，洪水等による危険があると認めたときは，徳島県水防計画の定めるところにより東みよし町水防本部（以下,「町水防本部」という。）を設置する。

（イ）組織

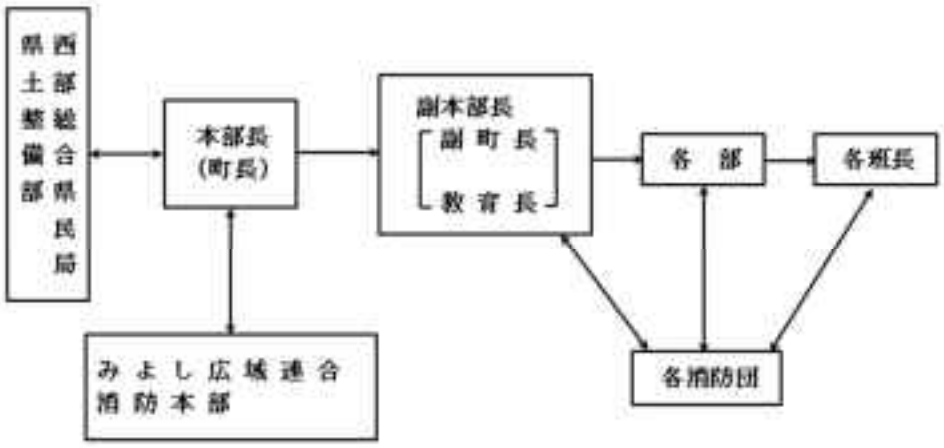

本部長不在の時は，副町長が代行する。

（ウ）事務局

町水防本部事務局は東みよし町役場危機管理課に置き，水防事務にあたる。

（エ）支部設置

本部長は，地域の応急水防対策を図るため，必要があると認めるときは，町水防本部の支部（以下，「町水防支部」という。）を設置するものとする。

（オ）町水防支部

町水防支部は東みよし町役場三好庁舎に置き，水防事務にあたる。また，支部長は教育長，副支部長は建設課長とする。

（カ）班編成

班編成は，町災害対策本部の班編制に準ずる。このとき，建設班による水防に関する警戒監視行動に留意する。

（キ）廃止

本部長は，地域の応急水防対策がおおむね完了したと認めたときは，町水防本部・支部を廃止するものとする。

（２）非常配備

常時勤務から水防非常体制への切換を確実迅速に行うとともに，勤務員を適当に交代休養させ,長時間にわたる非常勤務活動の完備を期するため，次の要領による非常配備を行うものとする。

水防非常配備の種類

イ　第一非常体制

①大雨注意報等が発表され，相当な災害の発生が予想されるとき又は，台風が接近する恐れがあるとき。

ロ　第二非常体制

①暴風，大雨，洪水警報等が発表され，相当な災害の発生が予想されるとき。

②台風が通過することが確実とされたとき。

③河川が氾濫注意水位に近づいたとき。

④「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。

⑤大雨特別警報が発表されたとき。ハ　第三非常体制

事態が切迫し，危険性が大で第二非常体制では処理しかねると認められたとき。

各部は本部の指示によるほか，適宜その状況に応じて本部との協議の上，非常配備を行うものとする。非常配備を整えたときは，すみやかに水防本部長に報告する。

もし事態が長引くときは，所属長において適宜交代させることができる。

（注）消防団管轄区分図を資料編に添付する。

２　惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は,職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第２節　土地改良区等における災害応急対策

実施機関

町（産業課）

第１　方針

町，土地改良区，用水組合，ため池管理者は，管理する取水施設，排水機場，用水排水路，農業用ダム・農業用ため池等の農業用施設の応急対策について定める。

第２　内容

１　町の業務

（１）被災状況の通報

町は，施設の破損を発見したときは，速やかに施設管理者及び水防管理者に報告するとともに，可能な応急対策があれば実施するものとする。

（２）応急復旧の要請

町は，施設管理者に上記通報を行うとともに直ちに応急復旧の要請を行う。

（３）応急復旧の協力

町は，施設管理者が応急復旧工事を着手するとき，施設管理者から要請があった場合，必要な協力を行う。

大規模事故等災害対策編

第１章　鉄道災害対策

実施機関

町（危機管理課，総務課，健康づくり課）

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害による被害の拡大を防止するため，必要な体制の整備を推進する。

第１節 災害予防

第１ 災害応急体制の整備

町は，職員の非常参集体制の整備を図る。

また，必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し，職員に周知するとともに，訓練等を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図る。

第２ 救助・救急，医療及び消火活動関係

１　救助・救急活動関係

町及びみよし広域連合消防本部は，救助工作車，救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

２　医療及び消火活動関係

町は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，県と連携の下，応急救護用医薬品等の供給確保に備える。

また，平常時から医療及び消火活動について，消防本部，県及び鉄道事業者との連絡体制の整備を図るとともに，相互の連携に努める。

第３ 緊急輸送活動関係

町は，三好警察署及び県と連携の下，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

第４ 関係者等への的確な情報伝達活動

町は，発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくとともに，被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制をあらかじめ整えておくものとする。

第５ 鉄道交通環境の整備

町は，関係機関と連携の下踏切道の立体交差化，構造の改良，踏切保安設備の整備，交通規制の実施，統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第２節 災害応急対策

第１ 災害情報の収集・連絡

１　鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は，事故災害発生の通報を受けたときは，社員に出動を指示するとともに，事故災害等の状況の把握に努め，関係機関に通報する。

２　危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

鉄道事業者は，必要に応じ，被害情報を四国運輸局に連絡する。

町は，事故情報，人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

３　一般被害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は，必要に応じ，被害状況を四国運輸局に連絡する。

４　応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は，四国運輸局に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡する。

町は，県に対し，応急対策の活動状況，町本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡する。

また，応急対策活動情報に関し，必要に応じて防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

第２ 活動体制の確立

１　鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は，発災後速やかに災害の拡大の防止のため，関係列車の非常停止の手配，乗客の避難等の必要な措置をとるとともに，社員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等，必要な体制をとる。

２　町の活動体制

町は，みよし広域連合消防本部と連携の下，発災後速やかに，災害の拡大の防止のため，必要な措置を講ずるとともに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び町本部設置等必要な体制をとる。

３　広域的な応援体制

町は，被害の規模に応じて，他の地方公共団体に応援を求める。

また，周辺市町村における大規模な災害の発生を覚知したときは，あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整える。

４　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は，共通対策編第３章第６節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

第３ 救助・救急，医療及び消火活動

１　救助・救急活動

鉄道事業者は，事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし，二次事故・災害の防止に努め，その救急措置及び復旧については，最も安全と認められる方法により，迅速かつ的確に実施し，必要により関係機関に救援等を要請し，救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

２　医療救護活動

鉄道事業者は,災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに,医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

３　消火活動

（１）鉄道事業者

鉄道事業者は，事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに，必要により関係機関に救援等を要請し，消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

（２）消防機関

みよし広域連合消防本部は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行う。

第４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行う。

なお，交通規制を行うに当たっては，三好警察署，他の道路管理者と相互に密接な連絡をとり実施する。

第５ 関係者等への的確な情報伝達活動

１　被災者，被災者の家族等への情報伝達活動

町は，被災者，被災者の家族等のニーズを十分把握するとともに，鉄道災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制情報等，災害時に役立つ正確かつきめ細やかな情報を，被災者，被災者の家族等に対し，適切に提供する。その際，要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお，情報の公表，広報活動の実施に当たっては，その内容について，防災関係機関と相互に連絡をとりあうものとする。

２　住民等への的確な情報の伝達

町は，災害発生地の住民等に対し，鉄道災害の状況，安否情報，施設等の復旧状況等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお，情報の公表，広報活動の実施に当たっては，その内容について，防災関係機関に通知するとともに，相互に情報交換を行うものとする。

3　関係者等からの問い合わせに対する対応

町は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第２章　道路災害対策

実施機関

町（危機管理課，建設課）

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

第１節 災害予防

第１　道路の交通の安全のための情報の提供

１　道路管理者

町は，道路施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，情報の収集，連絡体制の整備を図る。また，異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第２　道路施設等の整備

１　道路管理者

道路施設等の点検を通じ，道路施設等の現況の把握に努める。

また，道路における災害を予防するため，必要な施設の整備を図る。

道路施設等の安全を確保するため，必要な体制等の整備に努めるものとする。

さらに，防災安全交付金等を通じ，安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努める。

２　道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立集落の解消に努める。

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

１　情報の収集・連絡関係

町は，収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理する。

２　災害応急体制の整備関係

（１）町職員の体制

町は，職員の非常参集体制の整備を図る。また，必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し，職員に周知するとともに訓練等を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等と

の連携等について徹底を図る。

（２）防災関係機関相互の連携体制

町は，平常時より防災関係機関と相互の連携強化に努める。

３　救助・救急，医療及び消火活動関係

（１）救助・救急活動関係

町及びみよし広域連合消防本部は，救助工作車，救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

（２）医療活動関係

町は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品等の供給確保に備える。

道路管理者及び県，町等は，医療活動について，連絡体制の整備を図るとともに，相互に連携に努める。

（３）消火活動関係

道路管理者，消防機関等は，平常時より機関相互間の連携強化を図る。

４　緊急輸送活動関係

町は，三好警察署・美馬警察署及び県と連携の下，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

５　危険物等の流出時における防除活動関係

町及び道路管理者は，危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう，資機材の整備促進に努める。

６　関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は，発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

町は，被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

７　防災機関の防災訓練の実施

町は，他の道路管理者及び防災関係機関と連携の下，防災訓練の実施を通じ，災害時の対応等について周知徹底を図る。

なお,訓練を行うに当たっては,災害及び被害の想定を明らかにするなど,実践的なものになるよう工夫する。また，訓練終了後にはその評価を行い,課題等を明らかにするとともに,必要に応じて体制等の改善措置等を講じる。

８　施設，設備の応急復旧関係

町は，被害情報の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制，資機材を整備する。

９　災害復旧への備え

町は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保

存するよう努める。

第４　防災知識の普及

町は，道路利用者に対し，災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第５　再発防止対策の実施

町は，防災関係機関と連携の下，原因究明のための調査を行い，その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第２節 災害応急対策

第１　災害情報の収集・連絡

１　事故情報等の連絡

町は，道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は，速やかに県等，関係機関に連絡する。

２　災害発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

町は，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する情報等について，把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

３　一般被害情報等の収集・連絡

町は，被害情報等の収集に努めるとともに，被害状況を県等に連絡する。

４　応急対策活動情報の連絡

町は，県に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡する。

また，応急対策活動情報に関し，必要に応じて防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

第２　活動体制の確立

１　町の活動体制

町は，発災後速やかに，災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

２　広域的な応援体制

町は，被害の規模に応じて，他の地方公共団体に応援を求める。また，大規模な災害の発生を覚知した時は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整える。

３　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は，共通対策編第３章第６節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

第３　救助・救急，医療及び消火活動

１　救助・救急活動

町は，迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するようみよし広域連合消防本部及び三好警察署並びに美馬警察署等に協力する。

２　医療救護活動

町は，関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

３　消火活動

（１）町

町は，迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力する。

（２）消防機関

消防機関は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行う。

本町以外で災害が発生した場合は,発災現場の地方公共団体からの要請,相互応援協定等に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行う。

なお，交通規制を行うに当たっては，三好警察署及び美馬警察署，他の道路管理者と相互に密接な連絡をとり実施する。

第５　危険物等の流出に対する応急対策

町は，危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し，直ちに防除活動，避難誘導活動を行い，危険物による二次災害の防止に努める。

第６　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は，迅速かつ的確な障害物の除去，仮設等の応急復旧を行い，早期の道路交通の確保に努める。また，道路施設の応急復旧を行うとともに，類似の災害の再発防止のために，被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第７　関係者等への的確な情報伝達活動

１　被災者の家族等への情報伝達活動

町は，被災者，被災者の家族等のニーズを十分把握し，道路災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際，要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお，情報の公表，広報活動の際，その内容について，防災関係機関と相互に連絡をとりあう。

２　住民等への的確な情報の伝達

町は，災害発生地の住民等に対し，道路災害の状況，安否情報，道路施設等の復旧状況，ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお，情報の公表，広報活動の際，その内容について，防災関係機関と相互に通知し情報交換を行う。

３　関係者等からの問い合わせに対する対応

町は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図る。

また，情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第３章　危険物等災害対策計画

実施機関

町（危機管理課），県

危険物の漏洩・流出，火災，爆発による多数の死傷者等の発生，高圧ガスの漏洩・流出，火災，爆発による多数の死傷者等の発生，毒物・劇物の飛散，漏洩，流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害による被害の拡大と防止するため，保安教育の徹底，規制の強化，自衛消防組織の強化促進，化学消防資機材の整備，輸送その他の自主保安体制の整備等，保安体制の強化を促進する。

第１節 災害予防

第１　危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下，本編において「事業者」という。）は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。また，町及びみよし広域連合消防本部は，県と連携して，危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し，施設の安全性の確保に努める。

町，みよし広域連合消防本部及び事業者等は，自主保安規程等の遵守，自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

町，みよし広域連合消防本部及び事業者等は，危険物等災害が生じた場合に，その原因の究明に努め，危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

１　危険物災害予防対策

（１）保安教育

町，みよし広域連合消防本部及び県は，事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し，講習会，研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより，危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また，危険物安全週間に広報，啓発活動を行うことにより，危険物の保安意識の高揚に努める。

（２）規制の強化

町，みよし広域連合消防本部及び県は，危険物施設に対し，次の事項を重点に立入検査等を適時実施し，災害の発生と拡大の防止を図る。

ア　危険物施設の位置，構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ　危険物の貯蔵，取扱い，運搬，積載等の方法についての検査及び安全管

理についての指導の強化

ウ　危険物施設の管理者，危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ　地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

（３）屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

町，みよし広域連合消防本部及び県は，液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については，不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに，危険物の流出事故が発生した場合，敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

（４）自衛消防組織の強化促進

事業者は，自衛消防組織の強化を推進し，自主的な災害予防体制の確立を図るとともに，隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し，効率ある自衛消防力の確立を図る。

２　高圧ガス，ＬＰガス及び火薬類災害予防対策

町，みよし広域連合消防本部及び県は，高圧ガス，LP ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため，保安教育，保安の強化，自主保安体制の整備等保安体制の強化を図る。

３　毒物，劇物災害予防対策

町，みよし広域連合消防本部及び県は，毒物，劇物による災害を防止するため，施設管理の適正化，応急措置体制の確立，立入検査の強化，搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図る。

４　放射線災害予防対策

町，みよし広域連合消防本部及び県は並びに放射性同位元素の届出使用者は，災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため，施設の防災対策，防災業務従事者に対する教育及び訓練，防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに，施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し，災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

５　複合災害予防対策

町及びみよし広域連合消防本部は，複合災害を防止するため，施設管理の適正化，保安教育の徹底，規制の強化，化学消防機材の整備，応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図る。

第２　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

１　情報の収集・連絡関係

町は，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理する。

２　災害応急体制の整備関係

町及び事業者は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図る。

3　救助・救急，医療及び消火活動関係

（１）救助・救急活動関係

町及びみよし広域連合消防本部は，救助工作車，救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

救急・救助関係機関及び事業者は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努める。

（２）医療活動関係

町は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，県と連携して，応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

町，県及び事業者は，医療活動について，連絡体制の整備を図るとともに，相互に連携に努める。

（３）消火活動関係

町及びみよし広域連合消防本部は，平常時から機関相互間の連携強化を図り，消防水利の確保，消防体制の整備に努める。

また，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

町及びみよし広域連合消防本部並びに事業者は，危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

4　緊急輸送活動関係

町は，三好警察署及び美馬警察署並びに県と連携の下，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

5　危険物等の大量流出時における防除活動関係

町・みよし広域連合消防本部及び事業者は，危険物等が大量流出した場合に備えて，防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

また，危険物等が大量流出した場合に備えて，オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

さらに，関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

6　施設，設備の応急復旧活動関係

事業者は，施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備する。

7　防災業務関係者の安全確保関係

町及びみよし広域連合消防本部は，応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

８　被災者等への的確な情報伝達活動関係

町は，発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理して情報伝達を行う。

町は，家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

９　防災機関等の防災訓練の実施

町及びみよし広域連合消防本部は，様々な危険物等災害を想定し，関係機関等と相互に連携を図り，より実践的な消火，救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また，訓練を行うに当たっては，危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し，訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

１０　災害復旧への備え

町及び事業者等は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努める。

第２節 災害応急対策

第１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

１ 災害情報の収集・連絡

（１）危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合，事業者は県，町等関係機関へ連絡する。

（２）危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県，市町村等関係機関へ連絡する。

町は，事故情報，人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

（３）一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県，町等関係機関へ連絡する。

（４）応急対策活動情報の連絡

事業者は，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を県，市町村等関係機関へ連絡する。

町は，県に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡する。また，県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

また，応急対策活動情報に関し，必要に応じて防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

第２　活動体制の確立

１　事業者の活動体制

事業者は発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。

事業者は，みよし広域連合消防本部，三好警察署等との間において緊密な連携の確保に努める。

２　町の活動体制

町は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

３　広域的な応援体制

町は，被害の規模に応じて，他の地方公共団体等に応援を求める。

４　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は，共通対策編第３章第６節「自衛隊派遣要請」に定めるところによる。

５　防災業務関係者の安全確保

町は，応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに，相互に密接な情報交換を行う。

第３　災害の拡大防止活動

町は，県と連携の下，危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止，流出した危険物等の除去，環境モニタリングを始め，住民の避難，事業者に対する応急措置命令，危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第４　消火活動

町及びみよし広域連合消防本部は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行う。その際，火災の状況，規模並びに危険物の種類により，消火用薬剤の収集，化学車の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

第５　災害の拡大防止のための交通制限及び

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

町は，災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行う。

第６　危険物等の大量流出に対する応急対策

１　河川等への流出に対する応急対策

町は,危険物等が河川等に大量流出した場合,直ちに関係機関と協力の上,環境モニタリング，危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお，その際,水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し,迅速に対応する。

第７　施設，設備の応急復旧活動

町は，専門技術を持つ人材等を活用して，施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，施設の応急復旧を速やかに行う。

第８　被災者等への的確な情報伝達活動

１　被災者への情報伝達活動

町は，被災者のニーズを十分把握し，危険物等災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障がい者，外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお，情報の公表，広報活動の際，その内容について，防災関係機関と相互に連絡をとりあう。

２　住民等への的確な情報の伝達

町は，災害発生地の住民等に対し，危険物等災害の状況，安否情報，施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお，情報の公表，広報活動の際，その内容について，防災関係機関と相互に通知し情報交換を行う。

３　住民等からの問い合わせに対する対応

町は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。

また，情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第４章　大規模な火事災害対策計画

実施機関

町（危機管理課），消防団，みよし広域連合消防本部

社会環境の変貌に伴い，そこに発生する災害の態様も，多様化，複雑化の傾向にあり，被害を最小限にとどめるため，大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害対策を推進する。

第１節　災害予防

第１　災害に強いまちづくり

１　災害に強いまちの形成

町は，避難路，避難地，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備を図る。

町は，緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について，ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

２　火災に対する建築物の安全化

（１）消防用設備等の整備，維持管理

町，みよし広域連合消防本部及び事業者等は，多数の人が出入りする事業所等について，法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに，当該建築物に設置された消防用設備等については，災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

（２）建築物の防火管理体制

町，みよし広域連合消防本部及び事業者等は，多数の人が出入りする事業所等について，防火管理者を適正に選任するとともに，防火管理者が，当該建築物についての消防計画の作成，当該消防計画に基づく消火，通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど，防火管理体制の充実を図る。

（３）建築物の安全対策の推進

町,みよし広域連合消防本部及び事業者等は,大規模建築物等について，避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化，防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに，不燃性材料・防炎物品の使用，店舗等における火気の使用制限，安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

第２　大規模な火事災害防止のための情報の充実

町長は，火災気象通報について知事から通報を受けたとき，又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは，必要に応じて火災に対する警報を発し，及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知する。

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

１　情報の収集・連絡関係

町は，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理する。

２　災害応急体制の整備関係

町は，職員の非常参集体制の整備を図る。

また，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図る。

３　救助・救急，医療及び消火活動関係

（１）救助・救急活動関係

町及びみよし広域連合消防本部は，救助工作車，救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

（２）医療活動関係

町は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

町及び県は，医療活動について，連絡体制の整備を図るとともに，相互に連携に努める。

（３）消火活動関係

町は，防火水槽，貯水槽の整備，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利等の活用により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努める。

また，町及びみよし広域連合消防本部は，平常時から機関相互の連携強化を図り，消防水利の確保，消防体制の整備に努めるとともに，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

４　緊急輸送活動関係

町は，三好警察署及び美馬警察署並びに県と連携の下，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

５　施設，設備の応急復旧活動関係

町及び県は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備する。

６　施設，設備の応急復旧活動関係

町は，発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくとともに，住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整えておく。

7　防災業務関係者の安全確保関係

みよし広域連合消防本部は，大規模な火事災害を想定し，関係機関等と相互に連携を図り，より実践的な消火，救助・救急等の訓練を実施する。

また，訓練を行うに当たっては，大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し，訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

8　災害復旧への備え

公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努める。

第２節 災害応急対策

第１ 災害情報の収集・連絡

1　大規模な火事発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

町は，火災の発生状況，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

2　応急対策活動情報の連絡

町は，県に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡する。また，応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第２　活動体制の確立

1　町の活動体制

町は災害の状況に応じて速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2　広域的な応援体制

町は，消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には，県に対し応援を要請する。

県は，町から応援要請を求められたとき，又は火災が著しく拡大し，県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは，消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

3　自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊の災害派遣要請は,共通対策編第３章第６節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

第３　消火活動

みよし広域連合消防本部は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。被災地方公共団体からの要請，相互応援協定等に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第４　緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動

町は，災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行う。

第５　施設，設備の応急復旧活動

町は，専門技術を持つ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第６　被災者等への的確な情報伝達活動

１　被災者への情報伝達活動

防災機関は，被災者のニーズを十分把握し，大規模な火事災害の状況，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお，その際，高齢者，障がい者，外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

また，情報の公表，広報活動の際，その内容について，防災関係機関と相互に連絡をとりあう。

２　住民等への的確な情報の伝達

町は，災害発生地の住民等に対し，大規模な火事災害の状況，安否情報，施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお，情報の公表，広報活動の際，その内容について，防災関係機関と相互に通知し情報交換を行う。

３　住民等からの問い合わせに対する対応

町は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。

また，情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第５章　林野火災対策

実施機関

町（危機管理課，産業課），消防団，みよし広域連合消防本部

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策について定める。

第１節　災害予防

第１　林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては，町は，県と協議して，林野火災特別地域を決定するとともに，総合的な林野火災対策の推進に努める。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板などの防火思想の普及と、防火水槽、簡易防火用水等、初期消火のための施設の配備を促進するものとする。更に、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

町は，林野火災予防のため，保護樹帯の設置，標識等の整備，林野火災多発期における注意警報の適切な伝達，防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努める。

第２　林野火災防止のための情報の充実

町長は，火災気象通報について知事から通報を受けたとき，又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは，必要に応じて火災に対する警報を発し，及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知する。

町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

１　配備体制

町は，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理する。

２　災害応急体制の整備関係

（１）職員の体制

町は，職員の非常参集体制の整備を図る。

また，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図る。

（２）防災機関相互の連携体制

林野火災は，隣接市町村，隣接県に及ぶ場合があるため，県町は隣接市町と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

３　救助・救急，医療及び消火活動関係

（１）救助・救急活動関係

町は，救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

（２）医療活動関係

町は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

町は，県と連携の下，医療活動について，連絡体制の整備を図るとともに，相互に連携に努める。

（３）消火活動関係

町は，防火水槽，貯水槽の整備，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利等の活用により，消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに，林野火災用工作機器，可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の 整備促進に努める。

県及び町は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。

町は、消防団について、みよし広域連合消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

４　緊急輸送活動関係

町は，三好警察署及び美馬警察署並びに県と連携の下，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

５　施設，設備の応急復旧活動関係

町は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備する。

６　被災者等への的確な情報伝達活動関係

町は，発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

町は，住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

７　防災機関等の防災訓練の実施

町及びみよし広域連合消防本部は，様々な状況や広域応援も想定し，関係機関等と相互に連携を図り，より実践的な消火等の訓練を実施する。

また，訓練を行うに当たっては，林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し，訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第４　防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が，たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり，町は，広報活動や消火訓練等を通じて，林野周辺住民，入山者等の防災知識の普及，予防啓発等防火思想の徹底を図る。

第２節 災害応急対策

第１発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

１　災害情報の収集・連絡

（１）林野火災発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

町は，火災の発生状況，人的被害の状況，林野の被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

（２）応急対策活動情報の連絡

町は，県に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡する。

また，応急対策活動情報に関し，必要に応じて防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

第２　活動体制の確立

１　防災機関の活動体制

（１）町の活動体制

町は，災害の状況に応じて速やかに職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

（２）林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は，みよし広域連合消防本部，三好警察署等との連携を図り，初期対応，情報連絡等の協力に努める。

２　広域的な応援体制

町は，消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には，県に対し応援を求める。

なお，県は，町から応援要請を求められたとき，又は火災が著しく拡大し，県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは，消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

３　自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊の災害派遣要請は，共通対策編第３章第６節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

第３　消火活動

町及びみよし広域連合消防本部は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行い、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。また、消防機関は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

住民及び自主防災組織等は，発災後初期段階において，自発的に初期消火活動を行うとともに，消防機関に協力するよう努める。

また，本町以外で災害が発生した場合は，被災地方公共団体からの要請，相互応援協定等に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第４　緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動

町は，災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行う。

第５　施設，設備の応急復旧活動

町は，関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して，ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第６　被災者等への的確な情報伝達活動

１　被災者，被災者の家族等への情報伝達活動

町は，被災者のニーズを十分把握し，林野火災の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障がい者，要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあう。

２　住民等への的確な情報の伝達

町は，災害発生地の住民等に対し，林野火災の状況，安否情報，施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行う。

３　住民等からの問い合わせに対する対応

町は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。

また，情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第７　二次災害の防止活動

町は，県等と連携し，林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては，土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して，二次災害の防止に努める。

第６章　原子力災害対策

実施機関

町(危機管理課，環境課，福祉課，住民課，総合窓口課，産業課，健康づくり課)

第１節　総則

第１　計画の目的

県内には，「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず，また，県外に立地する原子力施設のうち，最も近距離にある伊方原子力発電所までの直線距離も約百数十 km と，本県からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら，平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は，大量の放射性物質を放出し，緊急時防護措置を準備する区域（いわゆる UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の範囲を超えた住民に対しても，高濃度の放射能汚染により，住民が避難を余儀なくされたり，数百 km 離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど，今までの想定を越える事態が発生した。

また，放射性物質及び放射線による影響は，いわゆる人間の「五感」には感じることができないなど，他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると，原子力発電所において事故が発生した場合，町民の心理的動揺，精神的負担など，町民生活に混乱をきたす事態も想定される。

町としては，県の災害対応を踏まえ，原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え，町が県及び関係機関等と連携して実施するべき事前対策，応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより，町民の生命，身体及び財産を保護することを目的とする。

第２　計画の性格

１　町の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は，本町の原子力災害対策の基本となるものであり，国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第６条の２第１項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに，関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（以下「プラン対策編」という。),原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

また，町及び県や関係機関は，想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし，仮に不測の事態が発生した場合であっても，対処し得るよう体制を整備する。

２　東みよし町地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は，「東みよし町地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編」の「原子力災害対策」として定めるものであり，この計画に定めのない事項については，「東みよし町地域防災計画（共通対策編）」に記載のある対策を参考に対処する。

３　計画の修正

この計画は，災害対策基本法第 40 条の規定に基づき，防災基本計画又は町の体制，組織等の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更する。

第３　本編の基礎とするべき災害の想定

１　放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は，指針によれば次のように想定されている。

※原子力災害対策指針＞①放射性物質又は放射線の放出＞（ｉ）原子炉施設で想定される放出形態より抜粋

原子炉施設においては，多重の物理的防護が設けられているが，これらの防護壁が機能しない場合は，放射性物質が周辺環境に放出される。その際，大気の放出の可能性がある放射性物質としては，気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス，揮発性の放射性ヨウ素，気体中に浮　遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。

これらは，気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり，距離移動が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの，風下方向の広範囲　に影響が及ぶ可能性がある。また，特に降雨雪がある場合には，地表に沈着し長期間留まる可能　性が高い。さらに土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり，それらの飛散や流　出には特別な留意が必要である。

実際，平成 23 年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては，格納容器の一部の封じ込め機能の喪失，溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果，放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また，炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって，事故による放出形態は，必ずしも単一的なものではなく，複合的であることを十分考慮する必要がある。

２　この計画で対象とする原子力災害

この計画では，指針による放射性物質又は放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み，特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず，全国の原子力発電所における事故を想定する。

第２節　事前対策

第１　情報の収集・連絡体制の整備

町は，原子力災害に対し万全を期すため，国，県，原子力事業者，原子力施設が立地する地方自治体（以下「立地府県等」という。）その他の防災関係機関・団体との間において，原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため，次に掲げる事

項について体制等を整備する。

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）情報の収集・連絡体制の整備

町は，原子力災害に対し万全を期すため，国，県，原子力事業者，関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際，夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

また，町は，県が実施する環境放射線モニタリング（空間放射線量率，水道水，葉菜等の環境試料）などの情報を入手する体制の整備に努める。

第２　原子力災害事前対策の整備

町は，原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため，以下に掲げる事項について，あらかじめ必要な体制を整備する。

１　参集体制の整備

町は，特定事象及び警戒事象発生の通報を受けた場合，速やかに職員の参集，情報の収集・連絡が行えるよう，参集体制の整備を図る。

２　モニタリング結果の公表

町は，県が実施するモニタリング検査の状況や検査結果に関する情報を町ホームページ等の利用により住民に公表する。

３　飲食物の出荷制限，摂取制限等

町は，あらかじめ飲食物の出荷制限，摂取制限に関する協力体制を定めておく。

４　緊急時の保健医療体制の整備

町は，住民に対する健康相談窓口を開設する。

第３　県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

町は，原子力災害により，県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受け入れ要請に備え，あらかじめ必要な体制を整備する。

１　避難所の確保

町は，広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努める。

２　二次避難先の検討

町は，避難の長期化が見込まれる場合に備え，二次避難先として，ホテル，公営住宅，民間賃貸住宅等の活用について備える。

第４　住民等への的確な情報伝達体制の整備

１　住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は，県と連携し，特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について，情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら，災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整

備する。

２　複合災害を想定した情報伝達体制の整備

町は，地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに，的確な情報を常に伝達できるよう，情報伝達体制の整備に努める。

３　相談窓口の設置

町は，県と連携し，町民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について，あらかじめその方法，体制等について定めておくものとする。

４　避難行動要支援者等への情報伝達体制の整備

町は，原子力災害の特殊性にかんがみ，県と連携し，傷病者，入院患者，高齢者，障がい者，外国人，乳幼児，妊産婦などの避難行動要支援者及び一時滞在者に対し，災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，町民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第５　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は，県と連携し，町民等に対し，原子力防災に関する知識の普及と啓発のため，次に掲げる事項について，広報活動の実施に努める。

また，防災知識の普及と啓発に際しては，要配慮者に十分に配慮することにより，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等，男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

１　放射性物質及び放射線の特性に関すること

２　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

３　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第３節　緊急事態応急対策

この節では，原子力発電所における特定事象及び警戒事象の発生及び，原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の町の応急対策を定めるものであるが，これら以外の場合であっても，原子力防災上必要と認められるときは，本節に定める対策に準じて対応する。

第１　緊急事態応急体制の確立

町は，原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため，以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について，あらかじめ必要な体制を整備する。

１　緊急事態応急体制の確立

（１）事故対策のための警戒態勢

町は，特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合や，報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は，災害対策連絡本部等を招集・開催し，速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに，県，原子力事業者，関西広域連合等関係機関と緊密な連携を図る。

２　モニタリング結果の公表

（１）モニタリング結果の公表

町は，町ホームページ等を利用して県が実施する緊急時モニタリング結果を公表する。

３　飲食物の出荷制限，摂取制限等

（１）飲食物のスクリーニング検査への協力

町は，県が実施する飲食物のスクリーニング検査体制の確立に協力をする。

（２）飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施及び解除

町は，県が実施する飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施及び解除に協力をする。

（３）スクリーニング検査結果の公表

町は，県が行う飲食物のスクリーニング検査の結果について町ホームページ等を利用して公表する。

第２　住民等への的確な情報伝達活動

１　町民等への情報伝達活動

町及び県又は原子力事業者は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，農畜水産物の安全性の確認等，住民に役立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で，利用可能な様々な手段を活用し，迅速かつ適切に提供する。

なお，その際，避難行動要支援者及び一時滞在者等に配慮する。

２　相談窓口の設置

町は，町民等からの相談，問い合わせに対し，迅速かつ円滑に対応するため，必要な分野において，相談窓口を設置する。

３　町による住民等への情報伝達活動

町は，ＩＰ告知放送や広報車，自主防災組織との連携等により，住民等に対し，広報活動を行う。

第３　県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

町は，原子力災害により，県境を越えて避難する者が発生した場合，県からの要請により，必要に応じて次の対応を行う。

１　広域避難の調整・受入れ

（１）広域避難の受入れ

町は，県境を越える広域避難の受入れについて県からの要請があった場合は，広域避難の受入れを実施する。

（２）受入先の調整

町は，県からの広域避難の受入れについて要請があったときは，要請内容に基づき，町の受入可能人数・施設等を確認の上，県に連絡する。

（３）避難所の開設・運営

町は，要請を受け，広域避難の受入が可能な避難所の開設をする。

２　避難者の生活支援及び情報提供

（１）避難者の生活支援

町は，避難者の多様なニーズを把握し，必要な支援につなげるとともに，避難先の生活・医療・雇用情報等をとりまとめ，避難者に対し情報提供を行う。

（２）避難者の情報提供

町は,避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに,避難者支援に関する情報を提供する。

第４節　中長期対策

第１　環境放射線モニタリング結果の公表

町は，原子力緊急事態解除宣言後も，県の環境放射線モニタリングの結果について町ホームページ等で公表する。

第２　各種制限措置の解除

町は,県の飲食物の出荷制限,摂取制限等の制限措置の解除を関係者等に周知する。

第３　住民等への的確な情報伝達活動

町は,町内の空間放射線量率が平常時より高い場合は,相談窓口の運用を継続する。

なお，引き続き，住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，農畜水産物の安全性の確認の状況等，住民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で,利用可能な様々な手段を活用し,迅速かつ適切に提供する。

第４　風評被害等の影響の軽減

町は，県と連携し，原子力災害による風評被害を未然に防止し，また，その影響を軽減するため，地場産品等の流通促進に向けて，迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに，積極的な広報活動を展開する。

特に，農林水産物等については，放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果，出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるものとする。

第５　避難者の生活支援の継続と長期化への対応

町は，県と連携し，避難者の多様なニーズ，特に生活・医療・雇用情報等を把握し，必要な支援を継続する。

また，避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等，避難の生活支援について，関係機関と連携し，必要な支援を行う。

東みよし町地域防災計画

平成１８年３月策定（第１版）
平成２５年３月改訂（第２版）
平成２６年３月改訂（第３版）
令和　３年３月改訂（第４版）
令和　５年８月改訂（第５版）
令和　７年３月改訂（第６版）
令和　８年３月一部修正

編集・発行

東みよし町危機管理課